「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集に寄せられた意見

(個人)

No.	意見
1	2001 年 2 月 『映画産業に関する商慣行改善調査研究報告書』 (三菱総合研究所) がすでに経済
	産業省より公表されており、具体的提言も盛り込まれているのに、これを放置し、調査時期と同
	様の商慣行が続いているのに、いまだに検討を続けるのは理解に苦しむ。
	具体的提言をあげて実施するべきではないか。
2	著作権の保護期間延長に反対します。著者の利益や権利は、現状の死後50年でも十分に保
	護されており、保護期間の延長はむしろ文化の共有、発展促進の妨げになると考えます。
3	著作権の権利者死後の保護期間を延長することを反対します。
4	著作権延長反対
	どこまで欲の皮つっぱってんだ
	反吐が出る
5	重点施策の中で、是非ご検討を戴きたいこと。
	(趣旨)
	商標・意匠の分野を、弁理士の専属分野から行政書士等他の法律専門家にも取り扱い
	(登録出願手続き)ができるよう弁理士法などの改正を強〈望みます。
	(理由)
	1.弁理士事務所の偏在と絶対数が少ないこと。
	特に北海道においては、約20名が札幌ないしその近郊に所在します。広大な地域の中で
	『地域団体商標権』や『商標権』についての関心の高まりがありますが、これらのニーズ
	に広〈対応できるのは、地方の法律専門家として活動を続けている「行政書士など」に
	これらの取り扱い窓口を開放することでより一層推進され、促進されるものと考えます。
	2.行政書士会では、著作権法・種苗法等の研修会を開催するなど関連分野の知識の普及
	に努めており、この分野のスペシャリストも育ちつつあります。
	(4+±Δ)
	(結論)
	特許法以外の分野(実用新案法・商標法・意匠法など)を広〈弁理士以外の法律専門家に 問がされますような(ははまま)
	開放されますよう強く望みます。
6	昨年の12月25日に、警察庁の研究会「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究
	会」が最終報告書の提言を出し、漫画・アニメ・ゲームの審査と販売の自主規制強化を業界団体
	に要請した事と、インターネット・ホットラインセンターが、インターネット上のコンテンツに流れて
	いる漫画・アニメの2次元画像を、国際機関のインターネット監視団体を通じて有害情報扱いに
	し、削除されようとしているようですが。

最近、子どもを狙った凶悪事件の原因を十分に調べず、漫画・アニメ・ゲームが原因であると解 釈して警察庁の研究会「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」が、「子どもを 守る」と言う名目で言論統制に繋がる表現規制の改悪法案を作り、2次元の漫画・アニメ・ゲー ムの製作・販売・所持を全面禁止させる事は非常に変だと思います。

2次元の漫画・アニメ・ゲーム等のコンテンツが、子どもを狙った凶悪事件の原因だと言う根拠

は、科学的にも証明されておりません!

実在しない架空の児童を2次元で描いたCG・絵の漫画・アニメ・ゲームが描かれていても、実在 の児童に危害が及ぶような事実はありません!

根拠の無い資料を出してまで、漫画・アニメ・ゲームのコンテンツを、子どもを狙った凶悪犯罪の原因に結び付けるような責任転換で、今 問題になっている"あるある大辞典問題"以上の、ありもしない事を事実に仕立て上げて、自主規制の強化を業界団体に要請する事は、全ての表現に対する表現弾圧の何者でもありません!

漫画・アニメ・ゲームを規制しようとしている規制推進派が、架空と現実を混同する根拠の無い考えで、漫画・アニメ・ゲームを法規制する事を促す提言で、自主規制の強化の要請をした事は、漫画・アニメ・ゲームを趣味にする全ての人達が不安に思い悲観しています。

漫画・アニメ・ゲームを法規制するような提言で、自主規制の強化を業界団体に促す事は、個人の趣味・生きがいを奪う事になり兼ねませんし、生きる意欲を奪う事になりかねません!

漫画・アニメ・ゲームを法規制するような提言による自主規制の強化の撤廃と、表現規制に断固 反対致します。

7 文化や創造は最初は模倣から生まれ、やがて成長したそこにオリジナリティが加わって華開いていきます。

今の著名な文化人も、最初は模倣から始めたはずです。著作権を管理することは悪いことではないと思いますが、著作権の一律的な規正は反対です。少な〈とも、規制でもって創作活動を萎縮・断念させるような形には絶対にしないで頂きたいです。

また、著作した本人が規正を望む場合は多いかも知れませんが、望まない場合だって少なくありません(実際、ネットでは著作権フリーの素材を配布しているサイトは山のようにあります)。一律に規正するのではなく、どれだけの部分を規正したいのか、どれだけの部分を規正しないのか、著作者の自由意思を尊重すべきです。

最後に、著作権保護期間の延長(死後70年)は反対です。著作者本人が著作の恩恵を受けるのは当然だと思いますが、その子々孫々まで~という感覚はおかしいと思います。今の50年でも、著作者の子供までは十分に恩恵を受けます。それ以上はもはや必要ないと思います。文化の停滞を招きます。

70年延長を主張する漫画家松本零士氏が「クリエイターは年金もなく~」と仰っておられましたが、それはクリエイターだけに限りません。多くの自営業者がそうですし、まじめに企業に勤めている者も今の日本の現状では将来の年金に大きな不安を抱いています(そもそも、クリエイターだとて国民年金をちゃんと払っていれば、松本氏の年代ならば年金はあるはず)。

特許権はもっと期間が短いですし、著作権だけ死後70年(ただの70年ではなく、「死後」の70年!)に延長は断固として納得できません。ただの利権狙いにしか思えない主張です。

8 1 発明の促進

現在、学生などの理工系離れが進んでいる一方、企業の開発現場では、新卒エンジニアを正社員として雇うよりも、派遣のエンジニアで済まそうという流れがある。私もかつて企業のエンジニアであったが、このような実情は某C社会長などもよ〈ご存じのことと思う。にもかかわらず、理工系大学で MOT を促進するなどという本末転倒ぶり。そんなどうでもよいことに意を用いるより

も、核心部分をいかに促進するかを考えなければ、いくらよい制度ができても無駄である。さしずめ、今の状況は、店も新しくして、店員教育も十分、包装も綺麗にした、しかし、売る商品はゴミみたいなもの、というものであろう。

これを改善するには、派遣の正社員化、終身雇用の推奨、成果主義からの脱却、年功序列の 促進という日本企業がかつて活力を持ち競争力を持ち得たよい制度を復活させるしかないので ある。アメリカの猿真似をしても、たかだか名誉白人程度にしかなれないであろう。

2 日本特許での世界化

現在、日本一国で登録すれば、海外での特許を認める制度の確立に向けて鋭意努力中のことと思う。しかし、各国での権利行使時に結局各国語の翻訳が必要であれば全〈意味がない(結局費用がかかる)。かといって、日本語のクレームそのまま権利行使を認めるのは難しいことである。

そこで、出願時からクレームのみ、英語と併用で出願させ、明細書の残りの部分は日本語だけで OK であるようにすべきだろう。

3 クレーム解釈などの統一

現在、知財高裁大合議で議論されているように、請求原因レベルの構成要件該当性と、抗弁レベルの有効性判断でのクレーム解釈で、特許法 70 条 2 項を用いるのか、それともいわゆるリパーゼ判決を用いるのか、論点となっている。仮にここの議論が終結して審決取消訴訟では、従前のリパーゼ判決が生き残り、クレーム解釈に足かせがあることに変わりない。さらに審決取消訴訟は、S51 年の最高裁大合議判決のために、実質的に証拠の追加ができない(侵害訴訟ならば、2 審でも当然追加可能)。このように、同じ特許で、同じクレーム解釈であるにもかかわらず、訴訟の系統が違うだけで、手続に大きな不均衡が生じることになる(現在もそうだが)。

このような状況は、早くて強い権利保護という観点からは、まった〈望まし〈ない状況である。これを最高裁で統一を図るには、時間がかかりすぎる。立法によって、早急に解決すべき課題である。

9 著作権保護期間延長に反対します。

JASRAC 主導による動きのようですが、現状の JASRAC は著作権徴収料の行き先の不透明さ や

視野の狭いお役所体質、著作者にまで料金を請求するなど様々な問題が指摘されています。 そのような状態の機関に著作物の管理を従来以上に長い期間任せたりするのは著作者や消費 者に

とっては更なる不利益をもたらすのではないかと私は考えます。

10 知的財産基本法(以下基本法)に基づく知的財産推進計画2006見直しについて、以下意見を述べさせていただきます。

第一条にある『新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸と する活力ある経済社会を実現』するために看過出来ない問題があるのです.....。

現在、日本音楽著作権協会(以下JASRAC)・日本文芸家協会等の17の著作権利者団体が協力して著作権の集中管理を行う動きがありますが、JASRACは飲食店主が余興として楽曲を

演奏した事に対し著作権法違反で告訴したり(参考URL: http://news.livedoor.com/article/detail/2700600/)、ミュージシャンの大槻ケンデ氏が自ら作曲した歌詞を自ら書いたエッセイに引用しただけで、登録楽曲と言う事で使用料を請求し大槻氏に殆ど還元されなかったりと言う話があります。前者は複雑な問題ですが、著作者自身が自由に自らの著作からの引用が出来ない状況は果たして知的財産の効果的な運用に資する事でしょうか?

また、JASRACが徴収した楽曲使用料の使途や(大槻氏の例のように)著作者への還元が不透明な状況です。この点の是正のための施策をまず要求します。JASRACは文化庁との関連の深い団体の筈です。

続いてこれも基本法と言うより著作権法の話に近いですが、著作権の保護期間を著作者死後50年から70年に延長しようとする動きがございます。これは基本法の理念を損なう恐れが大いにあるので(著作権切れの著作物を有効に活用する機会が減れば、第三条にある「豊かな文化の創造」の機会も減る)、現状の維持をお願いします。

同じく著作権法について非親告罪化の動きがあるようですが、これは作り手と受け手の断絶に繋がりかねません。私はあるテレビゲームに出てくるキャラクターのイラストを描きネットで発表していますが、これがメーカーの方の目に留まり喜んでいただけた事があります。こう言う交流すら警察の監視下に置かれるのはごめん蒙りたいものです。

http://journal.mycom.co.jp/news/2007/03/07/010.html には、あるテレビゲームのオマケ画像が You Tube などにアップされて話題となり、メーカーも敢えて黙認したと言う話があります。このようなメーカーの余裕こそ知的財産の効果的活用と言えるのではないでしょうか?当然著作物の悪意ある盗用には断固たる態度が望まれますが.....。

私の意見は以上です。

11 制作者サイドの視点から、著作権の期間延長に反対させていただきます。小説、映画、音楽などに限らず、ほとんどの創作物は作者の寿命よりも流通・販売期間が短いのが通例です。たとえば、20年前に販売された書籍の中で、現在まで版を重ねて流通・販売されている作品は全体の何%程度になるのでしょうか? ましてや、作者の死後も数十年以上にわたって一定以上の販売数が見込める作品というものはご〈少数に過ぎません。

ところが、クリエーターの多くは、自分の産みだした作品は素晴らしく、多数の人間に少なからぬ影響を与え、それは自分の死後も愛読者によって語り継がれていくはずだ……という妄想を抱えています。そして、この妄想が悪い方向に発展すると、死後になって自分の作品が大ヒットしたのに、著作権が消失しているばかりに販売者ばかりが利益丸儲け……という被害妄想にいたり、「著作権を延長せよ」と叫んでしまうわけです。

このような妄想にはつき合う必要はなく、作者の死後にそれなりの期間を経過した作品からは 著作権を消失させ、公共のアイデア・プロットとして再利用した方が、後進が創作を行う際にも参 考となり、かつ創作行為の活性化にも寄与するのではないでしょうか?

12 『知的財産推進計画2006/本編/第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり/I.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する』の項目についての意見

『1.ユーザー大国を実現する』について

『1.ユーザー大国を実現する』の『(3)ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする / 1) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する』において、『2006年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍、雑誌、音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。』とあるが、『書籍、雑誌、音楽用CD等』に、『新聞』も入れるべきである。

また、将来的に消費税の増税が避けられない情勢であるので、ユーザーが豊かなコンテンツを 楽しめるようにするため、(3)の項目に新たに『書籍や雑誌、新聞など(を含む生活必需品)にか かる消費税の無税、低税率化を検討する』という趣旨の項目を設けるべきである。

『1.ユーザー大国を実現する』の『(5)安心してコンテンツを利用するための取組を奨励、支援する』において、『i)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。』とある。

しかし、一部のコンテンツが有害であるとか、社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘は、科学的、統計的根拠に乏しく、不適切な表現であるので、同表現は『i)特定年齢向けコンテンツは、対象ユーザーの利便性を確保しつつ、青少年の見たくない権利や保護者の教育権に配慮するよう、業界による自主的な取組を促進する。』と、改めるべきである。

また、「自主的な取組を促進する」事が、実質的な検閲とならないよう、最大限注意すべきである事も付記すべきである。

『2.クリエーター大国を実現する』について

『2.クリエーター大国を実現する』の『(4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う/(1)国内制度を整備する』において、『iii)映画の著作物については、その保護期間が「公表後50年」から「公表後70年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007年度中に結論を得る。』とある。

しかし、映画的制作手法を取らない著作物などの場合、保護期間の延長は創作活動の支援とならないばかりか、利用に際して長期に制限が掛かるなど負の側面の方が多く、これらの映画的制作手法を取らない著作物の適正な保護を図るために『原則的に延長しない事を前提とする』という文言を盛り込むべきである。

13 「一部のコンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしている」とあるが、これはおかしい。なぜなら具体的な実証例や資料は報告されていないからである。ゲーム脳に代表される外

部の刺激から悪影響を受けるという説があるが、これらは科学的な根拠がない。そして犯罪を犯した人の持ち物から押収されたものからそれらがその人に悪影響を与えたという説もあるが、明確な実証例や資料がないからである。ゆえに悪影響を及ぼしているとは言えない。

そしてその対策として「業界による自主的な取り組み」とあるが、これは表現の自由を侵すものであってはならない。なぜなら表現の自由は憲法に示されているように守られなければならないものだからである。自主的な取り組みとして禁止、制限などを行うことは表現の自由を犯すことにつながりかねない。

以上のことを踏まえて、論理的かつ公正、正確に検討してもらいたい。

- 14 著作権保護期間の延長はデメリットの方が圧倒的に多く、創作者の立場からも反対します。
- 15 「知的財産推進計画2006」に盛り込まれている日本法令の英訳を政府でより進めて欲しい。国内法を整備しても、外国の企業に英語で説明するツールがない現状は、甚だ不便。まだまだ翻訳対象が限られているようですが、知財関係に限らず、訴訟法や経済法・税法などを無償で利用しやすい形で早く翻訳して公開して欲しい。
- 16 著作権延長反対。

日本音楽著作権協会は、現在でもまともに機能していないことは、

会員・非会員共に通説となっている。

プロミュージシャンであり会員でもある友人は、印税が正式に支払われていないことや、調査を 訴えてもまともに対応がなされないなどの抗議を訴えている。

メディア関係の友人は、推奨アーティストの曲を、自分の番組でいくらかけても、そのアーティストへ金銭面での具体的なバックアップが、正式になされない JASRAC の体制への不満を漏らしている。

日本音楽著作権協会は、体制を変えるべきであり、これ以上、理不尽を助長してはならない。

著作権に主眼を置いてる時点でもう立ち行かない領域に達してるんだから、履き違えの頑を捨てて体制を変えるべきである。

17 このような機会がありましたのでコメントさせていただきました。

まず初めに著作権の非申告罪化についてですが、今のままでは特に二次創作を対象に含めない、個人使用などについても含めないと明記されておらず、このままでは捜査機関の裁量次第で恣意的な摘発が行われる危険性が非常に高いです。

現在でもチカンなどの冤罪が問題になっているのにこのようなものが実装されてしまったのなら そこら中で冤罪などが起こる危険性も非常に高いと思われます。 また非親告罪化が認められてしまったならば「著作権侵害物」の広告を出しただけで違法になってしまいます。

それに「営利目的のもの」か「商業規模にあるもの」と認定された場合、親告罪では無〈なるので、当事者間の合意に関係な〈取締りの対象となり、同人文化や二次創作は死滅、またネットでダウンロードしたものならば問答無用で逮捕などと言うバカらしい事態に陥ります。

それに創作の基本はまず二次創作やパロディーからです。

例として今では著作権延長に賛成している松本零士氏の銀河鉄道 999 だって元をたどれば宮沢 賢治の銀河鉄道の夜がなければできなかったという二次創作です。

もしこれらのことをしてしまったのなら創作のできる幅を狭め日本の創作文化そのものを消滅させる結果になることは想像するまでもないでしょう。

これらのことより貴方達のしようとしていることは決して「文化の保護」ではな〈「文化の死滅」を加速させるだけに過ぎないことを明記しておきます。

次の点としては著作権延長問題ですが、これも創作の幅を狭めてしまう重大な問題であると言えます。

まず初めに 70 年に延長することにより、現存している音楽の大半が後世に残らない可能性が高いと言う点があげられます。

現在の 50 年でも当時作られた多〈の作品が現在ではどのようなものであったかわからないという事態が起きており、これが70年になってしまえばただただ死蔵作品が増えるだけになり結果多 〈の作品が後世に残らないという結果につながることになります。

また現在の著作権賛成派の延長の理由が「印税をもっともらいたい」などの個人的なものであり、それは著作権延長をする理由に当たらないものです。

まず文化として作品を残すことは大衆に広めることです。

これができない作品はただ死蔵してしまうだけです。

それにはまず著作権を伸ばさない、もしくは短縮し、大衆がもっと使いやすくする必要があると思 われます。

現状の死蔵し、後世に残ってない作品が多いことをみれば現在の著作権 50 年でも長すぎるは ずです。

アメリカの意向なのかわかりませんがこのような愚かなことで文化を死滅させるようなことはやめ るようにしてください。

|次に私的録音補償金問題。

これも多くの問題を秘めています。

まずCDなどで徴収しているにも関わらず、これらのことを始めてしまうとそれこそ二重取り、三重取りとなってしまう結果になります。

|またこれについては現状の音楽著作権団体である、JASRAC の問題についても触れなければな

りません。

まず何が保障されるのかはっきりしないこと。 またそれによって得た金額はどこに流れるか不明瞭なこと。 これがあげられます。

また JASRAC 事態お金の流れに関して不明瞭な事も多く、文化庁の天下り組織であるために音楽著作権管理団体としては不適格です。

現状でもさっきあげたようにその利益により得た金額の流れが不明瞭であり、執拗なまでのとり ためにより、音楽文化を衰退させたと言う前科も持ち合わせています。

現状の着メロなどを売るためだけに法律まで捻じ曲げ、midi 文化や flash などのパロディーを死滅させたことは記憶に新しいところでしょう。

また JASRAC の一般的な印象はこの flash ができるようにとても著作権管理団体と言えるものではなく、実態は単なる徴収団体であり、文化を執拗以上に衰退させてしまう害悪でしかありません。

http://iiaccess.net/upload/view.php/000901.swf

また日本の著作権料使用料金が高すぎる事も問題です。

アメリカなどではまだ一般的に使いやすいような金額であるのに対し、日本は余りにも高すぎる その金額と JASRAC のその利益で得た金額の使い方が不明瞭なことなども含めその使用がた めらわれている事が多いのは世間をみればわかります。

昔は街角で歌手などの音楽が流れていたのに現在は JASRAC の執拗な取立てのためにすっか り聞〈事もす〈な〈なりました。

10 年ほど昔はその歌手の歌は誰でも知っていたと言うこともあったのに今ではほんの一部だけ しかしらないと言う事も多くなりました。

つまりは大衆から音楽を奪い衰退させているだけに過ぎないのです。

これらの事からも著作権の強化は決して文化を保護するものなどではな〈、文化を衰退させ死滅 させてしまうことになってしまうという結果につながります。

また JASRAC は音楽だけでは売り上げが伸びな〈なったのか、著作権の一元化と称し漫画など についても管理しようとしている節があります。

もしこれらの事が進められてしまうとかつての midi のように二次創作自体が取り締まりの対象になってしまい、同人文化が死滅しかねない危険性が非常に高いです。

事実同人業界ではバーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会であげられていた二 次元規制と同じ〈らい、そのような不安が広まっています。

|後、海賊版対策のひとつである映画の盗撮の禁止の強化についてですが、これも非常に危険な

ものです。

まず一般的に紹介されたものでは、盗撮としか明記されておらず、この場合現状では携帯にカメ ラがついている事は当たり前なのですから、それで撮影しただけで逮捕というバカらしい事態も 十分に起こりえるはずです。

また法律を運用する段になると更なる問題はでてくることも予想され、映画盗撮も万引きと同様、 街頭犯罪の枠に組み込まれただノルマ稼ぎのためだけに未然防止の名の元に私服の警備員に 補導させるというバカらしい事態も十分に考えられます。

これはそれほど現実的とみえないかもしれませんが、事実著作権法に違反していない証拠を提示した飲食店が、「将来的に著作権違反を行うかも」と言うありえない理由でピアノの撤去と罰金を課せられるような時代ですなのでこれらのことが行われる可能性も非常に高いでしょう。

http://blog.livedoor.jp/dqnplus/archives/911139.html

この場合、売る目的であると言うことのみに限定すべきです。

最後にダウンロード(以下 DL)自体を禁止すると言う法案もでてるみたいですが、これは愚の誇張としかいいようがありません。

まずこれを考えた人はインターネットの仕組みをしらないとしか思えません。

インターネットをみるには一度画像なり文章なりのデータをパソコンに DL 刷る必要があります。 それをキャッシュと呼び一時ファイルに保存することで我々は IE などのブラウザで見る事ができ ているのです。

もしこのままでこのようなものが実用化されてしまったならば、最悪キャプチャーされた画像をみただけで逮捕されると言う余りにもばからしい事態に陥ることも考えられます。

こんな事になれば今や PC でネットに触れていない人なんてほとんどいないのですから、国民ほとんどが逮捕されてしまうと言う前代未聞な出来事になってしまいます。

ここ最近警察や JASRAC、ホットラインセンターなどの特定の権力をもった団体の暴走が非常に 目につきますのでここは民主主義らし〈一部の意見を大勢にみせるのではな〈、本当に大勢の 意見をみて政策を決めていただいてほしいです。

法律は貴方達の都合だけで決めていいものではありません。

規制を進めすぎるとただ文化などの衰退を招くことも忘れないでください。

それに余りに規制を進めすぎた結果、お隣の中国や北朝鮮のような言論の自由すら失われる 事にもつながる事を忘れないでください。

どうかその辺の所の熟慮してできればこの案自体を廃案にしていただけることを祈っています。 それでは雑文失礼いたしました。

18 企業で知財関連を担当している者です。

|著作権法も担当しており、また、自らの会社においても著作物が作成されている現状、利用する

側、させる側の両方の意見を持っていると自負しています。

さて、今回の意見は著作権法改正によって、個人の著作権を死後50年から70年に延長する問題について、ご意見申し上げます。

|結論から申し上げますと、延長は不要、できることなら短くしてもいいくらい、とさえ考えます。

パブリックドメインになるはずだった著作物が、ならなくなることによる弊害として、やはり「売れていない書物」がクローズアップされます。これの著作権を維持してしまうと、文化が廃ることはあっても、文化の向上に寄与することはありません。

著作者団体にとって、延長することのメリットは、基本的に「こじつけ」ですね。創作意欲の向上が挙げられているかと思いますが、これが我が国の文化の向上につながるかというと疑問です。単に著作者の権利が増強されるだけで、著名な著作権を有する遺族と、その版権を有する出版社だけが儲け続けるだけだと思います。

50年なら創作意欲がわかなくて、70年なら創作意欲がわく、というのは、創作者としてあるまじき発言、ないし行動という思いがします。しかも、創作意欲がわいて、向上したとしても、それがすなわち文化の向上に寄与する保証もないですし、さらにパブリックドメイン化するのは70年後では、利権を貪るだけで、文化の衰退が懸念されるのは言うまでもありません。

国民の文化の向上と、著作者の権利の強化は、相反することかと思われますが、是非、国が主 導で調整していただいて、延長しない方向で進めていただければと思います。

- 19 知的財産は保持するだけではあまり意味をなさない。生産・保持と同時に情報を流通させ、より多くの人間に報知することが重要と考えられます。最近の欧米の Scientific Communication においては、学術リポジトリやオープンアクセス運動など、情報の invisibility をあげる方向で進んでいますが、大学諸機関における学術リポジトリの制度化や政府関係助成金に基づいて生産された知的財産情報のオープンアクセスの mandate 等についても検討してみてはいかがでしょうか。
- 20 著作権法違反の非親告罪化には反対です。 違法複製物のダウンロード全面禁止はプライバシーの侵害ですので絶対反対です。 著作権保護期間を70年に延長することには絶対反対です。1年たりとも延長は許しません。
- 21 著作権法違反の非親告罪化には絶対反対。表現活動の萎縮につながる。だいたいだれがそれ を取り締まるのか。

違法複製物のダウンロード全面禁止絶対反対。

著作権保護期間を 70 年に延長することには絶対反対。作者は尊重すべきだがそこまでガチガチにする必要性が感じられない。

そもそもジャスラックがあんなにのさばるのがおかしい。

著作権というものを食い物にしている「利権ゴロ」ではないか。

音楽著作物の利用者から使用料を取り、それを著作者へ還元する団体のハズだが、さまざまなトラブルを起こしているのも事実である。

例えば

デタラメの事実認定によって法外な金銭を要求する。

(広島県のある音楽教室は4年分で8,870万円の請求をされ、脅されるた)

話し合いの最中であるにもかかわらず一方的に仮処分申請を裁判所に提出し、取りあえずその「法外な金額」を積ませようとする。払えないと店の器材を差し押さえ、営業不能に陥らせる。 カラオケ問題は全業種の7割が何らかの形で支払いを拒否しているのが現状。(しかし、ジャスラックはマスコミを通じて、7割は支払っているので残り3割は悪質であると述べている) JASRAC の算出する著作権料が国際的に見て法外に高い。

「法外な高さ」の一例

楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏をする】

日本の場合 月間75時間演奏までの使用料は月額68,000円。

年額だと816,000円。

|米国西海岸の場合 月間80時間演奏までの使用料は年額100ドル。

為替レートを 120 円で計算しても年額 12,000 円。

著作権料の徴収が不公平、そしてその分配方法が不透明。 JASRAC の存在そのものが独禁法違反。

など.....

前述の音楽教室の場合を少し具体的に記すと、そこはもともと老人会のお爺さんお婆さん相手の音楽教室だった。老人ゆえに楽譜は見えやすいように拡大する必要があっての拡大コピーであった。そこへ 8,870 万円の請求とはいかがなものか?しかも、刑事上の懲役・罰金もあるぞとの脅し、さらに、今なら話し合いで 370 万円にしてあげるよ、とくる。驚かせて脅して、その後優しいフリをして懐柔する......さながらヤクザの手法である。

つい最近も東京の知人の店が「襲われ」た。JASRAC とは、条件面などで話し合いの最中だったにもかかわらず、一方的に「仮処分申請」を裁判所にしてしまった。期日までに 560 万円払わなければ店の器材を差し押さえ、営業をさせなくするというのだ。何故、560 万円なのか? 知人は尋ねた。 JASRAC 指定の調査会社があるが、そこがたまたまパーティをやっている日に調査に行った。そしてその日に客数や曲数に単純に営業日数と年数を乗算したのである。しかし「パーティ」という日は、店にとって特殊な営業日である。当然、普段のその店は客のこない、つまり売上ゼロの日もたくさんある。調査員は、客のいない日に顔を出しても「また来ます」といって去り、その日の調査結果はカウントされていないらしい。

そして裁判所で事実を述べて抗弁しようとすると、「それは本裁判で述べなさい。今は、560万円を払わなければ仮処分を執行します」とのこと。弁護士の談によれば「事実は関係ない」、ということらしい。知人の弁、「真実をここでは話せないのですね」......裁判所での話である。

当然、良識ある人間は過分の負担を覚悟しながらも本裁判に臨む。現在、係争中の裁判も多数ある。しかし司法の壁は厚く、最高裁は昨年、判断を留保し、下級裁では、良識ある市民が連敗している。

また、これらの問題がマスコミを通じても報道されない(さまざまなアクションをしているにもかかわらず)。

なぜ、このような多くの問題を抱え、しかも問題とされないのだろう。それには次の理由が考えられる。

著作権者の権利を守るという大義名分を隠れ蓑にしている。

JASRAC という組織が文化庁、つまり国の役人の天下り組織である。

(前 JASRAC 理事長・加戸守行氏は文化庁の著作権課課長補佐だった。現理事長の吉田茂氏 も文化庁からの天下り)

多くのムダと思われる歳出需要(天下り役人の年俸、ヤクザまがいの集金を全国でくりひろげる取り立て人に人件費、数多い裁判費用や腕利き弁護士をたくさん雇う費用など)がある。

すると、どうなるかというと......

だから法外な料金を設定し、ヤクザまがいの取り立て方法で弱いヤツ(取れるヤツ)から取っていく。

さらに、経費がたくさんかかるから、本当の著作権者には「おれってコレだけなの」と不審がられている。

マスコミは「著作権者の権利を守る」という美辞麗句にだまされ、さらにさまざまな圧力(があるんだと思う)によって問題にしようとしない。

さらに言及しなくてはならない構造としては、レコード会社や器材のメーカー、リース屋などは、

基本的に個人より大きな声が出せるので、ジャスラックや文化庁などと事前の談合が可能だ。綱引きもできるだろうし、自分にできるだけ損のないような法や規制作りを働きかけることができる。しかし、多くのリスナー、音楽利用者、店舗経営者、WEB開設者などは、連帯することもできず、圧力団体を作るもかなわない弱者なのだ。そして、そこには「寝耳に水の」利用料を「目に物言わせる」手法で取り立てるのだ。

ああ、世の中を変えたい。

著作権は著作者の大切な権利である。それは神聖にして保護されるべきモノだ。だが、それを 名目にした「集金システム」を構築し、著作権者以外の利益になっているとしたら、やっぱりヘン でない?

ジャスラックが公表している「信託契約(私の曲の著作権をあなたに一任します)」のための条件を見ると、ジャスラックの本質は、「金になるミュージシャンや楽曲」だけと契約して、「信託者 = 作曲・作詞者」と「利用者 = リスナー」の両方からお金を「両取り」するシステムだ、と断じることができる。けっしてすべての(かよわき)著作物を保護する団体ではないのだ。

軽薄かつ無意味な文化を実現した〈ばどうぞ勝手に。 きっとジャスラック職員も同じ文章のコピー&ペーストで上述した絶対反対の案を絶対実現に変えて大量かつ組織的に賛成票を送っていると容易に想像できる。自らの懐を暖めることにつながるからである。

著作権法違反の非親告罪化には絶対反対。

違法複製物のダウンロード全面禁止絶対反対。

著作権保護期間を 70 年に延長することには絶対反対。

22 こんにちは。今回具申させて頂いたのは、昨今推し進められている知的財産保護政策のいくつかが、逆に表現活動への制限につながりかねないと考えたからです。例えば、著作権法の非親告罪化は、著作権侵害をしているかどうかの基準を、元々の書き手ではなく、第三者、具体的にはジャスラックなどの著作権管理団体に委ねるものであり、このシステムが構築されてしまうと、元々の原作者がアレンジメントを許可しているにも関わらず、二次創作者が逮捕されてしまうような事態が常態化しかねません。多くの場合、既存の創作作品を模倣することで、自分なりの型を見つけていく創作活動にとっては、これは、致命的なダメージにつながりかねないものだと思います。また、「違法」な複製物のダウンロード禁止は、新たに、無数の犯罪者を作る一方で、プロ的に海賊版製造を行っている人々に対しては、それほどの効果は上がらないのではないでしょうか。むしろ、秘匿技術が強化され、より分かりづらい形で出回ることも充分に考えられます。長い著作権保護期間を、更に延長しようとする動きも、問題があります。現状でも、知的コンテンツは過剰な保護がなされるあまり、製作者の死後も遺族たちが権益を独占し続ける、いわば、人工的に作られた身分制度のようなニュアンスを持ってきています。延長し、その範囲が拡大されるとなると、残された人たちは、より不自由な形でしか、作品を楽しめなくなってしまうでしょう。今、求められているのは著作権の延長ではなく、多くの人が、先人たちの素晴らしい作品に、よ

り簡単に、そして、より自由に触れられるシステムだと思います。著作に関わる人間の一人として 言わせて頂ければ、確かに海賊版は問題です。しかし、「著作権」をタテに、創作活動が制限さ れることは、あってはならないことだと思います。

乱文、失礼致しました。それでは、失礼致します。

23 私は、特許庁の任期付公務員に応募しました。最終選考に行きましたが、残念ながら面接通過には至りませんでした。年齢は今から 3 年前で 57 歳のときでした。是非、来てほしいといわれ、機密性が高いと思われる特許庁の中まで案内してもらいました。しかし、後から弁理士などに聞くと、私などがやるような仕事、年収ではなかったように思われます。また、選考基準が今一不透明でした。

提案

- 1.技術士のような専門家で、かつ特許をたとえば数十件以上出願した実績があるものとかを優遇して、特許の業務に活用すると良い。
- 2.発明協会様からもお誘いいただきましたが、あまりにフィーが安く生活が成り立ちません。たとえば、技術士ならば、長期契約で1日7万円が日本技術士会の基準です。知的財産を扱うものを優遇しないと進展はないと思われます。
- 3.技術士は、国家試験であり、有資格者は優れた方々が多いと思われます。

特許は、技術を熟知したものでないと判断はきわめて困難と思われます。技術立国日本をめざすならば、技術士でかつ特許出願などの実績のあるものを有効にご活用頂〈のが早道かと思われます。

以上

24 現状のデジタル放送におけるコピーワンスはやめて欲しい。録画機を持っている視聴者がこれ |程までに不便を被るのはおかしい。著作権者保護のためだというが、本当に海賊版をつくる犯| |罪者は一部だろうし、コピーワンスがあっても彼らの技術力で解除してしまうのも現実。 大多数| の善良なデジタル機器利用者が巻き添えを食らいつづけている現状は、今後のデジタル放送の |発展において、あまり好ましいものだとは思えない。DVD 等に合法的で個人的なライブラリーを |作成しても、コピーワンスがある限りバックアップはとれないし、DVD レコーダーからの移動に失| |敗すると、永久に失われてしまう。DVD メディア自体、そんなに寿命がないし、これらの個人的な| |ライブラリーが消えた事に対して、誰が責任をとって〈れるのだろうか。 そんな事をするより、米国| 等、海外のデジタル放送のように、コピーフリーで放送をすべきだと思う。そのかわり、これらを |ネット等で流したり、 著作権法で許される複製行為を逸脱する確信犯に対しては、刑事・民事に 関してこれまで以上に厳罰化すべきだと思う。ネットでは匿名性が高い云々といわれるが、例 え、proxy server(代理サーバー)を通して匿名性を高めても、経路を追えば分かる。もちろん、そ |のあたりの法整備も必要だと思われる。P2P も同様。どんなにコピーワンスなど DRM を厳し〈し ても、最終的にテレビ画面をビデオ撮影すれば画質は低下するだろうが複製できる。そういう点 で、昨今の映画館で上映された映像の録画禁止に関する法律は、非常にナンセンスだと思うし、 もっと他の事に目を向けるべきだと思う。B-CAS はどうも著作権保護というよりも、寧ろ、利権に 絡んでいるようにしか思えない。もっと、デジタル機器利用者に目を向けて欲しい。B-CAS は有 料放送の顧客管理だけに使用し、原則コピー制御を外すべき。

25 著作権保護期間を著作者の死後 70 年に延長すると、誰もが自由に利用できる作品は、現在の 死後 50 年からさらに 20 年分、古いものに限られます。作品の翻案や翻訳が制約され、上演や 演奏の機会が減り、死蔵作品が増えかねません。

個人の創造力は、生物的な死によって失われることを踏まえれば、死後の保護期間をこれ以上 延ばしたとしても、創作により手厚い支援を与えられるかは疑問です。それどころか保護をある 時点で終え、そこからは積極的に利用を促して、文化の発展につなげようとする著作権制度の あり方に逆行するものと考えます。

よって私は、著作権保護期間の延長に反対いたします。

26 知的財産保護の強化に反対します。

反対する事項は次の点です。

保護期間の延長

著作物は一定期間後にパブリックドメインとして人類共通の資産となるべきものであり、それが 必要以上に延ばされることは知的財産育成の観点から見て害悪です。

著作権侵害の非親告罪化

著作権侵害かどうかの判断は、著作権を持つ個人及び団体に委ねられるべき性質のものです。もちろんコピー品のような明らかな違法製品であっても、著作権者がよしとするならば看過するべきであり、よしとしない場合にのみ罰せられる必要があると考えます。ただし、著作権をもつ個人及び団体が予防的になんらかの措置を講じる事が可能な法律の整備は必要だと思われます。あくまで各著作者が判断すべき問題であり、一律に規制することは問題です。

特にこの問題では、二次創作物と呼ばれる日本独自のサブカルチャーを絶滅させる可能性があります。「日本」というもののイメージを構成している一つのプラス要因を損ない、国益を損なう恐れがあります。

違法著作物のダウンロード全面禁止

たしかに現在P2P技術によるコピー被害は甚大です。しかし、「ダウンロード」と規定した場合、この範囲は極めて広くなります。基本的にWEB上の処理はほとんどが「ダウンロード」に該当するため、あるHPで用いられていた画像を偶然開いてしまっただけで刑罰の対象となりえます。ネット上のデータが許諾を得ているか、もしくは著作権フリーであるかを確認する手段があったとしても、それはそのファイルを「ダウンロード」してからでなくては不可能であり、結局違法ということになります。また極端な話、「P電話でバックに流れている音楽が聞こえただけでも違法となります。

もしも「ダウンロード」を刑罰化するのであれば、意図して違法なコピーデータを「ダウンロード」 した場合に限るべきです。

著作を育てるためには保護がかかせませんが、過ぎた保護は文化を衰退させます。現在の著作保護政策は、文化の育成という観点から大き〈逸脱しているように感じます。

また、音楽を管理するJASRACは、音楽産業が衰退する中、増益増収という逆転現象を起こ

しています。これだけの権限を持ちながら、情報公開の対象とならないという現状は、公益性からいって許されません。著作権の保護だけではなく、著作権保護システムそのものの国民への 理解が必要だと思われます。

27 現行の JASRAC の活動に問題を感じています。

著作権法の趣旨は、あくまで文化活動をする人々のために用いて欲しいですいまのままでは、ジャズ喫茶・路上ライブ・生バンドもなくなってしまいます

そのため「免責」の幅の大幅拡大をお願いします

売上 1000 万以下は免責などのように具体的にお願いしたいと思います。

28 著作権延長反対

最近

著作権が

金を得るための権利と勘違いされてる人が多いみたいで非常に不快です

著作権とは本来

その人が創った物であることを認める権利であるべきだと思っています

それを、設けるための道具として悪用している人たちに さらに有利なようにして

これからの自由な表現と

これから生まれ出る豊かな作品を潰していく行為は

国益にとっても

百害あって一利もありません

一部の悪党だけが幸福になり

楽しい作品を求める多くの人間が不幸になるような

悪法への改正だけは

断固として拒絶、反対させていただきたいです

海外への日本作品の輸出による利益も考慮すれば

|それをぶち壊しかねないこの愚かな行為が

どれだけ日本の未来を

首を絞めて滅ぼしかねない事なのかを

よく理解していただきたい

29 「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見 平成19年3月16日

総論·重点編·本編の順序に従い、意見·要望を申し述べます。

1.世界特許の意義について:

「世界特許」の理念と構想の概要(例えば、欧州特許庁等を傘下において「世界特許庁」を設立することを含むのか、先進国特許庁間に競争関係が発生することを想定するかなど)を、政策の到達目標の一つとして、総論または重点編に示されたい。

(理由)

日米欧、特に日米間の特許審査ハイウェイ構築のための協議は既に進められており、世界経済および先端技術における両国の地位、主要特許権の保有と出願の著増等の情勢に対処する現実的な対策として、その一層迅速な推進が要望される。

これらの対策は、「世界特許の実現に向け、まずは日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を目指す」ものとされているが、知財推進計画06の「総論」には、「世界特許」について言及せず、従って、実務対策が到達目的とする「世界特許」の理念と構想が示されていない。この際これを内外に明示し、発展途上国等における産業政策の一環としての特許政策(属地主義)との調和等について、わが国の立場を宣明すべきであると考える(昭和 34 年わが国特許法までは、わが国は化学物質特許制度を認めなかったことや回顧も含めて)。

2. 日米特許FTAの先行実施について:

日米特許FTAの早期実現のため、わが国がこの方式を先行実施する計画を、明確に盛り込まれたい。

(理由)

知財推進計画06では「三極特許審査ハイウェイ」と呼称し、FTAの語を用いていないが、内閣知財戦略本部事務局においては、「日米特許FTA協定」の早期締結として唱導してきた。内容は同様で、日米欧のうち、欧州特許庁と欧州諸国特許庁の二重構造下にある日欧よりも、日米間の締結の先発を実際的としたものと解する。

さらに、日米間の正式の協定締結に先立ち、わが国が米国特許商標庁の審査結果を承認する「先行実施」案は、同事務局の下記説明(要旨)に示されているとおり、現実に即応する適切な案であり、知財推進計画06を見直して新たに盛り込むべき事項と考える。

- 2-1 日米欧とも、工場建設・製品輸出をグロ・バルに進めている。
- 2-2 このため各国特許庁に外国人出願も増加して審査が遅延し、わが国出願人にとっては同 一発明を外国出願するコストが増加している。
- 2-3 諸国の審査基準が統一され、世界特許の実現に至る第1歩として日米特許FTAを結び、 特許の相互乗り入れを始めることを提案する。具体的には、日米いずれかの特許で一定件数の 特許取得実績を有する企業が、日米双方に出願した発明で、日米いずれかで特許を取得した 場合、他の特許庁は、MSE(修正実態審査)制度による簡易な補充審査で特許を付与する仕組 みを構築する。
- 2-4 わが国企業が日米双方に出願した場合でも、米国の特許審査が早いのが現状だから、米国の審査結果を簡易な補充審査で受け入れることとする。これは、米国特許商標庁を、わが国特許庁の先行技術調査外注先に、実質的に加えるという効果がある。

- -2-5 出願企業にとっては出願コストを低下させ、わが国特許庁にとっては補充調査により審査の質を維持しつつ審査を迅速化でき、ライバル企業には、審査請求の制度が残されるので、現 状より有利になり、不利にならない。
- 2-7 日米欧特許庁間の審査結果比較分析では、実際上、ハ モナイゼ ションが進み、特許制度と審査基準は、総合的に見て約90%は同じという見方をしている日本企業もある。残部の統一には時間を要するから、補充審査でカバ することが現実的である。
- 2-8 先行実施の開始に際しては、一定件数以上の特許査定実績を有する日本企業が、費用と時間をかけて米国に出願したものに限定することにより、出願レベルが高いものを対象とし、 米国の審査結果に対する補充審査でカバ できる。
- 2-9 先行実施でこの方式を実施できるのは実質的に日本企業のみであり、日本企業にとってメリットが大きい。例えば、わが国での年間特許査定件数が100件以上の出願人は約170社であるが、そのうち米国企業は約5社に過ぎず、一方的に先行導入して得するのはわが国である。
- 2-10 いずれにせよ、経済のグロ・バル化は進み、特許の海外出願は増え続ける。世界特許を 究極の目標として、特許相互乗り入れの先行実施を始める時機が来ている。

3. イノベ・ションにおける知財の機能の検証について:

知財推進計画06総論が指摘した標記検証の必要性に対し、検証の経過と計画を盛り込まれたい。

(理由)

知財推進計画06は、イノベ・ションの語義について科学技術基本計画のそれを引用し、「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合して発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新である」としているが、生硬で一般に馴染み難いのみならず、本末を転倒の観がある。

内閣知財戦略本部の定義としては、「新たな社会経済価値を産出する技術革新」と簡明に定め、「発明の進歩性が累加して技術革新がもたらされる」のではなく、「新たな社会経済価値を産出する知財の創造」を知財政策の目的として、知財の「革新的有用性」を明確に強調すべきである。「有用性」を特許要件の柱とすることが、日米特許審査結果相互承認に直結する。すなわち、わが国特許要件の「進歩性」よりは、米国の特許要件の「有用性」を日米制度調和において選択し、日米特許審査結果の相互承認を促進する効果をもたらす。このことは、わが国企業の国際競争力の強化に直結する。

(なお、わが国特許要件の「進歩性」が、「有用性」と離隔している例は、例えば、朝日新聞が 年余にわたり連載してきた「休眠特許」の具体的記事にも数多〈示されている。)

4. 知財文化の国際志向について:

「知的財産文化」意味を述べると共に、分野別に現状の評価と政策を計画されたい。 (理由)

知財推進計画06総論の記述は、「知的財産文化を、国内志向から国際志向に変える」という標題のもとに、「日本の知財文化は内向きだと言われる。特許出願は国内中心であり、コンテンツビジネスも国内市場中心であり、企業の国際ブランド戦略も不十分である」から、「全ての知財

関係者が知財文化の変革を競争力の問題として捉え、国際化を進める必要がある」と結んでいるが、この記述は粗雑で偏向している。

知財の結晶である諸製品(多機能電子機器・毛筆など)・素材(自動車用の薄鋼板など)技術(球面印刷など)や諸コンテンツの多くが、世界市場において上位の占有率を有し、かつこれを高めつつあることは内外の認識するところである。国際性豊かな分野やブランドに関する企業努力を評価すると共に、特許出願等の「知財文化」が国内志向に偏しているとすれば、その政策的原因が考察されるべきである(例えば、わが国の医療保険制度による薬価優遇が、輸出意欲を減衰させてきたか否かなど)。

5.知的財産権と他の価値とのバランスについて:

知財推進計画06が「他の価値」と称して挙げているのは、「自由」「公益」「競争制限」の3項目である。総論には「バランスのとれた知財制度」と「独禁法等の適切な強化」が必要、と述べるにとどまり、重点編にも本編にも対応する具体的記述がないが、少なくとも課題を例示されたい。

(理由)

知財推進計画06は単に「バランスに留意する」としているが、自民党の憲法改正案の第29条は、「財産権の内容を公共の福祉に適合させること」について、知的財産権については「特に」 留意するという「特段留意」を定めており、バランスへの関心は高まる。

コンテンツの流通における著作権処理、特許医薬品の汎用、先端医療への方法への特許性付与案、標準化に伴う RAND 条項など、主要な課題についての例示と方向性の明示(医療方法に特許性を認める場合には、独占権の制限を法定するなど)が必要である。

|6.知財政策の総合的な取組について:

知財推進計画06総論において「総合的な取組」が掲げられたので、その遂行実績を示されたい。特に、内閣IT政策との総合政策において、インタ-ネット出願の地方・中小・ベンチャ-企業・本人出願における活用状況を示し、一層簡便な認証方法(例えば、他の認証機関に依存しない「証券会社の選択肢方法」等を参照)を採用するなど、全国各層にわたる出願の便益の増進を盛り込まれたい。

(理由)

「知財政策の立案に当たっては、法律的な分析だけでなく、科学技術や文化芸術の振興、経済成長、企業活動への影響を多面的に分析し、総合的な政策を遂行する」と計画され、内閣知財戦略本部の最も本質的な機能として、その成果が期待されたところである。性急に実績を求めることは、必ずしも適切でないが、内閣知財戦略本部が好まれる「ドッグイヤ」「マウスイヤ」(毎年知財推進計画の使用語)の見地からも、本年度の遂行状況を、「総合的」に焦点を絞って示されたい。

例えば、コンテンツ振興法の「コンテンツ」(教養・娯楽のデジタル・アナログ・ライブコンテンツ)、文化芸術振興法のメディア芸術、知財推進計画06のコンテンツ(日本食、ファッションを含む)の総合政策、IT プログラム活用(納税電子申告の利用率0.3%、インタ-ネット特許出願の個人・中小企業本人出願における利用率不明)の総合政策などにおける人的同定(認証)手続

の証券会社並み簡便化など。特に「出願ソフトの中小企業支援機能」の実績と強化政策を示されたい。

7.全国各地の知財戦略説明会における意見聴取について:

知財推進計画06総論に、「内閣知財戦略本部は、広〈国民からの意見を不断に求め、地域における取組を活性化させる忌憚のない意見を聴〈ため、全国各地において、知財戦略に関する説明会やシンポジュ ムを開催してゆ〈」と計画されているが、「忌憚のない意見」と対策を時宜に適して示されたい。

(理由)

これらの成果を予め知ることにより、公募意見の内容も、より実際に即応したものとなし得る。

8. 産学官連携について:

大学の知財機構具備率が低いことに対する所見を示すと共に、大学知財本部とTLOの一本化、特許料減免案、国際出願支援の成果、特許·論文統合検索システムの整備·利用状況、国際的産学官連携に関する知財推進計画06重点編計画の進捗状況について数値をもって示されたい。

(理由)

平成 18 年末の大学数744(短大を除く)のうち、大学知財本部を設置した大学数43 (2005-04 時点)、TLO設置大学数47大学(2006-04 時点)で、各5.8%、6.3%に過ぎない。なお、大学の特許取得件数は2005年の年間で379件に過ぎず、全国の0.2%に満たない。

8.産業財産権情報の利用環境の整備について

全国に散在する中小企業・ベンチャ - 起業者がインタ - ネット端末から利用できる措置を 早急に講じられたい。

(理由)

知財推進計画06重点編に、IPDLと工業所有権情報・研修館の項目を別掲して計画していますが、このこと自体が、全国に散在する中小企業・ベンチャ - 起業者にとっては分かりづらい。既に平成16年10月1日にIPDLは工業所有権情報・研修館に移管されているから、両者を含めてIPDLと呼称し、URL・アドレスも一本化されたい。

また、本月26日から、「特許・実用新案の公報テキスト検索において、米国特許明細書および米国公開特許明細書の和文抄録をキ ワ ド等から検索できる」「特許・実用新案の審査書類照会において、特許庁からの発送書類に加え、出願人からの提出書類も参照可能になる」が、地方所在の端末から照会・活用するのに便利であるよう、操作の普及について言及されることが必要である。

10.中小・ベンチャ・企業による特許庁ホ ムペ・ジの活用について:

本年初来のサイクル専門調査会で提起された「特許庁ホ ムペ - ジの十分な活用」等について、計画を盛り込まれたい。

(理由)

次の発言(要旨)に即応して計画することは、特に重要と考える。

10-1 中小・ベンチャ - 企業に対する多様な支援制度が熟知・活用されるために、特許庁のホムペ - ジを分かり易くし、中小・ベンチャ - 企業支援策一覧表に直ぐ飛べるようにすることが望まれる(板井昭子株式会社医薬分子設計研究所社長)。

10-2 知財に関する知識・取組方の企業間格差は、大企業間によりも中小・ベンチャ・企業間において極めて大きい。例えば、在東京の中小・ベンチャ・企業でも、特許出願イコ ル特許化と思っている人も多数のようであるから、その格差を把握した上で、審査のプロセス、出願費用の説明を始め、諸般の施策を講ずべきである(同)。

10-3 中小・ベンチャ-企業のうちでも、規模別に見ると、従業員の生活保障のため研究開発費の計上が困難な中企業よりも、特許に長じた従業員を持つ小企業に、活発なイノベ-ション活動が見られる(例えば、球面印刷の分野で世界シェア8割以上の鈴木総業)。施策の規模別立案も必要である(前田裕子東京医科歯科大学助教授)(大企業化したベンチャ-発企業の例としては堀場製作所の自動車排気成分精密測定装置の世界シェア8割超、在外法人21、外国人社員が6割等)。

10-4 中小・ベンチャ - 企業の産学連携イノベ - ションについて、大学側に助成予算を配賦すると共に、中小・ベンチャ - 企業側に助成予算を配賦し、大学と連携する手段も講ずべきである(同)。

10-5 知財駆け込み寺が全然使われていないのではないか。ワンストップサ - ビス、クイックサ - ビス、フルセットウエルバランスの3要素を具備すべきである(妹尾堅一郎東大教授)。

10-6 中小·ベンチャ - 企業と大企業の中間にある中堅企業に対する支援を整備すべきである (同)。

|10-11 中小・ベンチャ‐企業に対する自治体のバラマキ少額助成は、役に立たない(同)。

10-12 中小・ベンチャ・企業について、政府や地方自治体が予算を投入して関与することが適切な場合と、不適切な場合がある。コストパーフォーマンスも考えなければならない(八田達夫国際基督大学教授、久保利英明弁護士)

10-13 弁護士としてできるだけの情報を出したいとは思うけれども、そのために日弁連として人を抱え場所をつくるというわけには、なかなかいかない。弁護士事務所に飛んで行って交渉するなり、もっと安くとお願いしてみたり、いい知恵を出させてみたり、競争させてみたりという原点を押さえた上での協力でなければ、根っこが抜けたものになる(久保利英明弁護士)。

11.著作権法とコンテンツ流通の調整について:

知財推進計画06重点編には、「IPマルチキャスト放送の積極的活用を図るため」の、著作権法改正、「コンテンツビジネスが拡大するよう」視聴者利便の確保と著作権の適切な保護、「コンテンツの再利用を通じた創作活動促進のため」の著作権管理事者の協力、著作権者の所在情報提供体制の充実等を掲げているが、具体的な進捗状況を示すと共に、「著作権法における親告罪規定の見直し」について結論を明示されたい。

(理由)

中山信弘東大大学院教授の次の発言(2007-01-26)(要旨)に注目する。

「著作権法における親告罪の見直しについて、疑問を呈する。いずれは文化審議会の著作権分科会で議論するが、重要な問題である。特許権と異なり、著作権には創作主義が採用されており、創作すればそれだけですぐ権利が発生するので、何が著作権かよく分からないという面がある。そのような状況において非親告罪化(内閣知財戦略本部の議事録には「親告罪化」とあるが、誤記と解するので訂正した)すると、どういう問題が起こるか、十分検討しなければならない。」

12.模倣品・海賊版対策について:

ファッション製品について、既存ブランドに比べて品質面·価格面で競争力ある新ブランドの創造 を積極的に表彰することを、盛り込まれたい。

(理由)

12-1 知財推進計画06本編は、「模倣品・海賊版を撲滅するためには、模倣品・海賊版が社会悪であることを国民に広〈認識してもらうことが重要であり、消費者基本法に、知財権等の適正な保護が消費者の責務であると規定していることを踏まえ、2006年度も引き続き、国民への啓蒙活動を強化すると共に、学校教育等を通じ適切な消費行動等についての教育を推進する。」と述べている。

しかし、「社会悪」、「適正」、「適切」の意味が、学校教育(初等・中等教育を含む)対象者に 平易に理解・納得できるようにする配慮が見受けられない。このことは、内閣知財戦略本部サイクル専門調査会の委員の発言(要約)からも窺える。例えば、

12-1-1 模倣品·海賊版について、総理府が世論調査を始めてから数年経つが、この調査の始めから今回の総理府調査を含めて、模倣品·海賊版に賛成・反対(SANARI PATENT 注:「賛成」は、調査設計上は「認容」の意味)が綱引き状況である。かなりの啓蒙活動費を使っていると思うが、このまま更に5年間、総理府が世論調査しても50対50のままになりかねない(対策を要する)(下坂スミ子弁理士)。

12-1-2 知財推進計画06のように「悪」だというポスタ を置いても説得力がない。なぜ悪いか、説明を要する。

第一に、「悪いと思わないということ」は、極めて自然の情である。著名ブランドの会社は安い原価の製品を高く売って暴利を貪っていると普通は考える。本当は安く出来る物をそんなに高い値段で売って、とんでもないことだと皆、内心で思っている。実は、既に出来あがったデザインは、元来は無償でも出来るだけ多くの人に使ってもらうべきなのだけれども、知的財産権を守らなければ新しいデザインは出てこないから、常識的に言えば、暴利をむさぼる機会を与えているわけである。

第二に、暴力団の資金源になる場合がある(対策を要する)(八田国際基督教大学教授)
12-2 最近、ルイ・ヴィトンと同種製品で米国系のコ チのブランド品が流行し始め、「LV」模様と
{CL}模様が競争しているようであるが、ブランド間の競争が、「適正・適切」な価格をもたらし、
12-1-2 の意見の「暴利感」的な反発を緩和することが望まれる。

13. 知財の価値評価について:

「知的財産権の価値評価手法の確立に向けた考え方」の内容を内閣知財戦略本部において解

説し、普及されたい。

(理由)

知財推進計画06本編は、「企業等が知財を活用した活動を行うするためには、知財の活用の目的に応じて価値評価を行うことが必要であるとし、2006年度には、「知的財産権の価値評価手法の確立に向けた考え方(中間論点整理)等を参考にして、民間において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知財の活用の目的に応じた評価実務が行われるよう奨励する」と述べている。

毎年の知財推進計画において、「年度内に知的財産権の価値評価手法を確立する」と述べてきたのを、民間の仕事に移し換えた観があるが、標記「考え方」は内閣知財戦略本部が作成したものであるから、内容の詳細な説明とその周知を、各手法の問題点の開示を含めて、先ず行われたい。

14.特許性の・商標登録性・意匠登録性の判断基準の統一判断基準の統一について:

特許権・商標権については、最近の審決例・知財高裁判例に基づき、審査基準の数次にわたる改定にもかかわらず、最近にも、無効審決・審決取消判決等が続出している実状に対処し、特許権・商標権の本質に由来する不安定性の存在をも指摘することを、盛り込まれたい。また、意匠権について記述を欠くことは、均衡上も不適切であり、美感等の意匠権の要素に着眼した記述を盛り込まれたい。また、特許権における「当業者」、商標権における「需要者」、意匠権における「消費者」の定義の国際的統一についても言及されたい。

また、最近は審査基準に判例を多く引用しているが、米国判例も引用されたい(動機付け等に関連して)。

上記に関連して、「明細書の平易化・明確化」については、進捗していないようであるが、先 ずモデル明細書を特許庁が示す計画を盛り込まれたい。。

(理由)

知的財産権の安定性を高めるため、知財推進計画06本編は、「個々の審査官、審判官が統一的かつ安定した特許権の付与を行えるよう、2006年度から、審査官、審判官による協議や意見交換を促進すると共に、特許性の判断基準、特に進歩性の判断基準についての一層の客観化と明確化について、国際的な運用統一の観点も踏まえて検討し、審査基準の改定等、必要な措置を構ずる。また、特許庁における判断と裁判所の判断との食い違いの防止に努める」と計画している。

しかし、例えば、容易想到性の判断から、心証性を完全に排除できるという前提で検討するのか、当業者の技術水準の国際格差・業界格差や業際乖離を同一的に擬制するのか等の考え方も盛り込まれたい。米国特許商標庁の審査基準には、当業者の業界格差について規定し、また、わが国の審査基準には当業者複数のグル・プを規定する分野があるが、これらの国際的統一にも言及する必要がある。「自然法則」「高度」「有用性」等、日米特許法間に語の有無が相違し、審査基準においてこれを超克することが必要である。

また商標について知財推進計画06は、「個々の審査官、審判官が商標権を的確に付与する ため、2006年度から、商標の登録要件等の明確化および検討を行う」と計画しているが、2006 年度までは検討しなかったような表現であるから、これまでの検討成果をも盛り込まれたい。 さらに、地域団体商標、小売商標、種苗法表示と権利の安定性との関連にも言及されたい。

意匠権については、画像意匠をはじめ、国際商品と関係深く、諸国民の美感の主観的相違があることから、審査官、審判官の美感の統一について、計画に盛り込まれたい(国会答弁と関連)。

15.コンテンツ振興について:

コンテンツ振興に関する新たな視点として、次の項目を盛り込まれたい。

15-1 日本文化芸術の知財自然親和性·世界文化芸術融合性·庶民的簡素性を対外強調する。

15-2 デジタル文化芸術からアナログ文化芸術への回帰、デジタル·アナログ融和文化芸術の 振興を強調する。

15-3 文化芸術の全分野にわったって、創作と流通が著作権法抵触への危惧によって萎縮することがないよう、明確かつ実際的な著作権処理の手続を、内閣知財戦略本部の調整機能の発揮によって緊急に確立すべきである。

(理由)

知財推進計画06本編には、「世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」として、「2011年には地上デジタル放送への全面移行となるなど、本格tなデジタルコンテンツ時代が到来する」と書きはじめ、「わが国は、そのような新しいコンテンツ循環社会の広がりを通じて世界トップクラスのコンテンツ大国を目指す」としており、コンテンツ政策発端のデジタルコンテンツ対策の色合いが濃厚である。

しかし、食文化やファッション文化を知財推進計画に包摂するに至って、コンテンツの語義は「文化芸術」と等しくなり、対外的には、「コンテンツ産業」というよりも「文化芸術産業」と称する方が、厚みの深い通用力を持つと考える。「コンテンツ」は、和製英語という理解が多い。

近〈、ミシェランガイドのわが国全域にわたる展開に続いて、食の品格や接客マナ を含む ミシェランガイドの星付け・認証が毎年再審査をもって行われ、これがアジア全域のも拡大される から、わが国は、海外への食文化展開と共に、国内の体制を強化することが重要である。

その前提として、食文化を含めて、日本文化芸術の知財自然親和性(茶室・石庭・懐石料理)・世界文化芸術融合性(日本食と洋食のミックス)・庶民的簡素性(インスタント製品)をわが国民が深〈認識し、海外へ発信の基盤を強固にすべきである。

また、絵画、演劇などへの団塊世代の傾斜(アナログ文化芸術への回帰)(絵画用具販売の好調等)や、、アナログ文化芸術にデジタル技術を活用する融合文化芸術(舞台装置、能楽の和英電子字幕など)もグロ・バルに希求されており、デジタルコンテンツに偏しない政策が必要である。

なお、コンテンツあるいは文化芸術全般を通じて、著作権、著作隣接権の対象は多岐広汎にわたり、例えば、教育・研究用や引用のための善意な著作権物使用についても、著作権法抵触の有無を危惧せざるを得ない。コンテンツ流通促進のための特許発明についても同様である。知的財産権の制度と活用における内部撞着の問題として、知財推進計画06の見直しにおける「迅速な対策」の盛り込みを強く要望する。(以上)

知財推進計画06の見直しについて、食文化に関する意見(新たに盛り込むべき事項)を、下記の通り提出(送信)申しあげます。

記

(意見)

- 1.「大学に食関係の学部や学科を設置する」(108 ペ ジ)の次に、「中高校の課程に、食文化に 関する知識を涵養する内容を加える」という項目を新たに盛り込まれたい。
- 2.「日本食文化を海外に普及する」(107 ペ ジ)の内容として、「日本の食文化が、世界諸地域の食文化と融合して発達し、グロ バルに馴染みやすい多様性を具備していることを、併せて周知させる」ことを加えられたい。
- 3.「優れた日本の食文化を評価し、発展させる」(107 ペ ジ)の次に、「日本食文化のグロ バルな普及が、世界各地の環境と嗜好に適応し得ることに資するよう、特許発明(生鮮品供給関係など)、技術・ノウハウの開発を奨励する」という項目を新たに盛り込まれたい。

(理由)

(意見1について)

- 1. 繊細な味覚を含む美的感覚の涵養は、年少の時期になされることが重要な要件である。
- 現在、中高校でこのような教育を現に実施している例として、私立・鎌倉女学院(創立 103年)の課程と行事を掲げる。
- 1-1 「国際文化理解」および「日本文化理解」の土曜講座として、中学生を対象に、専門家を 講師とする次の3つの食文化講座を、平成 18 度に開講した。
- 1-1-1 「世界の食文化1」

中国人の講師を招き、中国の家庭に伝わる水餃子の作り方を学んだ。

1-1-2 「世界の食文化2」

小麦粉を使った欧州の食文化をテ マとして、横浜調理士専門学校でパスタの作り方を 学んだ。

1-1-3 「日本の食文化」

鎌倉の和菓子店主から、和菓子の歴史と特色を学んだ。

- 1-2 校舎内に本格的な「茶室」を構築し、特修科目として、茶道・自然との融和・懐石料理・薄茶と濃茶に応ずる和干菓子と生菓子等について学んでいる。
- 1-3 カナダ等の高校と、相互に「ホ ムステイ」を夏季休暇中に行い、家庭の食文化を相互に 学習している。

(意見2について)

2. 欧米と BRICsに続いて、VISTA5(ベトナム・インドネシア・南アフリカ・アルゼンチン)、TIPs (タイ、インドネシア、フィリピン、パキスタン)の経済発展が顕著となるが、日本の食文化は、これらの何れの国の食文化をも摂取し、融合的食文化を形成してきた(和食という呼称が適する)。

また、例えば焼肉は、グロ・バルに普遍的な食文化であるが、キッコ マン醤油が米国家庭に広く浸透して、焼肉調味料としての地位を確立するなど、食材を通じて日本食文化が世界に発信されることも奨励すべきである。

(意見3について)

3. 農林水産省の平成 19 制度予算は、「技術と知財の力による新需要・新産業の開拓」の誉産として、18億円(平成 17 年度は1億円)を計上しているが、花粉症対策の新食品「べにふうき」 (茶)が筆頭に例示されるなど、国内対策を主体として記述され、日本食文化の世界発展という見地が明確でない。

日本食文化の世界発展のためには、どのような知財開発が現地の環境と嗜好への適合 のため必要か、予算の執行において検討・実行する旨を盛り込まれたい。

以上

30 JASRAC による小規模店舗への法外な金額の著作権使用料の違法な取立てを止めさせるべ 〈、著作権管理団体の改革および著作権法の改正を希望します。

著作権が、音楽を楽しむ者にとって「著搾権・著悪権」にならないよう願っています。

参考 URL

http://www.kab.com/liberte/rondan.html

http://www4.ocn.ne.jp/~swan/riyo.htm

http://www1.u-netsurf.ne.jp/%7Esphere/kyogi-syui.html

http://www.desafinado.jp/

http://www.j-cast.com/2006/11/10003787.html

http://tontonsblog.seesaa.net/article/13035389.html

http://iiaccess.net/upload/view.php/000901.swf

- 31 文化的権利の保護、推進を名目に独自文化潰しをしようとしてるとしか思えないのですが。
- 32 知的財産のうち音楽著作権管理の件です

JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)はライブハウス、音楽喫茶に突然やってきて

過去 10 年にわたる高額な音楽著作権代をを要求しています。

私のよく行くライブハウス・ジャズ喫茶は内容の説明も無く300万円払えという命令が出され JASRAC に行って話しを聞いたら3人にとりかこまれ泥棒だとかののしられたそうです。 零細なジャズ喫茶なのでそんな額払えないと言ったら100万円以下に下げてきたそうです。 また明細も教えてくれず、なにしろその額だと言われたそうです。

そのため分割してしかも親戚から借金して払うことになったのですが政府認可の 知的財産を管理する団体がそのような行為をしているのは非常に問題です。ましてや 政府認可の料率を無視し好き勝手な額をしかも根拠を示さずに請求しているのは問題が あります。

明細も教えないような団体は監査し、その行いによっては認可取り消しとか行政指導を すべきだと思います。

33 社会にとって何が有益かという観点から著作権をどうすべきかの議論を望みます。 最近、著作権を50年から70年に伸ばすべきという意見がありますが、私は伸ばさない方がよ いと思います。

50年から70年に変わったとしても発表作品の数や質があがるとは思いません。

また、あらゆる人が自由に利用できるようになる期間が減るので社会にとって有益とは思いません。

次に何よりも大切と思うお願いがあります。

伸ばす場合には5年後、10年後、20年後、30年後、50年後……に社会にとって全体として 利益があるのかを具体的なデータとしてあげて〈ださい。

そして、5年後、10年後、20年後.....に実際にそのような利益が出ているか検証することを 制度として盛りこんで頂きたいです。

そして、社会にとって十分有益な結果が出たならばさらに長くする。逆に、社会に取って有害だったなら逆に50年を40年に縮めるようにするなどと考えるように制度として盛りこんでいただきたいです。

事前の具体的なデータ予測(10年後、20年後に発行点数がどれだけ増えるとか、どのような分野で良質な作品がどの程度ふえるとか)と検証(実際に通りになっているか、予想外の良い効果・悪い効果も含めて総合的にどうか)と考察(もっと伸ばすべき、元より縮めるべき)もない制度は無駄だと思います。

34 著作権保護期間の延長に反対です。元々、知の公共財を確保するために保護期間が有限となっているのに、ひとたび延長をしてしまえば後はそれを前例として延長に延長を重ね、実質上の無限保護となってしまうのが目に見えています。

全ての創作は模倣から始まると言います。実際、現在巨大な利潤を生んでいるコンテンツにも、 既に存在した(保護期間の切れた)創作物を引用したもの、インスピレーションを受けたもの、リミックスしたもの等が沢山あります。コンテンツ業界側は、自分達が過去にコンテンツを作った際に は既に公共財となっていた創作物を使っておきながら、時間が経って自分たちが使われる側に 立ったらそれを拒否するというのは、あまりに自分勝手だという印象を拭えません。

また、商品が売れなくなるのではと恐れて JASRAC をはじめとした団体が延長を訴えているかと思いますが、現状の保護期間死後 50 年を維持したところで現在以上に権利の保護が悪化するという事はありません。また、クリエイティブコモンズの活動の例などが、従来の著作権保護の形以外にも権利者の保護と消費者の権利を両立させる事ができる形がある事も示しています。

そういった模索もせずに、ただ現状の保護を維持する為に法律の方を変えさせようとするという のは全〈筋が通りません。

35 著作権延長反対

36 |削除して欲しい文言について

06年度の資料の「4章 の1(5)」(91ページ)に

)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。」

とあるが、事実無根で有り得ない。めちゃくちゃだ。即刻削除してもらいたい。

犯罪者の家にアニメやゲームがあっただけで、しかも2~3例をもって悪影響論をぶち上げるという事が滑稽な事であるのが理解できていないとは片腹痛い。

アニメやゲームが悪影響を及ぼすというなら、源氏物語や孫子も危険です。

昨今、少年犯罪の増加・凶悪化が声高に叫ばれているが、統計を正しく読むと、少年犯罪の増加しているとは到底言えません。アニメやゲームが隆盛な現代とゲームすらない昔を単純に比較しても、犯罪が増えたとは言えません。

このようないい加減な考えに基づいて、青少年を守ると言うのは"愚の骨頂"としか言い様が無い。

ゆえに、特に二次元表現については、下手に規制を掛ける事の無い様に留意してもらいたい。 また、レーティングを協議する組織を作るつもりなら、国家権力(警察など)の天下り先にしないように。 害悪論者など以ての外です。

著作権の保護について

日本音楽著作権協会(JASRAC)の悪行が指摘されています。保護を大義名分に弱者から法外な利用料を搾取しているとか、徴収が不公平で分配方法が不透明である、と指摘されています。

JASRACは適切な著作権保護にとってイレギュラーな組織としか思えません。

著作物の二次創作について

著作物は製作者だけの物とせず、ユーザーの二次創作の権利を明記して欲しい。また、著作権 法違反は親告罪のままで維持すべきです(営利目的でない二次創作が摘発の対象に上る恐れ があります)。

- 37 地域によって視聴できるテレビのチャンネル数に差があるのは不平等なので、全国どこでも首都 圏と同じ数を見られるようにしてください
- 38 愛知県弁護士会では下記の要望を作成中である。

これは、愛知県弁護士会会員のみならず、全国各地の知財に関心の深い弁護士、弁理士の要望でもある。

一言指摘しておきたいのは、地方との格差の是正ということである。

この点については、弁護士会は弁護士知財ネットを立ち上げ、弁理士会も地方に拠点、窓口を 強化しているが、これらは官の施策ではな〈民の施策である。

官の方でも、民と協力して地方における啓蒙活動、窓口拡大を計っていることは理解できるが、いかに窓口を拡大しても、最終的に裁判や審判ということになれば、東京で勝負せざるを得ないということでは、本当の意味での格差是正にはならない。

例えば、地方でも知財の相談できる弁護士をということで、地方で知財に詳しい者を育成しても、 結局地方では事件は取り扱えない、どうせ事件になれば東京になるのだから東京の先生に頼ん だ方が、ということになり、一旦発生した知財への関心も尻すぼみになることは避けにくい。

裁判管轄特に一審の管轄を復活させる、地方での審判の開廷を増やす等、2006では〈み上げられなかった問題点の是正を計るべきである。

要望書

愛知県弁護士会会長 山田 靖典平成 年 月 日

知財事件の専属管轄見直しを求めるよう要望します。

(1)はじめに

特許・実用新案・プログラム著作権について東京・大阪の専属管轄にする民訴法改正が平成 15年7月に成立した。このような、司法過疎解消と正反対の不当な法制度に対し、改正時の参 議院法務委員会付帯決議に従って、見直しを求めるための対策本部を設置する必要があると 考えるものである。

|(2)司法過疎解消・司法ネット構想と正反対

平成15年改正民訴法により、現在は、原告も被告も共に沖縄の会社という裁判でも、大阪まで行かないと裁判をすることができず、原告も被告も北海道の会社という裁判でも東京まで行かないと裁判ができない、という制度になってしまっている。

これは、司法過疎の解消の理念(全国どこでも法的救済が受けられるようにする)と正反対の 法制度であると言わざるを得ない。

(3)市民や企業の利便に反する改正前民訴法でも、市民や企業が「東京・大阪で裁判をやりたい」と思えば自由にできた。改正前民訴法(平成12年改正法)でも、東京地裁・大阪地裁に全国

の事件の競合管轄権を認めていたからである。仮に、地方に知的財産権に詳しい弁護士が少ないのが事実だとしても、現行民訴法のように東京地裁・大阪地裁に全国の事件の競合管轄権を認めるところまでで十分なはずであった(当時の日弁連意見書も同意見である)。平成15年改正法は、市民・企業から、地元で裁判をする選択権を奪うものであったことが認識されるべきである。

(4)地方の市民・企業の知財裁判を受ける権利の侵害である

例えば、名古屋の某企業が実用新案権を東京の企業に侵害されて損害賠償請求訴訟を検討していたが、担当弁護士は「訴額が百数十万円なので東京で裁判をするのは費用的に不可能であり、泣き寝入りせざるを得なかった」と言っている。

現在、このような高額でない知財紛争が地方企業の泣き寝入りになってしまう現象が多発していると思われる。

(5)地方にも知的財産権専門弁護士はいる地方には知的財産権専門の弁護士が少ないと主張する人もいるが、これは事実ではなく、地方にも専門弁護士はいる。そもそも何よりも、仮に地方に知的財産権に詳しい弁護士が少ないのが事実だとしても、現行民訴法では当事者が希望すれば日本全国の知的財産権事件を東京地裁・大阪地裁で扱えるようになっているから、それで問題ないはずで、これを理由に東京・大阪の専属管轄まで認めたのは明らかに間違っている。

(6)地方企業の活力を削ぐ周知の通り、重要な発明をする企業が東京·大阪に集中しているわけではない。

製造業もIT関連企業も全国各地に散らばっており、地方企業でも世界的な発明をしている企業が少なくない。また、東京・大阪は賃料も人件費も高いので、ベンチャー企業は地方を拠点とすることがむしろ多いようである。

ところが、知的財産権関係訴訟が東京・大阪以外で争えなくなると、地方から知財専門家を消滅させていき、地方企業が知財問題について気軽に相談できる体制がなくなってしまう。やがてはこうした企業の活力も奪うこととなり、東京・大阪への経済の集中をますます加速するだろう。

(7)知財立国構想にも逆行

地方から知財事件の管轄を奪うことは、知財立国にもむしろ逆行する。地方企業の知的財産権の保護が満足になされな〈なるからである。東京・大阪以外の地方企業の知的財産権が保護されない状態での知財立国など、あり得ない。

(8)国際戦略とは無関係

国際戦略も専属管轄の理由にはならない。

知財訴訟の大半は国内企業同士の紛争だし、先進国の大半も一部都市の専属管轄とはしていないからである。

(9)今後の問題

現在、今回の改悪からは外された著作権・商標権・意匠権・不正競争防止法に関する訴訟までも専属管轄とする動きがあり、最終的には「今後の検討課題」とされている(民事訴訟法改正要綱中間試案、第3の3)。これらの法律は地方の市民や中小企業経営者が誰でも使う法律であり、このような裁判まで地元でできなくなったら、市民の権利を侵害すること甚だしい。さらに、今回のことが悪しき前例となって、今後も、行政事件、医療事件、渉外事件等、専門的訴訟について似たような動きが起きる懸念がある。今回に至る動きを見ると、競合管轄は専属管轄への道を開くものと言うこともできる。知財訴訟の場合は、平成12年に東京・大阪両地裁の競合管轄となった後、僅か3年で専属管轄にされてしまった。破産法・会社更生法の改正で大規模破産事件は東京地裁の競合管轄とされたが、将来的にはこれらも専属管轄にならないという保証はない。

(10)付帯決議の実行を

平成15年7月8日参議院法務委員会付帯決議は、次のように言っている。

「政府及び最高裁判所は、両法(民訴法、人訴法)の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

特許権に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。(4項)」

平成15年7月8日

参議院法務委員会付帯決議

政府及び最高裁判所は、両法(民訴法、人訴法)の施行に当たり、次の事項について格段の 配慮をすべきである。

4項

特許権に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。

平成15年5月9日

衆議院法務委員会付帯決議

政府は、本法(民訴法)の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 1項

計画審理については、当事者との協議により、その納得の上で実施されるよう務めるものとし、迅速な審理のために審理の適正、充実が損なわれることのないよう、その趣旨並びに要件

及び手続について周知徹底を図ること。

5項

特許権に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用した訴訟手続の制度並びに移送制度の趣旨の周知徹底を図ること。

39 日本音楽著作権保護協会JASRACについて意見したいんですが。

JASRACは利用者と著作者から著作権料をとっても著作者にはお金をほとんど返さず、行き先 は不明だそうです。

それに自分で作曲した歌を演奏したり、自分で作詞した歌詞をのせても著作権料をとるのはおかしいと思います。

あとJASRACはYou Tube はとりしまろうとしても中国などに出回ってる海賊版には手を出さないのは不思議です。

しかも著作権のことをよくわからないで、もしくは手違いで音楽を演奏したライブハウスなどに1000万単位の莫大な損害賠償金を請求してくるそうですが これはもうちょっと見直す必要があると思います。

JASRACは月額でな〈年額で著作権料を徴収しているそうですが月額にしたほうが 利用者もやりやすいのでは?

これらをみて私は言い方は悪いですが」ASRACは「少しでも金が欲しい」と思ってるんだと思い ます。

それとJASRACが徴収する著作権料はアメリカなどと比べると桁違いに高く、これではみんなが音楽を楽しめないと思います。

これは私個人の意見ですけど音楽は楽しむためにあるものだと思います。

みんなが気軽に音楽を演奏したり聴いたりして楽しんでもらいたいと思います。

それなのにJASRACの幹部は文部省の天下りばかり・・・

JASRACは音楽を愛する人たちがやるべきです。

音楽を一人でも多くの人達に楽しんでもらおうと思う人達は年に3000万も著作権料で 儲けようとしません。

(JASRACの理事長の年収はおよそ3000万円です)

つまり私の言いたいことは著作権料を下げるなどしてもっと著作権に対する法律を ぬる〈して、多〈の人に音楽など知的財産物の良さを味わってほしい。 それとJASRACについては内部のお金の流れをもっと明白にして著作権料をちゃんと 著作者に返してほしいです。

40 以前のジャズ喫茶にはレコード会社からサンプル盤が配られ、ジャズ喫茶で流すことにより宣伝してもらっていた事実があります。ジャズ喫茶もレコードを買わなくて良い側面がありましたが、今は、CDなど購入し、店で流しており、客としては店で中身を吟味し、購入しておりPRの側面は今もあります。自分もジャズ喫茶等で聴いてレコード屋に足を運んでいます。ライブ喫茶はともか

く、ほとんど赤字すれすれで経営している店から著作権料を取るのはいかがなものかと思います。それくらい黙認する大人国家になれませんか?今の政府・行政はとにかくセコイですね。

41 ·著作権の保護期間は特許と同年数に短縮すること。·自然人の著作権者が死亡した時点で著作権を消滅するようにすること。·フェアユース規定を設けること。·映画の著作権を見直して下請けの制作会社·フリーの制作者にも著作権を与えること。·日本放送協会が製作した著作物は著作権フリー(パブリックドメイン)にすること。·地上デジタル放送のコピーガード·スクランブルを禁止すること。·コンテンツの世界発信は民間主導で行うこと。·制作会社は制作者をきちんと従業員として雇用し、フリーの制作者に対してはきちんとした契約を結ぶようにすること。·二次創作は非犯罪化し、著作権者に無断で同人誌を制作して刑事罰を受けるような事態を無くすること。と、

42 (1) 著作権保護期間の延長には反対する

著作権は著作権者だけのものではない。

(2)私的録音録画補償金制度の廃止

自分でビデオカメラで DV テープに撮影するため、自分で列車の音を DAT や MD に録音するのに、なぜ補償金とやらを払わなければならないのか。 著作権法上は返金を求められる規定があるものの、現実には証明が容易ではなく、郵便代だけで赤字であり、この条文はあってないようなもの。 著し〈信義誠実の原則に反すると考える。

(3) デジタル放送のコピーワンスの廃止

これは、視聴者 = 泥棒と決め付けるもの。客 = 泥棒の発想が絶対におかしいことは、CCCD の 失敗でも証明済み。再編集できない、機器の故障で取り返しのつかない事態など、利用者側が 一方的に不利益を被るものである。

放送業界は、視聴者によるテレビ番組の利用のされ方まで自分たちがコントロールしたいのが本音のようだが(「CMを飛ばして録画することは著作権法違反」というフジテレビ日枝会長の発言など)、書籍でさえも、著者が読み手に読み方を強制することは出来ないわけであり、傲慢さには反吐が出る思いである。この問題に関しては、世論は自分たちの味方だというように思っているようだが、遵法闘争の頃の国労や動労と同じ思い違いだ。

コピーワンスが無〈ならないままアナログが停波されれば、テレビは滅びる。

B-CAS 社に関しては、許認可制度の元にない一私企業が社会インフラの根幹を握っているばかりか、登記情報を除き、一般の企業では当然開示している各事業所の所在地すら公表していない。むしろ国有化したほうが良い。

43 | 著作権法が非親告罪として改悪されることに反対します。

警察の判断で音楽、キャラクター、デザインが有名作品と似ているということだけで逮捕が可能 となり、制作者の創作活動が萎縮する可能性があります。

世界に向けて日本がコンテンツ産業の育成を目指す流れに逆向する事となります。

- 44 知的財産の創出はアイデアの創出から、権利化、基礎実験、プロトタイプの作成、デモ機の製作、生産技術開発、試験販売などを通じで実用化され商品やビジネスが誕生することは論を待たない点ですが、現在の支援策は権利化までと、試験販売以降の金融的支援策に重点が置かれています。しかし、その中間の基礎試験、プロトタイプの作成、デモ機の製作、生産技術開発などの部分はベンチャー任せとなっており、体系的、継続的支援が不足しているように感ぜられます。それが死の谷を深くしている理由であり、その部分の支援には技術士の活用が必要であると考えます。
- 45 二次創作同人誌を規制するのことに反対します。

創造は人に与えられた能力であり、創作物を個人的な範囲(同人誌製作、販売含む)で使うことはは憲法で保障された範囲であるはずだ。

また、規制を行う場合、基準が曖昧になる。

記号の集合体である創作物に、枠にはめた規制が通用するはずが無い。また規制は上で上げ た憲法で保証されている行為に反する。

二次創作の中から明日を担うクリエーター、作家が生まれてくるのに、そこを潰してしまったら、 日本の芸術、文化は終わってしまうだろう。

法の改悪は何としても避けてください。

46 著作権侵害を告訴無しで立件するいわゆる「非親告罪化」に反対です。

著作権保持者がどこまで許容できるかは千差万別で、他者、特に権力を持つものが恣意的に勘案するのは非常に危険です。

また、すべての著作物に対する「二次創作の権利」を明確に記すべきです。

|営利目的なら、著作権保持者と協議して許諾を得れば良いと思います。

47 著作権を持つ人が親告するのなら分かるが、赤の他人達が著作権をどうこう言うことは道理に 合わないし、ジャスラックのように利権団体を増やされても困る。

著作権法改定案よって反対

48 何故全ての権利を持っている著作者本人の意見を無視して勝手に逮捕するような法案を作ろうとするのだ。

著作者が黙認で許可しているからこそ同人の世界はこんなに活性化しているのに敢えてそれを 潰そうとするなど愚かにも程がある。

|憲法で保障されている思想の自由は何処に行った。

信じられないことをする。

49 知的財産戦略について申し上げさせていただきます。

まず、技術革新で国際的にも日本の存在感を示すべく、この基礎となる特許制度をより身近に 使いやすくすることが重要になるかと感じております。

また、著作権関連ですが、著作権期間の延長に反対します。

現行の著作権者本人死後か、著作権を保持する組織が発表して 50 年という歳月において、著作物がどこまでの価値を残しているのかという面も有りますし、もし、有ったとしても著作権者の死後の子孫の生活まで著作権で守る必要性はありません。不用意な著作権保護は文化の発展を阻害するのみです。

また、著作権に違反したデータのダウンロードで違法という案があるようですが、大きな問題をは らんでいるといえます。

どの程度のダウンロードになるかという面も示さないということで、例えば、ホームページ作成者の好きな小説の本文の『ここがいい』という1フレーズの紹介で、見た人が全員処罰、好きな漫画のキャラクター紹介の絵が載っている、キャプチャした画像が載っているホームページをを見ると処罰ということにもなりかねません。

ダウンロードという行為は、俗に言うファイル共有ソフトだけではなく、ホームページを見るということも、データのあるサーバーからホームページで表現しているデータをダウンロードしているのです。間違って著作権に引っかかるデータを載せたホームページがあったとして、見る前からそのようなデータがあるかということを知ることは出来ませんし、見るということをすると同時にダウンロードされてしまうのです。何も知らずに見た時点で犯罪成立の可能性が否定できないというのはいかにも荒唐無稽で論外です。

著作権は、著作者の利益を保護するという面で守ることは重要ですが、文化の発展ということも 考えれば、闇雲な保護だけではなく、より引用しやすい著作権制度という面も大切になってくる かと思います。

そのためにも、JASRAC や ACCS などの著作権保護機関に関しては、組織の徹底的な透明化を図る必要があります。特に音楽業界の著作権を独占的なまでに一括管理する JASRAC の組織透明化は急務であるといえます。

また、知的財産戦略で『有害情報からの青少年の保護』を盛り込んでおりますが、具体的な案が 見えてこないのですが、これは表現に対しての規制ではな〈、例えば売り場のゾーニング強化、 青少年が使うインターネット接続端末に対するフィルタリングが有効になるといえます。

時に表現規制を口にする方がいらっしゃいますが、表現の自由は公共の福祉に反しない限り保障されると日本国憲法に規定されているだけでなく知的財産創造の基礎とも言えます。規制するというなら公共に福祉に反しているという具体的かつ絶対的な証拠が必要といえますし、下手な規制は戦略とすべき知的財産そのものの損失ともなりかねません。

『インターネットホットラインセンター』が主導したプロバイダー責任法のガイドラインは、プロバイダに開示請求が来たときに裁判所の判断を仰がずに開示できるとしていますが、一企業が判断を下すことに危険性を感じずにはいられません。誹謗中傷という面では、裁判所の判断を仰ぐべきであり、そのために司法を使いやすくすることが先でしょう。そして『こども漫画ポルノ』という観点でNGOに対する通報を行っているという話も有り、どのような漫画をさして『こども漫画ポルノ』

と定義しているかもあやふやであり、まさに暴走寸前ではないかといえます。漫画は現在の児童ポルノ法の規制対象ではなく、また、漫画は創造の産物であり現実の児童に対する性的搾取が発生しているとは言いがたいものがあります。(その児童ポルノ法も本年の見直しで漫画を含める案を検討とのことですが、漫画を規制するなら『内心の自由』にも反すると考えられますし、基準をしっかりしないことには恣意的な取締りすら行われかねません)

また、『国際的観点で』といいますが、日本にいる限り日本の法が適用されるわけで法の精神に も欠けているとすら言えます。

さらに『バーチャルの弊害から子供を守る研究会』という研究会も、表現や新しい技術の害ばかりを強調して、どうして子供を守るべき親がとるべき対策についてはそこまで触れないのかという点が疑問です。さらに、メディアや犯罪の影響のみで過ちをおかす、犯罪に手を染めるというのは、メディアや表現以前に、親の子供に対する躾や教育の問題であるといえます。そんな躾も教育もまともにされなかった子供がる〈な大人になるとは思えません。それこそ表現に責任を転嫁するのは呆れるばかり、ゾーニング・フィルタリングを活用し、またメディアリテラシー教育を行うべき問題です。

また、マスメディアは、あるある大辞典の捏造が取り上げられていますが、もはや不偏不党な報道という建前など形骸化著しく、捏造にも近い印象操作を意図的に行っていることも珍しくありません。影響力の面から言えばそれこそよ〈叩かれるゲームや漫画、ネットなどの比ではなく、もはや政府によらない権力であるとすら言えます。マスコミ改革をきっちりとお願いします。

知的財産以外の他にも検討課題が山積して多忙を極めている中であることは承知しておりますが、政府の皆様には、パブリックコメントを踏まえて真に実りある知的財産戦略をとるべく深い議論のもと賢明なるご判断を下されることを期待しております。

50 違法コピーの取り締まりは当然ですが創作活動を阻害するような強化はするべきではないと思います。

なぜなら今居る人間は何時かは亡〈なるので後任の育成にも創作活動は必要だからです、現在の若い漫画家は何処かしらで他者の漫画を真似たものなどを書き技術を上げているからです 実際そうやって漫画家デビューを果たし漫画雑誌で執筆してる方も随分といますよ。

映像を改変して作る作品にしても素人が最初から映像監督を目指すとしたら音楽担当なぞを付けれるわけではなく、逆に音楽編集を目指すものには最初から映像制作を自分で出来るはず もなく後任を育てる上では必要なことです。

JASRAC による演奏料徴収についても現在の有名バンドが居るうちはいいですが不死身ではないのですから次世代の育成はどうするのですか?若い 10 代の人間が高い使用料が払えるものではないし、ただ大規模にやってるわけでもないのに徴収を行うのは怒りを感じますね。

どちらにしても次世代を育てる気がないのであれば強化をなさるべきでしょう現在の団塊世代 問題ではないですが強化していざという時に技術を持ったものはそう簡単には育たないのです よ。 画家などは他者の作品を模写して技術を上げたりするのですから安易に強化をするのは衰退を望んでるとしか思えませんよ。

レールを引けばまっすぐ走りますがずーっとそこしか走れないのですよ、アニメ大国だの驕ってるのはいいですがそこには作ってる人間が居てその人間は老いる、死ぬ、離職するのですよ、後任が育たなければ減って〈だけですそして専門学校だけではアイデアはそう簡単には生まれないのですよ

最後に匿名ではないのは弱者排除ですか?一般人は基本的には表には出たがりませんよ? 有名な著作権大好き印税大好きの利権屋だけの意見しか聞きた〈ないのですかねぇ?

51 『告訴なしでも立件 著作権法改定案検討』

そこに著作者の意思は尊重されているのでしょうか。

もっとほかに規制すべきこと取り締まるべきことはあると思います。

取り締まる側を私は信用できません。私の住んでいるところの警察は明らかに点数稼ぎのためになんの罪も無い善良な一市民に盗難の疑いをかけたりします。実際にただ普通に自転車に乗っていただけで盗難の疑いをかけられました。一方的に疑っておいてろくな謝罪もなかったです。とても不愉快な思いをしました。最終的に私が言いたいのは、警察の点数稼ぎのためにこれ以上表現の自由を規制するなと。規制するにももっとほかにやり方があると思います。安倍首相が何をしたいのかがわかりません。この国を良くするためにはもっとほかに考えるべきことがあるでしょう。

- 52 著作権延長を反対します。
- 53 もしこんなものが通ったとしたならば最悪二次創作はおろか 何もものが作れない世の中になってしまう可能性が非常に高いです。 絶対に反対です。
- 54 著作権保護期間の延長に反対いたします。

現在の日本においては著作権者の利益の保護を厚くするあまり、いろいろな分野で 文化の自由な創造性や発展性を阻害し、ますます国際的に劣っている傾向にあると 思います。

本当に日本の文化を育てるという見地に立てば、著作権保護期間は現行の期間で 十分であり、ことさら延長する必要はないと考えます。

55 意見回収ご苦労様です。

今回の知的財産推進計画2006の見直しに対する意見が少々ありまして、メールと言う形で意 見を応募させていただきます。

昨今の知的財産を犯す行為には目を見張るものがあり、取り締まらなければならないという事に は大いに賛同できます。

|しかしながら、知的財産という価値は非常に曖昧なものであり、すぐさまにその価値、即ち、その

財産を主張できる期間、さらに財産の何処までが似ていては駄目なのか? という、人間ではすぐさま判断できない。難しい問題を孕んでいます。

この問題がどういう弊害を生み出すのかというと、文化というものは必ず他人の模倣から始まる。という基本的な人間の営みを邪魔してしまいます。

例えば、2次創作にもその営みが見ることが出来ます。

人の真似事から初めて、自分で創造することの大変さを学ぶ…。この大切なプロセスを絶つことは、知的財産を守り、著作者および著作権を主張する会社には非常に暖かいかも知れませんが、日本の文化を発展させるという上で大きな壁となり、文化の後退を招く事になりかねません。

今回の知的財産推進計画でもこの2次創作(風刺、同人等)をどうするのかという点を明瞭にしていただきた<意見申し上げます。

同人に関しては、その規模が経済としても無視できない大きさとなっていますので、インターネットを媒介として多くの人の関心を引いている事柄となっています。

その人々にも応えるという形で寛大な回答をよろしくお願いいたします。

56 やめてください。ホントやめてください。

これいじょう厳しくするのはやめてください。

2ch とかでもブーイングのあらしです。

まだこのことを知らない人たちも、みんな同じことを言うと思います。

悪いのは海賊版を作った人たちで、罪のない人たちの自由を奪ってどうするつもりですか?

57 前略、御意見致します。

著作権法を改悪し、非親告罪化する事には反対です。

著作権法改正案には、二次創作を対象に含めないことが明示されておらず、捜査機関の裁量で 恣意的な摘発が行われる危険性について全〈考慮されていません。

もし!著作権法が非親告罪として改悪されると著作者の意思を無視して、著作権違反者を警察 が一方的に逮捕できる恐れがあります。

創作同人誌の製作者はもちろん、A 作品を模倣した、B 作品のような擬似作品などまで、

著作権違反の盗作という事で、取締りの対象になる恐れもあります。

ここまで極端でなくてもA作品のキャラがB作品のキャラに似ている、故にA作品は

B作品を 盗作している、という判断で逮捕も出来きるようになります。

これは、創作表現に対する表現弾圧の何者でもありません。

58 | 若輩者ながら意見を申し上げさせて頂きます。どうぞ、いち学生の意見として見て頂ければ幸いです。

この法改定は多くの危険性を孕んでいると認識しています。

著作権について「被害にあった権利者が告訴しなければ立件出来ないという現行法を改める」とのことですが、それはいかがなものでしょうか。

親告罪という形態には、それなりの意味があるのではないでしょうか。なぜならば、著作権者が 「どこまで許せるか」というのは千差万別です。数値などの分かり易い定規で「明確な境界線」を 引くことが根本的に不可能なことと考えます。権利者本人が「許せる」ものを他者が「犯罪でさる」 と決めてしまえば、それは権利者の利益を奪うことにもつながりかねません。

また、仮にこれらの境界線が特定の機関によって判断されるようになれば、それはつまり、少数の人間の裁量によって、人の価値観や芸術的感性が判断されるという、まことに憂慮すべき事態となります。

現在の著作権法違反が親告罪であるのは大きな意味があります。法案改定にあたっては、法案の細部まで「どこからどこまでが許されてどこからどこまでが違反なのか」を判断する必要があります。曖昧な法律ほど民衆を苦しめるものはありません。大まかに法を改定して、あとは担当機関に丸投げで何とかなるという問題ではありません。

どうか、今一度慎重な再考をお願いした〈存じます。

59 個々の意識の持ち方についても内容が及んでいるイノベーション 25 との連動を期待したい。 僅かばかりであるが技術移転の父と呼ばれるニールス・ライマースについて学び、

特許をきちんと提出できない技術者や団体はマナー違反なゴミ出しをしているようなもので、マ ナー違反の容認は創造的活動の無効力化であると感じる次第。

内容が分かりにくい特許は中身の見えない袋でゴミを出したようなもの。請求項など権利内容を曖昧にする、広くするのはゴミ袋の口が閉じないがため、カラスや猫が荒らす如くか。また、侵害への対処、速やかな手続き、海外への申請など、為すべきことをしないは模倣など不当に利益を得る者達の出現を認め、まるで乱暴に置かれたゴミが並ぶ収集場からは無断でゴミを拝借する輩がいて、もっと散らかしていくようなもの。

だから、ニールス・ライマースがしたことは袋の中身を分かるようにし、分別を促し、再利用できるゴミをリスト化し、回収業者にリーズナブルな対価を支払い、捨てられていたかもしれない発明を 宝の山にした、といえる。

皆がニールス・ライマースになることはできないかもしれないがゴミ出しのマナーを見守ることは誰でもできるはずだ。また、不当なゴミ出しの例えは特許だけではな〈著作物など全ての知的財産に当てはまることだろう。

我々は

海賊版というゴミを漁っていないだろうか?、

ノルマ特許と呼ばれる不法投棄を許していないだろうか?、

内容や効果が分かりに〈い無分別な申請を見逃していないだろうか?、

きちんと手続きを済ませる雰囲気を重視しているだろうか?、

似た様な文や図をどこかの出版物やサイトから拝借していないだろうか?、

利益を独占しようとしていないか?、または独占を容認していないか?、

仕事や活動の内容を分かりやすく説明しているか?、

努力半ばで分かって貰えないと、怒っていないか?、

何事においても自然とマナーが守れる人になりたい。

制度を整え、守る強い意識を持つことが創造物を生じさせ、拡散させ、 より多く、または全てを幸せにする。

「防御は最大の攻撃」である。

(3) 憲法などは、原文はよくわからないほど小難しく書かれており、難解この上ないのでざっくばらんに、砕けて書かせていただくことを御了承ください。 世の中は一部金と権力を持った人が一般の人から金を巻き上げるように出来ているシステムになっているのは解るんですが、今回のコレはソレに留まる事を知らず日本における、海外に向けての大きな力となるアニメやゲームの産業やその下地となる部分の人たちの生活や思想を淘汰するように出来ているとしか思えません。

現状 JASRAC が「著作権ヤクザ」と、揶揄されているのは事実ですし、そのような団体、場所、状態に近いものを生み出すことはなくてよいと思います。

話が逸れましたが、悪いのはアニメ、ゲーム等ではない八ズです。
「子供たちにこのようなものをやらせるから!」
という方もいるかもしれませんが、そういう現在の大人の大部分にあるであるう人たちも、ゲーム等をやったり、見て育ってきた年代になりつつある

あろう人たちも、ゲーム等をやったり、見て育ってきた年代になりつつあるはずです。 その頃から、彼らの言う「ゲームやアニメの影響で犯罪が増えた」状態になって いたでしょうか。

少な〈ても自分はそうは思えません。原因があるとすれば、自分が育てられたときと 同じように子供を育てられなかった親の責任、というより、環境の問題なのだと 思います。

時代は移り行くものなのに、いつまでも過去ばかり見ているから今ある問題に 対応できず、臭い物には蓋をすればいい的な意見しか出てこないのだとしか思えません。

この件についてもですが、真に罰すべきは、ろくな事実関係を調べもせず、 調べたとしても正しく事実を伝えようとする努力の見受けられないマスコミの 方ではないでしょうか。

一般人というのはマスコミの報道の影響を色濃く受けます。ソレが正しくても間違っていても、です。マスコミ的には、間違っていたらワイドショーなんかで5分程度社長が頭を下げました。的な事を言うだけで済ませますがマスコミに悪評をつけられたほうは、たったそれだけのことでは信用が回復しません。本当に悪い事をしたと思うのなら、100倍、1000倍は自分たちも痛い思いをしなければならないはずです。それが責任の取り方というものでしょう。

なにを言っているか解らないかもしれません、的外れな意見かもしれません しかし、この現状の出された法案が、もし可決してしまったのなら、正し〈ない 方向に向われる可能性が非常に高い、ではな〈、間違った使われ方しかしない ということだけは解ります。 感情論かもしれませんが、この法案に反対いたします。

61 一始めに

コンテンツと技術者は畑のようなものです。

再収穫を促進しようと畑を焼けば一時的な利益を得られますが次の次は使い物になりません。

知財戦略を長期的展開とすらなら、民間からの短期的収益を考えないよう、お願いします。

・中間搾取の問題

コンテンツと技術者にとって最大の問題は模倣や海賊版などでは無く、中間搾取です。

計画書の中に知的財産管理のための維持費用といった文がありましたが、これを民間から得るのであれば、中間搾取に他なりませんし、逆に政治犯罪の温床になる可能性すらあります。

過去にインターネット上にはMIDIと呼ばれるフォーマットの音楽文化が存在しましたが、中間 搾取団体が声高に唱える著作権によって、今は下火になっています。

現在、MIDIが繁栄した時代に活躍したクリエーターは音楽文化の一翼を担っていますが、彼らの後輩は存在しません。

なぜなら、新しい芽が育つ土壌を潰したからです。

社会において団塊の引退と技術の継承が話題になっていますが、日本の技術とは先達の背中を追い、その技術を盗むことで培われました。

計画書に名上がっていた本田宗一郎にしても同じことです。

安易な搾取は文化を潰します。文化を創るのは若い人間です。 学生が小額とはいえ、イチイチ代価を払っていけるとお考えでしょうか?

特許庁の人材育成についても触れられていましたが、どうか民間の模倣の取り締まりなどでは なく、中間搾取団体を監視できる人材の育成をお願いします。

現状の日本では中間搾取団体は数あれど、その団体から技術者には当たり前の対価すら払 われてはいないのです。

62 『告訴なしでも立件 著作権法改定案検討』

http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/gyousei/news/20061118ddm008020079000c.html

[事務局注:以下7文は、2006年11月18日付毎日新聞社紙面から引用されたもの。]

政府の知的財産戦略本部(本部長・安倍晋三首相)は17日、不正コピーした音楽CDや映画DVDなどいわゆる「海賊版」を、インターネットオークションに出品することを禁止する方針を固めた。

現在は販売されなければ罰する規定がないため、著作権法を改正して厳しく取り締まる。

同日開催した知的創造サイクル専門調査会で方針を示した。

文化庁などと協議し、08年にも法改正する方針だ。

(略)

また、被害にあった権利者が告訴しなければ立件できないという著作権の規定も改める。

権利関係が複雑な商品が増えているうえ、海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケ ースも多いため。

営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。

著作権法が非親告罪として改悪されると著作者の意思を無視して、

著作権違反者を警察が一方的に逮捕できるようになります。

現活動への取締りが、警察の点数稼ぎの手段に変質する危険すらあります。

よそサイトからのコピーペーストではありますが、

非常に危険な法だと思いました。

断固反対です。

63 漫画·アニメ·ゲームの二次作品等については今のままでいいです。 規制する必要はないと思います。

日本にはそういう二次製作文化があるから、漫画・アニメ・ゲームも進化してきたと思います。 規制したら jasrac が規制したせいでMIDIを製作する人が減り文化が衰退してしまったように、日

そうなったら日本にもより大きな損害になりますよ。

本の大事なサブカルチャーが衰退しますよ。

だから、変えなくていいです。そのままにしてください。

お願いします。

64 著作権法改定案検討

国内での同人制作については、ある程度の理解を持つべきだ。 クリエイター育成の面が強い同人制作を行っただけで「逮捕」とは余に横暴すぎる。

根本的に「同人」と「海賊版」の区別化を前提にし、議論すべきだ。

著作権法が非親告罪として改悪した場合、国内での作品作成に混乱をきたす可能性がある。 似通った者が混在している現状を全〈把握していない。

「親告罪」により今の日本アニメ・マンガ文化は存在している。

65 知的財産基本法を変えるみたいですが、なぜアニメや漫画がお金になると思ったら国の力でむ しり取ろうとするのか解りません。確かにコピーや海賊版がたくさんある中今まで何もしてこなか ったあなたたちに知的財産基本法を替えよううなんて無理な話です。

どうせまた特殊法人なんか作り天下り、お金を取るだけでしょ(ジャスラックを強化するために・・・)

66 アニメの製作現場の労動環境は非常に厳しいので、正当な報酬かつ働きやすい労動環境を配 備する事を望む。

海外にアニメ技術(原画製作、動画製作など)の流出を防ぐため、国内スタジオで全てを製作で きるよう、アニメーターの育成、アニメ製作に関係する設備の充実を望む。

著作権は個人の権利であるので特定の団体の利益につながらないように配慮することを望む。 もちろん個人が権利侵害を訴えた場合には速やかな対応も望む。

模造品、海賊版の対策を望む(特に海外の)。

コンテンツを発表する機会や場所を増やして欲しい。

言いがかりともいえる、アニメやゲーム、漫画の悪影響論(「ゲーム脳」、アニメやゲームの愛好者は犯罪を犯すなど)を抑えることを望む。

犯罪白書などの統計情報を見る限りアニメや漫画、ゲームが流行していく過程で殺人などの重要犯罪は増えていない(特に若い世代)。

67 |著作権法違反の非親告罪化についてですが、これにはとても強い懸念を覚えております。

私は趣味でよ〈イラストを描きます。もし私のイラストのキャラクターを他者が描いたり、

|勝手に色を塗っただけでも非親告罪化により罰せられる事になってしまいます。

私の知らない所で私のイラストに関わった人が罰せられると思うと悲しくなります。

|私の知らない所で私のイラストに関わった人が私を憎むと思うと怖くなります。

また、私自身も罰せられるかもしれません。私の絵が何かの絵に似ている、参考にしていると思 われる、と誰が判断するのでしょうか。

著作権は保護するものであって、積極的に攻撃に出るものであってはならないと思います。

もし非親告罪化になってしまえば、日本の文化は間違いな〈衰退します。

ある文学作品があったとして、そのファン達がその文章の一部をHPに乗せ熱〈議論を交わす事 は罰せられる程の悪事なのでしょうか。

ある漫画、アニメ、ゲームがあったとして、ファンがそのイラストを描けば即罰せられてしまうので しょうか。

あくまで著作権法に違反しているかどうかは著作権主が決めるべきであって、政府が勝手に決 めるべきではないと思います。 拙い文章ですが、私の本心です。お読みいただきありがとうございました。

- 68 1. 社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して、音楽著作権使用料算定額についての 利用者への明確な説明を請願いたします。
 - 2. 社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の経営状況と音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。
- 69 著作権法違反を非親告罪にする際、銃刀法と同様に警察の点数稼ぎのために二次創作同人誌 が無差別に取り締まられることのないようにしてほしい
- 70 業務用ソフトウェアみたいに、海賊版しか発生しないような物だけなら著作権違反の非親告化は わかるが、ゲームやアニメ作品の二次創作の様な第三者には判断が難しい物までも非親告化と してしまっては、無関係の第三者による恣意的な判断で一方的に取り締まりを行うことが可能に なるため容認できない。改訂するのであれば明確に非親告化となる対象を定める(アプリケーションやコンテンツを制作した会社が発売時等にあらかじめ著作権違反一律に非親告とするという 告知をしなければ現状通り親告が必要、等という様に)べきだ。
- 71 著作権法改定案検討について、私は反対の意を表したいと思います。

もしもこの法案が施行されてしまうと、

表現の自由が奪われてしまうのではないでしょうか?

似ている漫画や音楽などは、多くの人間が存在する以上

少なからず存在するものです。

それを似ているだけで逮捕してしまうのは非人道的だと思います。

また、文化発展を妨げているとも思えます。

同人誌については、確かに著作権を侵害しています。 しかしながら、営利目的で制作されているわけではない上に その同人誌作家は作品のことを愛して作っています。

どうかその辺りをご理解いただき、

この法案を棄却していただきますようよろし〈お願いします。

72 ご意見などと言うことなので、言いたいことをハッキリ言わせてもらいます どう考えても手を抜いている改定計画お疲れ様です、著作権に関しては非常に勉強不足かもし れませんが自分なりに今回の計画に対しての意見を述べたいと思います

正直此度の計画は"一部の著作権違反者を金かけていちいち罰するのが面倒になったので全面的に禁止してしまおう"と言った感じに見えます、そしてそれ以上に著者達を蔑ろにしているのではないのでしょうか

千差万別の考え方を持つ人間の感覚を国が縛ると言うのは、作品の権利を持つのは著者では な〈国であると言っている様なものです やはり著作権は親告罪であるべきだと、国といえど所詮著者にとっては関係のない他者だと思っている著者の方々もいらっしゃるでしょうし...

実際非親告罪になると著者の意見を無視して警察が点数稼ぎの為だけに、その場その場の裁 量だけで逮捕するということが必ず起きるでしょう

それと著作権法改定案検討ないにあったこの文章もどうかと思われます

『また、被害にあった権利者が告訴しなければ立件できないという著作権の規定も改める。 権利関係が複雑な商品が増えているうえ、海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケ ースも多いため。

営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。』

告訴するかしないかは前述したとおり、著者一人一人により違うでしょう、当たり前ですね そして海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて云々とありますが、これにこそ力を入れるべきで す、告訴しない著者達は中には報復を恐れている方もいるでしょう、が、これは警察や国が信用 されていない証拠と取れます

そういった犯罪組織に対して全力で著者達をサポートしていくのが、真の意味での著作権法改 定と言えるのでは?

それをしないでこう言った著者達を無視し、更にそれを慕う国民をも無視した、安易な一部の悪 を曝け出す為に他全てを破壊していく様な考えの"勘違い"の著作権改定だから、手を抜いてい ると見えるのです、前述の手を抜いていると言う発言はただの皮肉ではありませんよ?、

安倍首相をはじめ、大勢の閣僚達は更に視野を広げたほうが良いのでは、今は過去ではありません時間は絶えず進んでます、自分達の理解できない事(著者達の活動内容など)は全て厳しく すれば良くなるわけではないのですから...、これだと排他主義だと笑われて当然です...

稚拙な文章&意見かもしれませんが、この瑣末な意見が多少なりとも本件を揺り動かす礎になれば幸いです、このような意見を述べる場所は中々ないのでこういった機会は真にありがたいです、それでは

73 教室や学生、未成年をおもわせる描写をしただけで、

規制されるというのはあまりにもおかしすぎる。

|禁止したほうが逆に支持率は下がり、信頼も失われることになるでしょう。

|性の描写ということですが、それは禁止すると男の性の対象が表の世界におよんでしまいます。

まだ発散できるものがあるからしない人もいるわけです。

それがなくなったとき、表の世界は大変な事になると思います。

そしてこの計画は多くの人の反感をかうことになると思います。

実際、この計画に反対する人も増えてきました。

脅迫ではありませんが、このような法律はとおさないでください。

最高の結果でも警察や規制する人の点数かせぎになるだけです。

僕はこの計画に断固反対です。

74 | 著作権問題に関しては現在JASRACなどの団体がありますが、それ以上に注目できるのが二次創作物や海賊版などと呼ばれる不正コピーの問題です。

たしかに不正コピーによる二次配布などにより開発元の資金繰りが難しくなり倒産などが起きるのは珍しいことではありません。特にゲーム業界などは開発に時間と人権費用が掛かるので危機的状況にあるといっても過言ではないでしょう。

しかし現在の日本で世界にも広く通じている文化、いわゆるオタク文化の中心もまた二次創作物 であるという事実を忘れてしまうと今後の創作物の発展を閉ざしてしまう危険性があります。

この二次創作物というのは誰かの作品を基にしたアナザーストーリー的な作品として売り出すもので、元来の著作権法に従えば著作権保持者が親告しなければ法律上は問題な〈同人(二次創作物・一次創作物)活動ができるものでした。

さてここで注目すべきはコミケなどと呼ばれる同人誌即売会です。二次創作物が多いこのイベントでは著作権を保持している企業までもが参加しているほどのイベントであり、これら同人誌即売会が企業にとってメリットにもなっている事実を表しています。

メリットは宣伝効果です。二次創作物は書〈人によって内容が異なり、またその魅力も異なります。筆者のファンが筆者の二次創作物を読んで本来の一次創作物の方に興味を示し、そちらのファンになるということも珍し〈ありません。

それだけでな〈広〈提示できるということは情報化社会となった昨今においては大きな意味を持ちます。インターネット等の普及により二次創作活動もまた世界的規模にまで広がるようになり、 多〈の人の目に映るものになりました。

日本の一部で流行しているコスプレや同人誌即売会もまた世界各地で行われています。

さてここまで二次創作物のメリットと現在の状況を説明しましたが、これからデメリットと現在の状況を説明したいと思います。

音楽業界のみならず美術やアニメ、服などの柄にまで著作権が存在し、最近ではパクリだのな んだの言われて騒がれています。

さてここで問題なのが親告制か非親告制かです。

今までのように親告制の場合は著作権保持者が訴えない限り裁判には持っていけません。ですが非親告制になるとそれを見た人が訴えられます。その場で逮捕なんてことも可能です。これは 一見メリットに見えるのですが大きな穴があります。

まずどうして今まで非親告制ではなかったのかを考えてみる必要があります。

問題点はその作品が二次創作物か否かです。もしも「偶然まった〈似た作品」になったのだとしたらどうなのだろうか?という問題です。

創作物というのは人によって千差万別ですが影響を受けるのは全て外界です。

今日見たニュースだったり、新聞に載っていた広告だったり、友人から出た台詞だったり。そういった部分から発想が生まれて作品に行き着くのも珍しくありません。

ともすれば同じものを見て同じ発想を思いつくこともあるのです。

たとえ現存の作品があったとしても、それを読んでいなくとも似た作品を作ってしまう可能性もあります。

これは著作権違反なのか否かの境界線が不明瞭だからでしょう。なので今迄は親告制をとって いました。

さてここで考えると一次創作物をそのままに二次創作物を描いている同人誌は確実に違反で す。

しかしそれを理解していて著作権保持者は親告していません(悪意がある作品の場合にはしていますが)。これはファン活動であると著作権保持者が理解しているからです。

つまり自分たちの作った作品を好きでいてもらいたい。作品を好きだという形を見たいというものです。漫画家などが同人誌即売会に参加している事実を見てもその気持ちは見て取れます。

以上のように著作権問題は何かしらの機関や組織、または第三者によって告発できるようにすべきではありません。もちろんそういうことをしていますよ、と著作権保持者に打診するのは良いでしょう。決めるのは著作権保持者であるべきだと私は思うのです。

またJASRACなどのような組織が不必要であると考えます。

不正に音楽を使用したなど、それらを告発するのは著作権を持っている人なり団体なりがすべき ことで、意味のない組織と言えます。

音楽業界の関係者からしてもJASRACは目の上のこぶのように扱われています。

さて話は逸れましたが以上の理由から著作権法の改正の必要性はないと判断します

75 著作権についてですが、期限延長に反対します。現状の50年から先は国民の財産として共有 する事が望ましいと思います。

また、マンガやアニメの似顔絵や二次創作が規制の対象になってしまうような世知辛い世の中にだけはなってほしくありません。古来から源氏物語の古典なども後の読み本作家などによってパロディのような本が出版されたり、絵画ならば先人の絵を真似ることによってそこから進歩していった画家なども沢山いると思います。それなのに著作権法を改悪すればそのような事を行った人間を警察が一方的に逮捕できるような世界には日本はなって欲しくないと思うのです。

いま世界中から見物者が訪れるコミケなど二次創作同人誌の製作者はもちろん、例えば宇宙戦艦ヤマトを模倣した、松本零士の大ヤマトのような擬似作品などまで、著作権違反の盗作という事で、取締りの対象になる恐れもあるでしょう。

ここまで極端でなくてもA作品のキャラがB作品のキャラに似ている、故にA作品はB作品を盗作している、という判断で逮捕も出来きるようになります。

流行の画風やキャラ造形、デザインをしていればなおさらその危険は大いに高まります。

表現活動への取締りが、警察の点数稼ぎの手段に変質する危険すらあります。

厳しい規制はコンテンツ産業の衰退になることは明らかです。国内を取り締まる前に、海外流出 を防ぐ法律を作ることのほうが先だと思われます。

また、JASRAC のような著作権を管理する事を口実に、使用料の半分以上を搾取してしまうような機関も問題です。製作者の権利を守りたいのならば彼らが本来受け取るべき使用料の搾取を許さない法律を制定する事も必要ではないでしょうか?

長くなりましたがこの辺りで失礼します。

76 著作権について、親告罪を廃止するという案は非常に問題だと考えます。

作品Aと作品Bが単に似ているだけなのか、それとも著作権を侵害しているかどうかを判断できるのは著作権者のみであり、第三者が定量的に測ることはそもそも不可能です。

であるにもかかわらず、警察の独自の基準で著作権侵害を決めてしまっては、著作権者が問題 視していないような作品を出版した人間も逮捕されてしまうという危険をはらんでいます。

それは、著作権者を守るという本来の趣旨を大き〈逸脱しており、到底許容できません。

77 私は今年から短大生になる 在住の者です。お勤めご苦労様です。

さて、今回知的財産推進計画の意見を募集ということで、政府の方々に今一度 JASRAC に関する問題について考えて頂きたく、メールを送らせて頂いた次第です。

JASRAC の事業目的とは、

「音楽の著作権者の権利を擁護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、音楽文化の 普及及び発展に資すること」

であるそうですが、彼らは音楽文化の発展どころか衰退の原因となっていると思うのです。

著作権を侵害していると彼らに訴えられた和歌山市の生演奏レストランのオーナーが著作権は 侵害していないと主張し、音声付カメラで中継し証明するも、「将来するかも」とピアノ撤去及び 190 万の賠償命令が出たのはご存知でしょうか?

侵害していないとカメラまで設置し、中継まで証明しているのにその担当者は

「演奏中止の仮処分が退けられたケースは聞いたことがない。オリジナルと称している曲も元の 曲をアレンジしただけで、使用料は払うべきだ」

と言ったのだそうです。

オリジナル曲がアレンジだとか言って、結局は金を取り立てられると思ったからそんな事を言っ

ていたんだと考えざるを得ません。

オリジナル曲が何かの曲に似ていたとすると、それが盗作となって著作権料と彼らは称してそんな 190 万以上の賠償金をふんだくるのですか?

音楽を愛する事が罪ですか。演奏する事が罪ですか?

音楽のプロの世界でも、実に様々な新曲がリリースされています。私も音楽は好きで、よく聞きますが、たまに「ん?この曲この部分があの曲に似てるなぁ・・・。」と思うことがよくありますが、それについては彼らは何もしません。たまたま似てると言うのもありますが、なぜ一般のスナック運営のオリジナル曲が「我々の管理曲、 に似ている、盗作だ。使用料を収めなさい」

こんなことで何が音楽文化の発展ですか?何故こうもプロの世界と我々の扱いが彼らはそんな に違うのですか?お金を渡しているからですか。

ネット上でもこの JASRAC の行動は「傲慢だ」「金が欲しいだけ」と非難の嵐です。

それと同時に非常にその団体を恐れており、恐れるが故に創作活動などができないということも 考えられます。

また、彼らは音楽だけでなく、2008年には漫画やアニメなども管理すると言い出しています。これ が適用された場合、確かにそちら側にも利益があるのかも知れません。

しかし、これにより様々なイラストサイトやサークルのサイトなどが閉鎖するでしょう。

個人で、無料ホームページスペースを使ってイラストサイトを立ち上げている方は、そんな団体 に多額な著作権料を納めてまでサイトを運営していこうとする方はほとんどいないでしょう。(私 の個人的な考えですが)

これは文化の抑制に他ならない行為なのではないでしょうか。

好きなマンガのキャラクターの絵を描くのが罪ですか?私も下手ながら絵を描く事、マンガを読むことを趣味の一つとしているため、私には彼らのしようとしていることが許せません。

ひど〈言えば彼らの活動はかつて治安維持を口実に文化を無理矢理抑制しようとした特高に他 ならない物だと考えます。

いつまで、あのヤクザじみた事をする団体を放置しておくのですか?

本当にお願いします。床屋で順番を待っている間、漫画の読めなくなってしまうような縛られた世 の中になるのは本当にやめてほしいのです。

漫画や音楽も知的財産の中に入り、そして今回が知的財産の推進計画の募集であると言う事で この問題をお話させていただきました。

私は音楽を、そしてコミックという文化を余計なものの介入無しに今後も愛していきたいと考えています。

まだ未成年の、納税もまだである一人の学生のこの意見に少しでも目を通し、参考にしていただければ幸いです。

また、この文章の構文にあたり、様々なサイトを参考にさせて頂いたことを記しておきます。

78 知的財産推進計画 2006 について、著作権の親告罪見直しに反対します。 こういう形での著作権強化は、創作物を尊重するかに見えて、実際は創作の土壌を破壊するも のでしかありません。

親告罪のグレーゾーンから生まれる物、消費される物は膨大であり、それは著作者が必ずしも 望まない物ばかりではありませんし、市場を目には見えない形で大きく支えています。

今の時代完全なオリジナルは存在しないと言われるほど、どんな創作物もある程度の共有され たリソースの上に成り立っています。

したがってそれに対して警察が一義的な権力を持つのは、混乱と萎縮を生むだけです。

今あるコンテンツを守る力は強化されても、新たなコンテンツを生む、新たな消費を生む力は確 実に弱まるでしょう。

著作権を強く運用している音楽よりも、著作権をゆるく運用している漫画やアニメの方が隆盛し、 世界に通用するコンテンツになっている事を考える必要があります。

警察は創作に関する判断力に欠け、自身のチェック機構もなく、恣意的な運用にならざるを得ません。

「どこか今までのあらゆる著作物の中に、似たものがあっただけで逮捕される危険があるのに、 一体誰が何かを創作しようとするでしょうか?」

これは極端な言い方ですが、親告罪をやめるのはそういう方向に向かうということです。

著作権は守られるべきですが、守られすぎてもいけません。

また親告罪の単純違法化は別の観点から言えば表現についての権力を国家が握ることであり、 実質的に表現規制としても機能し得ます。

アメリカでコミックコードがもたらした結果のように、表現の規制はコンテンツを衰退させることは あっても、発展させることはありません。

またコミックコードによって若者がそれ以前より健全に成長したということもありません。

憲法の精神からもメディア規制はするべきではありません。

青少年に配慮するならば、未成年者のメディアアプローチに対策を打つべきであって、表現規制 はもってのほかです。

不正コピーを取り締まりたいのは解りますが、厳格すぎると誰も商品を買いません。

ipod(itunes)はむしろ著作権を部分的にはゆるくすることで市場を握りました。

著作権のバランスは市場が決めることであって、政府や行政が決めるのは市場に対する死刑宣 告に等しいでしょう。

またコンピュータ、ネットの発達は情報をコピーする力を基盤にしており、不正なコピーを撲滅すると言うことはコンピュータが発展する限り不可能です。

既得著作権益を守るという方向性は、すでに到来している新しい時代に対応する創作・著作ス キームの構築をさまたげ、結局は日本の知財を腐らせるおそれがあります。

日本がコンテンツ大国になるためには、一部の中間的な著作権者よりむしろ、創作者や創造の場を守る、介入的でな〈後援的な施策が必要だと思います。

- 79 | 著作権法が非親告罪になるのは明らかな改悪でしょう。
- 80 著作権の侵害などの判断は、著作者本人が判断するべきだと思いますので、関係ない第三者が、本人の意志を確認せず、著作件の問題に口出しするのはおかしいと思います。
- 81 この法案なのですがまずは漫画、アニメ、ゲーム業界の事をもっと知るべきではないでしょうか。 今やこれらは日本の代表、第三次産業です。 自国文化と言っても過言ではないでしょう。

どれだけ日本の作品が世界に浸透しているか、影響力を持っているかご存じないのでしょうか? それに規制するべき部分を取り間違っていると思います。今現状 18 禁規制の掛かっていない少女漫画の方が男性成人向け作品よりもっときわどい性的表現をしている作品の方が多いですし (レイプもの強姦ものがほとんどです)三次元に関しては実在するアイドル DVD 等の方がよっぽど酷いものです。小学生や中学生の子供がきわどい水着を着てきわどいアングルで取った映像が収録されている DVD 作品がショップで買える、これが現状です。これらは何の規制もされず誰でも手に取る事が出来ます。本当に小さな女の子が好きな性癖を持った犯罪者は漫画やアニメなどの二次元作品よりもこういった実在する女の子の映像を好む傾向があることを警視庁の方はご存知ないのでしょうか?私としては著作権関係の法を規制するより先に今ある作品の販売方法を整備する方がずっと先にやるべき事かと思います。

犯罪者がゲームやアニメを好きだっただけで影響を受けたから犯罪は起っただのマスコミは言いがちですが何かそれらが確実にそうだったから起ったという実質的な統計データは持ち合わせているのでしょうか?ただそうだという思い込みだけで口にしてはいませんか?もしこららの統計データがありましたら情報の即時開示を一般市民として強〈求めます。

それと著作権の非親告罪ですが表現活動への取締りを警察の点数稼ぎの手段に活用したいだけに見えるのですが?この美術世界影響されることは沢山あります。影響を受け無い事は無いと言ったほうが良いでしょう。安易に似ているからこれは盗作だと言い切れないものもこの世の中には沢山出回っているのです。専門知識を持ち合わせない人がそれらをどうやって見分けるのですか?それに著作権を持っている本人を無視して第三者である警察がその人を逮捕してしまうのはただ混乱が起こるだけで、警察官が点数を獲得し得をするだけです。もし規制するのであれば著作権を持っている本人にまず訴えるかどうか聞くことが絶対に必要です。でもそれは親告罪と何ら変わりはないのではないでしょうか。著作権を有するものの意向を無視して迄取り締まることに何の意味があるのか。それこそ著作権という権利を冒涜する事になりませんか?誰を、何を守る為のものなのかもっとよく考えてみることをお勧めします。

82 多大な利益が発声している著作権侵害に関しては、追求していくべきではあるが 小額であれば、許可を申請しやすくする体制を整えるべきである

一方的に規制とそれによる摘発では、文化推進などありえない 始まりは常に模倣からである

83 著作権法違反は親告罪化で確定するのが打倒だと思われます。

そもそも、こういった世界は他人の絵を模倣して力量を付け、そこから自身の作風、絵柄を見つける物なのです。

また、近年は二次創作物などから多くの作家が輩出されているのもまた事実。 中にはプロになってからも、二次創作物を作る人も少なくありません。

それに、今まで数え切れない程の作家が世に出てきたのです。 多少似通った物があっても不思議ではありません むしろ、ないという方が無理があるのではないでしょうか?。

やはり、こういったものは当事者による親告罪化にするべきです。 非親告罪化となれば、点数稼ぎに多少似通ったものを違反として摘発。 と、いった捜査機関の不正の温床に大き〈貢献する恐れがあります。

こういった、芸術面の強い問題はあまり厳しく取り締まると表現の自由の侵害に相当し、 それどころか、この後に世に出てくるやもしれぬまだ見ぬ才能の芽を摘む事にもなりかねません。

そういった点を指摘し、著作権法違反の親告罪化を強く求めます。 もちろん、音楽CDや映画DVDなどの海賊版取り締まりには大賛成ですよ。

自分の好きなキャラクターの絵を描〈事が許されない世の中、それが「美しい国」と言う事は絶対 ありませんよね?

|我々、若い者達の為に正しき道を開いていかれる事を切に願います。

84 【警察の研究会は行政府機関・警察による立法府への三権分立の越権行為】

警察は法に従って犯罪者を検挙する行政府の一機関に過ぎない。

法を作るのは立法府。

なぜ、警察が憲法の「表現の自由」を変えようとするのか?可能なのか?

|百歩譲って、明らかな根拠なりがあれば同意できるが、根拠も無し。

これは警察機関による立法府への三権分立の越権行為。

役人のお飯確保って至上命題の前に、三権が一体になってマスゴミがそれに乗っかかっている。

そもそもロクに内閣すらまとめ切れていない首相が著作権の方にまで手を回している暇があると は思えない。 ドンがダメならまとまるものもまとまらない。

憲法の改正レベルの話なんだから、きちんとしたデータを出した上で語るべきだし、国民投票(?)もするべきだろう。

85 |もしかしたらこの文章は誰も読まないかもしれない、しかし誰か読むかもしれない、だから書く

確かに著作権は大事ですが、私は、日本国民として、まず海外の著作権問題を解決すべきだと おもうんです、しかしそれは待て別の問題なので割合します

国内の著作権事情は果たして早急にてを打たなければいけないほど重要なことなのでしょうか?

海外のようにあちらこちらで裁判が起こっているわけでもないし、それなのになぜ変えなければいけないのでしょうか?そこはちゃんとした理由をご回答して欲しいところですね。

最後に、重要な話をします。

この法案で著作権が守れたとしましょう。

それではたして「文化」は守れるでしょうか

ここが一番問題ですね

「文化」とは日本という国が今まで築き上げ培ってきたものです、それを守らなければいけないのは国民なら誰だってわかります。

それが著作権を守ることによって文化が失われてしまうのが私は怖いです そして文化が失われれば守るべき著作権さえも失ってしまうのです そうなればすべてが終わりです

そうならないようにしてください

86 はじめまして。

意見させて頂きます。

基本的に、知的財産の一番初めの著作者、製作者に利益が還元されるような仕組みにすべきかと思います。現在は、それが消費者に行き渡る間において中間に位置する第三者、ACCS やJASRAC などが利益を受け、原著作者に対して利益が還元されるとは思えない状況です。これは、様々な人々の不安や怒りを呼んでおり、知財財産に関しての不透明感を喚起していると思われます。

また、中間において知財を管理する機構は、どのようなささいな違反でも法的手段によって見せ しめのように訴訟を起こすことが多く、このような、ある意味近視眼的な対応は、益々、現在の知 的財産に対しての管理に対して一層の疑問を抱かせるものになっていると思われます。

現在、Winny などにおいてデジタルコンテンツがコピーできてしまう時代において、知的財産を集中管理し、利益を配分するというのは、非常に困難であり、更にその管理配分方法に様々な疑問点が出ている中間者は、既にある意味存在意義を失っているのではないか、と思われてなりません。

であれば、中間業者を廃止して直接管理すればよいのか、といえばそうでもなく、そのような無

法地帯では混乱しか起こりえないでしょう。

ただ、わかっているのは、現在国が知的財産の活発的活用、つまり国際的にも話題になるような コンテンツ、アニメ、マンガ、映画などを売っていきたいのであれば、一層の引き締めは、確実に 知的財産の創作世界を衰退させます。これは間違いありません。

二次創作物などが活発化するからこそ、日本の知的財産を創作する方々への刺激にもなる、という非常に知的財産はグレーゾーンを内包するものである、ということかと思います。

よって、私は、可能かどうかはわかりませんが、ある程度のグレーゾーンを内包し、現在の中間 業者を解体・変革し、一次著作者、原創作者に対して利益が還元されるような仕組みにするよう 意見いたします。

日本人の知的財産創作能力は非常に高いものですが、同時にそれを法的に徹底的に締め付け た場合、容易にその世界は崩壊するとも考えます。

非常にアンバランスかつタイトな、二律背反な状況かもしれませんが、

「ある程度の二次著作物は認め、なおかつ原著作者(創作者)に対して利益を施す」

ような仕組みの作成を願ってやみません。そしてそれは中間業者、管理団体による一元管理ではなく、複数での管理が望ましい、管理団体が相互監視可能な体制が望ましいかとも考えます。

この知的財産の推進如何によって、今後の日本の知的財産の発展、更には国際社会における 日本の知名度(日本の知的財産の知名度は、国内メディアでは到底教えないですが、相当のも のです)もまた変わるでしょう。

できれば、そのような無限の可能性を秘めた世界を、法的規制と罰則によって衰退・消滅させるのではなく、できる限り創作者や、その消費者にとって、望ましい、参加し、創作したいと思わせるような仕組み作りをお願いいたします。

以上です。

|非常に困難な懸案かと存じますが、どうぞご一考の程よろしくお願いします。

87 現在の著作権法は、著作隣接権者を保護する方向ばかりが強調されており(70 年化もその延長線上)、著作権者自身すなわちクリエイタを保護する方向には行っていません。技術革新によりコピーコストが極端に低下したおかげで隣接権所有者は過当な利益を得ているはずなのに、これ以上保護しようというのでしょうか? 知財立国というならその源泉すなわちクリエイタ自身を優遇するような政策立案を希望します。クリエイタに群がる著作隣接権者厚遇は、いちクリエイタの立

場としては勘弁してほしいというのが正直な感想です。

88 音楽文化の根底を支えるものは、一般市民が自由に歌を歌ったり楽器を演奏したりそれを聴いたりして音楽を楽しむことであり、その中から才能を持った人材が育ち、新たな創作が生まれて来ます。その重要性を考えて、著作権法第三十八条に営利を目的としない上演等に関する著作権の制限条項があるのではないでしょうか、情報技術の進歩に伴って一般市民の音楽活動の場がインターネットへと移ろうとするのは自然な流れですが、著作権法にネット上での営利を目的としない配信等に関する著作権の制限条項がないために、せっかくの技術の進歩が我が国の音楽文化に十分還元されていないように思います。非営利目的の場合、自由に歌を歌ったり楽器を演奏することの自然な延長として、インターネットを通じて歌や演奏を配信することが自由に行えるべきだと考えます。

現在いわゆるコピー曲を演奏してネット上でみんなに聴いてもらおうとすると,非営利音楽活動であっても,JASRAC の定めた高額の使用料を払う必要があり,その手続きも煩雑で,とても一般市民が手軽に利用できるものではありません.それが,一般市民の音楽活動におけるインターネットの利用を大き〈疎外していると思います.せっか〈の情報技術の進歩が我が国の音楽文化の発展に還元されない状況を早〈是正していただきたいと思います.

89 人類の知的資産は、発想の自由な交換とその改良によって拡大してきたが、現在の知的財産の拡大は、自由な発想の交換と再利用を妨げる面が大きい。特に、現代の進歩の速度を考えると、特許、ソフトウェアの著作権等、産業利用に関わる知的財産の保護期間は5年程度に短くすべきである。

また、文学·音楽等の著作権を延長することは、一部の商業的利益を保護するだけで国民全体の文化の享受を制限し、文化の発展を妨げるものである。人間の知的活動の時間尺度から見て、30年程度あれば十分である。

90 知的財産推進計画2006について

著作権を非親告罪にすることに反対致します。もし非親告罪ならば著作権者の意思に関わらず 警察が動いてしまいますが、それは大きな問題です。最近で有名な例では、宇宙戦艦ヤマトの デザインで有名な松本零次氏がデザインした大ヤマトという作品が、宇宙戦艦ヤマトに告示して いるといる理由で訴えられましたが松本氏側の勝利でした。これはデザインが非常に似ておりま すが、司法の場では独創性は認められないということでした。この例のように、外見上に共通点 が多くても、それは著作権を侵害しているとはいえないことが多いのです。

また、著作権者ごとに事故の作品に対するスタンスが異なり、許容できる範囲も人によって様々です。このままでは、著作者が問題ないと思っているものでも警察が逮捕に踏み切る可能性が大きいと思います。警察が検挙率を引き上げるためにこうした暴挙に踏み切る可能性がないことが示されておりません。一旦拘束されてしまえば、例えそれがその後無罪になろうと、作家にとってその間の活動は出来なくなりその作品に対する世間の目は以前のものとは変わっていることでしょう。そうした事態は避けなければなりません。そうした線引きは、数値化できない以上規定する事が不可能であり、第三者が勝手に判断する事はそもそもナンセンスだと思います。

特に、小説や漫画といった創作物に顕著ですが、過去の作品に影響を受けるということは多く、 技法やストーリー、アイデアなど、似通った作品が数多くあります。普段はそうした者に詳しくな い人が見るとかなり似た物に見える場合でも、愛好家達には全く別物であることはままありま す。軽々しく外部が介入してはならないのです。

また、商業作品をファンがパロディ化する、いわゆる同人活動に対してもこれは大きな問題となってしまいます。そもそも、著作権者に無断でパロディを扱うことの多い同人活動自体に反対する人も多いのも事実ですが、国内の同人活動の規模は非常に大きく、国内最大の同人活動のイベントであるコミックマーケットには3日で40万人以上が参加するそうです。そうしたもの一つ一つにわざわざ著作権者が許可を与えるというのも馬鹿げた話ですし、中にはそうした活動を推奨している作家も数多いです。同人活動には同人誌の印刷代など個人にとっては結構な費用がかかることもあり、金銭を要求する事もままありますが、殆んどは赤字がでるということです。そうしたことがあるにも関わらず、営利目的と判断されれば警察が動くことが否定できません。また、こうした同人活動を経てプロになる作家も最近は増えており、過度に同人活動を規制するのにも反対です。

元々が海賊版に対する対策ならば、その対策は海賊版に対してのみ適応できる法律にしなければなりません。著作権者が報復を恐れるというのならば、警察がその報復が出来ないような対応をすればよいだけです。非親告罪とする必要は全〈無いと思います。このままでは商業活動、ファン活動が阻害されるという恐れが常に付き纏い、創作活動の大きな懸念となります。特に、日本はアニメや漫画においては世界一に立っており、こうしたコンテンツ産業、知的財産を守ってい〈必要があると思います。自由な創作活動を守るためにも、著作権を非親告罪にするのは大変危険な事だと思います。

そもそも、著作権は表現の自由の問題と切り離す事が出来ません。著作権を気にしすぎると表現の自由が損なわれることになり、個人の利益を守ったつもりになっても全体にとっては不利益となることが明白です。これは著作権延長問題にも言える事です。現在は著作権者の遺族が著作権者の死後50年にも渡り不労所得を得るものです。そのお金を受け取るのは作品とは何ら関係ない人々なのにも関わらず、です。確かに現在はEU、アメリカでは死後70年の規定がありますが、それに合わせる必要があるとは思えませんし、50年や70年と定めた根拠がわかりません。それに加え日本には戦時加算が適応され、EUの大国やアメリカの著作物は実質10年分増してあります。わざわざ追従する必要は無いと思います。更に著作権保護機関は、失礼ながら、歴史の浅いアメリカがミッキーマウスに関しての執拗な保護で伸ばしてきた経緯があり、これからも各国がアメリカに追従して延びる可能性があります。国内のコンテンツ産業を発展させるならば、著作権保護に執着するのには首を傾げます。著作権管理関連団体の利益獲得の活動と疑う声もあります。これ以上保護期間を延ばすのには反対です。

これ以外にも著作権関連では膨大な数の思わぬ問題が発生すると思います。 慎重に慎重を重ねることを期待します。

- 91 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり
 - □. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
 - |1 . ユーザー大国を実現する
 - a. インターネット放送や衛星放送等の新技術を活用することで、日本中のどこにいても日本中のどこかで放送されているテレビを視聴できるようにする。

現在の日本では、ローカルテレビ局のほとんどは、申し訳程度にしか独自番組を製作・放送しておらず、その放送するテレビ番組の大半は、東京キー局が製作したテレビ番組の再送信または再放送である。これは、テレビ局、とりわけローカルテレビ局が総務省による規制により守られているからである。しかし、この保護政策によって、国民は次のような損失を被っている。

1つは、東京キー局が製作した特定のテレビ番組を視聴したくとも、地元のローカルテレビ局がこれを再送信してくれなければ、これを視聴することができないということである。特に、地元ローカルテレビ局が5局に満たない地域では、必然的に東京キー局が製作した特定のテレビ番組を視聴できないこととなり、東京圏の住民との間にいわゆる情報格差ないし文化格差を生ずることになる。

2つは、ローカルテレビ局は、東京キー局が製作したテレビ番組を再送信するだけで莫大な広告収入が得られ従業員は楽して高給を得ることができること、並びに、東京キー局及び関西ローカル局以外は放送域内の人口が極めて少な〈、ローカルテレビ局が独自に番組を製作して放送をしても、さほどの視聴者数を見込むことができず、それゆえ広告収入もさして期待できないことなどから、優れた独自番組を製作していこうというインセンティブが萎えているということである。

b.商業用レコードの音楽配信について強制許諾制度を設ける。

特定の地域に住んでいて特定の端末を利用しているユーザーに向けて既に音楽配信されている楽曲は、どこに住んでいてどんな端末を利用しているユーザーもこれをダウンロードし再生して視聴できるようにすることが望ましい。そのための手段として、欧州では、iTunes Store で配信された楽曲を iPod 以外の端末でも再生できるようにするように Apple 社に義務づけようとする動きがある。しかし、この政策を日本に取り入れても、効果は薄い。なぜなら、レコード会社が出資している一部の音楽配信業者に対しては配信が許可されているが iTunes Store には配信が許可されていない楽曲が少なくないこと、iTune Store にしても日本国内在住者に対する配信は許諾されていない楽曲が少なくないなどの事情があるからである。

したがって、上記政策を実現するためには、特定の地域(日本国外を含む。)に住んでいて特定の端末を利用しているユーザーに向けて既に音楽配信されている楽曲については、一定のプロモーション期間(数ヶ月程度)については猶予を認めるとしても、一定のDRMを使用している配信業者からの申立てにより、既存の配信許諾契約と同様の対価での許諾を強制する制度を設けるべきである。

2.クリエーター大国を実現する

(1)クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励·支援する

a.テレビ局又はその関連会社である音楽出版社がタイアップ楽曲の音楽著作権を所有ないし共有することを、優越的な地位の濫用として禁止する。

ドラマ等のタイアップ楽曲は相応のヒットが見込めるため、テレビ局は、タイアップ楽曲を定めるに際して、その楽曲の音楽著作権を自社の関連会社である音楽出版社に所有ないし共有させることを求めることが少なくない(これによりタイアップ楽曲がヒットした場合には、その収益の一部をテレビ局のグループ会社に帰属させるのである。)。しかし、テレビ局が有する「タイアップによる楽曲の売り上げ増大機能」は、テレビ局が免許制の下で厳しい競争を免れていることに大きく負っているのであるから、それを本業以外の収入の増大に活用することは、免許制のおかげでテレビ局が取得した優越的な地位の濫用と言うべきである。

(4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う

国内制度を整備する

a.パロディとしての使用等、諸外国で認められている権利制限規定を日本の著作権法にも積極的に導入する。

b.商業用レコードに収録された音楽著作物の実演の複製ないし自動公衆送信のように、複数の権利者の許諾を得ることが義務づけられている場合に、当該利用を許諾を行うことについて他の権利者から同意を求められたときには、正当な理由がない限り、これを拒むことができない旨の規定を創設する。

c.他人による著作権侵害に関与した者が民事上又は刑事上の責任を負う場合及び負わない場合を明確化する。

Winny 事件でその開発者が著作権侵害の幇助犯として有罪判決を受けたことで、ソフトウェア開発者の間には不安の声が渦巻いている。また、いわゆる「カラオケ法理」の止まることを知らない拡大解釈が裁判所により行われることにより、知的財産権に関して専門的な知識を有する弁護士もまた、IT 事業者からの相談に対して、どうすれば著作権侵害を行ったとして事業の中断を迫られ又は莫大な賠償金の支払いを余儀なくされることなく新規事業を立ち上げることができるのか、確実なアドバイスをできない状況下にある。著作権法が新規ビジネスを不当に萎縮させないようにするためには、他人による著作権侵害に関与した者が民事上又は刑事上の責任を負う場合及び負わない場合を立法により明確化することが必要である。

d.一部の権利者が正当な理由な〈利用許諾を拒むばかりにコンテンツの再利用が阻まれるというのは文化の発展という著作権法の究極目的に反する。従って、許諾権を有する権利者が複数いる場合に、著作権が複数人に共有されている場合に関する著作権法65条3項と同様の規定を設けるべきである。

国際的な著作権制度の調和を推進する

a.著作権の保護期間が長すぎることにより著作物の再利用が困難となっている現状に鑑み、著作権の保護期間の最低限を短縮するように、ベルヌ条約加盟国に働きかける。

- 3.ビジネス大国を実現する
- (2)コンテンツを輸出する コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する。

a.国内アーティストに関する商業用レコードについて作成されたプロモーションビデオを網羅的に ストリーミング配信するサイトを創設する。

プロモーションビデオというのはその楽曲のCD等の売り上げを増大させるために製作され、公開されるものである。従って、日本国外に音楽コンテンツを輸出するに際しては、日本国外の音楽ファンに、日本のアーティストの楽曲に係るプロモーションビデオを視聴させることが有益である。なお、プロモーションビデオのネット配信については、JASRAC 等の音楽著作権管理団体等がこれに対してもライセンス料の徴収を行うため日本国内ではあまり普及していないが、プロモーションビデオが公開されることで音楽CD等の売り上げが増加すれば音楽著作権収入の増加を見込めるのであるから、JASRAC 等は、レコード製作者から許諾を受けたプロモーションビデオのストリーミング配信に関してはライセンス料の徴収を控えるべきである。

b.日本のポピュラーミュージックを専門的に流すインターネットラジオ放送局を創設する。

海外の音楽ファンに日本の音楽コンテンツを購入してもらうためには、プッシュ型のメディアでも日本の音楽コンテンツを流すことが有益である。インターネットラジオであれば、流している楽曲の曲名とアーティスト名が端末ソフト上に表示することが可能であるから、未知の楽曲をインターネットラジオで聞いて気に入ったら、楽曲名とアーティスト名を頼りに、インターネット通販でCDを取り寄せたり、音楽配信サービスで楽曲を購入したりすることが可能である。

92 私は著作権の延長にあまり賛成できません。理由としては、現状の現行法でも権利者が著作権管理を怠っているところがあるからです。

私は、昨年検索エンジンである子供向け漫画を調べたところ、ウェブページ検索および画像検索で漫画に出て〈る子供のキャラクターの性的表現を含む二次著作物(パロディー、同人誌など)を見つけ、それをサーバを管理している業者に著作権侵害の報告を、版権を持つテレビ局や出版社及び原作者に「検索サイトで貴社が著作権を保有する子供向け漫画のキャラクターの性的

な表現を含む画像を発見し、子供が誰でも使うことのできる検索エンジンで漫画を検索したときにこういうものが出てくるのは問題であるし、貴社の著作権を侵害している恐れがあるので、対処してほしい。」とメールを出したところ、プロバイダーからは責任はもてないので司法で解決してほしいということでしたが、権利者側からは返答がまったくなく、半年以上たった今でも対処されていません。それどころか、以前より前述の内容を掲載しているサイトが増えています。

こういった権利者は著作権の保護期間が増えようが状況は変わらないと思います。また、保護期間の長期化より、著作権者の二次著作物に対する管理の強化や子供向け作品の卑猥なパロディーに対する規制をすべきではないでしょうか。

二次著作物を規制するのは「表現の自由の侵害」という意見もあるようですが、私は他人様の著作物を公序良俗に反して使う行為こそ問題だと思います。現行法でも二次著作物に対する規制はできるはずです。

また、二次著作物に限らず、このような公序良俗に反するものがネット上にあるのは法整備が整ってないことも原因だと思われます。外国のように「絵であっても子供の性的表現を規制できる 法律」を作ることも必要かと思います。

93 とにか〈著作権法改定案とか大反対!!!!!!

94 以下のような点に反対です。

・著作権法違反の非親告罪化

クリエイターの活動のきっかけとして二次創作物の制作が盛んに行われており、非親告罪化は二次創作活動を委縮させてしまう危険性があります。フランス著作権法パロディ条項のような、著作権保護期間内であっても合法的にパロディやオマージュといった手段で二次的創作活動が行える環境の整備は必須であると思います。

また、著作権法違反を理由に第三者による告発の濫発や捜査機関による恣意的な逮捕が行われる危険性を否定できません。

さらに、私は以下の日弁連の意見に賛同します。

「著作権侵害等の罰則は、ほとんどが親告罪とされていますが、その理由としては、著作権侵害等の犯罪は数が多く、それを発見するためには、もっとも権利侵害されていることに敏感な著作権者などの権利者の告訴によるのが効率的であること、その権利としての性質上、権利者の意思に反してまで刑罰権を行使するのは適切ではないことなどによります」(日本弁護士連合会「著作権罰則の非親告罪化に関する意見書」より)

・違法複製物のダウンロード全面禁止

これにおける問題点は「違法な画像がアップロードされたページと知らずにアクセスしてしまい、キャッシュとして違法な画像がダウンロードされる」危険性があると言う事です。 あまりにも大げさすぎる対応であると思います。

·著作権保護期間の延長

|70年は長すぎます。50年で十分です。

追加意見を述べさせていただきます。

安易な表現規制には反対です。闇に潜り摘発しづら〈なるだけではな〈、情報を取捨選択、判断 する力が育たないと思われます。

また、捏造番組の再発防止策で全ての番組が対象になるようですが、

その際に「事実」を捏造してしまうのはよくないですが、事実を元にした物であれ全くのフィクションであれフィクションを規制したり、人によって解釈が異なる事(歴史的事項など)を捏造と決め付け規制しないようにお願い致します。

95 アニメを日本の文化だの秋葉原を観光地にだのと散々おた〈が築いてきたものを土足で踏み荒らしておいて今度はその文化の育つ土壌をつぶすのか。

権利者が黙認しているものを警察の点数稼ぎに利用できるようにするのはどうかと思うが。

96 著作権法の改定について憂慮を覚えます。

おそらく、当初の目的は海賊版の撲滅だと思うのですが、 適用範囲の拡大を目的とした改定が結果として他の ものにまで影響を及ぼす恐れがある。これは頂けない。

たとえ濫用を控えると口約束されても、信用できる ものではありません。何故適用範囲を海賊版のみに 限定したものと出来ないのか?海賊版などの定義を 先に明確にするべきではありませんか? 営利目的などの一定要件といった曖昧な表現で拡大 解釈の余地を残すことはあってはならないでしょう。

また、従来の親告罪から非親告罪へと変更することにも不安を感じます。確かに親告罪という形式では立件できない状況も現在少なくはないでしょうが、それは違法行為等に起因する場合のみ例外的に立件できるような特例を作ればいいだけの事でしょう。非親告罪にまで変更する必然性を感じません。

著作権については国民の関心も高いだけに、もっと広く公の場で議論を公開して、時間を掛けて慎重に意見を募る必要があるのではないか?

97 | 著作権の一元管理化などの「著作権法改定」に反対します。 著作権を一元管理化するということは「申告制」から「非申告制」に変えてしまうということです。 著作権を一元管理化してしまえば、著作者本人は、自分の漫画を参考にしても構わないと言っていても、JASRACなどの「管理団体」が著作権を侵害されたと言って、著作権料を取られてしまったりする世の中になりかねません。

これでは好きな漫画を元ネタにして漫画をつくることが出来なくなり、自分達も漫画を楽しめなくなる世の中になってしまいます。

そもそも著作権とは著作者の権利を守るための法律のはずが、いつの間にかJASRACを中心とする「管理団体のための著作権」に成り下がっています。

また現在ですら、問題が沢山あります。

主にJASRACなどによる問題です。

以下の通りです。

デタラメの事実認定によって法外な金銭を要求する。

(広島県のある音楽教室は4年分で8,870万円の請求をされ、脅されるた)

話し合いの最中であるにもかかわらず一方的に仮処分申請を裁判所に提出し、取りあえずその「法外な金額」を積ませようとする。払えないと店の器材を差し押さえ、営業不能に陥らせる。 カラオケ問題は全業種の7割が何らかの形で支払いを拒否しているのが現状。(しかし、ジャスラックはマスコミを通じて、7割は支払っているので残り3割は悪質であると述べている) JASRAC の算出する著作権料が国際的に見て法外に高い。

「法外な高さ」の一例

【楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での

宣伝のための催物における演奏をする】

日本の場合 月間75時間演奏までの使用料は月額68,000円。

年額だと816,000円。

米国西海岸の場合 月間80時間演奏までの使用料は年額100ドル。

為替レートを 120 円で計算しても年額 12,000 円。

著作権料の徴収が不公平、そしてその分配方法が不透明。

JASRAC の存在そのものが独禁法違反。

など.....

著作権者の権利を守るという大義名分を隠れ蓑にしている。

JASRAC という組織が文化庁、つまり国の役人の天下り組織である。

(前 JASRAC 理事長・加戸守行氏は文化庁の著作権課課長補佐だった。現理事長の吉田茂氏 も文化庁からの天下り)

多くのムダと思われる歳出需要(天下り役人の年俸、ヤクザまがいの集金を全国でくりひろげる取り立て人に人件費、数多い裁判費用や腕利き弁護士をたくさん雇う費用など)がある。

すると、どうなるかというと......

だから法外な料金を設定し、ヤクザまがいの取り立て方法で弱いヤツ(取れるヤツ)から取っていく。

さらに、経費がたくさんかかるから、本当の著作権者には「おれってコレだけなの」と不審がられている。

マスコミは「著作権者の権利を守る」という美辞麗句にだまされ、さらにさまざまな圧力(があるんだと思う)によって問題にしようとしない。

98 今のまま何が知的財産なのかを定義しないまま法制化するのは曖昧な混乱を生み出します

確かに、台湾中山桃園国際空港に「韓国水果」などと20世紀梨{梨}に、ふじ{りんご}長十郎 {柿}などが堂々とポスターが貼られているのを見るとこの手の法律は必要だとは思いますが、 なぜ著作権法ではいけないのでしょうか?

日本の文化である漫画産業の強さの基となる同人誌活動等へダメージを与える法律は一部の 豊める者だけを守り、何をしているのかさっぱりわからない既得権益団体のJASRACなどにいい ように使われて、その未来にあるのは日本の文化産業の衰退であるのは明白です

漫画同人誌を書いただけで逮捕という事をやる警察や団体がいるのは明白です

あなた方は日本を滅ぼしたいのですか?

そのような売国行為に手を貸す法律は日本の為になりません

この法律は国家百年の計に基づいていますか? どこかに押されて、一時的な感情や短期的な 利益・思いつきで提出しようとしていませんか?

方向性は間違っていませんが、JASRAC などが安易に悪用できる法は再考の余地があると考え ます

特に警察の点数稼ぎと天下り確保の為の法律の見直しをするべきです 国内に住む日本に害を及ぼす外国人に悪用される法律は見直すべきです

是非撤廃の方向でお願いいたします

99 いつも国政に関わるお仕事ご苦労様です。

・違法複製物のダウンロード全面禁止の提言

違法複製された画像があるリンク先に行ってしまった場合 それをPC上で見た瞬間に犯罪を犯したことになってしまいます。 ハードにその画像がダウンロードされてしまいますから。

内容を見てみないと違法複製かどうかもわからない場合もあるので ダウンロード全面禁止は困ります。見ただけで犯罪になるのはごめんです。 アップロード先の方をなんとかするというのならまだ理解ができます。

100 著作権法の違反 告訴なしでも立件

これは著作権を所有している個人や団体が 真似してもいいですよと表明していても逮捕することが できてしまうのでおかしいと思います。

この検討案言いたいことはわかります。 だからといって悪いことをしている人だけでなく 今までも全く問題な〈悪意も無〈やってる多〈の人まで 対象となりうる内容はやはりおかしいです。

|更なる検討を望みます。

101 知的財産の方向性には大変興味を持っていますが、今回の著作権法の改悪には到底賛成出来かねます。元より創作や文化の現場に、権利者不在で警察が介入し摘発を行う事が出来るという事に激しい違和感と嫌悪感を憶えます。

当たり前のことですが、創作を主とするコンテンツビジネスは模倣と改良によってここまで成長しました。現在、日本のアニメーションが世界市場で受け入れられていますが、これは、日本におけるアニメーション業界の黎明期から、常に狭い業界内での情報交換や模倣を含む切磋琢磨があったためです。そしてまた、この業界内は表現者側とファン(二次創作者含む)の間がとても近い業界です。例えばコミックマーケット等で二次創作を行う人々は、そのまま業界内で次代の文化的メインコンテンツを担うアーティストになる可能性を大き〈秘めています。今回の著作権法改悪は、その芽を摘み取る事に他なりません。

著作権法を改悪し、権利者不在のまま二次創作者を逮捕、立件する様な事態が起これば、日本のコンテンツビジネスはその基幹から崩壊し、世界的な創造文化から著し〈後退し、文化的後進国になるでしょう。これはオタクと呼ばれる人達だけの問題ではありませんし、単純に違反者を取り締まれば解決する問題でもありません。手塚治虫や宮崎駿などの日本のアニメーション文化の立役者達や、黒澤明などの世界的映画監督なども、みな模倣から自己を練り、世界を創り上げた事を知っておくべきです。

どうか、自己の既得権益を守る為だけの短絡的で利己的な法改正などを行わない様お願い致します。文化事業はもっと自由でデリケートなものです。その点をご理解下さい。

102 知的財産戦略では、著作権法についても話し合われると思われますので意見を。

著作権については『非親告罪化』が検討されるようですが、これはどのように運用されるかビジョンが見えてきません。

このままでは、著作権者が事実上容認しているような引用や二次創作などでも通報があれば著作権侵害として取締りを受けかねず、運用によっては恣意的解釈による取り締まりも行われかねません。文化の発展の一面に悪影響を及ぼし、より価値のある知的財産の創造にも寄与しないといえます。

非親告罪化については、恣意的解釈の許されないしっかりとした基準を作るなど慎重の上にも 慎重を重ねる必要があります。

|万一、このようなことがなされないのであれば、著作権法違反の非親告罪化は反対です。

103 違法複製物のダウンロード全面禁止を行ったならばちょっとサイトを見るときも一時的にダウンロードとみなされその瞬間に逮捕なんてことになりかねないような法律だと思いますが。これは早い話がインターネットの全面的な断絶を意味しているとしか考えられません。その他、海外では日本の同人やその他の作品は大変すばらしいものがあるインターネットでも自由な表現が許されており国民がのびのびとしている学者やその他の方々は意見しています。インターネット上の漫画も禁止になれば漫画家の卵や漫画業界、ゲーム業界の衰退にしかなら

美しい国というのがかならずしも法で国民を監視し規律を守らすということではないと思います。 これ以上の著作権法の改正には反対です。

ないと思いますが。

104 知的財産の保護というのは、これから日本が多種多様なコンテンツを国内で育成し、海外へ発信・輸出する時代にあって重要なことと思いますが、いくつか気になる点があります。

著作権に関連した項目で、101 ページに「(3)(1)マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める」とありますが、これが著作権管理団体・企業の拡充を図るという意味ならば、その方針には疑問符がつきます。

日本国内の著作権管理団体・企業については、コンテンツや人材の育成を目的としていないような著作権保護を謳って活動しているところが多く見受けられます。著作権を本来保持している製作者に対して何の還元もされていないケースも多く、また、小説・マンガ・ゲームといったコンテンツのクリエーターは、既にある作品の模倣から始まって育成されていく場合が殆どです。もし、日本が米国並みに(あまりにも厳しく)著作権保護を名目に、著作権管理団体・企業を通して一切の模倣等は許さない、というスタンスをとれば、模倣から始まってオリジナリティを構築していくクリエーターが育たなくなります。著作権を保護するあまり、コンテンツ産業そのものを萎縮させてしまう可能性があるのではないでしょうか。

こういった団体・組織が拡充されるという方針(であるとするならば)は、日本の多種多様なコンテンツにとって自縄自縛に陥りやすい、危険ななものであると思います。

また、著作権法違反の非親告罪化が検討されているとのことですが、これは極めて危険です。というのも、著作権の保持者が著作権侵害だと判断しなくても著作権侵害になってしまうという矛盾した状況が起き得るためです。

また、公権力が著作権侵害かどうかを判断するというのもかなりおかしな話のように思えます。 第一、著作権そのものが曖昧な概念であり、それを侵害しているかどうかの判断は極めて難しいのです。そもそもそのコンテンツに対して深い造詣と中立的な判断力を持った人間が常に担当できるとは思えませんし(極端な例になりますが、美術に興味の無い人間であれば葛飾北斎と安藤広重の浮世絵の差がわからず、「同じ絵である = 著作権侵害だ」と判断してしまうかもしれないわけです)、曖昧な概念は作為的に犯罪へと結び付けられやすいものです。対象のコンテンツが著作権侵害かどうかはあくまで著作権を持った人物が、自分の裁量で判断すべきだと考えます。

この場合、著作権を持った人物というのはあくまで製作した個人・団体です。上記のような著作 権管理団体・企業は製作者の意図を無視して動きかねない危険性があるからです。

(上記の繰り返しになりますが)インターネット上では自分の好きな作品について作成されたテキストやファンアートがあります。ネット上でなくても、これら二次創作によって創作・表現活動の裾野を広げ、コンテンツを育てている個人・団体があります。問題なのはこれらの二次創作から育っていく、未来のクリエーターたちを「著作権侵害」の五文字によって犯罪者にしてしまうことです。彼らがいずれはオリジナリティと魅力に溢れたコンテンツを生み出す可能性があるにも関わらず、です。現状のまま、著作権侵害については親告罪のままでよいと考えます。「オリジナリティを生み出しても犯罪になりうるので生み出せない社会」より、「オリジナリティを奪われる可能性があるが、自分で守ることが出来る社会」の方がずっと健全ではないでしょうか。

以上の二点については、92ページの「2.クリエーター大国を実現する 個人クリエーターや制作会社などコンテンツを創り出すクリエーターが適正なリターンを得ながら、最大限に能力を発揮することにより、優れたコンテンツが豊富に生み出されるクリエーター大国を実現する。」という目標と決定的に矛盾するものであり、この二点は削除すべきであると申し上げます。

また、91 ページに「(5)i)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に『映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する』」とありますが、この点も危険だと疑問を抱きます。コンテンツへの無意味な規制を推進する足がかりにもなりかねません。

もし「未成年がアダルト・出会い系等のコンテンツに触れる機会が多いから有害だ」という主張があるのなら、それは本末転倒以外の何者でもありません。「未成年には売らない、買わせない、見せない」という昔からのルールを徹底するだけでよいのです。よ〈インターネットがその槍玉にあげられますが、その点も保護者がきちんと確認して未成年には見せてはいけないコンテンツに

アクセスできないように意識していればよいだけの話です。倫理面から規制することを論じるよりも、未成年の保護者たちにその点を注意してもらうように働きかける方がずっと効率的だと思います。「犯罪に刃物を使われるから包丁を無〈せ」では社会全体の損失になります。公によるコンテンツの規制は、表現の自由と言論の自由を侵すことに直結するので反対です。

最後に91ページに記載されている「(3)(2)音楽 CD における再販売価格維持制度について検証する」の項目について申し上げますが、昨今海賊版や違法コピーへの対処に、政府としても苦慮していると報道で耳にします。何故海賊版や違法コピーが増えこそすれ減らないのか、についての答えは簡単です。「高い」からです。日本は諸外国に比べて音楽 CD や書籍の価格が高いように感じます。それらが時間を経て再販期間を過ぎ、安くなれば海賊版や違法コピーに手を出そうする人は少なくなるでしょう。しかし再販期間の延長制度が実施されれば、いつまでたっても音楽 CD や書籍等の価格が下がらず、さらに海賊版や違法コピーの蔓延を招く結果になるのではないでしょうか。以上の点から、再販制度は見直すべきだと考えます(新聞、書籍、雑誌についても、価格を下げることができるように再販制度を見直していく必要があると思います。昨今持ち上がっている再販制度延長については論外です)。

くだけた例えですが、成長期の子供にサイズがぴったりの服を着せてもすぐにきつくなり、かえって成長を阻害します。成長するもの、育成するものには自由な領域、「遊び」が必要だと思います。現在の風潮は、表現と言論の自由を封殺した検閲への回帰に思えることもあります。多種多様なコンテンツを日本の重要な産業として育成していきたいのであれば、がんじがらめの環境ではなく、「遊び」を持たせてクリエーターたちが自由に創作できるだけの環境を整えて、規制を緩和しながらそっと見守るというのが政府の果たすべき役割ではないでしょうか。

以上、乱文ではありますが、一国民として意見を申し上げる次第です。

- 105 今年も某レコード業界の組織内にて組織票をパブリックコメントに大量複製投下しようという動きがあるようですね。でもってその組織票ばかりに目をとめてあとはお構いなしというのが、これまでのあなたたちでした。そのような事をいったい何時まで続けるつもりですか?。今回もそれですか?。ただでさえ悪い評判の耐えない著作権法をより一層悪法化して廃止しようとでもいうなら話は別ですがね・・・。まさか分かっているとは思いますが「悪い評判」の原因は業界と官庁の好き勝手わがまま放題がそもそもの原因なんですよ。見直しもクソもないんですよ。
- 106 |そういえば去年こういうのがありましたね・・・・

音楽用 CD 再販の見直しに対するパブリックコメント提出の具体例 以下の 8 つの事例の中から選択して(組み合わせも可)フォーマットに貼り付けて送信して〈ださい。

「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」

<理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。>

再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種 多様な売れに〈い商品の生産が難し〈なります。結果として、レコード店の品揃えが悪〈なり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。

「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」

以下略

これは間違いなく某団体からの闇組織票そのものですね。まさかこれは無効票ですよね。

107 前略。

自分は 漫画·アニメ·同人誌·18 禁 PC ゲームを愛好する者ですが。

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の最終報告書の結論に対し、御意 見・要望致します。

昨年の12月25日の議事録にある最終報告書の結論で、漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム 業界に自主規制の強化を促す提言を出した事は、新聞・TVの報道で知りましたが。

規制推進派の委員は、「アニメ児童ポルノ」又は「まんが子どもポルノ」の定義を「学生服や教室といった学校を思わせる描写をしているもの」、「『少女』『学園』など文言から未成年を扱っていると思われるもの」と発言して、法規制を諦めていないように思います。

実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画·アニメ·同人誌·18禁PCゲーム作品に、少女·学生·学園·制服と言う記号が含まれているだけで、被害者が存在する児童ポル/扱いするような考えで法規制する事は、架空と現実を混同する考えです。

もし 実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品が含まれる法規制が施行された場合、そのジャンルを潰す事になりかねません!

被害者が存在していない2次元で描いた架空の児童を「児童ポルノ」として違法化する事は、日本国憲法で保障されている"表現の自由"を脅かす重大な侵害と言えます。

「擬似児童ポルノ」を法規制する事も、多くの問題があります。

20歳以上の成年を被写体にした「擬似児童ポルノ」は、18歳未満の児童を被害者にはしていませんし、「擬似児童ポルノ」を「猥褻物」として逮捕者が出る事は人権侵害ではなく、性的嗜好が 法によって否定した事を意味します。

児童ポルノ法は、個人の性的な嗜好を裁〈のではな〈、あ〈まで実在の児童の人権侵害・虐待を裁〈為に設置された法律であり、個人の性的な好みを違法とする事は内心・思想の自由と言った、日本国憲法の条文を踏みにじる事になります。

実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品を愛好して いる人達は良識範囲で架空と現実を区別しているのですが。

実在する児童を狙った凶悪犯罪と児童ポルノ犯罪の原因を十分に調べもせず、実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品に、実在する児童を狙った凶悪犯罪と児童ポルノ犯罪の原因に結び付ける印象操作をマスコミに流して、実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品の趣味を、規制推進派の竹花委員・前田委員・岡田委員が「気に食わない表現は叩く。ロリ嗜好コンテンツは、それ自体が児童ポルノなのだ」と悪者扱いするような発言をし、その趣味を持つ人達をロリコン性犯罪者扱いするような考えで、実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲ

ーム作品のジャンルを潰すような事は、その趣味を持つ人達の趣味・生きがいを奪う重大な人 権侵害です!

実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・PCゲーム作品を趣味にしている全国の人達が、「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の最終報告書の提言による業界団体に自主規制強化を促した事は、法規制に1歩近づく結論であると危機感を持っています。

実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品を趣味にしている多くの人達が、法規制に猛烈に反対をしているのを無視してまで法規制をする事は、自由を保障する民主主義を根底から破壊をするような考えです。

今年に法改正が予定されている児童ポルノ改正法案に、実在しない児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲームのCG・絵を一切禁止する法案を盛り込むような改正法案は、全ての表現を保障する"表現の自由"を脅かす事にもなりかねませんので、実在しない架空の児童を2次元で描いた漫画・アニメ・同人誌・18禁PCゲーム作品を愛好する人達の1人として法規制に強く反対致します。

108 著作権法の改正について

著作権侵害の非親告化について

以下の理由から商業目的における著作権侵害の非親告化には反対いたします。

1.二次創作に関する考察がない。二次創作行為そのものは非商業的目的において行われるものであるが、製作・頒布のための実費程度の費用回収を行っていることが大半で、これにより稀に利益が生じる場合があることや、

同人誌専門店における頒布などの方法が問題視されるケースもある。

- 2.日本の二次創作文化は日本のアニメ、ゲームその他のポップカルチャーのクリエイターの育成 に大き〈貢献している事実がある。
- 3.このため、著作者も自らが権利をもつコンテンツの二次創作への利用を公認あるいは黙認している場合もある。
- 4.しかし、著作権侵害が非親告化され、二次創作作品が除外されないという規定がないと、
 - こうした二次創作作品が捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性がある。
- 5.ポップカルチャー並びにその発信者の育成という観点から、また日本の同人文化の保護という 観点から

そのような取締りは望ましくないと私は思う。

海賊版データのダウンロード違法化について

- |以下の理由により反対いたします。
- 1.インターネットの基本的な仕組みとして、閲覧したデータをキャッシュとして端末に保存する。 トラフィックの流れを見るだけではダウンロードとの区別はつかない。
- 2.トラフィックの調査にてこれを突き止めるとしたら、通信の秘密の侵害に当たる。
- 3.「海賊版」とされるデータを一方的にメールなどで送りつけて「法律違反だ」と脅すなどの詐欺 の発生も懸念される。

4.そもそも何を持って「海賊版」とするのかの定義も現状ではよく分からない。

定義次第では 1 の理由からインターネットにつないで、うっかり海賊版データの掲載されたウェブの閲覧を行っただけで違法、ということにもなりかねない。

5.以上の理由から国民がインターネットの利用を躊躇してしまう可能性が高く、インターネットの 技術発展も阻害しかねない。

そして、以下の理由からダウンロードの違法化の効果は薄〈、上記に示したデメリットに見合わないと思います。

1.日本国内においては映画やアニメ、ゲームなどのコンテンツの海賊版データにおける被害は 諸外国に比べて少ない。

例えば、韓国はパソコンゲームのパッケージソフト市場が違法コピーによって崩壊し、オンラインゲーム中心の市場に移行した経緯があるが、

日本のパッケージソフト市場では、ソフトの人気に応じてきっちりとセールスが出ている。アニメ なども同様。

2.日本国内の著作権法では海外にあるデータやその流通を取り締まれない。海賊版データの被害が大きいのはむしろ海外である。国内の法整備より海外対策をすべき。

3.とあるゲームソフトメーカーの社長から聞いた話だが、違法ダウンロードを行う人というのは「そ もそも買う意思がないからダウンロードを行う」人が大半である模様。

インターネット上の情報によると、ダウンロードしたデータを所有するだけで利用しない者も多いらしい。

なお、違法ダウンロードされた著作物を利用した者が後に正規の著作物を購入する事例も多いようだ。

こうしたことを踏まえると、違法ダウンロードが経済的被害を起こしているとは考えに〈い(不当な所有権の行使という問題は確かにあるが、著作物の意義を考えるとそれだけで語るのはややナンセンスであると考える。)。

4.動画の(現行法において)違法アップロードがきっかけで DVD や関連商品のセールスに繋がったアニメ作品もある(後述)。

著作権の保護年数について

以下の理由から保護年数の延長には反対いたします。

- 1.過剰な保護により死蔵作品が増大する恐れがある。
- 2.著作権の保護、そしてそれにかかる恩恵は著作者本人にのみ与えられるべきであり、遺族や その他に引き継がれるべきではないと私は考える。

著作物にかかる功績その他は著作者にだけ認められるべきであり、これに付随する著作権その他の権利は彼あるいは彼女だけに認められるべきという考えから。

- 3.延長が特定の著作権者の権限を強め、市場などにおける公平性を欠く要因になりえる。
- 4.死蔵作品の有効活用を促進するために著作権保護年数の短縮を望む。これにより有効活用されていない著作物の利用の自由化し、

有効に活用されるようになることを望む。

5.延長は世界標準というが、実際に採用している国は少ない。イギリスのように断念した国もある。

また、独立国家として安易に世界標準に迎合するという態度はどうかと思う。

6.過剰な保護は創造のサイクルを阻害する要因になりえる。権利保護によって子孫にもたらされ た利益が彼あるいは彼女に堕落をもたらし、

社会的な貢献も創造の努力もなく利益をむさぼる事態も憂慮される。

映像著作物のアップロードに関して

アニメ作品などの映像の一部分がインターネット上にアップロードされたためにその作品への注 目が高まり、映像ソフトや関連商品の売り上げに貢献した事例が近年見られます。

こうした流れを推進するために何らかの枠組みを定めてこの「一部引用」とも言える著作物利用 が許可されるように望みます。

MAD 作品やコラージュ作品の自由化あるいは円滑化

既存の著作物を利用して作る MAD やコラージュなどの作品もまたインターネット上の文化発展 を担っています。

こうした製作物が引用された著作物においてプラスの影響を及ぼす例も多数見られます。

このため、こうした用途で著作物を引用することはある程度許されるようになるべきだと思いま す。

そのための枠組みの制定や関連法の改正などを望みます。

著作権管理団体について

今後、さまざまな著作権を保護・管理するために各分野において管理機関を作る構想についてですが、

こうした機関が1つしかないというのは市場の独占という観点から問題があると思います。

音楽著作権に関してはこれまで JASRAC の独占状態が続き、それが問題視されて管理団体の 新設に繋がった経緯があり、

他の分野に対しても同様の危惧があります。

また、著作権管理団体のあり方についてですが、こうした管理団体が原著作者よりも強い権利を 持つことに異議を唱えます。

JASRAC の厳しい管理姿勢が原著作者の不利益に繋がったという事例が多く見られるのですが、これには問題があると思います。

管理団体の権利行使力が原著作者のそれを上回らないような規定の制定を望みます。

109 JASRAC を解体して下さい。もはや著作権暴力団に成り下がっています。あんなの、百害あって 一利なしですよ。音楽業界は、もっと、日本の同人業界を見習うべきです。そもそも、著作権侵害 での損害賠償請求だって、そんなの、著作権者が直接やれば良いと思うんですが.....。 110 「デジタル = 無劣化」という話は証拠不十分であり、著作権の濫用だと思います。これはデジタルが出はじめた頃の考え方ですよね、非圧縮のデータ(CD)しかなかった時代はともかくとして、今では当時は関知されていなかった劣化問題「ジッタ」が判明し、それとは別にいまや「音声非可逆圧縮」なんてのもあるわけではないですか。これはもう「デジタル = アナログと同じように劣化」ですよ。よって「デジタル = 無劣化」だから侵害して厳しくどうこうするというのは理由になっていません。もはや立派な「著作権濫用行為」であると思います。むしろそのような古い価値観や問題を持った組織を戒めることが出来ない事が非常に残念に思います。更にここまで来てもまたもや某業界の言いなりですか?

111 レコード輸入権と再販制度に関してですが

個別指定で「輸入権が行使された商業用レコードは再販制度の適用外となる」ということにはできないでしょうか?。これならば両方の制度を残しておきながら二十保護を避けることができると思います。

112 「知的財産に関する全体的な展望」

|難しいことは分かりませんが、自分なりに勉強して考えてみました。

·日本人は「真似をして発展させる」のが得意な人種である~誰もがコンテンツの発信者となれる 世の中を望む

古代、日本人は中国や朝鮮からの渡来人から稲作、鉄器などの様々な技術を教わり、それを発展させて独自の文化を築き上げました。

それ以後も諸外国から様々なものを取り入れ、独自に発展させて日本は成長しました。

こうしたことから日本人は「他の真似をすることがうまい人種」と言われています。

これに対する批判もありますが、日本人の特性として活かすべき性質だと思います。

0から物事を考え、創造を行うということは大変なことです。誰にでも出来るわけではありません。

それを行えた人物は賞賛されるべきであり、その偉業は守られるべきです。

しかしながら人は誰でも表現をしたいという欲求を持っています。

そのために「他の真似をして、ものを生み出す」ことは日本人にとって有効な近道となりえるでしょう。

安易に行われるのも問題ですが、全〈阻害してしまっても問題があるとも私は考えます。

ある程度の引用や模倣などは、万人に表現の機会を与えるために必要なのではないかと私は 思います。

・欧米中心の「世界標準」に合わせることが日本人にとって正しいのか

しかしながら欧米での知的財産における考え方は権利者の特権を強力に保護し、模倣を許さな いものです。

これをダイレクトに日本に持ち込むことは前述のような日本人の良さを殺しかねないと思いま す。 |何度も言いましたが権利者の功労は評価され守られるべきですが、 限度もあるとおもいます。

知的財産の分野を世界にプッシュしたいがために世界標準を目指すことには一定の理解を示し ます。

しかし日本は独立国家であり、住んでいるのは日本人です。

その国その国に合った法整備がなされるべきです。安易な迎合は自国民の不利を招きます。

下手を打てば将来の優れたクリエイターになり得る人材の芽を潰しかねません。

日本のコンテンツ業界の発展を望む者として、そうはなってほしくありません。

·技術革新によって必要になる新たなる知的財産の概念~権利の保護と活用は対立すべきではない

近年、IT その他の技術の急速な進歩によっていろいろな情報や著作物などが簡単に扱えるよう になってきました。

これにより人々の情報や著作物などを自由に利用したいという欲求は高まってきています。

一方でこれらの権利、そしてそれをもつ者の保護の重要性も増してきています。

このままでは権利の保護を望む者たちと自由な活用を求める者たちの対立が深まってしまう恐れがあります。

私は技術進歩と創造の発展を望む立場から、こうした対立の構図は非常に望ましくないものと考えます。

これを打破するには既存の著作権や特許などの概念を用いていては到底及ばないとも考えま す。

知的財産の取り扱いに対して、何らかの新しい概念を打ち立て、それによって運用していく必要 があると思います。

それがどういった形のものかは私にも分かりません。ですが現状において誰もが思いつかない であろう新しい概念が将来必要になるであろうことは容易に予測出来ます。

この新しい概念がもたらされることによって創造者、消費者ともに取り巻〈環境が大き〈変化し、 新しい対応を迫られる可能性も否定出来ません。

ですが、必要であるならばそういう苦労も必要だとおもいます。そこまでの変革が必要なところま で迫っていると私は感じております。

どうか、知的財産を議論するにあたって、既存の概念を超えて新しい概念を見つけ出すような議 論がなされることを切望いたします。

113 小泉首相の時代に行われた構造改革はもともと、日米投資イニシャチブに基づく、米国商務省からの要求事項に基づいて改革が行われたもので、いわゆるコンテンツ産業に関係した改革は、これまでほとんど行われていないのが実体です。これはアメリカのコンテンツ産業であるハリウッドの映画産業や音楽産業の実際の株主や経営者は国際金融資本の欧州系資本で、会社としてはアメリカに存在していても、米国商務省からの対日要求事項に

日本のコンテンツ産業に関わる改革事項が含まれていなかったためです.

しかしながら、2005年ごろ国際金融資本勢力が欧州主導に移ったため、 今後は日本のコンテンツ産業に関わる具体的な改革が進む可能性があります。

コンテンツ産業政策について、一般の製造業などと同じ〈産業振興による雇用確保や収益性確保などが政策の中心になりがちですが、コンテンツ産業は、日本と日本人の海外に対するPRとも位置づけできます. コンテンツ産業と日本のPRという関係について、これまで本審議会で

例えば、戦後欧米の音楽などを介して欧米文化が好きになった人、 いわゆる私のような昭和30年代(団塊世代の1まわり後)が、 現在の日本の親米層を成しています.これは、当時の欧米の音楽を通じた PRがうま〈機能したことを意味します.

論議は全〈されていないと思われます.

音楽産業は他のコンテンツ産業の映画などに比べるとクリエータ本人が全面に出ているため、他のあらゆるコンテンツよりPR効果が上がるのです.(ある音楽やアーティストに人が興味を持つと、そう簡単に変わったりはしません.ビートルズファンは30年経ってもファンです.アグネス・チャンが好きな安倍首相は30年経っても彼女のファンです.)

本審議会のメンバの角川ホールディングス出資でクリントイーストウッド監督の日米「硫黄島2作」が話題を呼びましたが結局、出演者を含めて受賞には至りませんでした、映画は多額の費用がかかる割にPR効果という点では非効率です.
(業態が結局のところゼネコンスタイルのため、出資者の角川さんてどんな人?など、当事者本人が全く表面に出ず、クリントイーストウッドという代理人に"Buy 角川"と言わせている、ようにPRされている."Love 角川"になっていない)ゲームソフト、日本食、ファッションなど、いろいろなものをコンテンツ産業に関係付けようと努力されているのはわかりますが、音楽だけ特別に「クリエータ本人自身でのPR」として成り立っているコンテンツは他にありません.

この点(コンテンツ産業とはPR目的に存在している)に視点を置いて、 政策見直しをすべきです.

そうすれば放送会社が番組の著作権を持つことや、制作会社との契約書の問題など、 大半が解決されるはずです .

|>>世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

についてですが、「東京発」を主張すればするほど、日本のコンテンツ産業が、 国際基準、世界基準がら離れていってしまい、結局、表面上、海外展開・世界市場を 出しながら、実体として日本のコンテンツ産業の構造を全く変えずに、 日本市場(土人(どじん)市場)の景気対策としてしか機能しないのが実状です。

今、国際金融資本勢力は、中国本土を欧米経済体制に移行させようとしています. そのため経済の多極化を進めていて、将来的な中国市場の欧米化を意味し、 いわゆる「大アジア主義」を意味していません.

そのような体制になった時、アジア地域で日本が超大国(として覇権を取りうる国) になりうるかどうか、現在の政策が大きな影響を与えます.

日本のコンテンツ産業の一部の指導者層が勘違いしているのは、多極化による日本のコンテンツ産業への改革は、アジア地域のコンテンツ産業はアジア地域の音楽や映画を中国などアジア地域で消費すること(いわゆる大アジア主義による)ではなく、コンテンツの制作や流通などを欧米も含めてグローバル化させることです。

「東京発」がなぜ問題なのか:

日本の放送事業や、出版社、マスコミなど大半が東京集中しているのは、 第二次大戦後のマッカーサ政策として、郵政官僚、文部官僚などを利用し 放送などの中央集権化を行って、日本全体の情報操作に利用してきたためで、 現在でも、在京の放送局や電通などの広告会社に官僚が天下りしたりしている のもこのため、(第二次大戦後、アメリカがわざと中央集権を利用して外圧を 日本全土に均等に与えること、いわゆる日本の外から内側に対しての管理政策 としては効果があったが、その逆、すなわち、日本の個々の独自性などを日本外 に出すことには、東京発は意味が無く逆効果である)

音楽やテレビ番組などの制作費用を番組制作費や広告費用から捻出させているため、コンテンツ制作会社やアーティストなどが、どうしても東京集中せざるをえないのもこのためです。(予算の出所の地域に会社があると、都合が良い、天下り会社が東京にあると、天下りの後、勤務地が変わらない。予算の出る仕事を東京で受けて、制作など労働だけを地方に持っていく、となると人と物の移動経費などがかかる。など)

一方アメリカでは、独占禁止法により、放送ネットワーク事業とはそもそも配信インフラ提供のためのシステムであり、そこで流れる、音楽や番組などのコンテンツ制作は別会社でなければならないため、音楽コンテンツや、番組コンテンツは全〈別会社の制作となり、それらの会社は独立した著作権収入

が得られると同時に、従来方の放送ネットワークやインターネットなどインフラを利用して配信するというシステムが機能しています.

コンテンツ産業をグローバル化させるのなら、それらのインフラ基盤と利用ルールを 日米欧とも共通にする必要があります。

これは、スターアライアンスという航空会社のアライアンスネットワークに考え方が似ています。アメリカのユナイテッド航空と日本の全日空、ドイツのルフトハンザは、ぞれぞれスターアライアンスネットワークで 米国の旅行者は、日本では全日空をユナイデッド航空便として日本国内は利用でき、日本の全日空の利用者はアメリカ国内では ANA 便として利用できます。

これをコンテンツ産業に応用すると、

日本の音楽や番組制作者は、米国の放送ネットワークで配信できる代わりに、 アメリカの音楽や番組制作者は、日本の放送ネットワークを利用できる ように、相互乗り入れ可能になります.

このような、制度を早く確立させる必要があります。

(アメリカにセサミストリートという子供向け英語番組があったが、以前は全〈日本向けに編集されたりせず、英語のまま日本のNHK教育で放送されていた.このような、無編集放送相互乗り入れ、が必要)

日米とも放送事業への外資比率制限をしているのは、あくまでインフラ事業としてであり、音楽や番組などのコンテンツ産業はむしろグローバル化を 推進させるべきです.

具体案

日本の放送会社における、放送インフラ(設備など)事業と、番組制作事業などを分割し、株式依存を無くす.制作会社、著作権管理会社を放送インフラ事業者の資本配下に置いてはいけない法律の制定.

放送番組等は、制作会社やアーティスト自身が著作権を所有し、どの放送インフラ に対して配信できるかの権限を持たせる.

これらは、SONY/BMG, EMI, Universal など欧米資本の日本企業はすでに行っている. 例: EMI は制作のみ、Memory-Tech はマスタリングなどいわゆるレコード事業のインフラ NHK 民営化はすべきではありません.

NHK の放送事業としての放送設備電送事業と、番組制作事業を完全分離させる.
NHK の番組制作のみ、一部は民営化した方が良い

放送事業のハードとソフト事業分離により、放送のインフラを他のコンテンツ事業者が有償で使用可能にする.

この方式により、アメリカで主流となっている、放送番組のシンジケーションが 日本でも可能になる.

放送事業への外資規制は、放送インフラ事業会社にのみ適応させる. 制作事業はむしろ、外資導入を促進させる.

コンテンツ制作産業を一般の産業と同一扱いすることで、日本のコンテンツ産業の改革が可能になる.いわゆる、番組、音楽、映画、ゲームなど、コンテンツソフトという、著作権収入収益モデルの事業という産業形態が日本で確立できる.(労働時間収益型のサービス産業モデルにしない.あるいは明確に区別)

|>>(6)地方のコンテンツ産業を振興する

>>2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イ>>ベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体とな>>った取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を>>振興する.

>>(経済産業省)

著作権収入ビジネスモデル事業を、日本の地方活性化に利用する. 従来、地方活性化は製造業誘致などにより雇用確保促進による方法が主体であったが、従来の方法では地方の産業構造転換がやりにくい.

自動車産業を例:

戦後、トヨタやホンダが自動車を生産しはじめたころ、当時の通産省は 米国からの圧力で関東の企業であった日産と外資の合弁企業を促進したが、 結局、90年代以降、破綻したのは政府主導(旧興銀系)日産で、政府主導に反対し、 海外展開をしたトヨタとホンダが勝ち組になった.

トヨタの本社愛知県は、政府天下りなどを全く行ってこなかったため、

日本の他の地域での政府依存による構造不況が東海地方では全く無い理由.

これを、今後のコンテンツ産業の世界標準による海外展開に応用すべき. コンテンツ産業が、放送事業者などの子会社などではない独立した事業であるなら、 日本で関東以外の中核都市周辺に会社を登記すれば、地方に直接 著作権収益モデル産業による収益が上がる.

人口減少下でも、収益性確保が可能.音楽家や映画制作会社で仕事をしている人が、実家近くで仕事を出来るため子育てもやりやすくなり、少子化対策にもなる.親元を離れて東京でそれらの仕事につくとなると、生活のための余分の経費(住宅など)がかかり、自分のやりたいコンテンツ産業などの仕事がしたいために子育てを断念したくなる.この重要問題の対策になる.

(地方の中核都市で、インフラがある程度整備され、総合大学などがある場所は比較的衣食住経費が安い、総合大学があると学生人口が多いため、衣食住産業収益率が良くなるため、これは米国でも同様、さらに国際空港があるとなお良い、映画産業や音楽家でも自分のスタジオを持っているような人は、住宅経費の高いニューヨークより、モータリゼーションが進んだロサンゼルスに住みたがる、自宅とスタジオなど仕事場との行き来の際、楽器や機材(コンピュータ、音源など)の運搬には自動車インフラ基盤のロサンゼルスが良い)

従来、地方の自治体が法人税収入をあまり重視してこなかったのは、法人税は 国税であり、自治体は還付を受けていたため、どのような法人収益モデル なのかを自治体があまり重視しなかった.逆に、法人税収より地域の雇用確保 の方に重点が置かれていたため、労働集約型産業しか根付かず産業の構造転換が遅れている.

著作権収益ビジネスモデルを適応させることで、地方のイメージを大きく変えることができる.(この意見書冒頭で述べたPR効果がある)地方が安易な観光政策などでの、人の集客収入ビジネスモデルに頼ることは問題である.映画会社が映画のロケを地方で行ったとしても、それはロケの最中の人手に対してのサービス産業収益だけである.ロケ地の「アゴ・アシ収入」のみ.

アメリカの場合、マスコミなどがニューヨークに全く集中していないのは、

コンテンツ産業が著作権収益モデルで、それぞれの会社登記地で収益を上げられるため、

例:CNN アトランタ、ハリウッド映画はロサンゼルス(映画、音楽事業のほとんどは 欧州資本のため)、Microsoft シアトル

著作権収益ビジネスモデルの地方展開で、経済産業省と文部科学省のどちらも 関係しない方が良い.

理由:

日本で著作権関係は文化庁と文部科学省が管轄のため、経産省主導になると、

工業特許中心の地方への事業展開推進はできるが、文化庁が関係する著作権収益モデルは推進権限が無い。

そのため携帯電話事業拡大のため着メロを利用する、など、ハード産業への 収益誘導のためコンテンツ産業を利用する、というビジネスモデルになりがち で問題多い(着メロをダウンロードしている人は、本当の音楽ファンではなく、 むしろ、音楽CDなどを買う習慣の無い人)

反面、文科省主導になると、著作権収益モデル事業推進ではなく、 地方でクリエーターを育てる教育事業や、素人の文化推進事業に化けてしまう。 (教育事業収益モデル、文化事業公共事業モデル、文化施設など箱物建設業収益モデル に化ける)

この省庁縦割り問題を避けるには、内閣府と JETRO 主導で推進させる必要がある. (道州制導入後では遅すぎる)

欧米展開目的のコンテンツ制作会社による地方活性化には、JETRO 主導が良い 現在、東京以外に JETRO の拠点が、栃木、三重、福岡 にあるが、 状況により地方展開を増やすと同時に、JETRO の海外側の接点も強化する必要あり.

- >>国民の知的財産意識を向上させる
- |>>(1)学校における知的財産教育を推進する
- >>学習指導要領の見直しにおいて、子どもたちの創造性をはぐくむ教育活動の
- >>充実について検討を行うなどにより、2006年度も引き続き、各学校段階に
- >>応じた知財教育を推進する.
- >>(文部科学省)

プロ音楽家の収入源(著作物収入)は何なのかを正確に教えるべき.

について、日本各地に大学の芸術学部(音楽、美術など)があるが、それらの

学部を卒業しても、なぜその技能を活かしたプロになっていないか、を教えるべきで、例えば、芸大を出た人がまた、芸大で教えることとしての仕事しかなぜしていないのか?

これは、教育産業の収益は学生が払う授業料であり、芸術学部の教師の収入のために学生が支払うお金が必要であるから.

本来、芸術学部はプロを養成する場所で、プロとは自分で制作した音楽CDが売れる、あるいは映画の収益が上がるなど、自分が習ったことを 再び教えることで収益を得ることにならないことを意味している.

対策として、全国の芸術学部での卒業生で、自分の著作物の収益でのみ 生計を立てているプロをどれだけ出しているかの割合を学校ごとに 公開資料化すると良い.

(学校維持で学生集めの人気取りだけに芸術学部を設置しているか、 本当にプロ出しているかがわかる)

以下添付は、「知的財産推進計画2006」の見直しに関するこの意見書の関係部分

>>2011年には地上デジタル放送への全面移行となるなど、本格的なデジタ

>>ルコンテンツ時代が到来する、そこでは、インターネット上において、誰でも

>>気軽に参加してコンテンツが創作され、循環していくであろう.今、我々がな

| |>>すべきことは、多⟨の国民にとってコンテンツの創造・保護・活用が身近にな

->>る時代を展望して、ITモラルやマナーの啓発などIT化の進展に伴う影の部

>>分にも対応しつつ、新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整えること

>>である.

>>我が国は、そのような新しいコンテンツ循環社会の広がりを通して、世界ト

|>>ップクラスのコンテンツ大国を目指す.その際、 国民一人一人が満足できる

>>ユーザー大国、 クリエーターが最大限能力を発揮できるクリエーター大国、

>>

>>

>>

>>

>>

```
|>> 国際競争力を有したビジネス大国の3つの目標を同時に実現し、「ユーザー」、
|>>「クリエーター」、「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係となること
>>を目指す、特に、ユーザーが主役であるといった視点や、実演家を含めコンテ
>>ンツを創り出すクリエーターを大切にするといった視点を基本的な姿勢とし
>>て取り組むことが重要である.
>>3年間の集中改革期間の最終年度を迎え、これまでの成果を踏まえながら、
|>>残された課題とともに新たな課題の速やかな解決を目指して抜本的な改革を
>>進める.
>>1.ユーザー大国を実現する
>>ユーザーである国民がそれぞれの好みに応じて満足できるコンテンツを、多様な種
>>類と価格の中から自由に選択できるユーザー大国を実現する.
|>>(1)|Pマルチキャスト放送の積極的活用を図る
>>2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指し
>>て、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、
>>著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできる
>>だけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこ
>>れに伴い必要な措置を速やかに講ずる.また、IPマルチキャスト方式による
>>本編 - 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり -
>>自主放送の取扱いを含め、今後の通信·放送の融合や技術革新の状況に柔軟に
>>対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係
|>>省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる.これらの措置を
|>>行うに際しては、クリエーターに十分な報酬が支払われるよう配慮する.
>>2006年度から、[Pマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コン
>>テンツを創り、クリエーターに新たな創作チャンスを与えるよう促す.
>>(総務省、文部科学省、経済産業省)
>>
>>
>>
>>
>>
>>
>>
```

```
>>3. ビジネス大国を実現する
>>
>>企業経営の近代化と国際化を図り、ビジネスの障壁となる規制や商慣行をな
|>>くすことにより、国際競争力を有し、我が国経済の牽引役となるビジネス大国
>>を実現する.
|>>(1)プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する
>>
|>> )我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2006年
>>度から、(財)日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が国際共同製作の窓
>>口となり、情報提供・マッチング支援を行うとともに、海外の映画祭におい
|>>てワークショップを開催する.
>>(経済産業省)
|>> | 大学等において、国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識
>>を有するプロデューサーとその指導者を育てるための事業を2006年度も
>>引き続き支援する.
|>>(文部科学省)
>>
|>>(2)コンテンツを輸出する
>>
|>> 企業の海外展開を支援する
|>> ) 海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的
|>>な理解を増進するため、2006年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進
|>>機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映
>>画祭への出品の際に必要となる字幕作成のための支援等を行うほか、国際交
>>流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信
>>を支援する.
>>(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
|>> | 2006年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信強化のため、在外
>>公館やJETRO等を積極的に活用し、以下のような取組を進める.
|>>a)2006年度から、海外に紹介されていないアニメについて、在外公館
|>>を通じて海外に紹介する「アニメ文化大使(仮称)」事業の推進
|>>b) JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情
|>>報収集機能や相談対応等の体制強化
|>>c) | JETRO等においてコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべ
```

```
|>>本編 - 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり -
>>
>>き制度面(法令や判例等)や運用面の問題、海外における市場等の現状や
>>課題等をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供の実施
>>(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)
|>> )2006年度も引き続き、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の
>>団体との合作協定や交流促進協定(相互の映画祭支援や映画人教育交流支援
>>等)の締結、クリエーター等の国際交流、国際共同製作を支援する.
>>(外務省、文部科学省、経済産業省)
>>
|>> ||家庭用ゲームを中心としたゲームの製作·流通に関する国際競争力強化の
|>>ため、「ゲーム産業戦略」を2006年度中に取りまとめる.
>>(経済産業省)
>>
>>
>>
>>
|>>(6)地方のコンテンツ産業を振興する
>>2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イ
>>ベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体とな
|>>った取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を
>>振興する.
>>(経済産業省)
|>>国民の知的財産意識を向上させる
>>(1)学校における知的財産教育を推進する
>>学習指導要領の見直しにおいて、子どもたちの創造性をはぐくむ教育活動の
>>充実について検討を行うなどにより、2006年度も引き続き、各学校段階に
|>>応じた知財教育を推進する.
```

>>(文部科学省)

114 デジタルコピーなら劣化が無いというのは、メーカー側が提唱するだけの単なる神話です。試しに5~6回コピーを重ねてみて下さい。実際バイナリのデジタルデータをマスターと比較しても1の狂いもないというのにちゃんと劣化していますから。したがって「デジタルコピーは劣化しないから権利者を侵害する」というのはまっかな嘘ということになりますね。侵害する理由にはならないと思います。著作権関連の法律の中にも「デジタルは劣化しないから・・」というのが見られますがこれでは信頼されないし違反されても文句言えませんよ。

インターネット上での著作権の扱いは、世界規模の情報電子網であることから各権利団体と利用者の諸問題が絶えません。そこで著作権特区を設けることでその規制を緩和していくというのはどうか、という提案です。

概要

1)法整備

・特に法で定める必要もないかとおもいますが、特例として実験区を認めます。ここでは現行の 著作権法では問題とされる表現をある程度許容します。実験区として国が認定するサイトを選定 し、著作権のガイドラインに従いある程度の表現を緩和する。

つまりは、これが知財に関しての『シンクタンク』的な存在となりえましょう。玉石混合で良いのです。しかし、政府主導となると反体制的思想の持ち主は反対するでありましょう。それを踏まえてプロバイダ、商社から『著作権特区税』を徴収します。これはそれぞれ、インターネットユーザー個人への負担増になるかと思いますが、自由な表現を許容するため、ある程度の補償金を設けることで緩和します。これは一部が国税になることで数多くの人に還元されます。経験上、現状で著作権侵害を全くしていないユーザーは少ないと思われます。賛同する団体から徴収するため、賛同しない方々は退会するでしょう。

・専門団体の設立、これは現状の社団法人・著作権情報センターでかまわないと思います。 ただ、その税収について、透明性は確保されるべきでしょう。

2)情報特区認可

・国で定める情報特区を決めます。これは賛同する団体あるいは個人が運営するサイトに負担を強いることなく運営できるような施策を講じることが必要かと思われます。以前あった、インターネット博覧会のようなものではなく、『賛同する団体、個人が管理団体に登録することで』著作権特区扱いとなります。主にインターネット上で表現されるものに限定、期間も『実験期間』として限定したほうがよいでしょう。 具体的な期間は1年間くらいが妥当かと思われます。

以上、簡単ではありますが、このような提案をさせていただきます。詳細はまだ思案中でありま すが、骨子は上記のような感じです。検討の一助になればと愚考いたします。

116 知的財産保護がいったいどこをむいているのかは常に意識して欲しい。 つまり、これからは世界に誇る日本のコンテンツ産業を強化すべく、著作者にもっとお金をというのと、単に権利を囲って

永久に寄生しようとしている企業、権利者団体を切り離すべきです。つまり今のJASRACに代表ですが、彼らが著作権を主張することでどれだけのメリットが音楽家たちに落ちたというのか?単なる利権団体に堕しむしろ音楽業界を衰退させることにしか寄していない(最近の老喫茶店オーナーに対する訴訟などそのさいたるもの)。結果と総てをその責に押し付けたくはないが、日本の音楽業界は衰退してしまった。

その悪影響をアニメや漫画などにおよばさないようにしてもらいたい。そのうえで、知的財産を守るも何も知的財産が生み出される環境をこそ守るべきであるので、国は全力で非科学・非論理的、憲法違反でしかないメディア規制をこそ排除すべきだろう。少なくともアメリカでは片っ端から違憲判決がくだっていることを念頭に置いたワールドワイドな視点に立ってもらいたい。

117 「「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の議事録を読んで」 科学的・実証的な根拠が無いのに、表現規制を促そうとしているとしか思えません。 規制賛成派の人達の考え方の方が危険だと思います。

·【「著作権法違反の非親告罪化』と「違法複製物のダウンロード全面禁止』】 【表現の自由】を剥奪し、逮捕対象者を増やして警察などの利益を得ようという愚劣で卑怯な 事。

これでは『何もするな、作るな』と言っているようなものでは?

·【『著作権延長問題』】

業界団体や「外圧」の言いなりで決めてしまって良いのでしょうか?

日本音楽著作権協会(JASRAC)や外国で圧力を掛けている団体などが得をするだけでは?

以上の事を述べましたが、創作物(漫画·アニメ·ゲームなど)を取り締まって警察など国の組織の

利益を得ようという企みにしか見えません。

|趣味や娯楽として楽しめる物を、なぜここまで厳しく取り締まろうとしているのか...。

|短絡的思考で決めようとしているので、止めて頂きたいです。

118 似ている著作物を出しただけで、著作者がそれを許していたとしても他者の判断で逮捕される、という法律はおかしい。表現活動が規制されるということは、漫画・アニメ・ゲームの規制につながる。日本が世界に誇る文化をこんな形でぶち壊してしまうのは、納得できるものではない。

119 著作権について

期間延長には金儲け主義の道具にされているなどあまり良いイメージがありません。

ビートルズやローリングストーンズなどの名曲も、この著作権によるどろどろの利権で自由に演奏も出来ない有様ではありませんか。

作品の権利と収入は最大限に保護されるべきであるとは思います。

しかし、死後の膨大な期間延長は、作品を第三者による金儲けの道具に音示す行為ではない かと思います。 特別な遺言などがなければ権利者の死亡を持って著作権の自由化

むしろ期間短縮の方向で行くべきとするべきではないでしょうか?

少なくても金銭的利益抜きで考えた文化の保護推奨という観点ではその方がふさわしいように 思えます。

著作権改定について

親告罪から、第三者の判断により犯罪の立証が可能なように改定をしようとする動きがあるよう ですが、反対です。

もちろん訴えた物への報復まで行うような犯罪組織のコピー品の営利目的の販売や取引などは 告訴されてしかるべきだとは思います。

が、第三者がこれを判断する場合、恣意的運用が心配されます。

同人誌などのように絵などは自作した場合や、たまたまデザインが似てしまった別のプロの方の 作品等はどうなるのかという点で大いに懸念が残ります。

これらも著作権違反とされるのであれば、最終的には絵を描いただけで逮捕される社会にしたいのではないかのではという疑惑すら出てきます。

少なからず大げさに捉えている部分もあるかもしれませんが、 著作権の問題に関してはこのように慎重に取り扱って欲しいです。

コンテンツの青少年、および社会全般への影響について

一部のコンテンツではこのような表現が好ましくない、との理由から 業界に自主的な取り組みを要求するようですがあまり賛同できません

そもそも、治安悪化やしつけの放棄などの問題をコンテンツに押し付けているのではないでしょ うか?

安易に規制すれば丸く収まるという考え自体賛同できません。

なぜなら、そういうコンテンツを楽しんでる人たちの圧倒的大多数は何の問題も起こして無いからです。

見た〈ない人に見せない、という自主規制ですらすでに過剰で不必要な表現規制が入ってるよう にさえ見受けられます。

余談ですが

|子供に携帯電話を持たせて「悪質サイト」などと心配している人たちはなぜ、PHSにしないのか|

と疑問に思います。

PHSならば不要な web コンテンツは見られません。

そして各種連絡に使うのにも何の問題もありません。

このようにちょっと調べれば分かることを、調べもせずに他者を悪者にする人たちをみていると本 当に子供のためなのかどうかも疑問に思ってしまいます。

過剰な規制は釈迦にい影響を与えるとは思えないわけですし、反対してる人たちの多くはきちんとした根拠の元にそう判断していることを考えてください。

児童ポルノについて

単語が一人歩きして、過剰な拡大解釈が進んでいるように思えます。

今一度、最初の理念にふりかえり、何が子供のためで、何が表現の自由として考えられるのか 見直して欲しいです。

アニメ、漫画、ゲームなどのオタク文化を敵視する人たちが

「何でもいいから相手を悪者にすればいい」という時の攻撃手段に成り下がっている部分があると思います。

青少年の健全な育成や、犯罪防止のための暴力表現の問題もそうですが現状では子供達・社 会全体のためという理念もあまり感じられません。

フィクション作品の暴力表現や性表現に関して

児童ポルノや暴力表現といった単語が一人歩きして これらの規制が現在過剰な物になっているような気がいたします。

そういう表現が青少年に、場合によっては成人にまで悪影響を与えると思う方々がそのような規制を望んでいるのでしょう。

お気持ちは分からないでもないのですが、過剰な規制で、不自然に歪曲された作品だけのほうが、悪影響を与えると思います。

なぜ、表現の自由という物がこの世に存在するのかを考えて欲しいです。

- 120 1 現状の 50 年でも十分長い死後保護期間の、75 年への延長に反対する
 - 2 第 2 章 1.5.(3) タイプフェイスの保護を強化する、に関して タイプフェイスは、作成に要する労力を鑑みるに保護は重要であるものの、公共財としての面

も重要であり、一方的な規制強化はその利用を萎縮・阻害するものとなる

現状を鑑みるに、次に挙げる点の明確化が必要である

- (1)著作者の法的権利の限界
- (2)一般に自由な利用が可能な範囲
- (3)「商目的での使用の禁止」等のあいまいな使用制限の禁止の規定
- (4)いわゆる「ドキュメント埋め込み」等といった利用形態への対応

3 二次的著作物等の適正な位置付け

現在の著作権法のもとでは、親告罪であることにより、程度によって黙認というかたちで行われている無許諾での二次的著作であるが、非親告罪化等の保護強化がおこなわれることにより、ゆたかなプロダムを育む土壌となっているアマチュア・ファンによる二次的著作が抑圧され、ひいてはコンテンツ産業を衰退させることになりかねない

また、通念的に原著作者としての権利が及ばないと考えられる範囲に対してまで、その持つ権 利により利用を制限すると主張している例もみられる

二次的著作の内容と頒布形態について規定し、また、著作者の権利の及ぶ限界も明確に法的に制限されるほうが望ましい(仏著作権法第122の5条4項、米フェアユース規定等を参照)と考える

4 ネットの適正な位置付け

3 とも関連するが、現状においては、二次的著作の公開等におけるネットの利用を「公衆送信」と同様と看做して厳し〈扱うのが旨となっている。しかし、プル型のメディアという特性、国民生活におけるネットの活用の推進といった観点から、ネットを適切に位置付ける必要がある

5 いわゆるアルゴリズム特許の適正化

現状、いわゆるアルゴリズム特許には次のような問題点があり、プログラム制作の妨げになっている

- (1)本来アイディアを保護するものではないはずであるのに、アイディアの保護を目的に濫用されている
- (2)だれもが思いつ〈ようなメカニズムが特許となってしまっている例がある
- (3)(2)のために、プログラムの作成において特許侵害の可能性の排除が著し〈困難
- (4)共有プロトコルの利用が、特定の権利者により阻まれる

6 コンピュータプログラムのための法の必要性

次のような理由から、コンピュータプログラムは他の著作物と異なる。特別の扱いが必要と考える

- (1)機械装置によって実行され、相互作用によって直接社会に影響を及ぼすものであること
- (2)瑕疵の完全な排除が不可能であること
- (3)自由な利用が、さらなる発展をもたらすものであること

121 著作権の非申告化に関して

基本的に反対いたします。更に、二次創作物等を対象から除外することを明記すべきだと考えます。作者及びメーカーにより基準が異なっているのが二次創作の現状において明確であり、第三者が一定の基準を用いることに関しては弊害が多いように思います。海賊版 C D 等の非申告化に関しては大まかな部分では賛成ですが、現段階では曖昧すぎて明確にはいえません。曖昧な法律を作ることで恣意的な運用が成される危険があり対象物は明確に規定すべきだと考えます。したがって現段階では著作権の非申告化には賛成できません。

創作物規制全般に関して

創作物(ゲーム、漫画等)に対しての全ての規制に反対いたします。まず第一に、メディアの出現と犯罪率の変化に明確な関係は見出せません。統計学的に見ても日本に関してメディアが犯罪を促進していると言う見解には疑問を持たざるを得ません。統計的に犯罪が増えていると言う主張には分析及びデータ採集においての問題点が見受けられ信頼が置ける証拠とはいえません。更に民意と言う点においても個人の主観で語られている場合及び情報収集の手法に疑問がある場合が多く、残念ながら懐疑的にならざるを得ません。

日本およびアメリカにおけるメディアと犯罪に関する研究に関して、私が知る限りでは一例をの ぞき全て相関関係であり、アメリカの裁判でも指摘されたように総合的に見てメディアと犯罪の 因果関係は立証されておりません。端的に言って犯罪を起こした人間が特定のメディアを好んで いたと言うことはメディアが犯罪を誘発したと言う科学的証拠にはなりません。日本で行われて いる議論は相関関係と因果関係の違いを理解していない上で行われたものが多く非常に問題 であると言えます。

青少年に関する影響に関しても明確な結論は出ておらず、メディアの影響に関して肯定的な学者でもそれのみを原因とする考え方には懐疑的な方が多いのが現状です。実際にメディアの影響を否定する研究の結果も多くあり、この様な一定しない相関関係(因果関係ではない)から、メディアの影響があると仮定した場合においても、その他の多様な要素の組み合わせに大きく影響されるであろうことが推察されます。したがって青少年保護という名目での規制にもその有効性には疑問を持たざるを得ません。さらにアメリカの裁判で示されたように青少年を保護すると言う名目は成人の権利を制限する理由にはならないように思われます。成人はメディアの影響に対して高い抵抗力を持っていることが研究によって示されており、未成年に対するアクセス制限等と成人に対するものは別々に考慮されるべきものだと考えます。

ゲームや漫画の作成に関して実在の被害者というものは存在しません。その上でメディアの影響に関して確立された証拠もない現状においてゲームや漫画等の純粋な創造物に規制をかけて人の内面を制限するのは行き過ぎだと思います。更に将来的にある程度の因果関係が確立されたとしても個人個人のリテラシーの向上等の表現の自由に抵触しない対応法も考えられメディアの規制を第一に考慮する必然性が見受けられません。

海外からの批判等にかんしては、自国の文化に関しては国内の基準で対応すべきであると考えます。アニメ等の暴力及び性表現に対して批判があるとのことですが、児童ポルノ等に関する国連の提言において漫画等での性表現を児童ポルノの範疇から除外することが明記されておりど

の基準を用いて国際社会への対応と言っているのか明確ではありません。海外からの批判を考慮するのであれば輸出制限及びネット上において海外からのアクセスを制限すればいいだけの話であり少なくとも国内での表現事自体を規制する根拠にはならないように思われます。さらに一部のアニメに対して規制にあるイギリスにおいては日本のアニメの輸入やネット上でのアクセスは部分的に制限されていると思うのですがその上で国内での規制が必要なのでしょうか?真の国際化と言う面において、自国の文化や歴史環境を考慮せずに他国に単に追従するような行動が国際化と言えるのか疑問に思いますし、また海外からの自国の基準を押し付けるようなやり方には不快感を覚えます。

総括として、メディアの影響に関しては研究を盛んにすべき段階であり強制力のある規制を考えるべき段階ではないと考えます。インターネット、図書館等で各国の様々な立場の団体の資料及び議事録等を拝見させて頂きましたがメディアの影響に関する科学的に明確な証拠と言うものは示されておらず、メディア有害論を否定するようなデータも多々見られました。

更に言えば知的財産を推進しようと言う現状において統計等の科学的な情報および科学の取り扱いが極めて不適切なように思われます。具体的な言及は避けますが、誤解を招くような統計の解釈及びデータを全く無視した上で個人の主観を主張するような議論が行われている場合が見受けられ、科学全般の価値と社会からの信頼という観点から見て遺憾に感じざるを得ません。

また関連した問題として個人個人のリテラシーの向上、ゾーニング等の多面的な対応及びメディアの影響を決定する環境及び個人的な要因を特定すると言ったような努力があまり見られないのも気になります。メディアの影響に関してはあまり分かっていないと言うのが現状である上、この件に関しては様々な立場があり関連する業界や個人等への影響も相当なものがあるように思われます。したがって結論を急ぐことなく研究を盛んにするべき時期であると考えます。

122 にの計画を実行するにおいてわが国の利益は、莫大な利益を失う事になるでしょう。

今までパロディで経営してきた業者は、無差別逮捕となるでしょうし。

第一私も色々な繁華街を行き来してきましたが。

日本で堂々と経営してる店が、海賊版を取り扱う事などは無く。

全て二次創作と書いてあり、中には何の二次創作であるか詳し〈記してあり。

今までの法律上、漫画の製作者が見ても、法的に何も言わなければ。

何を出してもいいという法律には、一切違反しておりません。

この計画を容認する事は、日本の漫画に置いて何の利益も無く。

寧ろ害悪になり、日本に置いての創作意欲を削り。

日本の漫画市場も決定的な打撃を受けるでしょう。

以上の上にまだ他にも、様々な被害を被る可能性のある点があり。

どのような時点で、この計画に違反されるのかが不明確であり。

捜査によっては、今まで出されてきた同人作もこの計画に触れ。

裁〈必要の無い人まで裁〈可能性が出てきてしまいます。

それに著作権者にとってどこまで許せるかという基準は千差万別ですし、何らかの数値等によって明確な境界線を定めること自体が根本的に不可能です。

著作権法に関連することで、もし、著作権者本人がこの程度なら私は許せると考えているにも関

わらず、他者がそれは犯罪だと決めつけてしまっては問題です。

著作権法が親告罪である意味は、とても大きいのです。

以上を踏まえまして、私はこの計画に反対です。

123 知的財産推進計画2006について、

著作権保護内容があまりに漠然としており、この内容では逆に文化の衰退に繋がると思われま す

まず罰則規定が記載されていない事、

知的財産の模倣品の罰則とありますが、これは誰が、どのように決めるのでしょうか。

そもそも著作物を公の場で発表した時点で著作者に著作権が発生するはずであり、

著作者自身の意思で許容できるものもあるはずです。

もし、悪意ある第三者の申告があった場合、紙に線を一本引〈だけでそれは「模倣」となるのでしょうか。

もちろん知的財産や著作権は守られてしかるべきです しかしこれはその財産の本人が訴えてこそ意味があるのではないでしょうか

現時点の法律でも海賊版や特許侵害は罰することが出来るはずです 何故規定を作る事だけに躍起になり、現状については動かないのでしょうか 納得できません

- 124 まず現状の法に則って海外の海賊版を罰してから国民にそれを知らせ、検討して〈ださい 何故このような会議をしてる間に海外の海賊版や特許侵害したものを罰しないのでしょうか
- 125 著作権法の罰則規定を非親告罪として扱う事に反対します。

著作権の侵害を、著作権者自身の判断ではな〈第三者による判断で行なうとなると、

著作権者が仮に侵害とは考えていない行為である場合であっても、その行為は犯罪となる可能 性が存在します。

刑罰の目的の一つに法益の保護をあげる事ができますが、著作権者が侵害と認めていない行 為に、法益の侵害があるとは到底思えず、犯罪として構成をする意味がないと思われます。

行政刑罰として、例えば免許不携帯のように、際立った法益が存在しないにも関わらず、処罰する規定は確かに日本国内でも存在しますが、その場合は、その行為が一般国民から見て明らかな形態(免許不携帯なら、その場で免許を持っていないこと)である必要があり、著作権の侵害はその定義が非常に不鮮明の部分があります。

ある作品によく似た作品が、作家に対するリスペクトに基づいて行なわれているのか、その侵害 を目的に行なわれているのかを判断するのは非常に困難であると思われます。

また、親告罪であるがゆえに、復讐を恐れて告訴が出来ないという状況にあるといわれていますが、告訴した著作権者を保護すること重点を置くべきであり、告訴をしにくいから非親告罪に変えるというのは、議論のすり替えに等しいと思います。

昨今の情勢において、著作権の侵害が著しい情勢になっているのは事実と思いますが、著作権 法による過度の締め付けは、表現活動の衰退に陥る事になると思います。表現は最初、模倣か ら始まるものであり、そこからやがて自分自身の表現を見つけていくものであると思います。若 い芸術家の芽を潰さないためにも、この改正には反対の医師を表明したいと思います。

126 著作権を「著作者の没後50年まで保護」から「没後70年まで保護」に変更することに対して反対します。

50年を70年にすることで守られるのは著作者の子孫と著作物に関わるビジネスを行っている 人たちの「権益」であり、著作権本来の目的である著作物の保護とは何ら関連性はない、と考え ます。

また、著作権が「切れた」著作物により、演劇、映画、文学、音楽、絵画など、新たな創作物が生まれる機会を認めることが、文化振興には有意義であると考えます。

余談ですが、このページに「プライバシーポリシー」に関する記述が何もないのは何故でしょうか?

民間のウェブページでは、個人情報を入力するページには必ずポリシーが掲示されているとともに、https で保護されています。

kantei.go.jp の「なりすまし」ページかと疑いました。

税金はこういうところに有意義に使ってください。

127 はじめまして。

文庫にて書かせていただいている と申します。

表現規制法案について、意見させていただきます。

普段少し無頓着な自分も、著作権のことを考えるきっかけになりました。

著者の権利を尊重してほしいという気持ちはもちろんあるのですが、非申告で取り締まり...... とまでいくと、極端な話、同じモチーフを使っただけでも告訴の対象になってしまうのでは? とい う懸念があります。

また、同人誌などのファンアートやパロディは元になる作品が魅力的であるからこそ生まれ、盛り上がり、その盛り上がりは今まで興味を持っていなかった層の人たちを巻き込んで、より大きな波を作るのでは……と、私感ながら思うのです。

悪質なものに対する規制は必要と思います。ですがオリジナル、ファンアート問わず「物作りをする人々」が、のびのびと枝葉を広げられる余地は残せないものでしょうか。

128 とあるサイトを見てここへメールをしようと決めた というものです

|私は二次創作を自分のサイトでもやっていますが

非親告罪になった場合、それらも取り締まられてしまうというのは

日本の文化とも言える漫画界や小説界にもいい影響を与えるとはいえないともいます

|私の母にも言えることですが興味のない方にとっては

|現在のアニメや漫画のキャラクターの違いなどわからないという方がほとんどです

現状、同人誌即売場などからのスカウトなども増えています

なので、私は著作権改正に反対します

129 模倣品·海賊版規制につきまして、組織的密売への対応は大綱のままでも良いかもしれませんが、個人的なものはどうなのかと疑問に思います。

例えば、有名ブランドの模倣品を海外から転売目的で日本国内に持ち込もうとした個人に対して、どういった形で取り締まるのでしょうか。

バッグ数個、時計数個を持ち込み、「これはお土産品だから」と言われればそれまでではないで しょうか。

そういった点をもう少し明確にしていただければ幸いです。

130 なんで政治家ごときに意見するのに

わざわざ住所 氏名 電話番号なんか教えてやらなきゃならないんだ。

ふざけるな。

政治家の〈せに生意気だぞ。

身分をわきまえやがれ。

131 著作権者の権利保護は大切だけれど、

健全なファン活動を萎縮させないようにしていただきたい。

親告罪である有効性は高いと思います。

非親告罪にするような改悪はやらないで下さい。

132 このたび著作権侵害の罪が、親告罪ではなく、非親告罪になる法案が考えられているようですね。

|私はニュースでこの話題を知りました。

|知ってすぐは、『安倍首相もやっとこの問題に取り組んで〈れるんだな』と、思いました。

しかし、内容をよく見てみると考えはまったく変わりました。

|海賊版の発信源を問答無用で摘発できるメリットはあります。

でも、ちょっとしたパロディ。

好きで描いた同人誌。

意識してはいないけど、キャラが若干似てしまった漫画やアニメ。

すべてが否定されてしまいます。

これでは、新人漫画家やアニメーターの育つ環境が消えてしまいます。

大げさに言えば、『作るな・描〈な』といっているようなものです。

世界に誇るべき文化として認めている〈せに、なぜこのようなことをするのですか?

|強い言い方になってしまいますが、もっと状況を知ってから考えて〈ださい。

同人誌で育ち、世界的漫画家になった方もいます。

パロディ主体で成功してきた方もいます。

表現の自由を規制して、いい物が生まれるわけがありません。

そんなことをするよりも、まず。

漫画家やアニメーターがもっと住みやすい日本にしてください。

|私は、監督志望ですが、こんな国じゃ作品は作りた〈ないと思ってしまいます。

いや、作りたくないのではなく、作れません。

こんな環境になってメリットをこうむるのは誰もいません。

低俗な海賊版なんかに付き合う前に、まず自国の環境を整えて〈ださい。

いまの環境は最悪に近いものがあります。

このおおきな市場、そして誇るべき文化を絶やしてしまう結果しか無いと思います。

もっといまの現状を知ってより良い国にしていってください。

つたない文章ですいませんでした。

とにかく伝えたいことを書いたつもりです。

|どうかよろしくお願いします。

133 HPで、食やファッション、アニメなどのコンテンツを中心に日本文化を発信しようという、大変有意義なプロジェクトが進んでいることを知り、感銘を受けました。

そこで、提案させていただきたいのは、「書」という分野です。

漢字のパイオニアであった中国が簡体字化、お隣韓国もハングル集中を進める現在、

漢字、ひらかな、カタカナを保持し、文字によって精神性やアート性をコミュニケーションするのは もはや日本国、民族のみと行っても過言ではありません。

そのせいか最近、国内外で書ブームが起こりつつあるとも聞いています。

ぜひ日本が誇るべきコンテンツのひとつに「書」の世界を加えていただくことを提案しその例として、書家としてもタレントとしてもスペシャルなキャラクターを持つ書家2名のHPアドレスを紹介いたします。

書家 紫舟氏HPアドレス

sisyu.sinayaka.com/

NHK[美の壺」、朝日新聞夕刊連載中

俳優 高橋英樹氏HPアドレス

www.mesh.ne.jp/aiueo/

3月に個展「一書一顔」開催

134 私の意見を投書させてもらいます。

色々言いたいことはあるのですが、一つに絞らせてもらいます。

「知的財産推進計画2006」内第4章1.1(5)i)に表記されている「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」についてです。

この会議はどういったことが行われるか、またどのように議論するのか書かれていません。 そこがハッキリしない限り、私は計画に賛成出来ません。

現状では、科学的根拠・実証的根拠もなく表現規制されてしまう可能性があるため 速やかに詳細を明らかにしてもらいたいです。

135 此度の知的財産推進計画 2006(以下「本計画」と表記します)に当たりまして意見を申し上げさせていただきます。

一個人の小さな意見とは思いますが必ず目を通していただきますようお願いいたします。

はっきり申し上げますが、本計画の全面的な改定、もしくは中止、廃案を要求します。 私からの理由は以下の2点です。

- 1.「バーチャル(仮想現実)社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」という会が存在するようではありますが、現段階でバーチャル社会が子供に悪影響を与えているという根拠があまりに少なく、科学的証明もなされていません。一部の極めて稀な犯罪のケースを取り上げて根拠とするならば、それは一般に適用されないため根拠とはなりえません。故にこのような団体と密接にかかわっている本計画は中止すべきであります。
- 2.過去の多くの画家の多くが模倣から始めたことは周知の事実であり、またそれは日本が世界 に誇る漫画産業においても同様であります。故に本計画のように模倣行為を妨げるようでは、漫 画界の質の低下を招くことが目に見えています。

他にも理由は数多くありますが、それはおそらく他の方から山ほど届いていることでしょうから割 愛いたします。

いづれにせよ、日本の文化の停滞の原因となる本計画は絶対に中止するべきであります。

136 著作権法が非親告罪になると、著作権者の意に反して警察の取り締まりが行われることが考えられます。

また、「海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケースも多いため」とありますが、何 人の著作権者からそのような訴えがあるのですか。著作権はあくまでも著作権者のものです。そ れを部外者である警察などが勝手に守ろうとすることも権利の侵害ではないでしょうか。

私は、著作権法の非親告罪化には絶対反対です。

- 137 さてこの件、ニュースサイトなどで拝見しましたが、
 - >また、被害にあった権利者が告訴しなければ立件できないという著作権の規定も改める。
 - >権利関係が複雑な商品が増えているうえ、海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しない ケースも多いため。
 - > 営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。

この辺り、同人誌や金銭の絡まないパロディなどは、作品の宣伝という側面を担うこともあり、 なおかつ、作者もまた二次創作作品を見て「楽しんでいる」ことができることも少なくない、という 現実があります。

作家当人にしてみれば大きなお世話になる可能性も否定できません。

| 理由として挙げられている所の問題は重々承知ですが、それで上記のような比較的「平和な」 活動まで公権に制限されるのは行き過ぎであろうと思います。

まとめると、迷惑なら自分で言います、ということで。

- 138 |知的財産推進計画2006について疑問点や意見がありましたので投稿させて頂きます。
 - 1)政府での模倣品、海賊版の定義はどうされているのでしょうか?

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/pc/070308iken.html

上記アドレスにおけるページを読みましたが、模倣品や海賊版とはなにかの定義がきちんとされ ていないように感じます。

どこからどこまでが、そしてどのような物が模倣品や海賊版なのかをきちんと定義せずに、このような国民への発表の場で用いることは良いのですか?

もし、どこか他のページにてされているのでしたら、そこへのリンクを貼っておくべきかと考えます。

法治国家における法律を定めるための計画かと存じ上げます。きちんとした定義と範囲をお願いします。

2)個人所持とはどういう事でしょうか?

麻薬や銃火器のような違法品とは違い、インターネットにおける違法品はパソコン内のデータで す。

どのような場合に個人が所持していると判断されるのでしょうか?

例えば、インターネット上でリンク先のページを見て、そこに著作権違法品の画像が公開されており、そのデータをパソコンで見てしまった場合、パソコンで見た時点でデータはハードディスク内に保存されています。

個人が保存しようと思わなくても、見てしまった時点でデータは確かに保存されるのです。

そのような、物体ではな〈データでの違法品の個人所持の定義について論議はされているので しょうか?

今までの物体ではないデータでの個人所持についての基準が公開されない以上は、個人所持 の禁止という意見には賛成する事はできません。

また、個人所持の禁止と言われますが、その所持していた物が著作権違法品だと認知していない場合はどうなるのでしょうか?

その点も説明不足だと感じます。

3)第4章L1(5)iの青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているについて 青少年が健全に育成してい〈為には、保護者や社会による規制は必要だと考えます。

しかし、現状の解決方法では、なぜかコンテンツ側を法律で規制しようとしているように思えま す。

表現の自由は、憲法で保障された権利のはずです。

このような、コンテンツを規制する表現の自由を侵害するような法律には反対を表明します。

なぜ、青少年はフィルタリングソフトを使用する法律ではなく、コンテンツを規制する法律なのですか?

青少年が健全に育成することと、その表現を楽しんでいる成人を規制することではまった〈意味が変わってきます。

青少年を健全に育成するためでしたら、フィルタリングソフトを使えば解決できることでしょう。 それらは、個人個人の家庭でも簡単にできることの筈です。

むしろ、青少年はフィルタリングソフトを使うことを法律で定めれば良いのではないでしょうか? また、社会全体に悪影響を及ぼすとはどのような事でしょうか?

そもそも、悪影響とはどのような影響なのですか?それらの定義をはっきりと公開してください。 そうでなければ、一切賛成はできません。現状では、第4章L1(5)i に反対します。

以上の様に、全体を通して言葉のひとつひとつの定義づけに置いて軽々し〈使われているように 思えてしまうのです。

言葉には個人個人のイメージが付いてしまうものです。言葉のひとつひとつに対して、きちんと 定義をされ、共通認識を得たうえで、その定義を公開して頂きたいです。

そうでなければ、論議も意見交換も無意味な物になりかねないかと考えます。

どうぞ、よろしくお願いします。

139 |現在、施行されようとしているこの法律ですが。

私は、この施行される法律について絶対に反対です。

|私達、同人誌等を出している立場にとっては、きわめて迷惑な法律だからです。

あと、海賊版 CD/DVD 等の出回りで同人誌の制作になんら関係もないのに、

それも、いっしょに規制するなんていうのは、おかしい話だと思います。

あと、アニメなどの表現を全て規制してしまうなんて、おかしな話ではないでしょうか。

アニメを制作していくのが。主に仕事の方もいらっしゃいます。

もし、この法律が施行されてしまったら、その方はショックで自殺するかもしれません。

この法律が施行されることによって、自殺するものが増えるのが目に見えるほど明らかです。

なので、この表現規制 法律案には、断固反対!させていただきます。

表現を規制される法律に賛成できないということです。

140 |私は著作権の侵害を厳し〈取り締まるのは賛成です。

ですが、どこからどこまでを侵害としますか?

芸術は模倣から入るものです。

商業を目的としないフアンの交流の場を取り締まらないでください。

日本のコンテンツ力は地に落ちますよ?

特亜が堂々とやってる著作権の侵害をとりあえず取り締まりませんか?

141 文化審議会著作権分科会ならびに法制問題小委員会の今期会合が開催され始めたが、ここで議題とされている内容に関連して意見を述べる。著作権法制は知財戦略のひとつの要でもあるため、あえてこのような形をとらせていただいた。

まず第22回著作権分科会において配布された「資料2」を引用する。

「著作権制度上の検討課題例」

我が国の著作権法制は、デジタル化・ネットワーク化への対応をねらいとした WCT (著作権に関する世界知的所有権機関条約)や WPPT (実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約)にも適合した高い水準にある。しかし近年の急速な環境の変化に対応し、権利者の保護と公正な利用の調和を図りつつ、次のような課題を解決することが求められている。

- 1 新たなビジネススキームの構築を支援する 著作物等の市場の健全な拡大・発展を促す
 - ・デジタルコンテンツの特質に応じた制度の在り方
 - ・通信・放送の在り方の変化への対応
 - ・過去の著作物等の利用の円滑化方策
 - ・ライセンシーの保護のための方策

適法なビジネスを阻害する違法行為に対して、有効な施策を講じる

- ・海賊版広告行為の取締りの方策
- ・海外における海賊版の撲滅のための方策
- 2 著作物等の保護と著作者等による公正な利用の調和を図る
 - ・家庭内における録音録画に関する課題の解決
 - ·ネットワークを通じた検索サービスの位置づけの明確化と法制上の課題の解決
 - ・文化的所産である著作物の収集・保存と利用をを円滑に進めるための方策
 - ・障害者福祉等の増進や教育目的の利用に関する法制上の課題の解決
 - ・保護期間の在り方
- 3 著作物等の新たな創作・発信の動きに的確に対応する
 - ・インターネット上の著作物等の利用の円滑化(契約・意思表示システム)
- 4 国際的な調和を図る
 - ・放送新条約への対応

「デジタルコンテンツの特質に応じた制度の在り方」として、デジタルコンテンツを対象にした特別法の検討を始めたことについては歓迎する。しかも登録主義と集中管理機構の併用による利用阻害の解消、加えてフェアユース規定の導入をも視野に入れた新制度となれば期待は大きい。

しかし気になる点もいくつかある。「デジタルコンテンツ」をどう定義するか。一般の著作物をデジタル化したものはすべて「デジタルコンテンツ」の条件を満たし得るのか、逆に「デジタルコンテンツ」からアナログ(ビデオテープやカセットテープなど)へと変換したものは新制度から外されるのか。登録制を前提に議論されるようなので、ここでは 現実としてデジタル情報で存在する著作物であって、新制度が定める登録を経ているもの を「デジタルコンテンツ」と考えることにする。

報道では「一般の著作物」と「デジタルコンテンツ」とを区別するとのことである。となれば、新制度で登録されていない著作物はすべて「一般の著作物」となり、従来の著作権法で保護されると考えられる。「デジタルコンテンツ」における利用促進のありようも勿論重要であるが、従来の著作権法における利用促進も並行して考えねばならないだろう。「デジタルコンテンツ」特別法によって利用促進に一定の成果を収めたものは著作権法においても採用されることを期待する。

「商用コンテンツ」と「それ以外」とで区別するという話もある。登録(これが無償か有償かは不明)という手間をかける以上、「デジタルコンテンツ」の多くは商用のものであると思われるが、そもそも登録の条件に設定することまで考えているのだろうか。登録制を採用する以上は、商用コンテンツか否かを区別する必要性は特に感じられないのだが(非商用であっても登録すれば商用同様の保護を受けても問題はない筈)。

「デジタルコンテンツ」を対象とした「フェアユース規定」の創設は必要である。検索エンジン開

発やウェブアーカイヴに対する権利制限の要望があることに加え、デジタル時代になって増えてきている創作手法のマッシュアップ等、また旧来から存在する論点であるにもかかわらず現行著作権法で違法とされかねなかったパロディ・オマージュのような、著作権法の規定が創作の足枷となってきていたものについて「フェアユース規定」で手当することは是非とも望まれることである。さらには、ユーザーが「デジタルコンテンツ」を利用する上で当然に認められるべき「フェアユース」も確保されねばならない。自ら対価を支払って入手した「デジタルコンテンツ」については私的複製(メディアシフト・プレイスシフト・タイムシフト)が許されて然るべきであるし、仮に DRM でそれが妨害された場合でも「フェアユース」内での DRM 回避・複製は認められるべきである。また、現在 私的録音録画補償金がデジタルの私的録音・録画の一部について設けられているが、これを廃止し「デジタルコンテンツ」の私的複製の一部(他人から借りたもの、放送からのもの、正規流通外からダウンロードしたもの等からの私的複製)に課すこととすべきである。「デジタルコンテンツ」のデジタル複製で、「フェアユース」からやや外れるものについて課すのがユーザーの理解も得られやすいものと考える。

「不正利用に対する強力な取締り」も「デジタルコンテンツ」特別法の中身として検討されるという。非親告罪化が想定される これについては、私は難色を示さざるを得ないが、利用促進と「フェアユース」規定の内容如何では害を少な〈することも可能である。「デジタルコンテンツ」の入手法が何かしら保証されており、かつ「フェアユース」としての私的複製が認められ、その結果 違法複製物と間違えられずに済む「取締り」であれば大丈夫だろう。逆に言えば、ここまでの制度が保障されない限り「強力な取締り」について賛否を保留するものである。

「通信・放送の在り方の変化への対応」では、まさしく放送法制と著作権法制における放送・通信の定義の食い違いの是正を求めたい。放送とは、現状では「公共性」の名のもとに総務省が監督し数々の規制が敷かれている実態がある。ならばこうした放送法制上の規制を受けて運営されているものを「放送」とし、その送出の手段が電波であろうがインターネット通信であろうがケーブル通信であろうが、著作権法上「放送」として扱っても差し支えなかろう。この解釈を採用したとしても「放送」としての公共性や規制は揺るがないし、またインターネットでの「放送」番組再送信が可能となる。そこまでやれば地上デジタル放送への移行成功にも現実味が帯びてくる。

「放送」としての規制を受けない「通信」の場合は、従来と同じように著作物利用の許諾手続きを要するものとすれば、いわゆる違法配信は取り締まれる。ただし適法に著作物配信を行ないたい者については簡便な手続きで許諾を得られるよう、著作権・著作隣接権の集中管理機構であったり裁定制度であったり整備する必要はある(デジタルコンテンツ特別法が実現すれば一定の利用促進が見込まれるが、それでもデジタルコンテンツ以外については依然配信しづらいこととなる。やはり著作権法自体でも、デジタルコンテンツ特別法の実効性を見ながらの手当が必要であるう)。

「通信」における著作物配信については、参入に数々の要件が課せられている「放送」よりも、 規模の小さい事業者(時として個人も)が参入を望む可能性も考えられる。ここで従来の著作権 使用料を求めることは(商用配信として成立するか否かの問題もあって)過重であると考えられ る。この場合、配信による収入に応じた(たとえばパーセンテージ算出など)使用料支払いへの 道を拓くことが求められる。 「過去の著作物等の利用の円滑化方策」については、デジタルコンテンツ特別法が実現すれば一定の効果が望めるが、そこで登録されたもの以外についての利用円滑化が必要とされるだるう。著作者みずからが予め利用許諾範囲を示す「契約・意思表示システム」のバックアップもしつつ、それらの制度からは外れる著作物について簡便に裁定を受けられるよう検討されたい。デジタルコンテンツ以外の著作物の利用がしやすくなることで(もちろんデジタルコンテンツも一定の条件下で利用しやすくなっている)、デジタルコンテンツ登録へのインセンティブを発生させることが期待される。

「ライセンシーの保護のための方策」については、登録等による第三者効の保証を想定されているものと思われる。これについてはデジタルコンテンツ特別法で予定されている登録制度を応用すれば可能になるのではないか。システム作りをデジタルコンテンツ特別法に先行して始め、この登録システムをデジタルコンテンツ登録に応用するのも一つの方法ではある。

「海賊版広告行為の取締りの方策」については、「広告行為」という曖昧な文言でもって安易な取締りを行なわないよう求める。インターネットオークションのページで海賊版頒布を目的とした「広告行為」をすることを取り締まることについては異存がない。ただこれを非親告罪としたり、他の場所での「広告行為」を禁止することについては副作用が大き〈生じることを危惧する。

非親告罪化は(他の典型的著作権侵害事例にも言えるが)、当該著作物にかかる権利関係や許諾の有無・権利制限規定適用可否などを捜査当局が判断することを要し、適正な運用が極めて困難である。たとえば口頭で許諾を得ていた場合や、私的複製の結果生じた著作物(複製)を持っていた場合、これを違法な手段で複製ないし入手した著作物(複製)と区別することは所有者本人であっても難しい。このことから冤罪を多く生みかねないものと危惧する。

またオークションページ外での「広告行為」を規制することは、海賊版の存在自体を論じる場合や海賊版の是非を論じる場合、海賊版によって非正規に流通するコンテンツについて論じる場合なども規制対象としてみなされかねない危険がある。いずれも実存する海賊版の存在を知らしめるという意味では「広告」と考えられるからである。しかし実際問題として、海賊版の存在の可否について語ることや、非正規流通コンテンツの研究価値について語ることは、言論・表現(ならびに研究)から言ってその一形態として広く為されているところであり、これを規制しかねないということは国民の権利を大きく損ねることにも繋がる。

こうした危惧から私は、「広告行為」の規制を極めて限定的に、かつ親告罪として検討されることを求める。

「海外における海賊版の撲滅のための方策」については、日本が本気で取り組む姿勢を持っているのなら、知的財産権保護のシステム自体を含めた提案をしていくべきではないだろうか。いま提案されているという模倣品・海賊版にかかる国際条約もそうであるし、また現行の国際条約への調印を勧めていくというのもそうだろう。

対象国へ人を派遣し、その国の中で知的財産権保護のシステムを構築していく位のことをしなければ、おそらく(当事国だのみでは)なかなか充分な保護を得られるものではあるまい。

「家庭内における録音録画に関する課題の解決」については、現在 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において議論されている私的録音録画補償金を指すものと考えられる。しかしながらこの種の議論は、現行補償金制度の拡大へと安易に流れがちなものであって(端的に言えば iPod 等への課金、汎用機器等への課金、メーカーの補償金支払い義務者化などが危惧される)、その流れをきっぱりと断ち切った論理的制度設計が求められるところである。

私的録音録画補償金はデジタルコンテンツ特別法が実現すれば これに吸収されるべき制度であると思量されるが、現行補償金制度においてもデジタルコンテンツ特別法で想定される「フェアユース」規定を意識した制度改正を先取りして行なうべきだ。 つまりユーザーが自ら購入したコンテンツの私的複製については無償・自由とすべきである。

また、iPod 等への課金については、上記「フェアユース」の観点から補償金課金を要しないものと考える。その主な録音源は購入CD・レンタルCD・音楽配信・ポッドキャストであり、すべてフェアユースの範囲内と考えられるからである。

汎用機器・記録媒体についても、課金の必要は無いものと考える。これで私的録音・録画を行なうユーザーの実態は人それぞれであり、平均的な課金額を探ることは困難である(さらには私的録音・録画を行なわないユーザーからも徴収することとなり憲法上問題がある)。それよりも、他人から音源の提供を受けた場合に CD-R 等の記録媒体を使用する形で補償金を課した方が、より的確性の高い徴収が可能であると思われる。

なお私的録音録画補償金の支払い義務者をユーザーからメーカーへと変更すべきとの主張をする向きも見られるところだが、これについては私は反対である。なぜなら補償金制度の前提となる著作者等の「不利益」を生じさせているとされるのはユーザーだからであり、その前提ならユーザーが補償金を支払うのは当然である。仮にメーカーを支払い義務者としたところで、その負担は最終的にユーザーに転嫁され、私的録音・録画に機器や記録媒体を使用しないユーザーにも負担させかねないことを考えれば、生じる問題点を姑息に覆い隠す意味合いしかない。むしるユーザーが進んで支払えるような補償金制度を模索するほうが建設的というものであろう。

現行補償金制度を存続させる場合、その課金範囲を拡大することが難しい以上、仮に補償金 徴収額を増やさねばならないとしたら、 iPod 等や汎用機器等への課金をせず私的録音の自由 を保障した上で現行補償金額を定率から定額へと変更するのも一つの落としどころであろうかと 思う(課金対象を拡大するよりも、メーカー側の負担が少ないと思われるが如何か)。

「ネットワークを通じた検索サービスの位置づけの明確化と法制上の課題の解決」については、いわゆる検索エンジン開発を可能とする著作権法上の手当てを指すものと考えられる。もちるん検索エンジンを開発・運用する上でウェブページを収集することが複製権の及ぶ行為のままであることは、インターネット社会の現在において不合理と言わざるを得ない。しかし Google 等の既存検索エンジンを見ると判るが、著作権法上の手当が必要なのは検索用のデータ収集・編集作業だけではない。キャッシュと呼ばれるウェブページ保存(および閲覧)もまた著作権法に抵触する行為と考えられるのである。

また、インターネットを活用する上で必要な行為でありながら著作権侵害となりかねない行為に ウェブアーカイヴがある。これは日々消失していくウェブページを後から閲覧できるようにするた めには必要な事業であるが、日本の著作権法ではフェアユース規定が無いために大々的にアーカイヴできないのが現状である。これではウェブサイトによる国民の文化的所産が失われる一方であり、過去からの積み重ねによる議論等に支障を来すこととなる。

こうした行為を可能とするためにフェアユース規定を創設することはもはや必須のものと言えるが、このフェアユース規定によって可能となる複製の対象には新聞記事等の商用コンテンツが掲載されたウェブページも含まれるべきである。

「文化的所産である著作物等の収集・保存と利用とを円滑に進めるための方策」は、先のウェブアーカイヴィングにかかるフェアユース規定創設とも重なる話である。主として収集・保存は国立国会図書館等の限られた公的施設が担ってきたが、インターネットの爆発的普及を経た今では、こうした施設の働きだけではとてもカバーできるものではない。従って、民間のアーカイヴ事業や個人の手による収集・保存・利用を可能とすべきである。ウェブサイトの非営利目的複製をフェアユースとして認めるのが望ましい。

また、国立国会図書館やフィルムセンターに所蔵している著作物のうち、著作権が切れたり著作者の許諾が得られたものに関しては、インターネットを通じて提供できるように法整備すべきである。特に著作権切れした映画著作物の利用は、日本においてはなかなか進まない現状があり、これは強すぎる頒布権のために著作権切れした映画作品が死蔵されたままになっているためと考えられる。過去の日本が生んだ映画文化を後世に伝えるためにも、著作権切れした著作物を広く国民の目に届くよう環境整備すべきである。

なおビデオや DVD 等のマスターにできるような、アーカイヴ所蔵著作物のデジタル化を国家 事業として行なうことを望む(その上 画質修正等を施すかどうかは、そのマスターを使う事業者 が判断すれば良い)。

「障害者福祉等の増進や教育目的の利用に関する法制上の課題の解決」については、ぜひ進めていただきたい。 2006 年末の 著作権法改定において障碍者福祉に資する規定の追加があったが、まだ充分とは言えない。どうしても視覚障害者や聴覚障害者に限定しており、またこの権利制限によって著作物を複製できる者が限定されるからである。

また、教育目的の利用については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で長〈議論されていながら結局手つかずになってしまっている数々の課題がある。迅速な対応を期待したい。 こと教育目的の利用であるのだから、著作権がその妨げになることだけは避けるべきである。

忘れられがちであるが、入試問題集に対する著作者からの掲載差止めの問題にも対処していただきたい。入試問題等を作成する際の著作権の制限(事後に補償金を支払うことで充分とされる)は著作権法に定められているが、これを出版社が「過去問題集」として出版する際には当該権利制限が適用されず、著作者の掲載拒否によって受験生の試験対策が脅かされる現状がある。入試問題同様に補償金の支払いがあれば足りるのであって、「過去問題集」の出版を差止め得るような法の規定を維持する必要性はない。

「保護期間の在り方」については慎重な議論を求める。

私は、端的に言えば保護期間延長に反対である。現行の著作権法では、著作権・著作隣接権

の大部分が禁止権として定められており、常に利用規制・表現規制の性質が付きまとっている。 表現や利用を阻害しないような権利集中管理制度・フェアユース規定・強制許諾(裁定)制度等 の充分な手当が無いかぎり、著作権等の保護期間を延長することはもともとこの制度が持って いる負の側面を増幅させる結果しかもたらさない。

死後50年までの保護を延ばしたところで著作者の創作インセンティブを増やせるとは考えられず、むしろ既存著作物の再利用だけを招き新たな創作を阻害するものと考える。すでにこの世にいない著作者の保護を手厚くするよりは、いま創作を行なっている存命著作者の生活を支える方策を考えるのが日本文化に対する貢献となろう。

なお最悪 著作権保護期間を延長するとしても、それは既存著作物に遡及して適用するのではなく、延長時より後に創作される著作物についてのみ適用すべきと考える。新たな創作へのインセンティブを高めるために保護期間延長するのなら、それが合理的だからである。法的安定性もその方が高い。

「インターネット上の著作物等の利用の円滑化」については、クリエイティブ・コモンズや自由利用マークをバックアップするものと考えられ、これを歓迎する。

クリエイティブ・コモンズ等の著作権の一部を予め不行使するとする宣言は、著作権法上の位置づけが極めて不安定であった。さらには著作権を放棄し、著作物をパブリックドメイン化するようなことも不可能であるというのが通説である。著作者が意図しないところまで保護を"強制"するというのは不合理であり、これを意思表示システムによって保護のバランスを著作者自ら調整できるようになるのは有益なものと信じる。

ただ、いちどクリエイティブ・コモンズで発表したものを、それよりも強い保護を要求する形で発表し直したり、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの内容を覆したりするような場合をどう処理するか、あらかじめ想定しつつ立法化する必要があろうかと思われる。大部分の場合は契約法上の処理が可能かとは思うが、著作権法上で関連規定を設けたが故に混乱を起こしてしまうのでは意味がない。

とにか〈、著作者の意思で著作権不行使(ないし放棄)とすることが可能となるよう法改定するのが急務であろう。 意思表示システムの具体的なバックアップについては、その後ゆっ〈り議論するのでも良いような気はする。

「放送新条約への対応」については、従来の著作権分科会ではあまり積極的に進められてきたわけではないように見受けられる。しかしインターネットを利用した「放送」行為をどのように位置づけるかは急務の課題であり、時には積極的に法整備を進める必要があるのではないか。基本的には欧米のような通信・放送の扱いをしていれば国際条約上問題は無いはずであり、インターネット上の放送事業が進んでいる欧米のありかたを参考に法整備していくことが望ましい。

日本が、インターネットにおける著作物利用の遅れた国であることを自覚し、流通阻害要因をひとつひとつ取り除く努力をしていくことが望ましい。放送新条約に関する新たな保護の枠組みは、その後からでもついてくるものであろう。

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 15ページ より)

- III. 模倣品·海賊版対策を強化する
- (3)インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

模倣品・海賊版の広告を禁止することが検討されているとのこと。しかしながら各種報道を通して伝えられているのを見ると、「広告」の定義が曖昧なままで論じられているようである。「広告」の態様をもっと具体的に検討し、禁止する内容を限定的に設定するよう求める。

「広告」の範囲を曖昧にしたままでは、現行流通では入手できない著作物(たとえば絶版・廃盤のもの、個人の手による歴史的録音物・録画物など)へ言及したりリンクしたりすることが禁止されることに繋がりかねない。こうなれば言論・表現の自由が脅かされることとなる。

現行法においては模倣品・海賊版の所持を禁止しているのは頒布目的の場合に限っているところであり、広告についても同じ〈頒布目的のものに限り禁止するとすべきである。さらには、実際の違法行為(頒布あるいは頒布目的所持)に至ったことが確認されて初めて「広告」を処罰するのが適切である(ただ広告を掲載しただけで処罰されるとしたら、売るという模倣品・海賊版が実際に存在しない場合でも違法行為とされかねない これは幾らなんでもおかしいだろう)。

仮に禁止行為とされる「広告」があったとして、これにリンクを張る行為が「広告」の幇助罪となるのかという問題はあらかじめ検討してお〈必要がある。リンクを張ることについては引用元ないし参照元を示す以外の意味は持たないため、実質的に禁止することともなれば ある行為(ここでは模倣品・海賊版の「広告」)の可否を論じることすら妨げる結果となり、言論・表現の自由を脅かす法規制となりかねない。

従って当該「広告」にリンクを張る行為は違法でないと明確に規定するか、頒布目的「広告」と して明らかであるリンクに限って規制するとすべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 65 ページ より)

- 3. 国内での取締りを強化する
- (4)劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する

映画館での無断撮影を禁じた法律が実現した場合と、現行法で対処しようとした場合とで比較 すると、究極的には現行法での対処と変わるものでな〈必要充分と考える。

無断撮影は映画館側が施設管理権をきちんと行使すれば対処できるからである。あらかじめ 観客との間にどのような契約関係があるのかという問題も厳密には生じてくるだろうが、映画館 に入ってビデオ撮影が禁止されるのは(観客にとって)常識の範囲内であり、また映画館内では 職員の指示に従うのも当然のことである。逆に、ここまでの施設管理権を持っていながら映画館 側が対処できないのだとすれば、無断撮影を法で禁止した場合でも運用が難しいものと思われ る。

仮にこの法律が実現したとしても、 DVD 未発売の新作映画が劇場上映される場合に限るなどの対象限定を行なうべきである。またあくまでも劇場上映映画に限定すべきで、ライヴコンサートや講演会といった別種の著作物(それが映画著作物であっても)にまで広げるべきではない。一般的には観客による録音・録画が禁じられてはいるが、実際には、こうした場で私的録音・録画されたものが歴史的記録として後に高い価値を持つこともある。こうした録音・録画物が公にされることに関する決定権は本来の権利者(実演家や著作者)に留保されるのは当然であるが、そうした可能性を全て潰してしまうのは文化的観点から賛成できない。

禁止法が運用される際、取締りを確実にするという口実でもって観客の姿をビデオ撮りするような事態が発生するのではないかと危惧する(現行法上では警備員を配置するにとどまっているようではあるが)。これでは観客の人格権を損ないかねないと思われるが、こうした事態を防ぐにはどうすればいいのか慎重な議論が必要である。単純に映画館側が断りを入れておけば済むというものでもあるまい。

禁止法実現時の危惧はまだある。この無断撮影行為を親告罪とするか非親告罪とするかで影響が変わってくる。もちろん非親告罪とすべきではない。ここは著作権侵害に準じた形での罰則を定めるべきである(ただし禁止法としては特別法で設けるのが適切であろう。著作権制度の中で規定するには「映画」著作物の範囲が広いからである)。

禁止法で定める罰則についても、他の刑罰とのバランスをきちんと取るべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 15ページ より)

- III. 模倣品·海賊版対策を強化する
- (2)個人輸入等の取締りを強化する

模倣品・海賊版については、その頒布が法に抵触する行為であることは広く知られているところである。しかしながら、これらの「個人輸入」「個人所持」を禁止することについては問題が多いと言わざるを得ない。

模倣品・海賊版の「個人輸入」「個人所持」を禁止してしまえば、国民ひとりひとりにブランド品の所持を強要し、また著作権法で認められた私的複製の結果 生じた複製物の所持を実質的に取り締まることとなる(海賊版と外形的に区別できないため)。これらは個人の選択の自由を奪うものである。

模倣品・海賊版の悪質さはその拡散性と詐欺性にあるのであって、個人が自らの使用のために(いわゆる真性品ではないことを知って)所持していたとしても権利者に何ら損害を与えることとはならない。

オリジナルを得る者のブランドに傷が付くわけではないし、仮にその模倣品・海賊版を入手できなかったとしても「真性品」が購入されたとは考えられない。何も買わないで終わるのが関の山であり、これでは個人へ一方的に不便を強いているのと同じだ。

単純所持を禁止してしまうことは、模倣品・海賊版だと知らずに入手してしまった場合でも遡及して違法性が問われることにも繋がる。入手時期によって違法・適法の境界が出来るような運用は考えられないからだ。

これまでに適法に持っていたものが急に違法物品と化すのは法的安定性に著し〈欠〈こととなるし、どこまで適法でどこからが違法なのかという判断を各個人に強いることとなるのは酷である。

「情を知って」入手したものに限るなどの規定を採用したとしても、違法・適法いずれの証明も 困難である。曖昧な基準で裁かれ罰せられる事態を私は危惧する。

かように法的安定性を欠く方法で模倣品・海賊版の存在を(表向きには)消そうとしたとしても、 想定通りの効果を得ることは全く期待できまい。安易な法規制に走るよりも、むしろ現行法の基準(模倣品・海賊版の頒布および頒布目的所持を禁じる)のままで より効果的な取締り方法を 検討すべきである。

現にオークションサイトでの模倣品・海賊版出品を抑制する試みが一定の成果を出し始めているところであり、この観点でやれることがまだまだ残されているのである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 102 ページ より)

- 3. ビジネス大国を実現する
- (3)著作権にかかる課題を解決する
 - 4 私的使用複製について結論を得る

私的録音・録画について根本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め根本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。

私的録音録画補償金制度が創設された当時 すなわちアナログでの私的録音・録画が主流であった頃と、デジタルでの私的録音・録画が主流となった現在とでは本質的に私的録音・録画態様は変化していない。録音・録画をまとめて考えれば、主としてレコード(CD)・放送・レンタルが主な録音源・録画源である。敢えて違いを述べるのなら、 iPod 等の普及によって 自ら購入したコンテンツ を私的録音・録画する機会が以前より遙かに増えていると言える。

私的録音録画補償金(本制度の必要性については私にも異論があるが)の導入趣旨が私的録音・録画を有償・自由のまま維持するためにあった以上、現状においてもこの「自由」を維持すべきという点は論をまたない。

むしろ自ら購入したCDや配信楽曲のように、その私的録音・録画が本当に権利者へ「不利益」を与えているのかが疑わしい場面がた〈さんある。ユーザーが自ら撮影した映像についてもそうだし、ポッドキャスティングやビデオポッドキャストのように そもそも権利者の側で私的複製を織り込み済みのものなど、私的録音・録画の態様が多様化していることも無視してはならない。

すなわち私的複製の自由は縮小されるべきではないし、また私的録音録画補償金は金額として本来縮小されていくべきものということである。

なお「違法」配信されたコンテンツをダウンロードする行為を私的複製の範囲から外そうとの動きも見られるところであるが、これには実効性の観点と法的安定性の観点から反対する。実際インターネット上の情報ひとつひとつの権利関係までエンドユーザーが確認することは不可能であるし、また捜査当局から嫌疑をかけられたところで「違法」ダウンロードと私的複製との違いを立

証することが困難である。

また、そのダウンロード行為の多くが家庭内で行なわれるため、権利者がひとつひとつ捕捉して告訴することは非常に困難である。法として禁止していながら、ダウンロード実態は依然として存続していくようなことにもなりかねない。これでは法規範に対するモラルハザードを促進してしまうだけであり、むしろ補償金などによる解決を目指す方が著作権制度の維持に資するだろう。

さすがにインターネット全体あるいはパソコン利用全体への補償金課金などは不可能であるから、補償金で解決済みの合法ウェブサービスを開設し普及させていく形を採用すべきと考える。

また、上記「違法」配信コンテンツのダウンロードを法で禁止したとしても、これに著作権侵害の非親告罪化を重ねることは決してすべきではない。インターネット上での著作物への言及・リンクなどは日常茶飯事に行なわれていることであり、これらが「違法」配信コンテンツのダウンロードを「教唆」「幇助」したなどと取り締まられるようでは、個人の言論の自由がそこなわれるのは勿論、インターネット上での自由な情報収集をも妨げることとなる(インターネット利用におけるパソコン動作の本質は「複製」にある)。

著作権という、侵害・非侵害の見分けが非常に困難なものについては、従来どおり親告罪として運用するのが妥当である。見分けが困難ということは観点によって違法の認定が変わり得るということであり、捜査当局の恣意的な法解釈によって個人の自由を奪うことも可能としてしまう。親告罪であっても刑事罰を受ける基準が極めて曖昧な実態のある現在、これが親告罪であれば尚更である。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 97 ページ より)

- 2.クリエイター大国を実現する
- |(4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う
 - 1 国内法を整備する
- iii) 映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても検討を行い、2007年度中に結論 を得る。

著作権(および著作隣接権)の保護期間延長に反対である。

権利者は現行法ですでに死後50年(あるいは公表後50年)の保護を得られているところであり、これ以上 保護期間を延ばしても日本のコンテンツ制作力を増すことなど期待できない。むしる既存著作物への依存度が増し、不労所得を得ることで新たな創作をしないという負のインセンティブを生じさせることとなる。さらには長期間にわたる禁止権の行使により著作物流通の多くが阻害され、かつ著作物を後世に伝える数々の試み(アーカイヴィング・翻訳・翻案等々)を実施不可能の危機に陥れることとなる。

保護期間延長を要望する各種団体においても、保護期間延長を直ちに必要とする根拠は何ひとつ示せていない。欧米だけを視野に入れた「国際標準」の詐称は、むしろこれからアジア諸国へ進出していこうという日本のコンテンツにとって競争力を削ぐ結果となるのは目に見えている。アジア諸国は50年の保護を定めており、「国際標準」で足枷をはめられた日本コンテンツはアジアのパブリックドメインを相手に競争しなければならなくなる。日本・欧米・アジアそれぞれをターゲットにしたコンテンツを制作することは考えられず、結局は最も長い保護期間をもとにパブリックドメインの使用を決定し、アジア諸国での(早く著作権が切れた)パブリックドメイン利用作品と競争しなければならないからである。まだしも国内の大きな市場で50年の保護を保っていれば、日本で制作したコンテンツをアジアに輸出する余地が確保できる(我が国のコンテンツ制作が国内での収益に多く頼っていることを考えれば、こちらの方が競争政策上有利である)。

逆に言えば、いまコンテンツ制作における欧米に対する競争力を身につけるためには、現行のまま豊かなパブリックドメインを駆使し、欧米の創作者よりも表現上多い選択肢の中で試行錯誤していくに限るのである。ゲームを除けば圧倒的な輸入超過状態にある日本は、コンテンツ制作において これからも成長し続けなければならない存在である。欧米本国で著作権が存続しているパブリックドメインを駆使しなも国内・アジアで実績を得られた作品を作り出せれば、欧米本国においても権利処理をして適法流通させるインセンティブは生じるわけで、安易に保護期間を延長し欧米との競争力(の可能性)をわざわざ捨てる必要はない。成長を止めてはならないのだ。

映画著作物以外の著作物についての保護期間の見直しが注目を集めているが、実際には映画著作物自体の保護期間の見直しも必要なのではないか。ただしここでは保護期間の実質短縮という意味においてであるが。

映画著作物というのは、文芸著作物とは対照的に、著作権切れした作品の再利用がなかなか進まないという実態がある。ごくわずかな有名作だけが流通し、公開から長い年月を経た多くの作品は人目に触れないでいる。公開後50年から70年(またそれ以上)経過している作品については、著作権者の許諾が無くても流通させられるよう制度改正されては如何か。特にフィルムセンターに所蔵されている映画フィルムの複製を、映像ソフトのマスターに使えるよう貸与し再流通を図るべきである。

著作権が切れることで公共財たるパブリックドメインになる利点をきちんと享受できるよう、その 実態を調査し是正していくことを強く望む。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメント募集に際し、著作権保護期間延長を検討するとの項目に明確な反対を表明するものである。

なお私がインターネットで公表した文章を転載し、パブリックコメントに代えるものとする。

【意見ここから】

『日本文化は、なぜブームで終わるのか』

著作権とは、いったい何でしょう?

それは本来、著作者が小説や映画・音楽などの

自分の著作物から生じるイメージや利益を守るために、

他人がその著作物を無断でコピーすることを禁じる権利のこと。

ただ多くの場合、著作者が不利な契約を結ばされて

その権利を「譲渡」させられていますし、

自分の意思で著作物を送り出そうとしても

他の誰か(たとえば映画会社や出版社・レコード会社・

JASRAC など)に妨害されたりしています。

それもまた「著作権」です。

|著作権が保護される期間には限りがあります。

国際的な条約によって、著作者が生きている間と

没後 50 年間というように定められています。

この「没後 50 年」までの間に、

|かつて生み出された著作物の殆どは人目に触れなくなります。

また著作者が亡くなった後については

利益を得られるのは当然 著作者本人ではありません。

それにもかかわらず現在では

欧米の主な国が「没後 70 年間」にまで延長してしまいました。

日本は、他の国と同じように国際条約どおり「没後 50 年間」のまま。

|確かに欧米とは保護期間に 20 年間の差がありますが、

米国では「没後 70 年間」の扱いを受けられていますし、

欧州においても互いの著作物をやりとりするとき

「没後50年間」の扱いなら受けられます。

欧米の国々と互いの著作物をやりとりしても、

国際的に充分と認められた公平な保護を互いに受けているわけです。

日本の文化は世界の文化と同等に扱われています。

わたしたちは、存命中の著作者が創作活動に専念し 文化の質を高められるよう、保護期間延長以外の手段で 著作者の生活が保障されることを願っています。 著作権は、本来著作者にとって創作の糧となる大切な権利で、 すでに亡くなり新たに創作できない著作者への保護を延長しても 「創作の糧となる」目的を果たすことなどできはしません。 日本にとっての夢や誇り、そして大きな可能性を秘めた宝物にも 勿論のこと全くなり得ません。

著作権保護期間を延ばすことと、 日本の文化を大切にすることとは無関係。 著作権の、安易な保護強化を阻止するため、 どうかご理解とご協力をお願いいたします。 日本文化を、真に愛するために。

著作権は、コピーを禁止する権利です。

著作権は、配布を禁止する権利です。

著作権は、配信を禁止する権利です。

著作権は、翻訳を禁止する権利です。

著作権は、模倣を禁止する権利です。

著作権は、アレンジを禁止する権利です。

著作権は、パロディを禁止する権利です。

著作権は、演奏・歌唱を禁止する権利です。

著作権は、上演・口述を禁止する権利です。

著作権は、他人の行動を「禁止」する権利なのです。

これが現実です。

著作権というものは本質的に制作・流通を阻害する性質を持っています。著作物という一種の情報を独占させることをし、それを実現するために「禁止権」で保護制度を構築しています。もちるん著作者が自ら生み出した情報から正当な利益を得るために、一定期間これを「独占」するという制度の存在自体には異存ありません。しかし問題は、その「独占」の強さをどの程度に、そして「一定期間」の長さをどれくらいに設定するかという点にあります。

権利者以外の者にとっては表現規制・流通規制をかけられているのと同じことですから、仮に 著作権保護期間を延長するとすれば そうした規制の害は明らかに増幅されます。 そもそも著作者が亡くなったあとの著作権保護延長(もともと死後50年は保護されているところ、さらに延長してほしいという要望であるところに注意)が当該著作者の創作に好影響を与えるとは考えられないのですね。しかも保護期間延長で現実に"得をする"のは すでに作られた著作物 の権利を握っている者だけであって、これから創作をしていこうという人間にとっては先の規制だけが強まる結果となります。

逆に、今でも尊敬を集めている、日本の過去の著作者たちは著作権の保護期間が死後何年であろうと(現行法の保護期間よりも短かったとしても)優れた作品を作り遺してきました。死後50年では不足だとして"意欲が削がれる"などと発言している誰かさんとはえらい違いです。

「著作権問題を考える創作者団体協議会」の人たちが要望する「死後70年」への延長は、彼らが新たな創作に打ち込む契機にはなりえない「利益」と、我々が属する社会全体が本来享受できた筈の「パブリックドメイン」(著作権切れ作品)という「利益」との比較をして初めて判断できる問題です。そこをよく考える必要があります。

もっとも今この時点で死後50年を経ている著作者らが、存命中に充分な保護を受けることが 出来ていたのかについては触れません。なぜなら問われるべきは、現行の「死後50年」で充分 か否かですから。論の展開如何によっては「保護が短い方が優れた文化を生み出せる」なんて 話にもなりかねませんし、それは私にとっても今の著作者らにとっても望むところではありますま い。

コンテンツの かつての"送り手"はコンテンツ制作と流通の両方を握っていました(コンテンツ流通の主流は送り手自身の流通網によるもので、これから外れたもの 中古売買やレンタルなどは今でも大きな圧力をかけられ続けていますし、加えて「送り手自身の流通網」は特権的な保護のもとにあります)。制作にしても流通にしてもライバルが少ないため、"送り手"は一種の権力者として振る舞うことができました。放送局しかり、レコード会社しかり、出版社しかり。そして、いわゆるプロの著作者はこうした"送り手"の依頼を受けることで生計を立ててきました。

かつての"送り手"だけで需要を満たすことができていたのなら、まだしもこの形で充分だったのかも知れません。しかし現実には、再販制によって不当に高い値段で売買されていたり、絶版や廃盤などで入手できないコンテンツが続出したり、新規制作が疎かになったりと、惨憺たる有様です。一方この業界の外で、制作面ではブログ等の個人制作物の勃興、流通面ではインターネットを介した事業者の登場など、改善の兆しは見えてきています。

ところがこうした状況で かつての"送り手"たちが今まで通りの影響力を維持するために採られた手法は、この時代の流れを遅らせるということでした。その武器として使われているのが「著作権」です。

正道というものを考えるなら、かつての"送り手"たちは、今までに培った技術力やノウハウでもって個人の制作力を凌駕すること、あるいは優れた個人を発掘して商用コンテンツの作り手として育てること、既存流通の至らない部分をインターネット流通に補完させること等を試みるべきでした。しかし彼らは「著作権」の保護期間を延長することで既存著作物からの「利益」を水増しすることを選択しています。

これでは新しい創作には力を入れないのだと宣言しているようなものです。たいへん皮肉なこ

とですが、著作権保護期間を延長することは新たな著作物の制作を抑制します。既存著作物を こねくり回すことで、安上がりに「利益」を生み出すのですから。

実に皮肉なことですが、著作権の保護期間を延長することは、新たな創作へのインセンティブを生じさせない上に 負のインセンティブ(つまり創作をしないという)を生じさせるのです。これまで以上に、ね。

年々作られる著作物によって新たな創作の表現が規制される一方、こうした縛りから解き放たれた著作権切れ作品を公有に帰することで、著作権制度のバランスが保たれてきました。公有財を使いたい人は誰でも使えますし(翻訳も翻案も、誰の許可も必要な〈思いのまま)、誰とでも受け渡しができます。制作においても流通においても自由化される余地が確保してきたわけです。

一部の人間が制作と流通を独占していた場合と比べ、制作の自由化は創作世界の裾野を広げて頂を押し上げますし、流通の自由化は既存流通の至らない点を補完することを可能とします。

著作権が切れることでその翻訳が一斉に登場した好例としてよく『星の王子さま』が挙げられます。さまざまな解釈によって多くの訳本が発売されました。これはオリジナルの作品世界を理解するための大きな助けとなりますし、また日本人が文化的な豊かさを享受できた例だと考えられます(逆に出版業界の慣行である「翻訳権独占」なんてのは悪弊以外の何物でもないですね)。あと著作権切れから翻案へ繋がった例としてはアニメ『銀河鉄道の夜』などがあるでしょうか。

流通面では『青空文庫』ですね。日本を代表する文学作品をここで読めるという有益性は、いまもなお過小評価されているのではないかとすら考えます。文学が文字通り誰に対しても開かれた瞬間だと考えます(公共図書館の、物理的・時間的制約をも越えています)。

保護期間の延長はこうしたバランスを根本から破壊することとなります。

日本法では、映画著作物(映画はもちろん、ゲーム・音楽ビデオクリップ・放送番組などもこれに含まれます)の保護期間が20年延長されています。しかしこれが日本における映画著作物の振興に資しているのかは微妙です。映画の輸出は減る一方ですし、また唯一輸出超過にあるゲームについても先行き不安が囁かれ始めてますからね。

保護期間を延長すれば日本製コンテンツが海外進出できるかのような言説は幻に過ぎないことが明らかです。ついでに言えば「輸入権」だって海外進出の助けとはなりませんでした。一応はハリウッドリメイクで(日本で)話題になっている映画はありますけどね、世界の壁を破れる作品がたくさん登場して後に続くという流れには至らない。

保護期間の他に検討すべき課題があるんじゃないかと思わざるを得ません。

私個人としては、創作を体系的に研究する必要性があるのと、過去の創作者からの技術継承 を復活させる必要性があると考えています。映画にしてもテレビドラマ・アニメ・ゲームにしてもウェルメイドなものすら作れないし、その先の新規性についても期待すべくもなく。

そうそう、「日本文化は、なぜブームで終わるのか」って? 著作者たちが死後の権利保護強

化に汲々としていて、存命中の創作を疎かにするからじゃないでしょうかね。国民が応援してるのは権利ころがしでなく創作そのものだというのに。

それにしても自らが強く関わっている「日本文化」が「ブームで終わる」と断言してしまうブラック ジョークには頭がクラクラします。本人たちがそう言ってるのだから、これまでも「ブームで終わ」 ってたんでしょう。これから何をしても「ブームで終わる」んでしょう。

保護期間を延長しても無駄だということです。合掌。

無駄な延長よりも、私は創作・流通の自由を選びます。何の迷いもなく。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 101 ページ より)

- 3.ビジネス大国を実現する
- (2)コンテンツを輸出する
 - 6 音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する

音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況 を調査し、公表するとともに、輸出の拡大を促す。

音楽レコードの還流防止措置が運用されるようになって2年強の時間が流れた。しかしながら邦楽CDのアジア進出は、還流防止措置導入前と比較しても全く増えていない。むしろ導入前の水準を割っているのが実態である。これでは、税関での輸入差止申立てにおいて多大な人的リソースを費やしていながら、無駄骨に終わっているということである。

また、還流防止措置の趣旨が日本文化のアジア輸出にありながら、国内レコード会社の製作と言うだけで、海外アーティストによる作品で「洋楽」との売り文句で当のレコード会社から販売されている洋楽CDも「還流」防止措置対象として扱われている実態がある。これは法の趣旨を曲げて運用している例であり、到底容認できない。

知的財産推進計画2006において、その策定段階では音楽レコードの再販制廃止を謳っていたにもかかわらず、実際の計画では「検討」に後退したのが記憶に新しい。しかし還流防止措置と再販制とはレコード業界に対する二重の保護政策であって、これらの相乗効果で、日本原盤の新譜CDの価格は一向に下がる見込みが立たない。エンドユーザーに対する不当な負担を強

いるような慣行は廃すべきであり、適正な価格で流通していくよう競争原理をしっかり働かせる 必要がある。

還流防止措置と再販制はいずれも廃止すべきものと考えるが、百歩譲って いずれかがレコード業界に必須の制度だとしたら、もう片方は即刻廃すべきであろう。競争力を全く維持できていないレコード業界は、このままでは規模縮小の一途を辿るのみであると断言する。

なお施行から4年(あと2年を切っている)を維持できた場合、還流防止措置の対象とされたレコードは多く外れていく。基本的に、 2005 年 よりも前に発売されたCDは対象から外れる。4年間の還流防止措置によってアジア進出の実績が得られなかったと言って、この制度対象期間を4年より延長することだけは決してしてはならない。むしろ還流防止措置の成果が得られなかった場合には制度自体を廃止すべきなのであって、保護の対象を(当初の予定よりも)広げる合理性は全くない。

また仮に還流防止措置が4年維持された際には、制度創設時にレコード協会が示したレベルにまで輸出が増えるか否かを検査すべきである。レコード輸出はレコード会社自らが判断して行えることであり、彼らが「予想」として提出した輸出レベルは当然に彼らが守るべき「目標」であると考える。この目標が達成できないのであれば、とうぜんそれを前提にして導入された制度も廃止されるべきである。

限られた税関の人的リソースは模倣品・海賊版に向けられるべきであり、かような正規品並行輸入を妨害するためだけに割かれるべきではない。これで還流防止措置に成果は現れないとすれば、還流防止措置は流通業者やユーザーに対しての嫌がらせ以上の意味は無いということだ。税関はもっと有効に駆使されるべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 132 ページ より)

『成果編』

4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり

·著作権法を改正し、音楽レコードの還流防止措置の導入及び書籍·雑誌への貸与権の付与を 行った(2005年1月施行)。

2005年より 施行されている(当時の)改定著作権法について、音楽レコードの還流防止措置と

書籍 雑誌の貸与権とは、いずれも失敗に終わったものと断じるべきである。施行から2年あまりを経た今でも、還流防止措置についてはアジア諸国へのレコード輸出が導入前の輸出水準にすら達することができず(すなわち海外への邦楽の進出には何ら資するところがない)、書籍貸与権については最近になってようや〈権利管理団体(著作権管理センター)が使用料徴収を実施できるようになったという体たら〈である。しかも貸与権について管理しているのは一部のコミックについてのみであり、多〈のコミックに加え雑誌も権利管理対象外であるとされる。還流防止措置と貸与権にかかる著作権法改定が審議された当時、議論の前提条件として示された邦楽の海外進出も権利管理機構の整備も全〈実現できていない。

音楽レコードの還流防止措置は廃止すべきである。邦楽新譜の価格は国内において依然 高値を維持しており、「還流盤」の輸入が期待できない分、エンドユーザーにとって不当な負担を強いる結果となっている。知的財産推進計画2006の策定段階では再販制の廃止も視野に入れた提言が出されたところ、最終段階で「検討」に後退させられたことは実に遺憾な事態であり、このことが邦楽新譜の価格に対して何ら改善圧力を持たなかったことは明白である。レコード業界はCD平均価格が「下がった」としているが、所詮 自らの費用で制作したものではない洋楽旧譜の値下げを実施したに過ぎず、より多くのユーザーにとって負担の大きい邦楽新譜に関する高値は全〈解消されていない。このままでは二重保護による弊害が維持されるだけであり、自由貿易の趣旨に反し文化交流にも何ら資するところのない還流防止措置の廃止を即断すべきものと考える。

なお「還流盤」によって邦楽CDの売上げが減ったという言説の誤りは、還流防止措置によって「還流盤」が輸入されなくなってからも依然CD売上げが下降し続けていることが証明している。

雑誌・書籍にかかる貸与権は、再度制限を加えるべきである。

貸与権管理センターが実質的に唯一のレンタルコミック・レンタル書籍の権利処理機関ということになっているが、実際に扱っている対象の狭さは本来の書籍・雑誌レンタル業で扱われている著作物の比ではない。このような不充分な権利管理事業者の存在は、国民の間に浸透した書籍レンタル業の維持を困難にするおそれすらある。

また、使用料として徴収されている金額についても、本来貸与権を有している著作者の他に、 出版社や取り次ぎといった本来この権利と無関係の者まで分配を得ているという運用上の不備 が見られる。こうした仕組みになったこと自体不透明と言わざるを得ず、著作者が得るべき利益 に出版社・取次の取り分を上乗せしてレンタル事業者に請求するという実態は、著作権行使の 名を借りた不法請求である。直ちに是正する必要がある。

著作者が使用料の中から、自らの意思で幾ばくかの金額を出版社・取次にも渡すというのであれば話は解る。しかし現実には著作者の取り分にプラスして請求しているということが利用者団体との議論で明らかになっている。その後 権利者側の要求に近い額での協議決着となっている。協議当事者同士の合意があるから問題なしとする考えもあり得るが、実際にそのコストを負担することになるエンドユーザーとしては納得できるものではない。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 91 ページ より)

- ||. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- 1.ユーザー大国を実現する
- (3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする
 - 2 音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する

音楽用レコード(CD)の再販売価格維持制度は撤廃すべきである。

還流防止措置との二重保護の弊害は明らかであり、還流防止措置導入以後も音楽市場は下降線を辿り続けている。しかも還流防止措置の根拠とされたアジア諸国への邦楽進出も、2年連続で還流防止措置導入前の水準を割り込む有様であり、あと2年足らずで差止め対象の旧譜の殆どが輸入解禁となることを考えれば、還流防止措置が音楽文化の振興には全〈役立たなかったと言える。その一方で還流防止措置による、輸入盤との競争が阻害されるという事態は確実に発生しており、しかも当初レコード協会が約束していたCD価格の値下げは未だに実行されていない(国内レコード会社が自らの資本で制作した邦楽新譜に値下げが無ければ意味はない)。

依然として日本の音楽ユーザーは世界一高いCDを買わされ続けているのである。これは不健全な状態と言わざるを得ない。

CDとの価格競争が実質的に起こると期待されていた音楽配信でさえも、再販制の対象でないにもかかわらず各配信事業者で横並びの価格設定が続いている。それもCDとはたいして変わらない値段で、である。業界成立以後 再販制の存在ゆえに価格競争を経験したことがなく、一度もレコード(CD)の適正価格についての市場の審判を仰がないレコード業界は、もはや再販制の存在が業界存続の足枷となるに至っている。

レコード業界は、真に"売れるCD価格"の模索を始めるべきである。それは市場からの値下げ圧力と直面してこそ見えて〈るものだ。今月出たCDも、2年前に出たCDも、10年前に出たCDも、30年前に出たCD(アルバム)も、みな同じ値段で売れると考えている方がどうかしているのである。

再販制の撤廃に加え、日本国内で最初に発売されてから3年程度を経過したレコードについて著作隣接権の禁止権を制限し(報酬請求権にとどめ)、製作レコード会社以外の者でも自由に流通に関われるようにすべきである。なぜならレコードの再販価格は半年程度で「外される」ことになっているが、いかなる小売店においても実質的な値下げは実施されていないからである(せいぜい1割か2割の値引きにしかならない)。供給される際に不透明な原価計算が為されていることが考えられ、同じ会社から発売されているかぎり同じ価格で発売され続ける。同一コンテンツによる他社との競争を促すことで価格の是正を図るべきかと考える。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画 2006 PDF (ノンブル 90 ページ より)

- ||. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- 1. ユーザー大国を実現する
- |(2)ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する
 - a)プロテクションシステムの設定についてシステム間の競争を促進する
- b)過去の失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励
- (3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする

プロテクションシステムが複数開発され、それをエンドユーザーが自らの意思で選択できるような形に持って行かなければ、本当の意味での「ユーザーに配慮したプロテクションシステム」など実現しない。

音楽配信における DRM について「相互運用性」を求める声が挙がっているが、その多くはアップル社の iTunes にかかる DRM (FairPlay) についてのみの場合が多い。しかし問題はマイクロソフト社の WMA についても同様であり(これは Mac および Linux で動作しない)、シェアで見れば確かに iTunes の方が強い影響力を持っているが、採用音楽配信事業者の数からすれば WMA が圧倒時に多い。相互運用性について議論するのであれば、 DRM すべてについて Windows ・ MacOS ・ Linux での相互運用性を確保するよう要求すべきである。

また DRM の相互運用性がそう簡単に実現するとも考えられず、これらの間での競争を適正に行なうためには、それぞれで提供されるコンテンツ内容に差を付けないことが最も近道である(すなわち一つの DRM で提供されたコンテンツは、他の DRM でも提供できるものとする)。こ

れが出来なければ DRM 間での競争状態は作り出せず、結果として「ユーザーに配慮したプロテクションシステム」の実現など当面期待できまい。

「過去の失敗例」は明確に示すべきであろう。たとえば「コピーコントロールCD」や「コピーワンス」。これらはユーザーからの拒否にあって市場撤退を余儀なくされた(される予定)。また DRMとしてはバランスが取れていながらコンテンツホルダーから拒否され普及しなかった DAT やSACD・DVD Audio などの例もある。逆に普及したものの DRM は実質機能していないCDやDVDのような例もあり、痛し痒しと言ったところだろう。要は、 DRM での縛りをユーザーは望んでいないのであり、これをどこまで緩めるかという議論で進まなければ いつまでも「失敗」を続けることとなる。

コンテンツ流通における競争原理の導入は喫緊の課題である。著作権・著作隣接権の禁止権構成によって運命的に発生しているコンテンツ利用の阻害、また再販制等による価格競争の阻害は、上記 DRM の相互運用性の欠如と相まってユーザーが充分なコンテンツを享受できるに至っていない。インターネットの普及と技術発展によって本来享受されるべきコンテンツの量において、日本国内の状況が海外よりも極端に立ち後れた状態であるのは音楽配信や動画配信・ポッドキャスト・ネットラジオなどの各種ウェブサービスを見るまでもなく明らかである。

供給を抑制しコンテンツを独占することで利益を最大化してきた旧来のコンテンツホルダーは利用阻害の要因にしかなっておらず、その影響力の発生源は著作権・著作隣接権であると言える。権利を持つ者が自らの意思で利用促進しようとしないのであれば、「世界トップクラスのコンテンツ大国」たらんとするため利用阻害要因を排除していく覚悟が必要であろう。すなわちインターネット上での著作物利用を可能にする権利制限ないし強制許諾制度(あるいは権利集中管理機構)を僅かでも早く用意すべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 91 ページ より)

- Ⅱ. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- 1. ユーザー大国を実現する
- (4)アーカイブ化を促進し、その活用を図る

NHKアーカイブスや民間放送事業者等の保有する放送番組などの活用が図られるよう、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促す。

二次利用の促進が求められているのは、本来 放送番組に限られてなどいない。他の分野の 著作物においても利用の促進を図るべきである。

放送の二次利用を促進するにあたっては、なぜ今 YouTube がネットユーザーに持て囃されているのか真摯に考えるべきである。著作権侵害か否かというのはユーザーにとっては些細な問題でしかなく、その本質は放送番組のアーカイヴ性やタイムシフト性、多数のユーザーらによる重み付けの有用性に他ならない。すなわち同種のサービスが合法的に(すなわち権利者の手によって)用意されるのであれば、わざわざ著作権を侵害してまでかようなウェブサービスを利用する必要は無いのである。これは単純にアーカイヴ化を実現すれば事足りるものではない。

二次利用が促進されたとしても、利用する事業者がそのコンテンツを独占するような形にさせるべきではない。コンテンツの確保は得てして DRM や閲覧ソフト(あるいは機器)の独占競争に利用されることが多く、こうした場合には競争政策面でマイナス要因となりかねない。

NHK に関しては、まずその組織改革を前提に考えるべきである。受信料を廃止し、その代わり受益者負担に近い形での新たな課金制度を模索しなければ国民からの信頼を得ることは出来まい。まして現行受信料制度のまま これを支払い義務化するとはもってのほかである。またアナログ停波後の受信契約の扱いをきちんと明らかにすべきである。いまテレビを持っている人間がすべて地上デジタル用のテレビに買い換えるという楽観的(かつ希望的な)観測をしているようだが、実際はそうではない。アナログ停波を機にテレビの視聴をやめ、 NHK の番組を受信できる状態にはなくなる人たちが多く発生するのは間違いない。この場合の放送法上のあり方に関して NHK の見解を問う必要がある。

NHK の適正化とともに、NHK が抱える放送番組の二次利用について促進する必要がある。 もっとも理想的なのは NHK 番組をインターネットで無料配信すること(英国 BBC のように)。 次善として考えられるのは、NHK から格安でコンテンツ提供を行ない、さまざまな利用者が販売・配信できるものとすること(独占的契約は競争政策上 認めないものとする)。やりかたによっては、NHK 自身が配信事業に乗り出すという選択肢も考えられるだろう。この場合、受信契約を結んでいる者に対しては無料で利用できるなど(あるいは契約の形として配信オプション契約とするか)、従来の NHK ユーザーにも配慮した制度設計が可能であろう。

逆に、NHK との受信契約は結ばないが、配信についてのみサービス利用契約を結ぶなどという場面も想定できる。

NHK がもはや公共放送としての役割を果たせない状態にあるのは明らかであるが、過去の放送番組アーカイヴは国民の財産として重要な意味を持ち続けているのも確かである。 NHK が公共放送としてふさわしい姿に生まれ変わるか、あるいは現実に即した国営放送としての位置づけに収まるか、いずれにせよ過去の NHK 番組は特殊法人に独占させておくべきものではなく、国民が広く利用できるよう道筋をつけるべきであろう。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 21 ページ より)

- 4 .コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- ||. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- (2)ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する
 - a) いわゆる「コピーワンス」ルールの見直し
 - b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合

この種の議論については、ユーザーの考えが全く反映されない形で行なわれていると言わざるを得ない。地上デジタル放送における「コピーワンス」などは撤廃すべきとのユーザーの声が上がっているにもかかわらず、現状維持で議論が収束しつつある情勢である。

地上デジタル放送の普及の是非をユーザーの選択に委ねるというのならまだしも(もっとも「コピーワンス」のままで地上デジタル移行の完遂はあり得ないと断言する)、デジタル放送への移行を国是としている以上はその普及の阻害要因を一つでも潰していく必要がある。「コピーワンス」撤廃かアナログ停波撤廃かの二者択一が迫られていると議論参加者は自覚すべきである。

家庭内における、著作物利用のありようは今後もどんどん変化していき、複製の伴う視聴が当たり前となる(現在ですらその側面が強まっている)。放送のタイムシフトのために録画、それをホームネットワークで視聴し、時にはインターネット越しに視聴し、保存したいものは DVD-R 等に焼き付け、 iPod で視聴するためにパソコンへと転送 と、これだけのことが(技術的に)可能なのである。

しかし「コピーワンス」が残ったままでは、これらの半分もユーザーが享受できなくなる。技術的に可能となっているにもかかわらず(しかもその技術の多くが日本で先行して開発されている)、 一部の者の都合でユーザーへ届かないとすればコンテンツ利用の拡大など夢また夢、「世界トップクラスのコンテンツ大国」など実現不可能だ。

「コピーワンス」を含む様々な DRM を検討する場面においてユーザーの意見を反映させるのは確かに難しい。もっともユーザーの意見を適切に反映させられるのは、自由な選択を保証した上で市場に委ねるという方法であろう。

「コピーワンス」の存否を問うのであれば、「コピーワンス」一つだけを提示したのでは容認か拒否かしか選択肢がない。そうではな〈「コピーワンス」のものと そうでないものとを実際に市場に出し、選択させてみればユーザーの意図がはっきりするのである。その結果 売れる仕様こそが「ユーザーに配慮したプロテクションシステム」であると考えられる。

そうした選択の結果「コピーワンス」が残るのなら、それもよかろう。問題はそうした選択肢がき ちんと保証されているかである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 22 ページ より)

- 4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- ||. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- (5)コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する

著作物の利用許諾について著作者が自ら表明するクリエイティブ・コモンズのような試みを、著作権法に組み込む(法的に有効な旨を定める)べきである。著作者が著作物に付している場合は勿論のこと、当初の許諾内容から後になって著作者の考えが変化した場合の扱い、別の者が(著作者に確認せず)付してしまった場合、第三者が許諾明示マークを削除した場合、許諾内容に反した利用が為されてしまった場合 など、著作権法に入れ込むとした時に想定できる場面を検討しておく必要はありそうだ。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで扱われているものでない一般的著作物の再利用についても、フェアユース規定や裁定制度を整備することにより促進を図る必要がある。特に権利者の妨害によって利用が一向に進まないインターネット配信分野については急務と言える。主要配信事業者のひとつによって合法的に配信された著作物について、他の配信事業者にも配信許諾が与えられたものとして みなすような規定を設けるなどの競争促進策が必要である。

利活用の促進をはかる著作物は、既存著作物・インターネット関連著作物(ブログ・ポッドキャスト等)のいずれも包括的に検討されるべきであり、同様の簡便さ(使用料・手間)でもって利活用できるよう整備されたい。

日本の文化では「本歌取り」等、旧来の著作物を取り込む形で新たな創作をしていく伝統がある。しかしながら現行著作権法においてはこれが著作権侵害となりかねない場合が多く、パロディ・コラージュ・オマージュ・サンプリング・マッシュアップといった一般化している表現方法について著作権法上 適法の創作として認めることが必要である。

検索エンジンの開発に必要なウェブページの複製、あるいはウェブアーカイヴィングやキャッシュ作成等の著作物利用について、著作権法上 適法と認めるべきである。

ウェブサイトは恒常的に存在するものではなく、時期に応じて消えていく情報があまりにも多い。こうした知的生産の結果を国民が長く共有していくためには、その保存および活用が実効的に行えるよう法整備する必要がある。現状では著作権法上 問題が生じかねないため、こうした著作物利用サービスを提供する際に、海外のサービスに頼るか 法的にグレーなまま運用されている場合が多い。ウェブサービスとして不安定な立場のまま続けさせることは著作物の保存・利活用の観点から言っても(いつ消えてもおかしくないため)望ましいものではない。

なお、こうした保存対象の著作物から、新聞記事等の商用コンテンツを除外すべきではない。 たとえば新聞記事では、いま2週間から数ヶ月程度で各新聞社サイトから削除されており、インターネット上での議論において参照すべき元記事が消えてしまっている場合が非常に多い。本来であれば新聞社各社が半永久的に掲載し続けるのが望ましいが、費用その他の理由からそれは難しいものと思われる。アーカイヴィングを目的とするサービス事業者も現実に出てきているところであり、保存作業はそうした事業者に委ねるのが最も自然である。もし無償での複製を許すことに問題があるのなら、営利目的のサービス事業者に限り補償金を課すなどの方策も考えられたい。いずれにせよ保存させるという方向性で検討していくべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 47 ページ より)

- |5 . 知的財産権制度を強化する
- (3)タイプフェイスの保護を強化する

タイプフェイスの保護に関しては、ソフトウェア(フォント)としての保護を与えている現行著作権 法の規定で充分だと考える。相当の審美性をそなえた文字については美術著作物としての保護 も得られるところである。

ここでタイプフェイスの保護を強化してしまっては、文字を使った国民の文化活動が妨害されかねない。「保護を強化」されたタイプフェイスに似た文字での著作物公表などにおいて、その公表を妨げる可能性のある権利を創設することには問題がある。あえて今以上の保護を定める必要は無い。

文字というものには、その形をどのように変えようとも、当該文字であると認識させるに足る基本形が存在する。すなわち文字の違いは細部においてのみ発生しているに過ぎない。このような差異をもとに強い保護を与えてしまえば、実質 保護されるべきタイプフェイスよりも広い文字形について使用を禁じてしまうことになりかねない。

美術的要素あるいはブランド的要素を持ったものに限り保護を与えるのがバランスのとれた制度と言える。現行の著作権法・商標法による(直接的ではないにせよ)保護で充分である。

仮にタイプフェイスへ保護を与えるとして、上記の問題点を回避するためには新規性を要求しなければならなくなる。となれば、保護すべきか判断する際に、無数にある既存のタイプフェイスとの比較が必要となるし、また"先行作品"が発見されるたびに保護の有無が変更されることとなる。これではとても法的安定性が保たれるとは思われない。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 63ページ より)

- 3. 国内での取締りを強化する
- (1)インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する
- i)「電子商取引等に関する準則」
- ii)「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等
 - a) オークション事業者による正確な本人確認
 - b) 出品者情報の開示請求
 - c) 模倣品·海賊版の出品停止などオークション事業者が一体となった自主的取組
 - d) 出品者及び消費者への啓発活動を強化
- iii) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。
 - iv) 権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」
 - v) 古物営業法に定める遵守事項等についての指導を徹底

模倣品・海賊版の個人輸入や単純所持を禁止するのは行き過ぎである。模倣品・海賊版の区別困難性やすでに所持している物品に関する法的安定性を著し〈欠〈おそれがある(さもな〈ば法規定を形骸化させることとなる)。

ネットオークションサービス内での模倣品・海賊版出品対策を強化することについては異存がない。しかしこれに付随して「広告」の禁止を法制化しようとの動きには反対である。

「広告」には様々な態様のものが包括されていると考えられ、かつ「広告」ページへのリンクの扱いがはっきりしないうちに禁止してしまえば リンクも「広告」幇助とみなされかねない。これでは模倣品・海賊版の是非を論じることを含めた言論の自由が脅かされることとなる。

模倣品·海賊版の拡散を防止するために規制すべき「広告」とは、頒布目的のものであって事 実 模倣品·海賊版を頒布目的所持していた場合に限るべきである。

電気用品安全法の規制が中古品売買にも及ぶものとして全国から抗議の声が上がったのは記憶に新しいところだが、この規制がインターネットオークションに及ぶのかは依然曖昧なままである(回数や頻度によって規制対象となり得るとのこと)。オークションでは業者による出品も少なくなく、この場合は当然に規制対象となり得ると考えられる。しかし個人による出品でもその回数・頻度は千差万別であって、法的立場が不安定なままでオークションを利用しなければならないのは非常に酷だと言わざるを得ない。そもそも中古品に電気用品安全法を適用すること自体適切さに疑問があるところであり、これの規制対象から中古品を除外することを検討するとともに、まずネットオークションでの売買を規制対象から外すなどの対策を取っても良いのではないか。

日本における電気用品の歴史はそのまま知的財産の積み重ねともいえ、これを後世に伝える という意味でも、中古電気用品の流通を維持することは知的財産戦略にかなうものと考える。

電気用品安全法の本格施行に際し最も危惧されていたビンテージ楽器等の行方については、ネットオークションで売買されるようになってこそ より創作活動に資するようになったという一面もある。また古い電気用品等が新たに必要とされる持ち主へ移動することはリサイクルの精神に合致するのみならず、いわゆる中古品店での売買よりもネットオークションの方がより効果的にマッチングできる。その意味ではネットオークションを利用しやすくすることは知的生産活動に大きな効果を生む。

模倣品・海賊版の流通を抑制するためには、それを求める需要に対し正規品を(適切な価格、適切な仕様でもって)供給するのが最も有効な策である。音楽レコードの還流防止措置や電気用品安全法による規制で正規品流通を阻害することに尽力するよりも、模倣品・海賊版頒布(これは明らかに違法なのだから)の取締りに人的リソースを集中すべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産戦略が効果的なものになるためには、国民の意見が反映され、かつ国民が理解できる適切な方向性を示すことが必要である。それをある程度担保しているのがパブリックコメント募集の制度であると考えるが、これについての募集期間が1ヶ月に満たないというのは如何なものか。

従来の重要なパブリックコメントは1ヶ月ほどの募集期間を定めるものが多く、また充分な募集期間を取ることで国民の間での議論を喚起し、充分に時間をかけてまとめられた意見を得ることが求められる筈である。しかしながら募集期間があまりに短い場合には、たまたまその時期に仕事等で忙しいなどの都合が付かない者にとって、自分の意見を表明する絶好の機会であるにもかかわらず その機会を(官公庁が)一方的に奪ってしまうのと同じことだ。これではいけない。

知的財産推進計画の策定は我が国の知的財産戦略において要となるべきものであり、当然これに対する国民の姿勢もより重視されるべきと考える。従ってパブリックコメント募集に際しては充分な時間を定めるべきであり、さらにはパブリックコメント募集を行なっている旨を広く告知すべきである。

毎年恒例の募集とは言え、その年その年で新たな展開を見せている知的財産トピックはあるものだ。その知的財産戦略の方向性に国民の意見を反映させるためにも、充分な時間を使って意見を提出できるよう配慮することを求める。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 21 ページ より)

- 4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- ||. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- (3)音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する

音楽用CDにつき、価格競争の全くない不健全な状況が長く続いている。しかも唯一の価格競争相手と言える輸入盤は、音楽用レコードの還流防止措置の導入以来、アジア盤が不当にも輸入が差止められており、また欧米盤も(還流防止措置のあおりを喰って)価格上昇傾向にある。還流防止措置が国会審議されていた時には国内のCD価格を下げるとレコード協会が約束していたにもかかわらず、未だに実行されていないのである。レコード業界が値下げの努力をしているのか否かは、レコード会社自らの出資で製作している邦楽新譜の価格によって判断されるべきであるところ、DVDとの「抱き合わせ」(この表現自体は還流防止措置創設当時の日本レコード協会会長が使ったものである)で価格を維持するという状態にあり、ただでさえ競争原理の働かないレコード業界で更なる閉塞感を生む原因とも考えられる。

還流防止措置と再販制との併存は明らかに二重保護であり、すぐに是正が必要である。

本当の意味での価格競争は、同一内容のCDについての様々な価格付けが可能とならなければ促進されない。邦楽新譜 3000 円、 洋楽旧譜 1500 円 というのでは価格競争とは言えないのである。ユーザーが適切な価格で購入できるようになるためには、同一の邦楽新譜が2000 円 だったり 2400 円 だったりで買えなければならない。

いまだかつて音楽用CDの適正価格が市場によって決定されたことは無〈、レコード会社の言い値で売買されているのが現状であり、その結果 売上げが落ち込む一方である。

再販制が存在することによって、レコード会社が新たなメディアで音楽コンテンツを販売することを抑制するという負の働きをももたらしている。たとえばスーパーオーディオCDやDVDオーディオといった新世代のメディアが登場してから長い年月を経ているにもかかわらず、いまだ主たるメディアはコンパクトディスク(CD)である。新世代ディスクは再販制の対象とならないため業界が移行を拒否している。

また音楽配信についても本来再販制の対象外であるが、実際にはレコード会社主導で横並びの価格設定になっている。その上、競争を阻害すべく一部の配信事業者への音源提供を拒むという事態を引き起こしている。長らく再販制の保護下で集金しつづけていた業界だけに、その反競争主義的な考えが跋扈しているのは想像に難くない。

還流防止措置自体が、自由貿易の原則に反する 極めて問題のある制度である。しかしこれが創設されてしまった以上、この機会に再販制の撤廃を断行すべきである。少しでも競争原理を導入し、エンドユーザーの購買機会を増加させ、かつ本来のクリエイターである実演家が収入を得る機会をより増大させなければならない。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 63ページ より)

- 3 差止申立て・認定手続を簡素化する
- i) 輸入差止申立てや認定手続における提出書類及び記載すべき事項等
- ii) 外国郵便物や旅客の手荷物について迅速な没収・廃棄

仮に差止め申立て・認定手続きの簡素化を行なうとして、その対象は限定すべきである。たとえば差止めを認める際に数々の要件が厳し〈求められる音楽用レコード還流防止措置においては、簡素化することで法の予定しなかった弊害(不適切な輸入差止め)を発生させてしまうこととなる。

他の輸入差止申立てとは異なる運用が必然的に強いられてしまう還流防止措置については、 税関の負担をただ増やすだけの存在であると言える。その割に制度の実効性は低いため、模倣品・海賊版の輸入・輸出を差止めることが税関の重要な役目となっている今 その負担を軽減することを考えるべきである。すなわち正規品を(権利者の都合だけで)差止めるという不自然かつ手間のかかる還流防止措置については廃止の方向性を打ち出すべきだ。

税関の限られた人的リソースを有効に使わねばならない。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 103 ページ より)

8 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について結論を得る

不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について 周知徹底を図るとともに、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰の導入等につ いて、法的措置の必要性の有無について検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

まずはアクセスコントロール回避機器の制限から始めるべきである。近年、ケーブルテレビの放送番組をアクセスコントロール回避機器によって視聴する者が増えているとの問題があるところだが、不正競争防止法ではこうした機器の譲渡にすら対応できていない状態である。

なお著作権法において技術的保護手段およびアクセスコントロールの回避行為に関する規定(前者は禁止、後者には触れず)を変更する必要はない。著作権法では技術的保護手段の定義を厳密に規定しており、コンテンツホルダー側が「DRM」を主張しておりながら著作権法上の技術的保護手段には当たらないものも数多い。これを今更 技術的保護手段として扱うには問題が多い(それらを回避する技術や機器が多く普及している以上、今ごろ頒布を押さえても効果が薄いし、それによる複製を捕捉するのも難しい)。またアクセスコントロールを著作権法上で認めるのもその趣旨に馴染まないものである。さらには「コピーコントロールCD」のような、技術的保護手段の名に値しない不完全なものも出現しており、何を持って技術的保護手段とするかの定義が(現行法での規定以外に)極めて難しい状況となっている。

著作権法上、 DVD Video の複製は技術的保護手段回避の末の複製とはみなされず、私的複製の範疇とされる。しかしながら DVD Video の私的複製は私的録画補償金の想定外とされおり、複製可能であるという実態と齟齬をきたしている。ここで DVD Video の複製を技術的保護手段回避の末の複製とみなすことは実態として存在している私的複製を非合法のまま放置することとなりかねず、著作権法の規範性を大き〈損ねることとなる。ここでは従来の規定に基づいて、 DVD Video からの複製について補償金を認めることとすべきである。

現行補償金制度ではパソコンでの私的複製は想定されていないようであるが、実際問題としてパソコンでの複製においても音楽用 CD-R・映像用 DVD-R は使用可能であるから、これらの使用を推奨することで私的録音・録画問題を解決するという方策も考えるのが妥当である。 DVD Video からの複製は主としてパソコンで行われると考えられ、映画製作者にどのような分配率を設定するかは難しいと思われるが、それは当事者同士の話し合いに委ねるべきであるう。

|知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 23ページ より)

- 4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- Ⅱ. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- (7)コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する

この種のデータベースを構築する上で忘れてならないのは、利用許諾を求められる著作物の大部分がカバーされなければ意味がないということである。あるいはデータベースに含まれない著作物について、裁定制度などの手当てを検討する必要がある。利用促進政策自体の実効性を確保する姿勢が求められよう。

コンテンツの権利者情報だけを収録・掲載するのではな〈、権利者情報を求めた後にそのまま許諾交渉へと入れるような工夫が必要である。またデータベースを提供する者が著作権等管理事業者であって、簡便な手続きで許諾を出せる形となっていることが望まれる。

データベース提供者に利用許諾の応諾義務がある場合はともかく、それ以外の場面で権利者と利用者との間の合意が取れなかった場合の手当ても考えるべきである。強制許諾的な裁定制度も用意し、一定の使用料(供託金)負担で利用が可能となるような制度が整備されなければ現状の利用阻害を解消することはできまい。ただ当事者の合意だけに任せていたのでは、音楽配信等のように利用が進まないことは明らかだからである(著作権等管理事業者が関与する例であっても、使用料規程の内容によって許諾が遅れることも多々ある)。

権利者の所在が不明な場合にも同様の配慮がいる。裁定制度を(現行よりも)簡便にすべきである。

もっとも裁定制度を簡便にしすぎては、著作権・著作隣接権の行使を実質的に制限してしまうのと同じこととなる。これを危惧する声があるのも確かであり、それについては、公表されてから一定期間を経たものについて簡便裁定が可能になるなどの方策をとることで対処できるだろう。 個人的には3年程度がちょうどいいのではないかと考える。

なお、この権利情報データベースの作成をもって著作権等の保護期間延長を要望する向きも見られるところであるが、これは順番を間違えていると言わざるを得ない。まずはこの種のデータベースを実現し、実効性あるところまで運用できるようになってから著作権保護期間の議論へ進むべきである。

【意見ここまで】

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 96ページ より)

- (4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う
 - 1 国内制度を整備する
- i) 著作権法に関し、侵害のための専用品の提供行為について特許法と同様の間接侵害規定の創設を含め、それを超えるような規定の導入について、総合的研究を踏まえた上で検討を行い、2007年度中に結論を得る。

間接侵害規定を著作権法に設けることには反対である。むしろ、使い方によっては著作権侵害にも利用できるようなソフトウェアを開発する行為(中立的行為)について、著作権侵害「幇助」の責任が免除されるような規定が必要である。

ハードウェア・ソフトウェアのいずれも、日本の開発者のレベルは非常に高いものと考えられる。新しい発想のもとにハードやソフトを開発し、現実に世に問われたものも数多い。しかしながら、現在のハードやソフトはコンピュータを駆使するために汎用性が高く、使い方によっては著作権侵害等の目的に使用されがちである。ここで当該ハードやソフトを開発するのが著作権侵害「幇助」とされるのであれば、だれもコンピュータを駆使してハード・ソフトを開発しなくなるであるう。極端な話、インターネットもウィンドウズも iPod もビデオデッキも著作権侵害に使えるのである。

ハードウェアやソフトウェアを開発するにあたり、開発者が回避しなければならない行為等を整理しておく必要がある。著作権侵害「幇助」とならないための責任免除規定である。新たなものを生み出す技術力を持ち得ていながら、法律の不備によって片っ端から潰されていく。そして海外のライバルらがデファクトスタンダードを握る。そのような状況に陥って何が知財立国であろうか。

知的財産戦略本部 御中

知的財産推進計画2007に向けたパブリックコメントに際し、以下のように意見を提出する。

【意見ここから】

知的財産推進計画2006 PDF (ノンブル 20ページ より)

- 4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- I. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
- (1)IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る

2006 年末に、きわめて拙速な国会審議のすえ著作権法が改定された。審議においては年末からIPマルチキャストの試験放送が始まるかのように説明されていたが、本当にここまで急ぐ必要があったのか疑問である。

コンテンツの「積極的活用」は、放送番組の「Pマルチキャスト同時再送信に限定して行なうべきものではない。インターネットを利用した放送的行為全般について「積極的活用」を検討すべきであって、また放送とは言えない「通信」においても放送番組・レコード・電子書籍等の利用が進むよう考えねばならない(著作権法における権利制限や集中管理・裁定制度の整備が急がれる)。そうしなければ新時代の「世界トップクラスのコンテンツ大国」など程遠かろう。なお今回の法改定の対象とされた「Pマルチキャストについても、自主放送での著作権・著作隣接権の扱いをすぐに検討すべきである(端的に言えば、同時再送信同様の権利制限規定を定めるべきである)。

既存の放送法制および著作権法制にとらわれすぎずに、放送法の規制下にあるものを「放送」とし、電波だろうがインターネットだろうが有線だろうが、その手段で区別せず同じものとして扱えば足りる話である。

【意見ここまで】

142 TV等の過大な誇張表現によって、

私達の娯楽は、まるで「犯罪」でもしているように周囲から見られています

そもそも、漫画やアニメを見ただけで犯罪などしてしまう人達ばかりなら 日本は既に崩壊しています

幼女誘拐などの事件が起きた場合

「犯人は幼女モノのゲーム等を好み、その為に本物の幼女にも手を出した」 と、言われますが、これは単に人間性の問題であると思います

大体、アニメなどが好きな方達は、全てと言う訳ではありませんが「現実」のものがあまり好きではありません 極端に美化された、どこにも醜い部分がない「作り物」だからこそ 私やファンの方たちはアニメ等を好むのです

コアなファンの方たちまでいけば、 より現実の子供なんて目に入らないでしょう

所詮、嘘で作られた作り物の世界 作り物の世界だからこそ、現実ではできない事もできるのです 現実で思うように生きていけない方たちもいる世の中 せめて、作り物の世界だけでも羽根を広げられたらいいと、私は思います

アニメを見ただけで影響を受ける人間なぞ、その人に問題があるか 親の教育がなっていないだけだと思われます

昔、私は父の影響で銃器に興味を持ち、共に玩具を買いに行きました そして、 買ったと同時に、私は父から危ない事、決してやってはいけない事を教えられました 私はそれを理解し、常に注意を払いつつも、楽し〈遊びました この教えるということは難しい事ではありません 当たり前の事です間違っても、学校や塾が教えることではありません

そういった親の教え、「道徳」とも言えるものを教えられていれば 普通は事件なんか起こすことはありません

それで事件でも起こすようなものなら その程度の嘘で影響を受けるよう育てた、親の責任とも言えます 全てをアニメやゲームの所為にするなど 子供を学校に丸投げしている親のセリフではありません

全て嘘とわかっているんです 嘘でしか表現できないことがあるから、私達はそれを楽しむのです その大切な嘘を、守っていただきたい 視聴率しか頭にないTVに踊らされる人達などから

既に魔の手は伸びています その嘘を楽しむ人達、その嘘を作る事を生業としている人達 そして、その嘘を守って〈ださい

143 1. パロディの原則許可明文化について

海賊版と称した場合、一般に著作権を侵害した全てのものが対象となる。ここで、ご〈普通に流通している"正規品"をそのまま模倣したものを販売すればそれは紛れも無〈正規品の著作者に対し、得られるべき利益に被害を与えることになる。

こういった、"被害が存在する"ケースに関しては海賊品の取り締まりに依存はないが、一方でわが国にはいわゆる本歌取りの伝統があり、パロディの文化が存在する。ここでパロディ小説・漫画などを個人的に記して販売する、パロディ同人誌の文化が愛好者数十万人という単位で存在する。

こういった作品は厳密に見れば著作権法に抵触する可能性が高いが、著作者自身が記した正規品とは完全に一線を隔した品物であり、正規品の宣伝になって著作者の利益になりこそすれ、金銭的な被害が生じるケースはほぼ皆無と言ってよい。しかし、海賊版と一〈〈りにして取り締まれば、こういったパロディ文化を壊滅させてしまうことも可能となる。

無論、取り締まる側が適正に判断すればこういった被害の生じない犯罪を取り締まることなど (軽犯罪法違反と同様に)無意味であるが、昨今の警察は公安警察としての悪い側面が強く出 てきており、杓子定規に取締りを行う可能性が極めて強いと断ぜざるを得ない状況である。

著作権法を厳し〈改正するのであれば、こういったパロディ文化の原則許可を明文化すべきである。

2. ダウンロードについて

著作権法に抵触する品をダウンロードしただけで有罪と見做す、とする定義は、インターネットの、そしてコンピュータの仕組みを全く知らない無知な素人の発言でしかありえない。

コンピュータは仕組み上、全てのデータをダウンロードすることでそれをメモリ空間内に展開し、 再現する。そして再現されるまでは該当のデータがどんなものであるのか、全〈判らない仕組み になっている。

つまり本人が望もうと望まずとも、まずはダウンロードしなければ対象が判らない、という仕組み となる。

従って、ダウンロード即有罪では、あまりにも無数の犯罪者が発生することになる。これも上述の通り取り締まる側が信用できる存在であれば問題ないが、同じ〈上述の通り警察も検察も司法の全てがとてもではないが信用に足る存在ではない以上、示威的かつ恣意的な運用を可能とする危険な法令となる。絶対に実現すべきではない。

3. 著作権法の非親告罪化について

著作権法は本来、文化的発展をこそ第一義に目的とする法令である。しかし昨今の利権保持者の運動により、著作権者ではな〈、著作権管理者の権限を無制限に大き〈する動きが広がっている。

非親告罪化もその一環であるが、これを認めれば著作権法の恣意的な解釈の元、無数の逮捕者を出すであろうことは確実である。特に 1.2.とあわせた対応を鑑みた場合、仮に裁判では逆転することがあったとしても、日本独特の人質司法のもとで社会的生活が維持できなくされる被害者が続出するであろうことは容易に予想される。

こういった不審が払拭されるに足る司法の激的な浄化が行われない限り、導入すべきではない。

4. 著作権保護機関の延長について

上述の通り、著作権法は文化的発展を目的としている。現状の 50 年ですら明らかに長く、その延長を軽々に実行することは決して好ましくない。国益にとって最も好ましい対応を経済学者や疫学者、科学者といったきちんとした科学的根拠を提示できるまともな委員会をもって推し量るべきである。

)) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを 踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツ から青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。

)(警察庁、文部科学省、経済産業省)

『指摘がある』としているが、指摘してるのはこういった表現規制に極めて積極的な、前警察庁生活安全局局長である竹花豊である。

彼は自らこういった内容を規制するための会合を主催し、それを指摘して『指摘がある』として規制を謀っているが、その会合の委員は専門家が一名のみ、あとは表現規制に積極的な素人集団で構成されていた。これは典型的なマッチポンプ以外の何者でもない。

そしてその指摘には科学的根拠が一切存在せず、ただ宗教的根拠のみに寄っている。

そもそも基本的にエロティックな表現にせよ暴力的な表現にせよ、その表現がより過激に解禁されるにつれ犯罪は減少の一途を辿っている。従って、こういった表現規制を『悪影響』を理由として求める場合、犯罪が逆に増加する危険よりも表現規制を優先させようとする意図が存在し、これはそれ自体が極めて犯罪的な行為ですらある。

昨今、TV局による捏造報道が問題化しているが、警察庁による「少年犯罪の激増、凶悪化」といった同様の捏造も相次いでおり、それを理由とした規制は断じて許されるものではなく、科学者や犯罪学者といった専門家を中心とするプロジェクトチームを組んで精査し、そのうえで表現規制の有無を判断すべきである。

144 「パロディ」も、もはやジャンルの一つとして確立しつつあります。

少年マガジン連載の「さよなら絶望先生」がその最たる例です。

大元の作者ですら容認していることを、「著作権侵害」の一言で否定する、というのはいささか乱 暴ではありませんか?

同人誌にしても、個人の、作品を楽しむ方法のありかたとしては

(さすがに売り上げ金額 2 億、となると、もはやブランドを利用したビジネスになっている気もしますが)

許させてしかるべきかと。

しかし『表現規制法』全体を否定する訳ではありません。昨今の海賊版の出回り具合は目を覆いた〈なるほど酷いものがありますので、そこはきっちりと規制しな〈ては。 場合によっては逮捕も やむを得ないでしょう。

「許してもよい物」と「許してはならない物」を、はっきりと、明確に一線を引くことをもって、法の改正の第一歩としてもらいたいとお願い申し上げます。

145 知的財産推進計画2006を拝見させて頂きました。多くの箇所についてはまた別の方々が私よりも詳しく問題点を指摘されるでしょうから、いくつかどうしても気になった箇所について指摘させていただきます。

まず一番に、有害なコンテンツから青少年を守る云々という箇所を削除してほしいと思います。 有害とは一体誰が決める事なのでしょうか。有害なコンテンツ健全なコンテンツの境界線は曖昧 です。

科学的、実証的根拠に基づかない表現規制を企図していることが疑われます。是非とも削除し て頂きたいです。

又、著作権法違反の非親告罪化が提言されているようですが、これは一体どういう事なのでしょ うか。 権利者にとって許せる事、許せない事はそれぞれ違います。他者が勝手に決めてよいものではありません。権利者が許している事を他者が犯罪だと決めてしまうのはさすがに問題でしょう。 それ以外の部分も含め、規制で固める事は決して悪い事ではありませんが、安易すぎるのではないでしょうか。ひとつの面から見るだけでな〈様々な面から見る目が必要だと思います。

146 まずは法整備というなら「著作権法」ではなく「商業著作物取扱法」を立てて、著作件者と著作物流通業者の立場を明快に区別せねばならないと思います。これは今日のレコード輸入権,再 販制度,私的録音保証金問題含む著作権問題全体に言える事だと思います。

第一に現在の著作権侵害というのは「著作権というより単にどっかの会社の専売特許を侵害しているだけ」に過ぎないのだから。当然、著作権者と著作権隣接者と消費者なんてまるで関係のない世界の者です。

例えば聞きたい音楽があって素晴らしいから買っておきたいのだけど日本は例外的にとても高価だったり、もしくは廃盤、あるいは元から発売しないなど・・・ならば海外から直輸入してとなるわけだが・・・・そこで実際の業者対個人の言い分を以下にまとめてみる。

業者「例えそうでも、うちのやる事に文句を言うと犯罪になりますよ、なんてったって日本で発売 権もってるのはウチですからね、絶対に従って頂きます」

個人「あーそうですか、どうせお宅の商品は一切買いませんので関係ありません・・・」 業者「では著作権法違反、輸入権の侵害並びに違法行為幇助の罪であなたを告訴します」 個人「お宅は押し売りですかい?消費生活センターに届出けさせて頂きます」

というのが実態であるからして。または現著作権法自体は最初から上記のような業者による消 費者潰しが目的だったとも受け取れます。

- 147 「著作権法違反の非親告罪化」をやったら「戦争」になると思いますよ。コンピューターウィルスをはじめサイバーな武器は法ではとても裁けないぐらいそのへんに転がっている訳ですからね。捜査機関を強化するのは勝手ですが、一方を強化すればもう一方に穴が空くんじゃないでしょうか?。Winnyの作者を逮捕して当局が権利を勝ち取ったがために情報漏洩問題が勃発してしまった訳でないですか?。もし「著作権法違反を非親告罪化」して取り締まったらそれはとても想像できない程恐ろしい事になる思います。俗にいう「サイバー戦争」というやつですよ。「著作権法違反を非親告罪化」を実現するにはそれこそサイバーミサイルが飛んできても平気なくらいの武装が必要ですね。
- 148 確かに海賊版のCD、DVDは問題だと思いますが、国家が個人の才能から生まれるメディアまで規制するのはいかがなものかと。従来の親告制では不足なのでしょうか?はっきりいって余計なお世話です。しかも警察が直接介入してきては、抗いようがありません。政府は著作権料だけ

むしりとり、保護などまったくしないJASRACという団体が世間にどう理解しているか知っているのでしょうか?

マスコミでは事件を起こす人が、暴力ゲームなどの影響を受けているといいます。

しかし本当にそうでしょうか?あくまでその内容を理解するかは自分自身であり、現実と虚構の 区別ができないのをそのせいにするのはやめていただきたい。

今日本のアニメやマンガは海外でも高く評価されています。今の漫画家やアニメの脚本家は昔の作品の影響を必ず受けており、マンガの模写もしたことない人なんていません。同人誌を書いて漫画家になる人もほとんどです。それを禁止されたら、日本の文化は確実に衰退します。もうこれは確実です。ゆとり教育の二の舞を踏むつもりですか?

一度通った法案はそう簡単に取り返しがつきません。私はこの法には断固反対します。

149 漫画やゲーム、アニメを愛好する事が犯罪である。と断ずるが如き法であり、不当な弾圧と言わざるう得ない。

愛好者数十万人超の漫画・小説のパロディ同人誌について、著作権法には抵触するかもしれないが、著作者の財産には被害を与えない、むしろ宣伝効果があるから利益になるにも拘らず、 有罪になるのはおかしい。

科学的根拠無しに宗教的理由によって特定の表現を有害と定め、その取締りを行うことは表現 規制以外のなにものでもない。

著作権法の非親告罪化は、取締りを行う機関による恣意的な対応が予想され、法治国家として 好ましくない。

コンピュータはその仕組み上、データを再生するまでその中身はわからない。インターネットを介した通信は悉〈ダウンロードによってなりたっているが、それを有罪化することは望まずにダウンロードした者も全て犯罪者と見做す、非常に危険な規定となる。これは断じて許容すべきではない。

150 1. 知的創造サイクルについて(総論1:P2、本編第4章 P97)

知的創造サイクルは特許権についてのみ検討されている感があるが、著作権についても検討する必要がある。

ジェームズ・W・ヤング『アイデアの作り方」にあるように新しいアイデアとは既知のアイデアの組み合わせである。しかし、既知のアイデアが「著作権」で保護されている場合には新しいアイデアをこの世に発表できな〈なってしまう。「知的創造サイクルを早〈大き〈回す」ためには著作権の期間を制限するべきであり、著作権の期間延長は論外である。

2.知的財産の取り締まりについて(本編第2章 P61)

「模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持が社会悪であることを明確にするとともに、必要に応じ 法律を制定する」とあるが順序が逆である。近代国家であれば法律で禁じられていない事柄を モラルの名の下に裁けるはずがない。まず模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持が犯罪であ ると法律に明記すべきだ。

ただし、個人所持の禁止については反対だ。著作権法違反の非親告罪化を含め、捜査機関の 裁量で恣意的に「海賊版である」と摘発される危険性について考慮されていない。

3.コンテンツのアーカイブ化について(本編第4章 P91)

youtube などに民間放送事業者の保有する放送番組が違法にアップロードされる事件が後を絶たない。あくまで違法ではあるが、これまで陽の目をみることのなかったコンテンツを視聴できるという点は斬新であった。テレビは何にもまして水ものである。民間事業者にはアーカイブ化を促し、アーカイブ化が進んでいない時代(・作品・グループ)については著作権を放棄させるべきだ(理由は1.知的創造サイクルと同じ)。

- 4. 安心してコンテンツを利用するための取組について(本編第4章 P91)
- i)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘がある」とあるが、その「一部のコンテンツ」が真に「青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしている」との事実関係は認められていない。 にもかかわらず「有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する」というのは時期尚早である。 事実関係の確認が先である。
- ii)「2006年度中にゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等に向けた取り組みを促進する」とあるが、CEROやコンピュ・タソフトウェア倫理機構などによるゲームのレーティングは以前より存在する。実際に2006年に起こったことがCEROのレーティング内容の細分化・強化であることを考えれば「普及等に向けた取り組みを促進する」とは欺瞞的な文章であり、国民に意見を問う文書には相応しくない。また、2006年の改訂以降、Z指定されるゲームについては国内版のみ仕様が変更されるなどの萎縮を産んでいる。国は自由な表現を規制しようとしているかのように誤解されているためだ。この誤解を説くべく声明を発すべし。
- iii)「インターネット上の違法・有害情報の増大」とあるが、典拠がない。そもそも有害情報とは違法ではない情報のことなので国が対処すべき問題ではない。また「情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化」とあるが一般人がコンテンツの表現レベルを正しく判断できるとは思えず、表現レベルの設定に関するトラブルの発生や単純な手間を省くがために表現の自粛を招く恐れがある。表現の自由を守るため、国はこのような仕組みを支援すべきでない。
- liv)全般的に賛成する。できれば日本語発声エンジンの取組にも支援を行って欲しい。
- 5.クリエーターが適正なリターンを得られるようにする(本編第4章 P92)
- 「業界構造や契約・流通の慣行」の一部としてクリエーターの生活水準についても実態を調査し、公表してほしい。例えばアニメーション業界ではクリエータが最低賃金以下で働いていることが公然の慣行となっている。是非是正願いたい。

6. 豊かな食文化の醸成について(本編第4章 P107)

「優れた日本産の食材を世界に普及させる」前に日本の食糧自給率を上昇させよ。現状では日本人は日本食を外国産の食材で作らざるを得ない。全くお笑いだ。

151 | 今議論されている件で数点特に気になる物があるので 意見をまとめさせていただきました。

・著作権違反の非親告罪化について

これは導入が検討されていますが、非常に急ぎすぎの意見と思います。

元々、非常にあいまいで扱いに慎重さが要求される著作権ですが

これを警察の判断で摘発できるようになる流れになるのは

知的財産開発の妨げになる危険性は十分孕んでいます。

(例えば、害の少ない件を摘発し点数稼ぎがおこるなど十分あり得ます)

海賊版など、完全コピーの摘発までのプロセスを簡略化するなど

そう言った細かい形が必要だと思います。

また、文学・芸術・音楽・漫画などにも悪影響が起こりえます。

例えば、漫画の同人活動という物に私はある程度理解があります。

同人活動は、自分の好む作品の二次創作をする一面があり、

こういった活動が元の作品を活性化させる一面を持ち、

のびのびと将来有望な新人を育成できる場ともなっています。

今世界で注目されている漫画コンテンツの成長を陰で支えているとも見る事が出来ます。

しかし、著作権違反の非親告罪化してしまうとこのような場を無くしてしまう恐れがあります。

|もちろん、二次創作の行き過ぎの監視という物も必要でしょうし

出版社など著作者が提訴する意志がある場合、

損害賠償などを提訴しやすい環境を作る必要性もあるかもしれません。

しかし、いきなり著作権違反の非親告罪化に踏み切ってしまうと

プラスの面もすべて活きなくなってしまいます。

漫画を例に例えましたが、文学・芸術・音楽においても似たような自体が想定されます

(盗作でなくても、似ていると警察が判断したら摘発できるケースなど)

今回の、著作権違反の非親告罪化の議論ではこの辺りがなおざりになっていると思います。

こうなってしまっては、制作者が自由に作品を作れる場は

かなり制限されると懸念しています。

JASRAC の活動が行き過ぎではないかという声も上がっている現代です。

過度な制限は、国内文化を停滞してしまうのは十分考えられます。

もし、非親告罪化を検討されるのであればこの辺りももっと煮詰めて欲しいです。

私の私見では、現在の商業的な知的財産を守る前提の著作権だけでは 文化的コンテンツを活かしつつ守る事は難しいと思っています。 まずは、海賊版やファイル交換ソフトの完全コピーのような特に悪質なケースに絞って対策をして欲しいと思います。

・著作権違反データのダウンロード違法化

これは、どうにもパソコンの仕組みを理解していないまま

意見が出てしまったケースとしか思えません。

そもそも、ウェブサイトを見る行為自体がダウンロードと呼べる物です。

基本的な設定では、閲覧の際にキャッシュと呼ばれる一時ファイルに

閲覧したウェブサイトのデータが記録されますが

この法律の運用次第では、

適当に開いたサイトがたまたま違法データを取り扱っていたため

キャッシュが決めてとなり逮捕、

またはウィルスなどで開かれたサイトが原因で逮捕されるなど

そういった事態が起こりかねません。

ファイル交換ソフトの問題の深刻さは分かりますが、この案は余りにも安易です。

これではまだまだ、導入には問題がありすぎると思います。

·JASRAC について

今、JASRAC の活動内容が議論に上がります。

一般企業であれば間違いな〈独占禁止法に引っかかる現状などもあり

高い徴収額や徴収するケースなど多くの疑問点があります。

著名なケースとして自分で作詞した歌詞を自分の執筆した本に書いた際に使用料徴収 という物がありますが、著作者を守るという本来の目的が

果たして現在の JASRAC の目的なのだろうかという疑問が生まれます。

海外に比べて厳しい金銭的な縛りは、日本の音楽コンテンツの成長の遅れの

原因の一つであるという指摘もあります。

JASRAC を初めとした組織が著作権情報を一括管理するという案もあるようですが

それは、今後の全芸術的コンテンツの締め上げが始まるという危険性も孕んでいます。

少なくとも、現在の JASRAC を見ていると本当に著作者を守って

コンテンツの育成に貢献できるとは思えません。

先ほども述べましたが、過剰な規制は著作者保護を超えて

コンテンツ育成を阻む事は十分あり得る事です。

日本は、戦後各分野に置いて独自の方向性で新しい文化的コンテンツを育ててきました。

それらの為にも、もう少し JASRAC の活動を初めとして

|商業的な知的財産を守る前提の著作権法をもっと考え直して欲しいです。

まとめますと、今回私が話題にした

法改正案は逆に悪影響を及ぼす危険性を孕んでいると思います。

「著作権違反の非親告罪化」は特に思わぬ所に影響を及ぼすでしょう。

もし、この著作権法を変える場合は少しずつ細かく変えられる準備をして一度の判断で長くその法律が適用されるような状況を避けて欲しいです。 規模の大きい物から小さい物まで文化的コンテンツは数多くありますが そのどれも大切な日本人の創った文化です。

それらを創る人をいかに守るかが、今の著作権法並びに

今、主に議論されている改正案に欠けていると思います。

より現場に適応した形の法律が、今後著作権法により求められると思います。

152 規制が多すぎるのは良くない。

規制をすることで被害を被るのは意外に思うかもしれませんが著作権を持っている人だったりし ます。

著作を勝手に借りてパロディ化したりネットで絵を描くことで宣伝になり売上げが上がるということです。著作権を持っている人にとっては嬉しいはずです。

それと著作者の任意で訴えることが出来るので非親告罪はマイナスの部分が大きいです。

著作権者にとって「どこまで許せるか」という基準は千差万別ですし、何らかの数値等によって「明確な境界線」を定めること自体が根本的に不可能です。

著作権法に関連することで、もし、著作権者本人が「この程度なら私は許せる」と考えているにも関わらず、他者が「それは犯罪だ」と決めつけてしまっては問題でしょう。 著作権法が「親告罪」である意味は、とても大きいのです。

暴力シーンに関しては漫画の影響を受ける人は少ないです。TV で放送されるボクシング、プロレス、K-1 などの影響の方が非常に大きいです。

規制なんかしな〈ても親のしつけがしっかりしてればほぼ 100%の子供は正常に育ちます。 簡単にキレる子供が多〈なったのは母親が子供を甘やかしすぎてるからじゃないでしょうか?

基本的に子供の面倒を見てるのは母親が圧倒的に多いです。

今の時代の母親は甘やかされて育った人が多いのでは?

子供に対して甘い、虐待が多い、育児が嫌、ワガママ言いたい放題、そんな母親を持った子供 が色々問題を起こしているんじゃないでしょうか?

>>政府の知的財産戦略本部(本部長・安倍晋三首相)は17日、不正コピーした音楽CDや映画 DVDなどいわゆる「海賊版」を、インターネットオークションに出品することを禁止する方針を固めた。

そんな中途半端なことしないでそういうコピーしやすい物は海賊版だろうが正規品だろうがインタ ーネットオークションに出品することを禁止にすればいいと思います。

|正規品は中古で買い取って〈れるところがあるのでそこで売ればいいと思います。

>>海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケースも多いため。

営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。

海賊版のみに適用して〈ださい。海賊版は本物と中身が全〈同じモノなのでこれを取り締まらないと著作権者は大損します。

同人誌などの著作物を借りて作ったモノは本物ではありえない内容だったり、"報復の可能性が ほぼ 0%"、個人で作ってるモノなので問題があるなら告訴すればいいと思います。

まとまりが無く読みづらいと思いますが以上が私の意見です。

153 まだ15歳と言う若輩ながらも言わせていただくとすればパロディ、同人誌などの二次創作物も文化の一つであり、成長していく産業においてはそのような副次的なものもある程度内包していくべきであると思う。確かに、一時的な創作者には多大な損害が出るだろう。例えば、騒ぎになったドラえもん最終回の同人誌。しかし、特に同人誌などは若い漫画家を育てていく場にも成っており、「あずまきよひこ」らなど成功した例も多大にあるよって、パロディ・同人誌などの二次創作物の創作活動を違法とする事について反論する。

154 著作権法の非親告罪化に反対します。

創作活動がやりに〈〈なるどころか、まった〈できな〈なる恐れがあるからです。

小説や映画などの作品は、過去の出来事や事件をもとにしてつくられることが多いです。

それゆえ、他人と偶然にも作品が似てしまうことがかなりあります。

この現象はさけられない事であります。

しかし、著作権が非親告罪化すると、この似てしまうと判断された作品は著作権法違反と判断され、逮捕されてしまいます。

そして、同様な事件が頻発すると、若手もリスクが高いので創作に手を出さな〈なるでしょう。

国内での作家の数は激減し、どうしても創作活動をしたい人は海外にでてしまい、さしずめ「文学の空洞化」と思われることが起きるのを想像するのは難しくありません。

つまり、これは日本の文学を日本自身の手で潰しかねないことであります。

どうか、著作権法の非親告罪化をやめてください。

これは将来その道にすすみたいと思う私と、その他のアマチュア作家の大勢が絶望しかねない 危険性を孕んでます。

155 P91 第4章 I.1(5)i

に、ついてですが

知的財産推進計画 2006(H18.6.8)

「一部のコンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、

2006 年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議を(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する」

と、ありますが

これらについていくつか問題点があるのではないでしょうか?

・本部の下に置かれている調査会では著作権法違反の非親告罪化が提言されているが、 構成要件が明確化されておらず、捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性について 現時点では全く考慮されていない

・同様に、違法複製物のダウンロード全面禁止も提言されている (最悪、キャプチャ画像等の有るサイトを見ただけで犯罪とされる危険性がある)

・業界団体や「外圧」の言いなりで青空文庫に代表される民間アーカイブを潰そうとする著作権 保護期間の延長問題等...

また、私は漫画やアニメ、ゲームの表現を規制した所で効果は無いとおもうんです。

子どもが有害なゲームをやるから犯罪者予備軍が出来るとお考えなら、 その有害なゲームを買い与えているのはその親なんですよ。 親が買わなくても、子ども自身に経済力は無いのですから、 最終的に子どもは親のお金でゲームや漫画を読んだり遊んだりすることになります。 いくら規制したところで結局は子どもの目に触れることになるのではないでしょうか? 親がゲーマーならなおさらですよね。

それと、漫画やゲームよりも昨今のテレビのほうが遥かに有害に感じられるのは私だけではないはずです。

バラエティー番組の流れで、一人を大勢で弄ったり叩いたり。 演出としては行き過ぎではないのかと思われる新人芸人いじめや

性的な意味を思わせるような内容のドラマや深夜のグラビアアイドルが出演する番組等

子どもの睡眠時間が減っている、就寝時間が遅くなっている現代を考えると 今までのように『深夜番組だから何やっても良い』みたいなノリは危険だと思うのですが。

そもそも、テレビや新聞の情報ですら正しくない情報が流れてしまっているのに そちらの方に関しては何も取り締まったりしないのですか?

156 | 率直に意見を述べますと今回の著作権法改定案検討について反対です。

・著作権違法が親告罪でなくなるのは製作側の意思を完全に無視してると取れます。 薬作権違法が親告罪でなくなると、作者自身が対容策関中と感じた物へ対しても法の

著作権違法が親告罪でな〈なると、作者自身が許容範囲内と感じた物へ対しても法の規制がか けられる事となります。

規制対象に明確な基準を設けられない以上、第三者が先行して介入する事が出来るシステム

は宜しくないと思います。

・創作物はネットワークで広がることで知名度が上がり、結果作品そのものの売り上げも伸びる 等のプラス要素もあります。、ダウンロードの全面禁止すると今まで築き上げてきた日本が誇れ る文化が崩れ去る可能性があると言ってもけして大げさではないと思います。

今はネット社会です、ネットが普及した現代でこそ行える新たな可能性をつぶしてしまいかねない「知的財産推進計画2006」の見直しに賛同することは出来ません。

157 ネットの有害コンテンツが社会全体や青年に悪影響を与えているとのことですが 影響の規模がまった〈不明です。何がどう影響を与え、どれ〈らいの規模で変化して いるのかが具体的に不明です。もしかして手段等にネットが関与しただけでネット の影響による犯罪と勘違いしている可能性もあると思います。よってそのようなあいまいな状態 で対策組織の用意や自主規制を促すなどすれば表現の自主規制により 創作活動や経済活動に悪影響を与えるだけです。どうか熟考をお願いします。

158 著作権法改定について、「著作権法の非親告罪化」は日本の利益、文化の損失に繋がると思い、意見します。

結論から申し上げますと、著作権法の非親告罪化により

『著作権法が日本の創作者の創作活動の妨げになり、その結果、日本全体の著作権産業の首を絞めることになる』

事が考えられます。

創作者のインタビューなどで「私はコレコレの作品に影響を受けまして~~~~」という発言です。

影響を受ける、というのは影響を受けた創作者の創作物にも、その元のモノの影響が出でる、 ということです。

例えば漫画の場合、八十年代後半から九十年代前半にかけては、凛々しい顔の、筋肉質の体 を持った非常に「男らしい」キャラクターが登場する漫画が流行していました。

今の漫画は、目が大き〈、丸い顔、単純化されたパーツの「ディフォルメ」されたキャラクターが 登場する漫画が流行です。

流行する、というのは、その流行の元となる創作物か影響を受けた人数が多い結果です。 当然、流行の波に乗っている作品は、絵柄、ストーリーなどは似通ったものになります。 もし、著作権法が「非親告罪」になると、流行の波に乗っている著作物は、すべてが著作権法 違反になりかねません。

どういうことかと申し上げますと、「非親告罪」化した場合、著作権違法か否かの判断は、査定する人物、または団体の裁量一つです。そうなった場合、査定する人物、または団体が、不正などに手を染めない、欲の無い、極めて信用できる人物でなければなりません。また、査定する人物、または団体がその検挙数によって評価される、罰される事があってはなりません。

この二つが守られない場合、例えば検挙数によって評価される場合、査定する人物、または団体は「流行の波に乗っている著作物」すべてを点数稼ぎの為に検挙しようとする可能性があるからです。

そして、上記の二つ(信用できる人物を、検挙数で評価しない)は、著作権法が「非親告罪」化した時に、実行が極めて困難なために、守られるとは思えません。

また、その「点数稼ぎ」が行われてしまった場合、日本のキャラクター、漫画、テレビ、アニメ、映画、小説などの創作物、果てはファンの描いたイラスト、二次創作物等、創作者に被害を与える目的で作られたものでなくても、検挙の対象となることが予測できます。

そのため、日本にいる創作者達の意欲は減少し、日本から捜索活動が無くなる.....などという 話も夢幻ではなくなります。

創作者にとって、「誰かの作品等に影響を与える事ができる」「誰かが自分の創作物の二次創作を作る」というのは、必ずしも「不快」に思うものではありません。

それは悪魔で創作者がどう感じるかであり、第三者が「貴方のしていることは創作者の利益に 反するから、違反です」と決められるものではありません。

これは悪魔で私の想像ですが、今まで著作権法が親告罪だったのは、上記のように、創作者 の意思を尊重しての結果だと思うのです。

創作者を守る法律が、創作者の意思を無視するようにしてしまっては元も子もないと存じます。

以上の理由で著作権法の「非親告罪」化に反対します。

159 「知的財産推進計画2006」の見直しにおいて、二次創作物に対してまった〈考慮がされていない。

|何処から何処までを許し、何処から何処までを許さないのか。

その許容範囲は権利者本人が決定すべきものであり権利者本人ではな〈、著作権を有さない第 三者が決め付けて良いものではない。利権者本人は許容しているものを、第三者が罰すること も起こりかねない。

見直しは、調査機関もしくは、裁量決定権を持つ人物の個人的な感情での立件の可能性は常にあり、それに対する「圧力」や「癒着」がないとも言い切れない。警察の点数稼ぎになる可能性

すらある。

これらの危険性をはらむ見直しは、反対してしかるべきであり、決して賛成できるものではない。

160 にの度の知的財産推進計画2006についてですが、私としては賛同できかねます。

勿論海賊版や違法アップロード等の取り締まりは厳しくてもかまいませんが、こと著作権に関し ては現状のままでも良いかと思われるのです。というのも、既に現在の法律で著作権は十分守 られているからです。

そもそも著作権というもの自体、定義が曖昧なものであり、それを無理矢理線引きするは、さらなる弊害を生むことになります(製作者が意図しないのにも関わらず、他の作品と多少似ている部分があるからといって違法として扱われる等)。だからこそ、若干の変更はあれど著作権に関する法案の根底は殆ど変わらずに今日まで至るのです。

その為、現在では親告罪という形を取っており、それが本当に犯罪化か否かは十分に考慮して行う様にしています。それが立件もなしにいきなり犯罪として扱われるという事は、現存する、そして今後生まれて〈るであろうあらゆる表現が多かれ少なかれ「犯罪として扱われる」可能性があるとして生まれてに〈〈なる事となります。更にその立件方法が警察が一方的に行うことが出来る為、裏を返せば警察の、或いはそれすら利用できる組織・団体の思うがままに表現の規制を行うことが出来るという事になります。これは、果たして国民の為になるのでしょうか。表現を発表する場を奪われ、ただ権威ある団体組織の言いなりになる事を強要されるという事は、果たして「民主主義国家」として正しい姿勢と言えるのでしょうか。

確かに著作権というものは扱いが難しいですし、また現在ではインターネットによって過去では考えられない量の情報収集を行うことが出来ます。しかしそれは一方で悪い情報に流されたりネットを介しての犯罪も多発し、法がそれらに対して後手に回っている感があるのは分からなくもありません。ですが、それに翻弄されるあまり民主主義の定義に反する行いをするのは、正直反則であると言わざるを得ません。真に害悪なのは何か、ただ法によって規制するのではなく、何事にも十分な検証を行った上での根拠に基づいて行動すべきなのではないでしょうか。

未来ある青少年を保護するという名目で法を利用して己の言い分を認めさせようとするというのは、あまりにも「大人気無い」事ですから。

161 勝手過ぎる内容ではないか。

著作権を持っているのは製作者であり、法律を作った人間では無い筈。

何故著作者が訴えていないのに捕まえる事ができるのか。

訴えてないのは製作者が別にこれ位ならと考えているからではないか。

これにも言える事だが、法律という物は、

変えてしまえば国民は全てそれをしなければいけないものなのだから、

よく物事を考えてからこういうことをして欲しい。

162 |著作権法の改正が改悪にならないようにしていただきたい

163 科学的·実証的根拠に基づかない表現規制を企図していることが疑われる項目 (P91 第4章 I.1(5)i) が存在する。

また、知的財産戦略本部の下に置かれている調査会では著作権法違反の非親告罪化が提言されているが、二次創作を対象に含めるかどうかなど構成要件が明確化されておらず、捜査機関

の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性について現時点では全〈考慮されていないのではないか。

164 政策事項:

国民が知財について考える『芸術とアイデアの日』を国民の祝日に加える。

知財関連リポジトリー整備・運用を民間事業で行うことを推奨する。政府は、知財の創造・活用・保護の連携を促進するためのデータベース構造設計や事業者間インターフェイス設計を行う。

知財での現物納税を認める。

165 社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の横暴な運営方法の是正要求

私は35年間国家公務員として勤務し、定年退職をしたのち現在は飲食店を経営しておりますが、社団法人日本音楽著作権協会の横暴なやり方に対し愕然としております。

過去3年分の著作物使用料約60万円分の請求がまとめて送られ、書簡にて詳細の説明を求めたところ、数ヶ月後には180万円の請求に膨れ上がり、10日以内の支払いを求められました。これに対しましても、私は地域の文化の振興のために音楽の演奏場所を提供していただけで、著作権法第38条に該当すると書簡にて説明したところ、JASRAC からの返答はなく突然大阪地方裁判所に仮処分の申請をされました。私は、JASRAC の職員と大阪地裁で初めて対面することになるのですが、通常は、契約を求める側である JASRAC が包括契約について説明するのが当たり前であるのに、一度も話合いも説明もなく、なおかつ調停の場で話し合うという手段もなく、いきなり仮処分の執行という法的措置をとられ、ピアノや音響機器を仮差押さえされ、さらにはそれに追い討ちをかけるように、私の妻子の住むマンションまで仮差押さえされ、登記簿まで毀損されるに至りました。

なおかつ、日本の音楽著作権のほとんどを管理する JASRAC に対して、私所有の店舗(デサフィナード)で、演奏したいとの申し出があった際、JASRAC に対し第三者である演奏者が許諾申請をしても、デサフィナードでは演奏できないという違法な回答をして許諾を与えず、デサフィナードの営業をも妨害しています。

例えば、平成17年5月に、東京の有名なジャズシンガーが自身のアルバムのリリースツアーの一環として、デサフィナードを会場として使用したいとの申請がありましたので、JASRAC に楽曲の使用について許諾を得ることをお願いしました。しかし、JASRAC はそのプロダクションに許可を与えなかったため、ライブは中止となり、私としても申し訳なかったため、プライベートな会ということで、そのジャズシンガーを迎え身内だけのパーティを行いました。しかしその会の中に招待客を装って JASRAC の調査員が紛れ込み、無断でプライベートな会話等を一部始終録音し、さらには後日に領収書を騙し取り、まるで有料のライブをしていたかのような書類を捏造し、大阪高等裁判所に提出し、私を著作権の侵害者として犯罪者のごと〈仕立てました。

このような JASRAC 不当な料金請求や徴収方法に関して、文化庁に三度にわたり相談に訪れ、 総務省の行政相談課にも一度行きましたが、総務省を経由しての文化庁からの回答は、「文化 庁としては演奏したかしていないかに関しては感知しない」との的外れの回答しか得られません でした。さらには担当弁護士から文化庁に対して、指導の要請を出しましたが、これに対しても 文化庁からの回答はありませんでした。 文科省の天下り先となっている JASRAC のこのような体質を変えるためにも、所管を他省に変えて、まともな運営ができるように指導して頂きた〈切にお願い申し上げる次第でございます。

また、現在独占状態である JASRAC の組織を解体・分割し、第二電電のように、楽曲の利用者が選択することが可能になる、競争性を有する組織として再編し、日本の文化の振興や発展に真に寄与できる体制を整えることが今後の日本の音楽文化の発展向上に貢献できることであり、必要かつ不可欠な対策であると確信しております。さらには、今後公正公平な料金徴収を可能にし、本来の著作権者に適正に著作権料が支払われているかどうか検証する監察機関を設け、現在の状況について把握し、疑問・問題点を発見し是正させるべく、適切な措置を採っていただきたくお願い申し上げます。

166 ジャスラックの音楽利用者への

不当な高額請求を是正してもらいたいと思います。

現場で音楽を広めようとがんばっている人が ジャスラックの為に苦しんでいるのは とても見ていられません。

天下り問題も含めて

国際的な適正価格への改定を

是非ともよろしくお願いします。

- 167 知的財産の中でも、著作権の権利について、芸術論から言えば、没後五十年は土地相続から 考えて、まあ妥当と言えるでしょうが、秒速で陳腐化するコンピュータソフトの、著作権法適用 は、環境問題と共に、アメリカのエゴですから、特許権法の中に、位置すべきものと考える。
- 168 2008 年以降に予定されている著作権法改定に伴い、著作権法違反の非親告罪化が検討されている件について

同人誌などの二次創作を対象に含めないことが明示されておらず、捜査機関の裁量で恣意的な 摘発が行われる危険性について全〈考慮されていないことが問題であると考えます。

同人誌については海賊版ではな〈隣接複製権などにも当たりません

それでも二次創作が問題視されているのも明白ではありますが、企業や作家によっては二次創 作を公に許可しているケースもかなりあり

また同人は、将来のアニメやマンガ作家などの育成の場としてなくてはならない場所で 知的財産推進計画のクリエイターの育成やコンテンツ事業の拡大という観点からも必要不可欠 であると大いに断言できます

二次創作を許可していない企業などがあるのも事実ですが、少なくとも黙認しているケースが圧 倒的に多いです。

その点から考えると、著作権法違反の非親告罪化から二次創作を外すか もしくは二次創作での著作権利用のルールを新たに定める必要性があると思います 是非ともどちらかでご検討して頂きたいです。

- 169 著作権の濫用を防ぐため、著作権法と商業著作物取扱法に分けてほしい。また商業著作物取 扱者は免許制にすること。
- 170 レコード輸入権の行使 = 再販制度対象外

|著作権の濫用 = 著作権の失効

再生保証外 C D (コピーコントロール C D) = 返品受付け義務

これらを法律で明文化してください。

171 そういうものは法でどうこうするものじゃなくて

個人の判断に任せるものだから真剣に話し合っているところで実にくだらない

- 172 A.私的録音保証金制度は絶対廃止しないで下さい 理由:アーティストが活躍できなくなるから。アーティストなしでは成り立たないから。
 - B.私的録音保証金制度は絶対廃止して下さい 理由:それが意味不明な嘘だから、いまさら必要な理由がないから、度が過ぎているから。

いったいどっちが本当なのでしょうね。やっぱりこの制度は守る必要なんてないか?と思ってしまいます。道路交通法と同じで法そのものが逃げ得を生んでいるようにも思います。

- 173 まじめに見直しをしようと言うのなら著作権暴力団(JASRAC)とは縁を切って〈ださい。
- 174 1.商標制度の見直しが少なすぎる。知財は、特許のみで成立しているのではない。特許庁の特許商標庁または知財庁への名称変更をすべきである。
 - 2.経産省から出向する特許庁法改正審議室の室長及び班長の任期を5~10年とし、専ら商標制度の枠組み全体にについて中長期的な見直しをする必要がある。商標制度については、お茶を濁したと言っても過言ではないような法改正が続いている。
 - 3.地域団体商標制度の出願適格を拡大し、地方公共団体にも出願適格を認めるべきである。 地域ブランドはその地方の公共財産であり、一協同組合の財産ではない。
 - 4. 小売等役務商標制度を見直し、小売業等の業態を識別する商標の登録制度とすべきであ
 - る。現行法は、小売業等の商標は商品商標と小売等役務商標の2元的保護であり、制度を設けたコストの軽減を図っておらず、取引の実情と乖離している。
 - 5. 小売等役務商標と商品商標とのクロスサーチを即刻廃止すべきである。審議会での瑣末的な議論を下に、クロスサーチがこの4月1日から導入されるが、これは小売業者の商品商標の登録という既得権と、大手メーカーの商品商標の実質的効力拡大という効果を生ずるだけであって、小売業者の保護になっていない。
 - 6.審査主義国の連携を強化すべきである。
 - 6.その他、異議申立てを受けた場合の対抗手段として補正を認めるべきである。
 - 4条1項13号は廃止すべきである。その他、類似と混同、商標の使用の定義等々、問題は山積 している。
- 175 JASRACやRIAJへの天下りは必ずばれて大問題になるので止めるべきだと思います。高度IT 化社会ではなおさらです。
- 176 1、映画以外の著作物の保護期間の延長に反対する。

当社は・テレビゲーム・DVD・CD・コミックの新品・中古販売(リサイクル)とDVD・CD・コミックのレンタル業を営んでいるが、ユーザーの要望するあらゆる形態で著作物を提供することで、著作物流通を拡大することが、社会貢献と考え、ひいては著作権法の目的である"文化の発展"にも寄与していると考えている。

ちなみにTUTAYA・ゲオを含め同業態の店舗は全国に多数あり、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合に結集している。著作物を流通させる小売業の立場からは次のように考える。

映画も含め、書籍・コミック・CD・ゲーム等の著作物はエンターテイメント性を強め、その商業的な価値は発行点数の増加ともに短命化し、大半は2,3ヶ月、長いものでも数年で廃刊・廃盤となり、一般には入手しにくいものとなっている。

保護期間経過後の書籍は「青空文庫」がインターネット上で公開し利用されているともに、100 円ショップで再販売されて再度利用に供されている。 CD では廉価盤として販売されている。

保護期間の延長は一部の著作権者の子孫に益するだけであり著作物の再生産を促すもので もない。公共財としての著作物の再利用に著しく制限を強めるものであり、反対する。

2、 安易な私的使用複製の見直しについては反対する。

レコードレンタルは合法に私的利用複製が行われていることを前提にして、1985年に貸与権 によって制限が加えられた経緯がある。音源がデジタルで複製が簡便になったところで、目的は 音楽の聴取であることからは、私的利用の範囲や音楽の聴取時間が増えるわけでもない。

私的使用複製の見直しについては極めて慎重な利用実態の調査が必要である。また私的複製やレンタルは、CDが世界的にも高価格であることからユーザーの生活防衛的な面を持っている点にも留意すべきである。CD再販制度の見直し、邦楽還流防止措置の廃止、貸与権の報酬請求権化等の音楽と他の著作物流通拡大のための施策とも関連して議論すべきである。

また貸与権は私的複製に対する規制を越え、著作物一般に与えられているため、諸外国では自由に行われているコピー問題を伴わないTVゲーム・書籍のレンタルも日本では貸与権で規制されている。この点の再検討も必要となる。

177 |再販制度とレコード輸入権との「二重保護」は絶対に許せません。

|私的録音保証金はどう考えても「二重取り」です。

業界の組織票重視体制も絶対に許せません。

今の著作権法は年を追うごとに悪法に成り下がっていて危険な気がします。

やがて大昔の治安維持法のようになってしまうのではないでしょうか?

- 178 |著作権法は一部の業界団体だけを保護する最低の法律だと思います。
- 179 セキュリティ対応の送信フォームではないようなので

勝手ながら住所等の記入は控えさせていただきました。

何かあれば電子メールでご連絡下さい。

【意見ここから】

表現の自由について

- 1.「著作権法における親告罪の見直し」の見直しを
- 2. 警察庁バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会の横暴に反対
- 3・自由民主党「犯罪から子どもを守る」ための緊急提言に反対

1.

「著作権法における「親告罪」の見直し」

海賊行為が非常に巧妙になっていたり、あるいは権利者の関係が複雑になっていて、告訴権者による侵害の立証、関係者の調整が困難、あるいは負担が大きな場合が出てきている。あるいは、中小企業やベンチャー企業にとってはなかなか告訴をする人的、資金的な余力がないという場合もあること。あるいは、親告罪というのは刑事訴訟法によりまして犯人を知った日から6か月を経過してしまいますと告訴が不可能になるということで、いろいろ立証の準備をしているうちに6か月を経過してしまうような事態も起こり得るということから、この際、親告罪ではなく非親告罪とするということを検討してはどうかということであります。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8gijiroku.html を見直していただきたいです。

これらの問題に対しては、必要に応じて別途著作権者を手助けする仕組みを作るべきです。 著作権者が対処しきれないから法律を変え公権力が介入する、 という理屈はおかしいです。

非親告罪化により

著作権侵害になる事を恐れ表現の自主規制をし、結果 あらゆる表現を必要以上に束縛することに繋がりかねません。

日本弁護士連合会-著作権罰則の非親告罪化に関する意見書 http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070209.html でも、

知的創造サイクル専門調査会第8回

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8gijisidai.html 配布資料2 知的創造サイクルに関する今後の課題 でも、すでに非親告罪化の問題点が指摘されています。

非親告罪化は公訴官に大きな負担を負わせる反面、

言論・文化に密接にかかわる犯罪について、

捜査機関の権限を拡大する点、および起訴便宜主義のもと

恣意が介入する余地がないとは言えない危惧がある。

よって、著作権侵害等の犯罪を非親告罪にすることには反対せざるを得ない。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/070209.pdf

・他方、親告罪の扱いについて、次の点が指摘されている。

著作権等についての意識が十分でないことから、日常的な活動の中で著作権侵害が生じてしまうことも少なくないため、非親告罪化した場合に第三者による告発の濫発の恐れがある。

(2002年11月 文化審議会 著作権分科会 司法救済制度小委員会における指摘)

他人の著作物をコピーするような行為は、「他人の土地に入り込

んでいる」という場合と同様に、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明であるし、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「まあいいや」と思っている場合には問題ない。

(親告罪を採用している理由:「著作権テキスト(平成18年度)」文化庁)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8siryou2.pdf

(2)具体的方策

著作権等侵害のうち、一定の場合について、非親告罪化する。

「一定の場合」として、例えば、海賊行為の典型的パターンである営利目的又は商業的規模の著作権等侵害行為が考えられる。

営利目的の侵害行為は、その様態から侵害の認定が比較的容易であるとともに、他人に損害を与えてまで金銭を獲得するという動機は悪質である。また、営利目的ではなくても、例えば愉快犯が商業的規模で侵害を行った場合には、権利者の収益機会を奪い、文化的創造活動のインセンティブを削ぐなど、経済的・社会的な悪影響が大きい。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8siryou2.pdf だけでは、まだ信用出来ないのです。

犯罪であるかどうかは各著作権者の判断にまかせるべきだと思います。

2

警察庁 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会 http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/Virtual.htm が、日本国のコンテンツ産業振興に害を及ぼすのではないか心配です。

成人コミックの3割"児童ポルノ" 警察庁、対策要請へ

インターネット社会が子供の健全な成長に与える影響を調査、対策を検討していた警察庁の研究会が25日、子供を性行為の対象とするコミックやパソコンゲーム、アニメなどについて、「悪質性や反社会性の高いものがみられる」と指摘する報告書をまとめた。報告書は、犯罪を誘発している実態にも踏み込んでいる。これを受け同庁はコミックなどを扱う業界に自主審査や販売規制などの対策強化を要請する。

報告をまとめたのは、警察庁の「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」(座長・前田雅英首都大学東京都市教養学部長)。

報告書は、「コミック類の中には、18歳未満ととれる子供に対する性行為を扱ったものがあり、

小学生と受け取れるような子供に対する性行為などを描写したものもある」と指摘。

これらの作品がもたらす弊害として、子供に対する性行為は社会的に容認されている - などの誤った認識を招く可能性があることを懸念し、コミックの影響が指摘された実際の性犯罪の実例を挙げた。

また、報告書は幼い子供を描いたポルノコミックがインターネットの書籍販売サイト(サイト書店)で公然と販売されている実情に着目。大手のサイト書店のサンプル調査(11月)の結果、販売された成人向けコミック約900点の3割が子供を性行為の対象としていると推測している。アニメ(16%)やゲーム(12%)より比率が高い。

研究会は報告書をまとめるにあたり、こうした成人向けコミック類を扱うサイト書店の大手6社にヒアリング調査への協力を申し入れたが、いずれも欠席。書店側は、最近になって一部の社を除き、書面で回答したが、調査に必要と想定していた質問への十分な回答は得られなかった。

研究会はまた、対策の現状について、警察の取り締まりは限界があるとして、13歳未満の子供との性行為は刑法の強姦(ごうかん)罪となることや、18歳未満でも淫行(いんこう)を処罰する条例に違反することを、販売の際にコミック類に明記するなどの取り組みを検討すべきだとした。

(2006/12/25 23:40)

http://www.sankei.co.jp/culture/enterme/061225/ent061225002.htm

業界求められる「自覚」 児童ポルノ規制

子供を性行為の対象としたコミックがネットを通じて氾濫(はんらん)する実態に警鐘を鳴らした 警察庁研究会の報告書。ゲームソフト、携帯電話などの業界は自主規制などの取り組みを始め ているが、成人向けコミックを無規制に売る大手書籍販売サイト(サイト書店)6社はそろって研 究会のヒアリングに応じず、書面での回答すらしない会社もあったという。自主規制に頼るしかな い現状で、子供たちを守るために、業界の「自覚」が問われている。

ヒアリング調査、大手6社応ぜず

研究会は、弊害のある作品の流通状況などを知るため、各業界の調査を進めてきた。ゲーム ソフトの業界団体は要請に応じ、制作段階での自主規制などの取り組みについて説明。研究会 も「一定の効果が表れている」と評価している。

サイト書店の大手6社もヒアリングへの協力を求められたが、6社とも出席せず、ほとんどの社が、報告書の取りまとめ段階になってようや〈回答書を提出。書面回答に応じない社もあったという。

書面で回答した「アマゾンジャパン」の広報は「コミックの影響は重要視し、慎重に扱っている」 としたが、具体的な対策については「お話しできない」と詳細を明らかにしなかった。

対応鈍いサイト書店

研究会の報告書はコミックについて「自主審査を経ずに制作・販売されている作品も多数存在 するなど限界が示されており、十分とはいえない」と指摘している。

研究会委員の1人でジャーナリストの江川紹子さんは「十分な協力が得られず残念。業界の自主規制が望ましいが、業界が自覚を持ってやらないと、法的規制が必要になってしまう。業界はきちんと取り組んでほしい」と厳しい注文をつけた。

警察庁幹部は「今後、協力を求める対象であり、強権的に自主規制を求めるものではない」としている。

子供たちにも普及しつつある携帯電話の業界も、取り組みを進めている。総務相が先月、NTT ドコモなど携帯電話会社や電気通信事業者協会に対し、子供用の携帯電話から、わいせつサイトなどの閲覧を制限するなどの対策を要請。業界側は対策の強化に着手している。

研究会に協力した業界関係者からは「子供の健全育成や安全な成長は社会全体で取り組む べきだという社会の要請は十分理解できる」という声も出ている。

http://www.sankei.co.jp/shakai/jiken/061226/jkn061226001.htm

警察庁公式サイトにある研究会議事要旨での座長発言や これらのニュース記事からは、成人向けの合法なポルノを 不当に弾圧しようとしているとしか読めません。

ポルノコミックが 公然と 販売されている例など 見た事がありません。日本国内のどんな小売店でも ポルノ商品を 18 歳未満の客に 見せない、売らないのは常識です。

適切な年齢制限と事前確認のできていない店があれば 店を指導するのが筋でしょう、

合法なポルノ商品が責められる理由はありません。

社団法人テレコムサービス協会

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」

提出された意見の概要及びそれに対する考え方

http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal_info/20061127.htm

いわゆる児童ポルノ規制法の対象となっている児童ポルノが

実在する児童を描写したものに限られているのはご意見のとおりです。

http://www.telesa.or.jp/consortium/pdf/20061127think.pdf

財団法人インターネット協会

「ホットライン運用ガイドライン案」等に対する意見の募集結果について本ガイドラインにおける「児童ポルノ」とは、児童ポルノ法第2条の定義と同じく、 実在する児童の姿態を描写したものであり、

「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノには該当しない。 http://www.iajapan.org/hotline/center/20060531public.html

などにも明記してある通り、架空人物を描いたポルノは 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 http://www.moj.go.jp/KEIJI/H01.html でいう児童ポルノではありません。

「架空の児童(のように見える登場人物)を描いたポルノが 実在の児童を狙う性犯罪につながる。だから規制すべきだ」 などといった意見に科学的・法的な根拠が無いことは すでに日本弁護士連合会が指摘しています。

日本弁護士連合会-「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰 及び児童の保護等に関する法律」見直しに関する意見書

> 4 目にあまる児童ポルノコミックは、刑法のわいせつ物陳列、頒布、販売罪の構成要件該 当性が検討されるべきであり、本法の対象とすべきではない。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_09.html

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会が、もし警察庁や報道機関や世論を動かし 表現の自由を不当に弾圧したらと思うと恐ろしいです。 これはポルノ作品に限った話ではありません。

3 · 自由民主党 「犯罪から子どもを守る」 ための緊急提言 http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2005/seisaku-019.html には嘘が書いてあるので反対します。

(別紙)今後取り組むべき課題

1. 青少年の健全育成環境の整備

女子児童を対象とした犯罪増加の背景には、児童ポルノや暴力的なコミック、過激なゲームソフト等 の蔓延の問題が指摘される。子どもを対象とした性犯罪を封じ込めるには、青少年のみならず、成人にも悪影響を与えるこうした児童ポルノ等が事実上野放しにされている現状を改革する必要がある。

http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2005/pdf/seisaku-019.pdf

製造そのものが禁止されている児童ポルノと 合法なコミック・ゲームソフト類を混同し、

野放しになっている、実在の児童を狙った犯罪につながる、

と嘘をついてまで弾圧する行為が

法治国家日本において許されてはなりません。

過激なゲームソフトについては

コンピュータエンターテインメントレーティング機構

http://www.cero.gr.jp/rating.html

コンピュータソフトウェア倫理機構
http://www.sofurin.org/htm/about/rating.htm
等の団体がレーティングを定め、子供と
過激な作品を見た〈ないユーザーに
行き渡らないようにする仕組みがすでに出来ています。

私は日本弁護士連合会の見解を支持しています。 憲法に守られた表現の自由を奪わないで下さい。

180 「知的財産推進計画2006」の見直しについての意見を申し上げます。 私は将来アニメや漫画などの製作に関わる仕事をしたいと思っているので、 普段から国内外を問わず横行している海賊版について大変心苦しく思って おりました。ですから今回それらの海賊版を取り締まるための法改正が 行われると知り、嬉しく思っております。 しかし、

という文章が気になりました。他人が苦労して作ったものをコピーして

「また、被害にあった権利者が告訴しなければ立件できないという 著作権の規定も改める。権利関係が複雑な商品が増えているうえ、 海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケースも多いため。 営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。」

|売るような悪質な犯罪組織を取り締まるのはもちろん賛成なのですが、 この文章では取り締まる側が犯罪組織と認識すれば、アニメや漫画の 同人誌などの二次創作物も取り締まられる可能性が出てきてしまいます。 二次創作は著作権法とからめて考えると非常に複雑なものですが、 著作者にとって害になるようなことはほとんどないので、規制しても 意味はありません。「他人の作品のキャラや設定を使って金儲けとは けしからん」と言う人がたまにいますが、二次創作で利益をだせるのは 全体の1%もいません。さらに利益が出ても多くの場合次の本の制作費や 交通費で消えてしまい手元には残りません。 ではなぜ二次創作を行うかというと、それは対象とした作品が好きだから もっと広めたい、もっと盛り上げたいと思っているからです。 |多くの著作者達もそのことを理解しているので、告訴することはほとんど ありません。告訴なしでも立件できるようにしてしまったら、例えば 警察が点数稼ぎに利用する恐れがあります。二次創作の盛り上がりは アニメ・漫画業界の盛り上がりに一役買っている面があるので、 取り締まられる可能性があるとなれば人が離れ、一気に業界が廃れる 可能性があります。利益を出せる1%以下の人達がたまに目につくかも

しれませんが、それなら規制するのではな〈、『利益の数%を著作者に納める』 というようにすればお互いの利益になっていいと思います。

よって営利目的でも『単なるコピー』と『二次創作』は

ハッキリと分け、

「二次創作は今まで通り著作者の告訴によって立件する」

という文章を追加していただきたいと存じます。

181 著作権法について

過去の作品と少し似ているだけで犯罪になる・・・

というのであれば、今後の作品の発展などを大きく妨げる可能性がありますなぜなら、今から作品を作るときは、過去の作品の影響や過去の作品などが とントになって創作していることが多いからです

現に、昔から短歌や俳句、文学作品は昔の人の本歌取りなどといったことから 大き〈発展してきているといえます。

そのようなことから、著作権法について、少し似ているから違反などというのは おかしいと思います。

一個人のわがままを押し通すのと、国民みんなの為に文化を発展させるのでは どちらが大切なのかわかるとおもいます。

こんにちは。知的財産推進計画 2006 について、僭越ながら意見を申し上げたいと思います。 著作権法についてですが、非親告制にするということは、すこしでもにていると判断された時点 で違法になってしまうということですよね。

そうなった場合、多くの作品が過去の作品と似ているという理由で違法になってしまいます。こうなってしまった場合、今後の作品の発達が大きく阻害されてしまいます。これによって私たち国民は作品を読んだり書いたりもできず、またそのような文化が衰退してしまうでしょう。

昔から短歌のうまい人の作品をまねて自分の短歌の技術を高めていくという本歌取りというやり方によって短歌や文学は大きく発展しました。そのおかげで今の日本文学は高度なものにあるといってもいいでしょう。それを考えれば、すこし作品と似ているというだけでそれを取り締まるというのはおかしいことだと思います。

また、著作権法についても「著作者の死後 50 年」というのは長すぎると思います。特許が申請してから20年というのは、その技術による産業の発展のためです。だから、文化の発展などを考えれば著作権が作者の死後 50 年というのは長すぎます。それに、いま著作権を主張して訴訟を起こしている人は、極論を言えばわがままを言っている人たちと同類だとお思います。1 個人のわがままでその作品を変えることや使うことができなくなるというのは間違っていると思います。そのため、1 個人のわがままが死後 50 年も許されるというのはおかしいと思います。

著作権法の改正について、まことに 1 国民のしがない意見ではありますが、どうかご考慮お願いします。

182 著作権法の延長・・・

少し使っただけで罰金...

そんな一個人のわがままなんか聞いていていいのか!! もっとみんなが音楽とか自由に演奏できるようになれば 音楽が発展すると思いますし、

作品の同人誌などで作品を広めたり、またいろいろと練習していけば もっと漫画は発展するとお思いまうs。

音楽や作品が一個人の所有物なんていうやつはのはやこの国に必要ありません!!!

183 著作違法の該当である親告罪の廃止に、反対します。

著作権違反を親告罪から非・親告罪に改正するのは、危険すぎます。

特に映画・マンガ・アニメ・小説では、なんと〈似てるものの他の作品のレスペクトを感じるもの、 パロディ、ブーム潮流などなど、あらゆる作品群で、よ〈似てるけれど盗作というべきではない、 著作違反とするべきでは全〈ない、しかし質の高いソフトが大半です。それが一方的判断で違反 だの逮捕だのされるのでは、それでは何も創作できな〈なる世の中が到来します。

著作違法の親告罪の廃止は、創作活動の死すら意味する愚かな改悪です。全面的に反対します。

184 厚生労働省は「知的財産推進計画2006」において「新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間を8年間とする」とし、再審査期間(ジェネリック医薬品の申請排除期間)を従来の6年から8年間とすることで、先発医薬品の保護政策を進めてまいりました。この8年間とは、ジェネリック医薬品の販売承認申請が可能になるのが8年後というもので、審査、薬価収載等の期間を経て実際に上市可能となるのは約10年後になりますので、米国の5年と比較すれば2倍もの先発医薬品の保護期間が設定されています。

また、日本における特許延長制度ですが、これも欧米に比べ極端な先発医薬品の優遇制度を設けています。欧米では1製品について最初の承認の1回だけ1特許の延長を認めていますが、日本では1製品に何回でも、何個でも特許の延長を認めています。従って、欧米では制度上あり得ないことですが、日本ではA効能にB効能を追加(当局の指導によるとか、外国で使用されているとの理由でも可能)するだけでも特許延長が認められます。一旦、B効能で特許が延長されると、厚生労働省は既に特許が満了したA効能のみでの販売承認を認めることはありません。なお、欧米では効能の一部に独占権が存在する場合、これを削除して申請・販売することを認めています。

従って、欧米と比較した場合、薬事面および特許面からジェネリック医薬品の早期市場参入は不当に阻害されています。結果として政府のジェネリック医薬品の推進策に反し、国民が安価なジェネリック医薬品を手にする時期は欧米に比べ遅れているのが現状です。

米国では先発医薬品の販売独占期間が終了すれば、シェアーの大部分はジェネリック医薬品に移り、消費者は薬剤費を平均 70%~80%もの節約という恩恵に浴し

ています(国全体としては年間 80~100 億ドルの節約)。反面、先発会社は新薬開発こそが生き残る道であると大いに発奮し、世界を席巻する新薬の開発に成功しています。

真の知的財産立国を目指すのであれば、一方の業界に偏した保護政策を改めるべきと思料いたします。よって、国民の利益を第一義とした公平な知的財産推進という意味で以下の3点について希望いたします。

- 1.ジェネリック医薬品の申請排除期間(再審査期間)を8年とし、 さらなる延長をしないこと(厚労省)
- 2.特許延長は1製品について最初の承認に限り、1特許とすること(特許庁)
- 3.効能の一部に特許権がある場合、これを除いたジェネリック医薬品の製造販売承認を行なうこと(特許法第68条の2の遵守)(厚労省)
- 185 初めまして、都会から離れた所で静かに暮らしている一国民です。

どうか、この計画を廃止していただきたい。

言いたいことを言わせていただきます。

この法案が決定されてしまうい、日本が世界に誇る物を支える人々の希望と愛が絶望と国への 憎悪に変わってしまっては悲しすぎると思いませんか?

貴方がたも人なのですから、自分の好きな物はあるでしょう。

人それぞれ、思いの形は違います。

それなのに、自分の思いを形に出来ない辛さ苦しさ、

もしそうなってしまったと考えるだけでも心が激しく痛みます。

もし、アマチュアの方が長年大切に大切に、それこそ我が子のように時間をかけて描いてきたキャラクターをサイトなどで公開するとします。

しかしソレを別の人が勝手に自分の物だと自分が作り出したものだと言い張り、話し合うとします。でもその人の言い分が正しいと国が認めてしまえば、大切に描いてきた創作者は心に深い深い傷を負ってしまうことでしょう。そんな思いをする人がこれ以上増えないように、この計画の廃止を希望します。

実際、著作権と言うものを知らない子が、ネットを使っていたりするようになった世の中。他人の物を自分の物と言い張りる子供も居れば大人も居るでしょう、お互い口論の末、残るのは傷だけです。それ以上に、パソコンの中、インターネットと言う世界の先、顔は見えなくても画面の先に居るのは貴方と同じ、心を持った人であり言葉一つで深い傷を与えてしまうということを解かっていない人が増えてきているのかも知れません。マナーが無いから、画面の先に人が居るということを意識していないから、刃のように鋭い言葉が飛び交ったりするのかもしれません。

しかし、誰が悪いと言うのではありません。

だから子供の犯罪が増えたからと言って漫画やアニメ、ゲームが悪いと言うのではありません。 その子供の育った環境と言うのはそれぞれ違いますし、親だって違います、想っている事も違い ます。だから何かに責任を押し付けて、それを悪者にして消してしまうのは間違っていると思いま す。この計画の結果がどうであれ、希望を絶たれて変わりに絶望と深い深い傷を負う人が出てく るというのは確かだと思います。

また、この計画が進んでその結果が警察の点数稼ぎに利用されたりしてしまえば尚更心が痛

み、この計画を了承した国への希望が薄れると思います。

それから、アニメや漫画といった創作物に関わる計画を立てるなら、他の物はどうなのですか? アイドルや歌手だって公式なグッツの他に遊技場などでプライスとして置かれている非公式のグッツだってあるでしょう。それは良いのですか?ソレ等は対象となるモノ達が人だからですか? 人の思いの形は夫々なんです。

なのでこの計画が決定されてしまったら、辛く苦しい思いを一生し続ける事になる国民が沢山居 るということをどうか覚えて置いてください。

最後に、インターネットは便利ですがこの様にコソコソと国民に意見を求めず、テレビや新聞など を使い、全国民に意見を求めるべきだと思います。

自分の知らないところで新しい法律ができていて、それが自分の心を痛めるような物だと悲しい でしょう?全国民がパソコンを使っていて、このページを見ているとは限らないんです。

人の考えと言うものはソレゾレ違います。たとえ国が決定した事でも、自分の思いを表す趣味を 持っている人にとっては辛〈苦し〈傷つ〈国民も居るということを覚えていて〈ださい。

186 もしこれ以上著作権が延長されたら、ご〈少数の長期間にわたり高い商業的価値を維持し続けるコンテンツは恩恵を受けるでしょうが、それは同時に商業的価値が逓減した、或いは学術的価値など商業的価値以外の価値を有するコンテンツを無意味に死蔵させることになってしまい、結果的に文化を衰退させるのが確実です。

という理由で著作権延長に反対します。

187 現在、施行されようとしているこの法律はかなりやりすぎなように思います。

同人誌や CG にもこの法律で規制されるみたいですが

規制して何になるというんですか?、

今出回っている海賊版 CD/DVD でもそうですが。

同人誌制作には、海賊版 DVD の影響は何も無いと思うのですが。

どうでしょうか?

それに、アニメなどの規制をしたところで何になると

|言うんですか?、アニメとかそういうのを規制するのでは

無くて、もっと他のところを見直してくださいよ。

これは意味の無い規制だと思います。

そちらの自己満足でしか思えません。

どうですか?

にの法律を施行すると私は日本に失望します。

そちらはもっと国民の意見を聞くべきです。

そちら側が勝手に進められても困ります。

|皆で決めて皆で守る。 そういうものですよ。

法律は本来、国民を縛り付けるためのものではありません。

表現問題のもそうですが、規制しても何も起こりません。

あなた達は満足するかもしれませんが、 規制をされた私達はなにもうれしくありません。 アニメ関係でお仕事をする方もいらっしゃいます。 これをなくしてなにになるというんですか?。 そんなことしたら、自殺する人も増えてしまいますよ。 アニメの文化は、日本の誇るべき歴史だと思います。

私は、この改悪法案に賛成できません。

私は今芸術大学合格目指してがんばっています。 それで芸術系予備校や大学の見学にいったりして そういう世界にふれているのですが あなた達の考えのせいで、私の未来を潰されるのは 納得できません。

法律のせいで、しごとに就職できなくなったら、どうして くれるんですか?、責任とれないくせに、やめてください。

アーティストの卵たちは全力を尽くして合格目指してがんばっています。

あなたたちの規制は未来を潰す法律です。

施行してもかまいませんが多くの人たちの努力、夢を踏み潰しているのと同じということを忘れないでください。

どうかもう一度この法律を考え直してください。

188 著作権保護期間延長に反対します。

現在インターネット上で著作権の切れた作品が次々と電子テキスト化されています。Project Gutenberg や日本の青空文庫がその代表的なものです。これによって可能になったことをいくつか列挙します。

(1)世界中どこにいてもネットを通じて他国の文学に接することが出来る。

わたしは中国、アメリカで日本語を教えていましたが、学習者にとって手軽に日本文学に接する ことが出来るのは多大な福音といえます。

(2)入手困難な古い作品が恒常的に読めるようになる。

出版社はどうしても利益を考えますから、古くて、彼らが売れそうもないと考える作品は一般的に入手しやすい形で流通しません。しかし現在書籍として入手できない作品もネット上では読むことが可能です。ベルタ・フォン・ズットナーの偉大な戦争批判の書「武器を捨てよ」も、二十世紀初頭のアメリカ SF 界を熱狂させたホーマー・イオン・フリントの「ブラインド・スポット」も読めるのです。青空文庫所収の作品も大きな図書館で全集でも探さないかぎり、なかなか読めないものば

かりです。

(3)忘れられ、入手困難な作品が再評価されている。

これがわたしがいちばん言いたいことです。Project Gutenbergで紹介された古い、誰も知らなかったような本が、「おもしろいじゃないか」と再評価されているのです。わたしの好きなジャンル小説に限って言えば、たとえば、アール・デア・ビガースの「私事広告欄」という推理小説は、電子テキスト化されたとき、本としては完全に絶版状態でした。わたしがアメリカにいたとき大学の図書館にも市立図書館にもありませんでした。しかしいったん電子テキストとして出回り始めると、みんなが良質の作品として認めるようになったのです。Memoware(http://www.memoware.com/)というサイトは無料の電子テキストを一般公開していますが、そこでのこの作品の読者評価は最高点の五つ星です。それまでは誰も知らなかったというのに。しかもこの人気に押されて、現在では幾つかの出版社から本の形でこの作品が出版されています。これは文化の再評価と言っていいでしょう。

再評価は「私事広告欄」だけに限りません。クリストファー・モーレーの「幽霊書店」という傑作も電子テキスト化されるまで、本は絶版でした。しかし Project Gutenberg のニュースレターで紹介され、単なるミステリーに留まらない質の高さが認められ、いまではネット上の百科事典Wikipedia にも詳しい作品紹介が出るようになりました。そしてネット上の人気に押されて、やはり「幽霊書店」も出版社から再版が出るようになったのです。ネット上においては、現在、次々と古い作品が再評価をされています。しかもいままで出版文化をリードしてきた出版社に先んじる形で。

ここで著作権保護期間延長の問題に戻りますが、もしもアメリカの著作権が 1998 年以前からずっと 70 年保護されることになっていたとしたら、現在もクリストファー・モーレーは誰にも知られないまま埋もれていたでしょう。ビガースだって保護期間が長かったなら、「私事広告欄」という傑作を読む人は今でも誰もいなかったはずです。つまり著作権の保護期間延長は古い作品の再評価というネットによる文化活動を阻害しかねないという問題があるのです。

ネットによる文化の再評価という動きはこれからますます強化されていくと思いますし、またそうならなければいけません。新聞雑誌に新刊案内があるように、ネットに旧刊案内が登場するようになるでしょう。作品の再評価はいままで専門家に任されてきましたが、これからは一般読者も交えて多種多様な評価がネット上でなされるはずです。しかも日本の片田舎に住むわたしがアメリカのジャンル小説を批評するというように世界レベルで行われるようになるはずです。そうした動きがすでにあるのに、著作権の保護期間を二十年延長すると言うことは、それだけ再評価の時期が遅れると言うことです。これはネット文化の潮流に逆行する動きですし、作家も再評価の機会を奪われることになり、それだけ文化から活気が失われると言うことになります。

にれから iphone などが発売され、ネット上で読書することは若い世代で常識になるでしょう。 彼ら

がより多くの作品に接することが出来るためにも、そして埋もれていた作品がより多く再評価され 日の目を見ることが出来るようになるためにも、著作権の保護期間は五十年に据え置かれることを望みます。

189 アニメの製作現場の労動環境は非常に厳しいので、特定の団体(広告代理店や放送局)に搾取されず、正当な報酬かつ働きやすい労動環境を配備する事を望む。

海外にアニメ技術(原画製作、動画製作など)の流出を防ぐため、国内スタジオで全てを製作で きるよう、アニメーターの育成、アニメ製作に関係する設備の充実を望む。

著作権は個人の権利であるので特定の団体の利益につながらないように配慮することを望む。 もちろん個人が権利侵害を訴えた場合には速やかな対応も望む。

模造品、海賊版の対策を望む(特に海外の)。

コンテンツを発表する機会や場所が増えることを望む。

「表現の自由」を保護し、蔑ろにしないことを望む。

言いがかりともいえる、アニメやゲーム、漫画の悪影響論(「ゲーム脳」、アニメやゲームの愛好者は犯罪を犯すなど)を抑えることを望む。

犯罪白書などの統計情報を見る限りアニメや漫画、ゲームが流行していく過程で殺人などの重要犯罪は増えていない(特に若い世代)。

|参考サイト;http://kangaeru.s59.xrea.com/index.html

190 すべての映像・出版物の二次創作の権利の保障(一部だけのものに留めず、利用者が共有して楽しめるために)。

ジャスラックの解体的出直し(暴力組織と変わらない徴収方法が問題、利用料の分配が不透明)。

性表現(擬似、二次元)の公権力などによる規制を許さない事(被害者が出るとはいえないし、業者が自主的に子供たちから隠すこともできる)。

著作権保護期間の延長反対。

191 | 著作物は利用されてこそ意味があります。

著作物の利用を阻害するような方向での著作権法改正、特に著作権保護期間の延長には反対 します。

著作権法は、利用者の視点から見直すべきです。

文化審議会著作権分科会、及び各小委員会の委員の構成は、権利者側が多くを占め、公正な 議論が出来る状況にありません。

ある分科会委員は、昨年、小委員会に権利者団体の代表という立場で出席し、一方的な意見を 述べています。

にのような分科会の運営はすべきではありませんし、そのような委員を任命すべきではありませ

h.

- 192 根拠が曖昧・薄弱なまま、なしくずしに著作権保護機関を延長しようとする動きには危機感を感じずにいられません。アーティスト、鑑賞者双方に何の利益をもたらさないばかりか、多くの優れた作品の消失、如いては文化の衰退へと向かうであろうこの延長案に強く反対します。
- 193 私は、この知的財産推進計画 2006 の見直しを断固として進めるべきだと考えています。 それは、飽くまで今の私の考えですが、本来、漫画、アニメ、ゲームとはそれを作った著作者達が自分の価値観、趣味、他者に伝えたい気持ちを相手に架空の物語として相手に勧めたり強制したりせず。ただ、『どうですか』という気持ちで世の中に出すためのものであり、ある読者がその作品を受けた衝撃などは、飽くまでその人個人の価値観の問題であると私は思うからです。

また、他作品の模倣にしても、確かに一般の領域で限度というものがあり、それに反している作品も一部ではありますが、それはその作品の著作者と読者、それを模倣された作品の著作者達の価値観が決めることであって、政府が自ら決めるようなものではないのではないかと考えているからです。

私は、漫画、アニメ、ゲームが大好きで、そのファンが愛好として作った同人誌も同じ〈らい大好 きです。

また、これも飽くまで私の考えですが、この政策は、著作者とその著作者が作ったの作品のファンの権利、価値観を無視し、その作品で衝撃を受けた被害者の権利、価値観ばかりを重視して、本来、本国の思想である全ての国民が権利を持つを国民主義に反する行為ではないかと私は思います。

194 --

知的財産推進計画 2006 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」「・.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」「1.ユーザー大国を実現する」「(2)ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する」について。

「b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合は、過去の 失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励する」という項目は大変重要であり、この一 文が計画中に明記されていることを高〈評価します。

知的財産推進計画 2007 でも、引き続きこの姿勢が維持されることを期待いたします。

- -

知的財産推進計画 2006 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」「・.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」「1.ユーザー大国を実現する」「(3)ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする」について。

音楽CDが再販制度は、商業音楽のバラエティの維持については一定の役割を果たしてきたと思いますが、インターネットによる音楽配信などの発達により、その歴史的役割を終えたと考えます。 すでにコンテンツビジネスの足かせとなっている状態ではないでしょうか。

また、音楽 CD の還流防止措置の導入など、すでに音楽レコード業界には非常に手厚〈保護が行われており、再販制度によって二重に保護された状態は過剰保護と言えましょう。

音楽 CD の再販売価格維持制度の廃止を、是非知的財産推進計画 2007 に盛り込んでいただ きたいと思います。 - -

知的財産推進計画 2006 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」「・.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」「2.クリエーター大国を実現する」「(4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う」「 1 国内制度を整備する」について。

これ以上の著作物の保護期間の延長は百害あって一理もありません。はたして、自分の死後、孫の代まで権利が保護されることによって「ああよかった、これで創作活動に邁進できる」などと考えるクリエイターがどれほどいるでしょうか。

100 歩譲って、保護期間が本人の死後 70 年に延長されることでクリエイターの作品制作意欲が向上すると仮定した場合、それによって得られる「コンテンツ振興」の利益と、いわゆる Orphan Works 等の問題の大きさを比較しても問題点の方が勝るように思えてなりません。

さらに、著作物の保護期間の延長は、コンテンツのアーカイブ化の促進という理念とも相反しま す。

著作権(またはその枝分権)を保持する企業の収入ベースの安定化によって、クリエイターが間接的にインセンティブを得られる、などという論理は、中間搾取を行う企業の方便でありましょう。

また、著作者人格権は本件とは無関係であるはずなのに、それを混同した主張が(主に著作権者側で)行われているようですが、この点を明確にしつつ、論理的かつ科学的な議論が行われることを希望します。

- -

知的財産推進計画 2006 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」「・.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」「3.ビジネス大国を実現する」「(2)コンテンツを輸出する」「6音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する」について。

音楽レコードの還流防止措置に関しては、その運用が極めていいかげんな状況です。RIAJが自身で決めたガイドラインからの逸脱も多くあり、本来対象となるべきでない洋楽 CD に関しても 還流防止対象としてリストアップされるなど、正常な運用ができていないようです。

また、本来、海外市場において、国内音楽 CD の正規ライセンス版をたくさん売るための法改正であるにもかかわらず、はたして現状でどのように販売数が増大し、利益が生じているのか、効果に疑問を感じます。導入時には、この法改正を希望した RIAJ が国内 CD の価格低下等の約束をしているにもかかわらず、それも実感できません。レコード業界や文化庁から騙されたような気持ちがしています。

知的財産推進計画 2007 では、音楽レコード還流防止措置は早急に見直しを行い、廃止の検討をお願いしたいと思います。

- -

知的財産推進計画 2006 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」「・.世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する」「3.ビジネス大国を実現する」「(3)著作権に係る

課題を解決する」「 4 私的使用複製について結論を得る」について。

知的財産推進計画2007では、利用者の適正な私的複製等に関する、いわゆる「フェアユース」 規定について、消費者実感に沿った、適正な規定が行われることに期待します。

また、私的録音録画補償金制度は、すでに破綻しており、速やかに廃止するべきと考えます。 まして、汎用機器であるハードディスクやコンピュータ、あるいは iPod 等のデジタルオーディオプ レイヤーを課金対象に加えるなどということは論外です。

知的財産推進計画 2007 では、私的録音録画補償金制度の廃止の方向でご検討をいただきたいと思います。

195 知的財産推進計画 2 0 0 6 について、見直していただきたい点がいくつかあり、メールをさせていただきました。

まず、著作権法違反の非親告罪化ですが、これは 捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる可能性が高い上、著作権者が許せる、と考えている範囲内で摘発があった場合に問題があると思われるため、これからも親告罪という形にすべきだと思われます。

また、違法複製物のダウンロード全面禁止とありますが、キャッシュ機能により意図しないダウンロードが行われた場合などの基準が非常に曖昧な上、インターネットという性質上前面禁止は難しいと思われることから、まだ考え直すべき点が多いと考えられます。

以上が私の考える知的財産推進計画2006の問題点です。

是非これ等の点を考えた上で、話し合われて下さい。

196「知的財産推進計画2006」拝見させて頂きました。 私はこの計画について意見を述べさせて頂きます。

日本文化産業の発展への政策を進める際には著作権法は避けられないでしょう。 ですから私は、著作権法の非親告罪化に反対します。

著作権法の違法の判定基準は千差万別です。従って、万人に通用する 違法の判定基準は設定できません。どのような判定基準を設けても

反対意見が殺到すると考えられます。

今後考えられる著作権法改定案のなかには著作権法の非親告罪化

もあると聞きました。仮に判定基準を設けなかったとしても、

さらに問題は発生します。その時々の思いつきで判定基準を

何とでも解釈され、ほぼ全ての創作物に黒の判断がなされる事になります。

例として「鉄腕アトム」のアトムと、「それいけ!アンパンマン」の

アンパンマンを挙げます。判断基準の明示がされないまま

著作権法の非親告罪化を行ってしまえば、「空を飛ぶ」とか、

「白髪のおじいさんがよ〈似た立場にいる」とか

無理に共通点を見つけ出して「『それいけ!アンパンマン』が『鉄腕アトム』の 盗作」などと無理やりな解釈をとり、罰金を取り立てる事が可能となってしまいます。

2004 年度の日本の漫画単行本の全タイトル数は 10,431 点と総務省の統計でわかっているし、これからも増え続けます。書物や楽曲なら数百万点はあります。これから漫画や小説,曲を作っても過去の作品のどれかの盗作と解釈されるのは避けられません。著作権法の非親告罪化を行うとどのような判定基準を設けようと設けまいと,ほぼ全ての創作品が違法となり、多くの産業に致命的な打撃を与え、日本文化産業は発展するどころか,むしろ完全に絶滅するでしょう。経済にも大きな影響を与えると考えられます。

この点より、私は著作権法の親告罪制の維持を要求します。

197 まず言わせていただくならば、これは明らかに暴挙です。

日本の漫画文化などは、同人誌などがあったからこそ今日の成功があるといってもいいというの にそれを業界の利権のためにつぶしてしまうだなどと、漫画文化の未来を何も考えず一時の利 益のために業界を食いつぶす老害の妄言です。

同人誌というのはその作品を愛しているからこそ、で書いたものであるし、その漫画家自身が書いたものではなく、またあくまで作者がいてこその同人誌であるということはどの同人誌作家もよく知っていることであるはずです。

著作権者にとって「どこまで許せるか」という基準は千差万別ですし、何らかの数値等によって 「明確な境界線」を定めること自体が根本的に不可能です。

著作権法に関連することで、もし、著作権者本人が「この程度なら私は許せる」と考えているにも 関わらず、他者が「それは犯罪だ」と決めつけてしまっては問題でしょう。

著作権法が「親告罪」である意味は、とても大きいのです。

大体基準があいまいなものが犯罪であるかの判断が法以外にゆだねられるだなどありえませ ん。

それをこのように変えてしまうだなどと、これは紛れもない改悪です。

文化の推進のためにはこういった物事の存在はとても重要なことなのです。余計な規制をすれば業界を支える若手クリエイターが萎縮してしまうことにもなりかねません。

このようなことは絶対に許しておけることではなく、私は一個人として規制に断固反対させていた だきます。

198 2.-(1)- 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する。

契約もさることながら、金銭の流れについても透明化をする取組をしてもらいたい。 現状では、消費者が支払ったお金が、本当にクリエータに渡っているのか疑わしい。 中間のレコード会社、音楽出版社などが多額のマージンをとっているのでは、クリエータを保護 することにならない。

透明性が確保できないようであれば、権利の強化を一切禁止するように要望します。

4.-(2)- -iii)

保護期間の延長に反対します。

大半の著作物が数年で絶版するような状況では、どれだけ延長しても効果がないと思います。 それよりも、一部の著作物のために一律に延長することで、経済効果がないが文化的に貴重な 著作物が喪失することの危険性が高いと思います。パブリックドメインにしないことにより、われ われの文化の発展に貢献するという著作権法本来の目的に合致しないとい思います。また、保 護期間の延長は、著作者本人やその家族ではな〈著作物で商売をする企業を保護しているにす ぎないことを考慮すべきでしょう。

また、著作者の中には、著作人格権と著作財産権の区別がついていないように思います。延長の理由を「自分の著作が好き勝手に改変されないようにするため」といっている人がいますが、これは著作人格権の話です。著作人格権の場合は、現行法でも永続的に保護されているので、今回の保護期間の延長とは、関係がないと思います。

また、著作者が若〈して亡〈なったときの遺族ためという理由も挙げられていますが、これについては、著作物がお金を生むかどうかわからないのですから、遺族のためにはならないように思います。 どちらかというと著作者が生きているうち十分な収入が得られるような仕組みをつ〈るべきでしょう。もし〈は、著作者のための年金保険制度を創設をする

ほうがよっぽどいいと思います。著作者の作品で商売しているレコード会社・出版社などから拠出金をださせて、年金保険制度を創設し、不慮の事故等に対応するのは、どうでしょうか。

あくまで、今、生きている人に対して収入が得られるようにする改革が必要だと思います。

199 著作権法の非親告罪化について、二次創作を対象に含めないことが明示されていない事により、捜査機関の裁量によって恣意的な捜査が行われる可能性がある。

そのため、非親告罪化はコピー品等に絞るべきである。

「有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する」とあるが、内 閣府が関わったら全〈自主的ではないのではないか?

また、内閣府が関わった結果、具体的に何がどう有害なのか、科学的根拠に従った判断になるのか、疑問が残る。

警察庁の行った「バーチャルの弊害研究会」も完全に結論ありきの会議だった。 この様な事が繰り返されないことを望む。

- 200 ~ 見直し箇所~
 - ·知財推進計画2006のP46後段からP47前段
 - 5(1) 特許出願による技術流出を防止するための環境を整備する。 の見直し。

~ 提案 ~

以下の条件を満たすことを条件に、発明者に「先発明による通常実施権」を認めるべく特許法79条の2を新設することを提案いたします。

- ・他人の特許出願前にその出願発明と同一の発明を自ら完成させている(知得含む)
- ・発明完成時から3年以内に現にその発明を実施(準備含む)している。
- ·前記実施(準備含む)は、日本国内で行われている。
- ·前記実施(準備含む)が、発明完成時から3年以内に行われない場合、 前記通常実施権は、発明完成時に遡って消滅する。

~提案目的~

・発明完成段階で事業化すべきか判断がなされていない発明に関する防衛出願の防止

~提案理由~

・昨年、ノウハウで保護すべき発明に関する防衛出願の防止を目的の一つとし、知財推進計画2006の内容に従い、「先使用権制度ガイドライン(事例集)先使用権制度の円滑な活用に向けて 戦略的なノウハウ管理のために 」が発行されました。それにより、先使用権の取得方法が周知され、先使用権制度の利用が見込めるため、防衛出願の防止が一定レベルで図られるものと考えます。

・しかし、「発明は、完成したが事業化すべきかの判断がなされていない発明」に関する防衛出願は、先使用権の要件が「他人の特許出願時に発明を実施(準備含む)していること」を求めていることが利用者のネックとなることから、現行の先使用権制度の利用促進のみによっては図ることが出来ないと考えます。

・先使用権制度の目的の一つは、有用な発明を独自に完成させ、特許権の付与を求めずに設備投資を行ってしまった者が、同一発明を後から完成し、出願して特許権を取得した者から侵害の権利行使を受けることによって事業の継続が出来なくなるとした場合、投資した設備が無駄になり、実施による産業の発達を図る法目的(特許法1条)を却って阻害すると考えられるため、設備投資が一定段階を越え、計画の撤回が打撃となるような先発明者の実施継続をそのまま認めることにあると考えます。従いまして、「他人の出願時に実施又はその準備」をしていない発明を先使用権による保護対象から外していることは、制度趣旨上仕方の無いこととも考えられます。

・しかし、特許法で想定される発明の完成は、必ずしも事業優位性(経済性)を必要としないため、発明を完成したからと言って直ちに事業化出来るとは限らないため、一般的に発明が事業に有益か否かの判断には、発明の完成から一定の時間が必要となると考えられます。一方、特許出願制度は、先願主義を採用し、実施の準備を特許の要件としていないため、権利化の観点からは、特許出願が急がれるものと考えられます。

・従って、発明実施の準備は、通常事業化の決定後に行いたいと考えられるところ、その決定判断を行っている間に他社が同一発明を出願してしまった場合において、他社の出願後に実施の準備を始めても先使用権が認められないことは、事業が頓挫する上で大きなネックとなると考えられます。

・防衛出願は、事業化の決定後に適切なを設備投資を行おうとした場合において、検討期間中の他社出願があれば先使用権の取得が認められないことから、決定前にとにかく出願して他社の特許化を排除し、決定後の実施を確保するために行われ、事業化を断念した出願が放置されることを一つの原因としていると考えられます。そのことは、技術流出の問題と同時に、本来権利化されない発明を一刻も実施したい第三者が、権利化の意志を確認できないために実施を躊躇せざるを得ない、正当実施の阻害問題をも引き起こしていると考えられます。

従って、上記防衛出願を防止するためには、「実施の準備」を要件とせず「発明の完成時」と「他社の出願時」の比較のみを持って取得可能な法定通常実施権制度を新設することにより、「防衛出願をしなくても、「発明事業化の検討後」に実施を確保できる」ような法定通常実施権を付与する制度の確立が必要と考えられます。

・一方、先使用権が認められても、その発明が実施されなければ、実施による産業の発達を図るという特許法の目的が果たされないため、実施を担保する規定も必要と考えます。

以上の点を考慮して上記「提案」を行いました。

~ 制度新設の効果と留意点~

・先発明者は、事業化する発明をじっくり検討し、防衛出願しなくても事業決定後の実施を確保 することができるため、積極的な特許取得を目指さない者が、やむをえず行う防衛出願の減少 が見込めます。

・一方、実施の準備が整った段階で未だその発明に特許性が有れば、出願の選択肢も出来ますので、事業に確実に役立つ特許権の取得と実施が見込めます。

・更に、事業化しない発明は、秘匿しつつ放置することにより出願公開による技術流出を防止出 来るという効果も見込めます。

・最後に、発明を事業として実施したい第三者が、権利化の意志のない特許出願の権利化を恐れて事業展開出来ないとする弊害が除去されるため、発明の有効利用促進が見込めます。

·また、3年以内の実施を権利存続の条件としたのは、発明者に事業化の適否を検討する時間

を与えるためであり、特許の審査請求期間が「3年」であること、同期間が事業化の検討期間に使われていると推定したものです。発明はしたものの「実施による産業への貢献」がない発明は、実施権を発明完成時に遡って消滅させることにより、発明の早期実施が促進されると共に発明実施による産業の発達を図る特許法の制度趣旨が維持されます。

・「先発明の通常実施権」を消滅させない実施の要件として、「日本国内での実施(準備含む)」を 入れることにより、日本の産業に原則として直接貢献しない、海外のみでの実施を抑制すること が出来、日本国内での発明の実施が促進されます。

・尚、先使用権制度の利用促進を含め、発明完成時を一定要件下で推認できる制度を特許庁に新設したら良いのではないかと考えます。権利化の意志が無い防衛出願件数の抑制が見込めること、公証役場と異なり特許庁への手続であるため、弁理士が有効なアドバイスと適切な手続を行うことが出来ると考えられるためです。欧州特許庁のソロー封筒のような運用を特許出願手数料とほぼ同額で行うことを提案します。

~まとめ~

・従いまして、他人の特許出願時に「実施又は準備」を要件とせず、かつ発明完成と実施準備まで期間を要する発明についても、実施権の確保を認める「先発明の通常実施権」制度の新設をここに求めます。

・上記防衛出願の更なる防止による特許庁の負荷軽減。ノウハウで秘匿すべき技術の流出の 防止、権利化の意志のない防衛出願に基づ〈権利行使に不要な警戒をしていた第三者の発明 利用の促進が果たされるものと期待いたします。

以上

201 にの計画にはいくつか問題がある。

現在、著作権法が『親告罪』になっているが、それを変えることには問題がある。もし親告罪で無くなれば、自分の作った創作物が、誰かの創作物とどこか、なんとなく似ているというだけで犯罪者になってしまうこともありえるからである。著作者本人が許容しても、第3者がそれを犯罪だとして告発、逮捕してしまう恐れがある。こうなると本来は文化を守るためのものである著作権が逆に創作行為を制限し、かつ表現の自由を侵害し、文化を壊すことになってしまう。よって『非親告罪』化をするべきではない。

違法複製物のダウンロードを全面禁止するというのも問題がある。本人がそれを違法複製物だと知らずにダウンロードすることも在り得る。サイトにアクセスしただけ、見ただけで犯罪になるというのはおかしい。本人に悪意が無い場合でも犯罪になってしまう恐れがあるからである。偶然訪れたサイトで違法複製物が表示されてしまったので逮捕されたということも起こり得る。だから全面禁止すべきではない。

そして著作権保護期間を延ばす必要性が無い。なぜなら著作権が切れた後は、さまざまな形でその作品を楽しむ事ができる。そしてそうすることはその製作者を敬うことにもなるし、なにより文化を促進することに大き〈貢献する。しかしもし伸ばせば必然的に作品に触れる機会は減ってしまう。だから、著作権保護期間を伸ばすべきではない。

そしてマスメディアに対する再販制度は廃止するべきである。なぜならそうすることによって必然的に質の高い情報を作ることになり、それにより市場を活性化させることが出来る。そして内容も今までのような偏見を持ったものではなく、真実を書かざるを得なくなり、捏造などにようる間接的な洗脳で、偏見を植え付けることを失くすことも出来るからである。現状では再販制度によってマスメディアの市場は保護されているため、競売による危険が無いのでとにかく作ればいいという考えに至りかねない。そうして全体の品質が落ち、必然的に文化が促進されなくなってしまう。なので廃止すべきだ。

|そして何より客観的かつ公正な議論を行うべきだ。

202 | 第二章 全般

いわゆる特定アジア諸国で、権利者に無断で複製したものを安〈大量に売りさば〈「海賊版」の取り締まり強化は賛同しますが、「海賊版」の定義が非常にあいまいです。調査会ではこうした海賊版への迅速な対応のために、著作権法の非親告罪化が提案されていますが、どこまでを「非親告罪」とするのかがあいまいなので、公安による恣意的な運用の危険性が高まります。好きなアニメやマンガのファンアートを描いたり、同人誌を発行するだけでも逮捕されたり、また、オリジナルの創作物と主張しても、過去の著作物に類似のものがあると公安から主張され、逮捕される可能性が出てきます。

こうなると、文化の振興のための著作権法が、文化を縮退させる方向に働くばかりではなく、 憲法で規定されている「表現の自」を侵害することにもなります。当然、上位法優占にも反します。また、違法複製物のダウンロード全面禁止も提言されていますが、たまたまリンクをクリックし、飛んだ先に違法複製物があった場合も、公安に逮捕される可能性が出てきます。そうなるともはやインターネットの使用は事実上不可能となり、知る権利の侵害に あたります。知る権利は表現の自由の延長線上にある概念のため、ここでも著作権法は上位法優占に反します。

いつから著作権「法」は、「憲法」より上の法になったのでしょうか?

·第四章 1(5))

すでにCEROによるレーティングや猥褻図画の有害指定等、既に過剰とも言える取り締まりが実施されている。

| 特に「インターネット・ホットラインセンター」は、管理外とされる漫画等の創作物(実在の児童を |取り扱っていないもの)も、

関係各所に通報するなど、度を越したとも取れる処理を行っている。

既にこのような事実があるにも関わらず、明確な根拠も無い「一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘」のみで、さらなる規制を実施するような文言を盛

り込むのは賛同しかねます。

また、この項目自体、「知的財産」との関連性が不明にも考えられます。 むしろそういうのは青 少年健全育成関連等を議論する場 でやれば良いと考えることから、この項目は削除していた だきた〈思います。

·第四章 2 (2)

そもそも、JASRAC等の著作権利者団体が必要かどうかを議論するべきでは?と思います。ネットを使用し、各種システムを整備すれば、著作権利者団体等の余分な人手や組織を通さず、安価で透明性の高いシステムを構築することは十分可能であることが考えられ、そのシステムの運用はそれこそ税金で雇われている公務員がやれば公平で良いのではと思います。

すでにJASRACの強引な取立てと不透明な配分は社会問題化しており、一部の議員さんも問題視していると聞きます。権益を一箇所に集めると問題が発生するのは自明の理なので、権利の分散・取り扱いの透明化を積極的に進めていくべきでは?と考えます。

·第四章 2 (4)

日本の著作権法は海外と比較し権利者側に強く、さらに米国のようなフェアユース条項もありません。著作権は現行の著作者死後50年でも十分長く、過去の作品を使用し、そこから新たな作品を創造する上での足かせになっている側面があります。それをさらに延長し、著作者死後70年にすると、本来文化の振興を担うはずの著作権法が、文化を縮退させる方向に働いてしまうと考えます。著作権はそれを作った人間と、せいぜいその配偶者を保護できれば十分で、著作者とその配偶者の死後、20年ぐらいで保護を取り払い、文化の振興にどんどん使用するくらいでも良いのではないでしょうか。

·第四章 3 (2)

どんどんやってください。お願いします。ビデオカメラ1つとってもAVCHDとHDV、光学ディスクをとってもHDDVDとBDと、メーカーのエゴで進む身勝手な独自規格乱立は、結局は消費者の不安をあおり、製品の売り上げ低下、しいてはメーカーの損失にもつながり、なんの利益もありません。

·第四章 3 (3)

消費者も、その作品を作った人に払ったお金が行くのであれば複製料は払います。 重要なのは払ったお金が本当に作品を作った人に行っているのかが不透明になっている現状だと考えます。 お金を払う形態も重要ですが、消費者、著作者間でのお金の流れの透明化、双方に納得の行く運用だと考えます。

・調査会の構成員について

消費者の代表が不在です。これではコンテンツプロバイダの意見ばかりが尊重され、消費者 不在の議論が進められます。消費者の代表、コンテンツの二次利用者の代表も含んだ議論を実施していただきた〈思います。 現在、日本国内外のコンテンツ利用用件については、問題点が山積みです。デジタル化、ネットワーク化により、著作権法が想定していなかった事態が多々発生し、結果著作権法がコンテンツ利用の足かせ、悪法となっている部分も見受けられます。コンテンツはそれを作った人がまず一番に保護されるべきであることは言うまでもありませんが、過剰な保護は利用を萎縮させ、かえって権利者にも損失となるとも考えます。他方、著作権的にいるいろと言われている同人誌即売会やYouTube等も、企業が積極的にプロモーションの場として利用することにより、著作権法的にはグレーだが、メリットを生み出している例もあります。フランスのパロディ条項や米国のフェアユース等、権利者だけでなく利用者にもメリットのある条項を盛り込み、結果全体的にコンテンツがどんどん使用され、文化の振興に貢献するような、「日本式」著作権法、知財利用の仕組みを作り上げていただきたく思い、筆を取らせて頂きました。

203 「発掘!あるある大事典2」の捏造問題で、総務省が放送法の改正で、民放テレビの番組を法規制するような改正法案を盛り込み、捏造再発防止をするようですが。

捏造の再発を防止するとはいえ、NHKを含む民放テレビのスポーツ・アニメ・ドラマ・バラエティ 等の番組が、捏造防止する為の規制強化がされると、憲法で保障されている報道の自由・表現 の自由に反します。

BPOの外部機関による、放送業界への自主規制に任せるべきでは無いでしょうか?

204 前略、私は工業大学に籍を置いている学生です。

今回の知的財産推進計画2006の中で、私の個人的立場に最も関係の深い事柄である(知的 財産)いわゆる(著作物)に関する項目を拝見し、私独自の見解を明らかにしたいと思います。

まず第一に、この計画書にて(模倣品)と定義される物ですが、これは原作の完全なコピー品に 限るべきだと思います。

その理由としては、二次著作物の存在です。(法で定義されているかは存じませんが、このような 言葉は存在します)

まず二次著作物がどのような物かと言う事ですが。 例えば、議員方の世代で言えば (仮面ライダーごっこ) 等で、 子供の頃に遊んだ経験がおありかと思われます。

また学校の休み時間に、自由帳(いわゆる落書き用のノート)に、好きな漫画のキャラクターなどを描かれた覚えのある方も居られる事でしょう。また、それを友達と見せ合ったりもしたのではと思います。

個人のホームページ等で著作物を模倣したイラスト(いわゆる二次創作物)を載せるのは、実際 のところそういった行為の延長線上にあるのではないでしょうか?

インターネットを自由帳、ホームページ閲覧者を友達と考えれば、簡単に納得していただけると思います。(仮に理解できない方がいらっしゃる場合は、個別にレクチャーいたしますので、ご連絡〈ださい)

確かにあからさまな著作権違反(テレビアニメ・ゲーム等著作物のキャプチャーを張る行為等)は、当然無視できない問題ではありますが、だからと言って余計な物までも規制するのは、エゴイスト的な行為に他なりません。

また著作権についての考えは、著作者によって千差万別であり、中には条件付で二次創作物を認めている会社も存在します。(嘘だと思うのでしたら、片っ端から各会社のガイドラインを読破なさってください。 ここでは形式上紹介しかねます)

その理由としては色々と憶測できますが、私が思うに二次創作物を一種の宣伝行為として捉え ているのではないかと考えられます。

二次創作物でその原作を知り、DVD・グッツ購入などの経済活動に大き〈貢献するという事も決して珍しいことではありません。(これも嘘だと思うのでしたら、ご自分の手でお調べください)

また、(模造)とは(本物に似せてつくる事)と言う意味です。

模造品を全てを規制すると、計画書にはありますが、ここで少し考えていただきたい。

例えば漫画本。良〈似た絵を描〈漫画家と言うのは、この日本国内だけでもとんでもない数になります。 むしろ個性的な絵を探すほうが困難です。(勿論意図せず似た物でしょう)

それら全てを模造品として規制するなら、漫画家は皆犯罪者と言うことになります。おかしいです よね? 誰が考えても変だと思います。

この計画は、そんなとんでもない危険性を秘めていると考えられます。

以上の点から、この計画は白紙とまでは行かなくとも、一から議論しなおす事が賢明であると考えます。

『石橋を叩いて渡る』という言葉がありますが『石橋を叩いて確認した上に、強度の補強を行った後に慎重に慎重を重ね、かつ細心の注意を払いながら渡れ』と言うのが適当でありますね。また、現段階でこの計画が日本を世界最先端の知的財産立国にするとはとても思えません。このような稚拙かつ無駄な議論を続けるよりは、むしろ北朝鮮問題や議員絡みの税金横領問題(官僚の天下り・無駄遣いなど)を議論していただいたほうが、一国民としても大変喜ばしく、また本当にこの日本と言う国の為になるのではないかと考えます。

205「知的財産推進計画2006」に対し個人としていくつかご意見申し上げます。

まず、

「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」中に、

「安心してコンテンツを利用するための取り組みを奨励・支援する」として

「一部のコンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているとの指摘を踏まえ」「有害なコンテンツから青少年を守る」「インターネット上の違法・有害情報に対処する」などの記述がありますが、何をもって有害とするかは人によって幅があり、そう単純なものではなく、また「有害」と「違法」を同一視するべきでもありません。ましてや「社会全体に悪影響」などとはどのような根拠によるものでしょうか。あまりにも雑すぎる考えだと思います。

このような問題では冷静で客観的な論議による科学的な根拠もなく、まず悪影響があるという前提のもとに語られることがあまりにも多く、一部の感情論がそのまま法規制につながる流れが憂慮されます。

ロックやビートルズ、手塚治虫の漫画などが「有害」とされバッシングされていたのはそう昔のことではありません。

続けて、

「著作権を70年に延長する」ということが検討されているとありますが、

現状の「著作者の死後50年」で充分であると考えます。

そもそも作者の死後50年前の作品で現存しているもの、現在でも流通しているものがどれだけ あるのでしょうか。

半世紀も過ぎれば、極一部のもの以外、人の記憶にすら残らないものが大半です。

ましてそのころよりはるかに情報や娯楽が増えた今、一部の例外を除いてこの先著作者の死後 50年たっても残るものがどれだけあるのでしょうか。

例えば現在では小説や漫画なども、一部を除いてわずか2年前のものですら絶版で手に入らないこともたびたびであり、作者が存命していても忘れられていく作品が大半です。出版社とて文化に貢献する意識はあっても、慈善事業ではないのですから、利益が一定以上あげられるほどの商品価値のない作品を永久に出版するわけにもいかないでしょう。死後50年というメディアそのものすら変化してしまう(レコードからCDへなど)長い期間ではなく、もっと早く公共の財産として、複製されたリアレンジされたり利用されていたなら、今でも現存や流通していた作品はもっと多かったと思います。

それでも、これ以上延長とするのであれば、基本は死後50年として、それより長くする場合は著作権を受け継いだ人物が毎年申請することによって更新し延長できる。ただしその場合は更新料を支払い、更新料は毎年金額が加算され、更新の上限年数は70年とする。というような幅のある方法を取っていただきたいと思います。

また、参考サイトである、知的財産戦略本部の、

知的創造サイクル専門調査会(第9回)(第10回)議事録·議事次第の資料にありました、「知的創造サイクルの推進方策(案)」の、

- 2.模倣品·海賊版対策
- (2)海賊版対策のさらなる強化を図る」として、

「著作権法における「親告罪」を見直す」とありましたが、この場合の「模倣品・海賊版」を「= 著作権法違反すべて」とすることには反対です。

D V D や C D、パソコンソフトをデジタルコピーして販売するような行為は明らかに著作権者の利益を損ないますから、そのような一般的にいう「海賊版」に対する対策強化は必要と思いますが、「著作権法違反すべて」を非親告罪としてしまうと、例えば小説や漫画、アニメやゲームの個人的なファンサイトの多くや、ファンの作ったパロディ作品や同人誌などが取締りの対象となってしまいます。

また、著作権の引用の要件は非常にあいまいであり、正当な引用であるかどうかの判断は難しいです。引用と認められなければ著作権違反となり、著作権者の判断によらない非親告罪となれば、評論や感想すら萎縮して書けなくなってしまいます。また図書館での資料のコピーなどについても非常に難しくなります。

|たしかに厳密に考えれば、そのままをコピーしたのではな〈自分で描いたとしても、著作権者によ|

る許諾を得ずに、既成のキャラクターをモデルにして描いたイラストをホームページに載せたり、 パロディ作品を書いたりするのは著作権法に触れることになります。

しかし、そのようなファン活動が著作権者の利益を損なうことは考えに〈〈、市販されている映画やテレビドラマ、漫画などをコピーして販売することと、ファンが好きな作品を楽しみ、それを広めるためにファンページをつ〈ることなどを同列に扱っていいとは思えません。

漫画にしろアニメにしろゲームにしろ小説にしろ、その面白さや価値はまず作品自体を知ってもらわなければ始まりません。

ファンページや同人誌はいうなれば口コミです。

パロディ作品を読んだり見たりしたことでもととなったオリジナルの作品に関心を持つこともあります。

またパロディというものはもととなるオリジナルを知らなくては楽しめないのが普通であり、パロディ作品を描く人、それを楽しむ人の多くはもととなるオリジナル作品のファンでありユーザーです。

公式ページなどの情報は、本でいうならあらすじが紹介されているようなものですし、いまひとつ 具体的でなく、やはり個人の感想が一番参考になりますし、購買意欲にもつながります。

許諾をとればいいとはいっても、人気作であればあるほど、ファンの数は膨大になりますし、企 業対個人で一人ひとりに許諾を出すというのも非現実的です。

また「許諾=ライセンス」と思われればかえってオフィシャルとの錯誤がおきかねませんし、自由な(批判も含めた)意見が言いに〈〈なるということもあります。

企業によっては「許諾」という形より大まかに「利用のガイドライン」などを決めてファンのパロディなどの二次的な創作を認めているところもありますが、非親告罪となると、第三者が判断してしまうので、それすらもできな〈なる可能性もあります。

いわゆる「お絵かき掲示板」に好きな漫画やアニメのキャラクターを描いただけで逮捕されるような事態が正当とは思えず、かえって作品をファンが楽しみ、それによってその作品やジャンルやコンテンツが発展していくことを妨げると考えます。

そもそも著作権法違反は「五年以下の懲役、若し〈は五百万円以下の罰金」と大変に重い犯罪 になっています。そしてまた著作権法は言論や表現の自由にも深〈かかわっています。そのため 解釈の幅も広〈、あいまいなところもあります。 違反とする判断は慎重であるべきです。

だからこそ違反については親告罪である必要があるのだと考えます。

著作権は個人法益である以上、名誉毀損などと同じ親告罪とし、侵害とするかどうかはその著 作権者の判断によるべきです。

さらに去年(2006年)の11月末頃に「政府の知的財産戦略本部において「音楽や映像を違法コピーした「海賊版」をインターネット上からダウンロードすることを全面的に禁止する著作権法改正に着手する。08年通常国会に提出をめざしている改正案に盛り込む。」という報道がありました。

しかしインターネットの仕組みでは、「ネット閲覧 = ダウンロード」ともいえます。

また「海賊版 = 著作権違反となるものすべて」となれば、極端な話、先に挙げた「漫画やゲーム、 アニメのファンによるファンページ」を見ただけで犯罪となってしまいます。 そもそも違法なのかどうなのかは事前には分かりませんので、さらに極端に言えば「ネット閲覧 = 犯罪」にすらなりかねません。

またアップロードは現在でも禁止されていますが、現在でも流通している作品については著作権者の利益を侵害していると言えますので禁止することは妥当だと思われますが、今は見ることのできない昔のCMや、再放送もなくDVDなどにならないニュースなどを検証するためにテレビを録画したものなどについては、もっと利用しやすくするべきだと思います。まず罰則ありきという考えではなく、オフィシャルに見ることが出来れば違法アップロードなどは減るでしょうし、ニュースなど公共性の高いものはもっと自由に利用ができるようにするべきです。

長くなりましたが、どうかよろしくご検討くださいますようお願いいたします。

追加意見です。

先ほど意見を「知的財産推進計画2006」に対し送らせていただきましたが、一部文章が抜けて おりましたので追加いたします。

「著作権法における「親告罪」を見直す」に対しての反対意見につきまして、追加いたします。

先ほどお送りした意見ではファンによるパロディや、場合によっては批評などまでが非親告罪とされる事に対する反対意見が主でしたが、最近おきた「漫画家が歌手を「自分の作品から歌詞を盗作した」」と非難し、謝罪を求めた事件」などをかんがみると、あの程度の一部の類似性で盗作とされるのであれば、自分で考えた自分のオリジナルの作品、小説や漫画、曲や歌詞などでも、もしくは掲示板における発言であっても、著作権法違反が非親告罪とされれば、いつどこで誰に訴えられるかわからず、そうなれば創作をすることも、ただの発言すらできなくなる危険性が高いと思います。創作をするときに過去に出版された作品を全部チェックして台詞や地の文一つかぶらないようにすることなど不可能ですし、作品掲示板の発言にも著作権はありますが、だからといってインターネット中のすべての発言をチェックすることなど不可能です。たとえただの言いがかりであってもそれを証明することは非常に難しいです。

著作権法の非親告罪化は言論の自由を著し〈侵害する可能性が高いです。

重ねて「著作権法における「親告罪」の見直し」には反対いたします。

206 第4章の中の、「(4)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う」の項目の中で著作権保護期間の延長について触れられているようです。

著作権の保護期間(著作者の死後 50 年)を 20 年延長して、死後 70 年を原則とすることについ ては反対します。

保護期間延長の根拠として、

- (1)保護延長は創作者にとって新たな創作の意欲を高める。
- (2)国際的調和をはかることが文化交流の観点から望ましい。またわが国の著作物の真の国際 競争力につながる。
- (3) 欧米諸国なみに延長することで真の「知財立国」を実現できる。
- (4)延長とあわせて(わが国だけが一方的に課されている)「戦時加算」を解消できる。
- (5)保護期間の延長により、著作物の資産価値が高まり、これを利用してファイナンスすれば、 再生産のための資金調達が容易になる。

などと、権利者からの主張がなされていると、私は聞いています。

- (1)の意見ですが、現実には、保護期間を著作者の死後 50 年からさらに延ばしても著作者の創作活動を支えることにはならなりません。
- (2)(3)への反論として、保護期間を延長しても欧米の一部権利者の利益となるだけで、わが国の権利者にとっての現実的利益はないと思われます。むしろわが国の創作者の創作活動の自由領域を狭めるという意味では結果的に「知財立国」に逆行する可能性があります。イギリス財務省は音楽録音および関連する実演者の権利の保護期間を50年のままとする提言がなされているようであり、70年とすることが文化交流の観点から望ましいという意見には全〈根拠がありません。
- (4)の意見は、保護期間の延長は「戦時加算」の解消とは無関係ですから根拠がありません。
- (5)の意見はまった〈荒唐無稽で、70年後にも価値があるかどうか分からないものを利用しファイナンスなど出来るはずがありません。

他にも、著作権保護期間が長期になることで多くの弊害が生じています。

まず、死後長期化するほど相続等の権利承継が多くなり、権利が分散化し利用許諾を得るのが 困難となります。それによって各種文化活動やアーカイブ活動などの創作、実演、研究、保存等 の活動を萎縮させることになります。また権利処理の煩雑さから、むしろ死蔵され日の目を見な い古いコンテンツが増える蓋然性が高くなります。

保護期間は一度延長されると既得権の関係で短縮はきわめて難しいと言われています。延長によって直接的な影響を受けるコンテンツユーザーや、オーケストラや合唱団等の実演家団体、芸術団体、図書館や電子アーカイブ等の保存・公開活動の主体、視聴覚障害者等の福祉関連利用者、教育機関及び研究機関、各種分野における現場の著作者を含む各種のクリエーター、放送局・出版社等の事業者、その他関係者の意見を広く十分に聞くべきです。現在、それは十分に出来ていません。特に末端のユーザーの声はほとんど反映されていません。

クリエーターとユーザーは重なりあうものであり、有能なクリエーターはしばしば他のコンテンツを 多〈利用するユーザーです。両者が文化的活動を活発に行うことがなければ文化の発展はあり 得ず、そのためにはコンテンツ利用を制限する権利の拡張は慎重になるべきです。

また、パロディとしての使用など、二次創作が日本では諸外国と比較し強〈制限されています。 諸外国で認められている権利制限規定を日本の著作権法にも積極的に導入する必要があると 考えます。

第2章の中の「5.知的財産権制度を強化する」の項目について、(5)知的財産権侵害に係る刑罰を見直す、とありますが、懲役刑を10年とすることについて、その適用範囲などについては慎重に討議する必要があると考えます。

最近、音楽演奏に関してライブハウスなどの経営者が JASRAC から起訴され逮捕されるケースをしばしば耳にします。また、同人誌のような二次創作について権利者にあたる出版社が刑事告訴を健闘しているケースもあります。こういった事例の場合、懲役10年は刑が重すぎると思われます。

JASRAC による音楽著作権使用料の請求については、不明瞭で分かりに〈い、一般的な金銭感覚から逸脱しているのでは、という印象を報道などから受けています。著作権使用料は公共料金ですから、権利者の独断ではない適正な金額が請求されるべきです。ライブハウスなどが存続できないほどの多額の請求が行われるとすれば、問題だと考えられます。

以下、請願致します。

- 1)音楽喫茶·ライブハウスの存続を可能にするため、収入に応じた音楽著作権使用料の算定を 請願いたします。
- 2)社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して、音楽著作権使用料算定額についての 利用者への明確な説明を請願いたします。
- 3)社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の経営状況と音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。
- 207 http://www11.atwiki.jp/stop_kisei/を見て下さい。彼らは切実です。
- 208 「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

著作権保護期間の延長は文化の発展にとって有害無益であり、断固反対する。アーカイブ構築 支援の拡充こそが喫緊の課題である

前回の推進計画改訂では「アーカイブ化を促進し、その活用を図る」「自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエーターを支援し、他人の作品や保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す」等の項目が新設されたが、殊に米国政府から日米年次改革要望書を通じて、或いは日本国内の著作権管理団体が要求している著作権保護期間を死後 70 年またこ公表後 95 年に延長することが推進計画に謳われる「アーカイブ化を促進し、その活用を図る」ことと全〈相容れないものであることについて政府、とりわけ文化庁はどのように認識しているのか。民間事業においては「青空文庫」(http://www.aozora.gr.jp/)に代表される草の根運動的なアーカイブ構築事業が進められているが、青空文庫を2004年にアメリカ政府の圧力でProject Gutenberg of Australia(http://gutenberg.net.au/)が活動不能に追いやられたのと同じ目に遭わせるのが政府の掲げる「知財立国」なのか。平成17年11月4日付政府答弁書(内閣衆質163第34号)ないし平成19年3月23日付政府答弁書(内閣衆質166第118号)において表明されている認識は、文化庁がこうした民間アーカイブ事業の存在価値を路上に転がる礫か何かのように矮小化している証拠ではないのか。

そもそも、著作権延長を要求する意見は何かと言えば「欧米並み」を連呼するが、米国・EUとも最近 1、2 年の議論は明らかに著作権延長の膨大かつ看過し難い弊害を認識し、それを打破する為の手法を模索し始めたことが明白である。即ち、EU は 2004 年に現行の発行後 50 年と規定されている著作、隣接権の延長を断念し(http://europa.eu.int/comm/internal_market/copyright/docs/review/sec-2004-995_en.pdf)、英国では昨年 12 月に大蔵大臣の諮問に対する答申として公表された「Gowers Review of Intellectual Property

(http://www.hm-treasury.gov.uk/media/583/91/pbr06_gowers_report_755.pdf)において EU の 2004 年文書よりもさらに詳細かつ綿密な分析をしたうえで著作隣接権の延長が経済的・文化 的のいずれの側面からも有害無益であると断定するに至っている。また、EU 各国の中央図書館がその蔵書をオンライン上で公開する「European Digital Library」計画も 2005 年より正式に開始されているが、いずれの国においても蔵書のほとんどが著作権保護期間を満了しておらず(一旦、パブリックドメインになった著作物に対しても遡及適用されたため)、2010 年までに 600 万点を公開すると言う目標の達成が絶望視されており、このような状況を創出した原因である 1993年の指令を抜本改正すべきであるとの声が日々、高まっている。そして、米国議会図書館著作権局は「Report on Orphan Works」と題する報告書を昨年 1 月に公表した(http://www.copyright.gov/orphan/)が、その中では人為的な著作権延長により増加する一途の孤立作品(Orphan Works)の問題は「重大かつ緊急性を要する」と結論づけられており、5月には「Orphan Works Act」と題する法案(日本の著作権法第67条とほぼ同内容)が議会に提出されたものの9月に廃案となっている。このような実情を無視して「世界的傾向」「欧米並み」「(著作権保護期間が個人の死後または法人の公表後100年で全世界最長の)メキシコに追い着け、追い越せ」を合い言葉に、ご〈少数の(全著作物中、2%弱にしか過ぎない)長期間、経済的価値を維持し続ける著作物の途方も無い「代償」として膨大な量の孤立作品を創出しようとしている延長賛成意見は欺瞞との謗りを免れ得ない物である。

本年度の文化審議会著作権分科会に新設された「過去の著作物の保護と利用に関する小委員会」では、大方の懸念が現実のものとなった形で青空文庫に代表される民間のパブリックドメイン運動代表者は分科会委員・専門委員のいずれに任用されることも無〈審議会事務局により議論から徹底的に締め出されており、今後は「ガス抜き」扱いで1回程度のヒアリング出席ないし小委員会としての意思決定には関与出来ない形でのオブザーバー参加程度は「許可される」のかも知れないが、そのような処遇は著作権延長により最も大きな実害を受ける当事者・利害関係者の発言権・意志決定権を奪うことに他成らず、絶対に許されるべきではない。仮に審議の中途であっても当事者・利害関係者として意志決定に関われる形での委員または専門委員登用を絶対に行うべきである。

また、昨今はいわゆる「1953 年問題」がニュースで取り上げられる機会が多くなっているが、映画著作物のみ延長の対象とした平成 15 年改正により、どの程度の経済効果が発生したのか第三者による検証を行うべきである。いわゆる「日本映画黄金時代」と称される同年に公開されたタイトルで必ず名前の挙がる少数のタイトルならばいざ知らず、同時期に公開された膨大な点数のマイナー作品は映画会社の倉庫に死蔵されたままで一銭の儲けも発生させず、著作権が切れれば可能であるはずの公開もされずただ朽ちて行くのみの状態に陥ってしまっているのではないのか。そして、何よりそうした作品に光を当てて現代の感覚で蘇らせる機会を人為的に喪失させているのではないかと言う観点から検証を行うことが絶対に必要であると考える。

米国の Google Book Search や European digital library、そして日本の国立国会図書館近代デジタルライブラリーなどインターネットの出現と発展により可能となった「世界中の誰もがアクセス可能なアーカイブ構築」は今や人類的課題であり、その享受者が新たなクリエイターと成るのである。著作権保護期間の問題はそうした大局的・長期的視野に立って考えるべきであり、企業や著作権管理団体、ましてや外圧により選択を歪めることは断じて許されない。

|再販売価格維持制度及び新聞・出版業に係る特殊指定は直ちに廃止すべきである

独占禁止法第23条4項に基づ〈著作物 書籍・雑誌・新聞・レコード盤・音楽用カセットテープ・音楽用CD 再販価格維持制度に関して推進計画第4章1.1.(3)で「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する」と言及されているが、この項目には基本的に賛成する。但し、技術革新による代替手段の確立を始めとするや市場動向の変化を基に近い将来の制度廃止を前提とすることを明示すべきであると考える。

音楽用 CD 等の商業用レコードに関しては著作権法による還流防止措置の施行を機に即時・無条件に制度を廃止すべきであり、本年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書においても廃止の方針が明示されたにも関わらず、業界関係者が大量に同一文面の組織票を送り付けるなどの圧力に屈する形で「音楽用 CD については再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する」と当初の方針から大幅に後退した表現に留まったが、本年の改訂では当初の方針通り「再販制度廃止」を目標時期(可能な限り 3 年以内)と共に明記すべきである

なお、文化庁は「還流防止措置と再販制度は無関係」と言う見解であるが、日本の音楽用 CD |は還流防止措置の視野とされているアジア諸国と比較しての場合のみならず欧米先進国とヒッ トチャート上位曲について比較してもその小売価格が突出して高額であることはよく知られてい |る。 また、 レコード会社が再販制度を前提にしたビジネスモデルに固執し続けていることが欧米| で爆発的な人気を得ている「iTunes Store」のような低価格かつ利便性の高い音楽配信サービス の普及が日本において一向に進まない理由の一つになっている現状は本末転倒との謗りを免 れないものである。これまで、再販制度により保護されていると考えられて来た民謡などの需要 が少ないタイトルについてもインターネットを経由した音楽配信ならば製作から流通に至るまで 低コストで実現可能なうえ全国どこでも利用可能であり、もはや音楽の供給手段としては音楽配 信が現行の CD 製造・販売に大き〈取って代わるものとして確立される可能性は揺るぎ無いと言 える。再販制度を維持すべき理由に挙げられる「文化の普及」と言う観点からは、技術革新によ り可能になった音楽配信サービスを阻害することの方にこそ問題が有るのは自明であり、少なく とも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われたと言う べきである。再販制度を擁護する意見の中には「インフラの未整備」などが挙げられているが、 インフラの整備は政治の役割であり「未整備地域の解消」と言う政治の役割を棚上げしての擁護 意見が政治家から出されることは極めて遺憾であると言わざるを得ず、猛省を促したい。中山信 |弘本部員が 2 月 20 日のコンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループで述べ |た「レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日本だけだと思 |いますし、また、一昨年の著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防止措置、つまり安いレコ ードが日本国内に入ってこないような措置を取りました。国内的には再販で価格を維持し、国際 |的な競争もしないという、世界でもまれに見る状態に置かれているわけであります。 こういう状態 が、果たして日本の文化を守るために必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界が まねをしないのか。現在、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。 世界一高い CD を買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。 そういうと |ころから、私は考え直さなければいけないと思います。アメリカよりも産業規模が小さいわが国| の音楽産業、それに対してレコード会社はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけでありますけれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変わってきている。例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関係ない世界が出現しつつありますしたがって、再販制度で利益を得て、企業は現在はいいかもしれませんけれども、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊が始まるのではないかと私は考えています。そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけでして、もう何年も前から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけであります。知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりますし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。したがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです」との見解は全くの至言であり、全面的に賛同する。

他方、活字媒体に関しては現状では商業用レコードのような技術革新による代替的供給手段 |が確立されているかどうか疑義が残るものの、韓国では来年度より全廃されることが決定してい るなどの状勢の変化が有るのみならず、出版業界に関しては音楽業界で昭和 54 年の全国レコ ード商組合連合会事件を契機に解禁されたポイントカードの発行にすら消極的であるなど運用 |が極めて硬直的である点の是正を断行すべきであることは論を待たない。 業界が 「再販制度の| |盟友」と称して止まないドイツやフランスにおいてすら時限再販が採用されている事実にすら目| |を向けず、諸外国にも全〈例が無い半永久的に小売価格を拘束する運用は、発売後相当期間を 経過したタイトルの需要を逃し裁断処分が総印刷数の 4 割にものぼる「文化の墓場」とでも称す べき凄惨な現状を作り出している。この事実は、それまで「別の店に持って行けば売れる可能性 |が有り、 その輸送費用を国民が均等に負担する為の制度」と説明されて来た再販制度の意義が| |ほとんど有名無実化してしまっている現状を考えても「業界の自傷行為」であると言わざるを得 ない。このような極度に硬直した運用を抜本的に是正することこそが図書館や古書市場、そして その利用者を「読者は味方・消費者は敵」と視野狭窄極まり無いプロパガンダ的フレーズを並べ 立てて弾劾するよりも遥かに業界、ひいては文化の発展に寄与するであろう。最後に付言する ならば、定価より割り引いて書籍を販売する行為自体が著作者の名誉や信用を毀損するもので はないことは平成 13 年 8 月 29 日の東京高等裁判所・平成 13 年(ネ)第 147 号損害賠償請求控 |訴事件判決においても認定されているところである。

また、上記の観点より新聞等の特殊指定に関してももはや維持すべき理由は皆無であり、直ちに廃止すべきである。特殊指定及び再販制度の是非と宅配制度が密接不可分であると言う日本新聞協会の主張はミスリードそのものであり、半世紀以上にわたってほとんど変化の見られない前近代的なシステムを引きずり続けている現行の宅配制度に対する整理・合理化を進め「特殊指定及び再販制度に依存しない新しい宅配制度」の確立こそ推進すべきであると考える。

そもそも、都市部か過疎地かを問わず過大な景品競争や事実上の値引きである「3ヶ月間無料」購読契約などが常態化している現状は、自ら「絶対護持」を叫んでいるはずの再販制度が既に足許から遵守されていないことの証明と言うべきであり、プロパガンダ的に発せられ続ける「文化水準の平準化」「知る権利の保障」が建前にしか過ぎないことの証左であり、このように「既に

守られていない」制度を護持しろと言う新聞業界の主張は全〈意味不明であると評せざるを得ない。また「全国同一価格」を標榜する欺瞞性は同日に発行される東京本社版と西部本社版のページ数に格段の違いがあるにも関わらず同一価格であるが故に西部本社版の方がページ当たりの単価が高額である事実を見れば明白である。

以上の理由により、再販制度及び特殊指定の廃止は急務であり、賛成意見を抹殺し、誹謗中傷する新聞・出版業界の「マスメディア全体主義」的態度を戒める為にも推進計画において「独占禁止法第 23 条の廃止を前提にした縮小」を、目標とする時期と共に明示すべきであると考える。

コンテンツ産業の遵法精神欠如の温床たる独占禁止法第 21 条は直ちに廃止すべきである

公正取引委員会は独占禁止法第21条の適用除外規定により法律の執行を躊躇している事実は無いとの見解であるが、筆者を含む一般国民の多くはこの見解に同意していない。さらに付言するならば、仮に独禁法第21条の存在により公正取引委員会が萎縮していなくとも法を執行される側である企業、ひいては業界の遵法精神欠如に本条の規定が与えている悪影響は計り知れないほど大きいと言わざるを得ない。その中でも「コンテンツ産業」と総称される業種に属する企業や団体は本条を「独禁法を遵守する義務そのものの免除規定」であるかのように解する傍若無人ぶりが顕著であり、最近の事例で言えば(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント事件(平成13年8月1日審判審決)がその典型例である。なお、本事件審決では被審人側の主張を「知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、あるいは同制度の目的に反するものであることはいうまでもない」と全面的に斥けており、この一文を引くまでも無く「制度の目的に反するものであることはいうまでもない」日・推進計画2004の第4章9(9)-2)ivが2005年の改訂に際して削除されたのは当然の対応であり、これを歓迎する。

要するに「コンテンツ産業」と総称される業種が年々、底無しにエスカレートさせる業界権益拡大要望は「著作権を強化すればそれだけ独禁法の適用範囲が縮小される」と言う表裏一体の関係に基づき、通常ならば独禁法違反とされる行為を堂々と「著作権の行使」と称してやらせると言っているに等しく、到底容認され得るものでは無い。何より、米国の反トラスト諸法にも EU の競争指令にもこのような執行機関を自縄自縛する規定は存在せず「知的財産権の行使」が主張される行為を含めて積極的に是正措置が執行されているのであり、本条を「独禁法を遵守する義務そのものの免除規定」であるかのような解釈に基づいた不公正取引行為が後を絶たない状況に対する執行力の確保を行うことが絶対に必要である。著作権の多くが任意規定であるのに対して独禁法は強行規定であり、本来ならば日本国内において経済活動を行う全ての者が遵守する義務を負うべき性質の法律であるにも関わらず、一部の業種に従事する者の間で「著作権を保有している」ことを以て法律を遵守する義務を全く免除される特権が与えられるかのように錯覚し、或いはその錯覚を現実にしようとしゃかりきに業界権益拡大を主張する姿勢が一般国民の多くから顰蹙を買っている現実を直視するよう、関係者各位に対して切に望むものである。そして、この悪弊と訣別する為に最も効果的な施策は独禁法第 21 条の廃止をおいて他に存在しないと考える。

なお、今回の意見募集に際しても(社)コンピュータソフトウェア著作権協会を中心に「権利の消

尽は絶対悪である」との讒言が提出されることが予想されるが、そのような讒言を再び採用することが無いよう重ねて要求する。2004 年 5 月 27 日に当時の行政改革担当大臣が行った要求は、2001 年から 2005 年まで 5 年間の岐阜県公報に告示された内容に基づ〈限り大手ゲームメーカー・タイトーからの政治献金によるものであることは明白である。これは明白に「政治とカネ」にまつわる問題であり一旦、削除された項目を復活させることが「知財立国」の趣旨を「政治とカネ」によって歪曲する暴挙以外の何物でも無いことも指摘するものである。

著作権法違反の非親告罪化は「二次創作を対象としない」ことを明示すべきである

本年の推進計画改訂では著作権法違反の非親告罪化が盛り込まれる可能性が高いと報じられているが、その定義と範囲が曖昧なまま非親告罪化が行われた場合、捜査当局の一存で創作活動全般に取り締まりの網が拡大され、いわゆる「点数稼ぎ」の為の摘発が横行し創作活動全般の萎縮を招く恐れが極めて大きいと評せざるを得ない。そのような懸念を払拭する為にも、非親告罪化を行うに当たってはその対象をご〈一般国民の言論・表現の自由を阻害する恐れの無い一時ソースの違法複製物の頒布など、ご〈限られた範囲に限定すべきであり、特に二次創作に関しては次世代のクリエイターが技能を向上させる場として機能している側面を評価する観点より、非親告罪化の対象としないことを明確にすべきである。

また、同様の観点より違法複製物のダウンロードを含む取得や所持そのものを違法化すること に対しても特段に慎重な対応が求められ、知る権利の阻害や冤罪の発生に対する危惧を払拭 し得ない状況下での違法化は行うべきではないと考える。

著作権法に「動画著作物」の定義を新設し、頒布権の名称を「興行配給権」に改めるべきである

現行著作権法における「映画著作物」には頒布権(第26条)・保護期間のプレミアム(第54条) など様々な特権が認められており、それ故に「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果 |を生じさせる方法で表現」されている著作物が新規に登場するたびに「映画著作物」の定義が拡 |大解釈され続けていると言う問題が生じている。その一方、現行の「映画著作物」の定義では| 「物に固定されている」ことも要件とされているが、昨今では技術革新によって「物に固定」されて |いない「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現」されている FLASH ムービーなど が登場している。また、映画著作物の権利は第 16 条によ って主に出資者たる法人に帰属することとなっているが「映画の効果に類似する視覚的又は視 |聴覚的効果を生じさせる方法で表現」される著作物は従来のように法人が多額の費用を投じな ければ製作不可能と言う訳ではなく年々、技術革新によって少人数ないし個人が低コストでこれ |を創作することも可能になっており、その中には個人がインターネット上で公開していた作品がテ レビ放映されるケースなども出始めている。 こうした現状に現行著作権法第2条3項の「映画著 |作物」の定義が合致しな〈なっているのは明らかである一方、個人に対して現行法の「映画著作| 物」に与えられている様々な特権を認める形での解釈変更はそれらの特権が与えられた理由と |齟齬をきたすものであり、問題が大きい。また、これまで昭和 59 年 9 月 28 日の東京地方裁判| |所・昭和 56 年(ワ)第 8371 号損害賠償請求事件判決を契機に映画著作物と完全にイコールの| |存在であるかのように喧伝され続けて来たビデオゲームの場合でも、 平成 11 年 3 月 18 日の東| |京高等裁判所・平成7年(ネ)第 3344 号著作者人格権侵害差止請求事件控訴審判決において| 『本件著作物は、いわゆるシミュレーションソフトの分野に属するゲームソフトであり、ユーザーの 思考の積重ねに主眼があるものということができ、そのプログラムによって表されるディスプレイ 上の影像の流れを楽しむことに主眼をもっているものでない......本件ゲームにおいては、ユー ザーがシミュレーションにより思考を練っている間は、静止画の画面構成の前で思考に専念でき るよう配慮されている.....以上の事実関係からみれば、本件ゲームは、映画の効果に類似する 視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現されているものとは認められず、本件著作物 が、映画ないしこれに類する著作物に該当するということはできない』と判示されたケースが存 在し、この時点で旧来のようなビデオゲーム全般が「映画著作物」と完全にイコールの関係であ るかのように喧伝され続けて来た学説は破綻したと言うべきである。また、平成 11 年の著作権 法改正によりそれまで頒布権とセットになっていた上映権が分離されたことで静止画像でも上映 権を主張することが可能になるなど昭和 59 年当時と比較すれば「映画の効果に類似する視覚| 的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現」されている著作物を拡大解釈させる必要性は乏 しくなっている。以上の理由により、現行法の「映画著作物」の定義を拡大解釈するのではなく言 |語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべきであると考える。 当| 然ながらこの「動画著作物」は少人数ないし個人が低コストでこれを創作することが可能である |以上、現行法の「映画著作物」で認められている様々な特権は認めないものとする一方、その保| 護期間については公表年でな〈個人の死亡年を起算点とすることでも言語・美術・音楽など他の |著作物との平仄を取るべきである。そして「映画著作物」は新設する「動画著作物」のうち「劇場| 等の施設において公衆に上映するもの」のみにその範囲を限定し、現行法上の様々な特権もこ の限定された範囲内において認める。その際、第 26 条の頒布権は後年、平成 14 年 4 月 25 日 の最高裁判所第一小法廷判決により決着を見るまで長ら〈論争の火種となった反省も込めて昭| |和 45 年当時の立法趣旨により忠実な「興行配給権」と言う表現に改め、 恣意的な拡大解釈の余| 地を無くす必要が有る。

「世界最強」と揶揄されるほどに厳格な同一性保持権を緩和すべきである

2004年12月16日の第9回本部会合において中山信弘本部員もその必要性を述べている通り、現行著作権法における著作者人格権、特に同一性保持権は最近の相次ぐ厳格に過ぎる司法判断により「世界最強」とまで揶揄されるに至っており、ベルヌ条約において許容されている公開を前提にしない閉鎖領域内での著作物(美術品等の原作品は含まない)の改変や著作者の名誉声望を害しない形での改変までもが、それにより保護される法益が不明であるにも関わらず禁止されると言う諸外国と比べて極めて不合理な状況に陥っている。このままでは表現の自由を脅かす恐れも大きく、ベルヌ条約上の許容範囲まで緩和するよう希望する。

他方、オンラインゲームにおける改変行為は「閉鎖領域」内に該当しないことは言うまでも無 〈、サービス提供事業者の利益及び信用を毀損する行為であり不正競争防止法の適用も視野 に対策を検討すべきであると考える。

著作権法においてフェアユース規定を明文化すべきである

従来、米国著作権法第 107 条(a)項に代表される一般公正使用、いわゆるフェアユース規定は |著作権法第 1 条に「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」と有る条文を根拠に現行| 法でもフェアユース的解釈を取り得るとするものか、或いは日本がいわゆる「成文法主義」であ ることから概念そのものを否定するいずれかの学説が提唱されて来たが昨今の裁判例はことご と〈後者の説に傾いており、今や「フェアユース」を持ち出した側が必ず負けると言うような状況に |陥っている。しかしながら、著作権法の目的は「文化の発展に寄与」することでありこの目的を達 成する為にフェアユース的解釈を採り入れることが必要な場面でも将来にわたっても延々とフェ アユース的解釈に基づく法の運用が否定され続けるならば、著作権法はその目的を永遠に達成 し得ないと言うことになってしまう。よって、フェアユース規定を明文で定めるべきであると考え |る。なお、いわゆる「成文法主義」説では現行の第 30~49 条に列挙されている適用除外規定と フェアユース規定は全く相容れないかのように主張されているが、諸外国の立法例を見ても個 |別の適用除外規定と一般公正使用規定が共存している事例は少なからず存在しており、この主| |張は当たらない。よって、フェアユース規定を創設する場合でも、現行の第 30~49 条は将来的| |な整理・統合を視野に入れつつそのまま残存させることが望ましい。但し、第 38 条については| 「営利・非営利」ないし「金銭の授受の有無」と言った外形的な条件ではなく「学術・教育」「福祉」 と言った目的別の適用除外規定にすべきである。

|障碍者の情報アクセス機会確保・拡大に関する項目を設けるべきである

昨年の推進計画改訂においては障碍者の情報アクセス機会確保ないし拡大に関する項目が第4章 I.1.(5)iv)に初めて盛り込まれたが、今後も障害者基本計画第7章「情報・コミュニケーション」(2) c.「情報提供の充実」で「点字図書、字幕付きビデオ等、視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。また、字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る」に対応させる形で取り組みを進めるべきである。

著作権法が「隠れ欠格条項」的に機能し、障碍者の情報アクセス機会が奪われいると言う問題点はかねてから指摘されているが、その確保・拡大に必要な法律や環境の整備は昨年の著作権法改正により進展が見られたが、録音図書の作成は第37条3項により「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設」にのみならず米国著作権法のいわゆる「Chafee条項」等を参考に、文化庁長官の認可を受けたNPO法人等にも録音図書の作成を認めるよう改正することが望ましいのではないか。聴覚障碍者向けにビデオへ字幕を添付する作業や要約筆記に関しても同様である。

「青少年保護」目的と称する包括的表現規制を意図した項目は削除すべきである

第 4 章 I.1.(4)i)・iii)が「青少年の保護」を大義名分に掲げる表現規制を意図したものであると言う批判が生じていることに留意すべきである。昨年成立したコンテンツの創造、保護及び活用の

促進に関する法律は第6条2項の「青少年等に及ぼす影響について十分配慮する」義務規定を理由に一部で「コンテンツ健全化法」と別称されているが、例えば体制批判的な内容を含む作品が公的機関により「青少年に有害な影響を与えている」と喧伝される状況がこの条文によって発生しないと言えるのか。事業者間で自主的に取り組むと言う条件の許でのレイティング及びゾーニングに関しては必ずしも反対するものでは無いが表現の自由が憲法で保障されている以上、何かしらの描写を法的に禁止することには実在する人の人権侵害防止など表現の自由に優越させるべき根拠が必要であり「青少年の保護」は、その根拠として余りにも曖昧かつ抽象的であると言わざるを得ない。そもそも、この条文の「青少年等に及ぼす影響」は定義が全〈不明瞭であり、性表現や暴力表現のみを念頭に置いたものではな〈体制批判的な内容を含む作品を公的に排除する意図が疑われるものと言わざるを得ない。よって、この項目は青少年が多様な体験を重ねることにより自身で「考える力」、いわゆるメディア・リテラシー能力を養う機会を奪うことに繋がる表現規制を意図したものと疑われる現在の文面に問題が無いかどうか、改めて見直すべきである。

また、警察庁が昨年4月から12月まで設置していた「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」がその設置根拠にしていたとおぼしき環境犯罪誘因説は、学界内で明確に否定されていることも併せて付言する。

商業用レコードの還流防止措置は早期に廃止すべきである

推進計画に基づき2004年6月3日に成立した著作権法の一部を改正する法律における商業 |用レコードの還流防止措置に対して多数の音楽ファン及びアーティスト・評論家ら音楽業界関係 者による大規模な反対運動が巻き起こり、衆議院に 33027 名分の反対署名が提出されたのみ ならず複数の新聞社説でも批判的に取り上げられたところであるが、成立後に文化庁が実施し た政令において定める年数のパブリックコメントでも文化庁は大多数の意見を無視する欺瞞的 態度を取り続けている。これとは別に、著作権法改正要望に関して行われたパブリックコメントで |は還流防止措置の縮小に関する要望が複数の企業・団体より出され、これに賛成する意見が全 |143 項目中の 1~5 位を占めるなど、依然として還流防止措置とその運用に対する不信感は根 |強〈残っているものと言わざるを得ない。 法案が国会に提出されるまでに、文化庁による恣意的| |な反対意見の排除や国際条約による「内外無差別原則」と言う不可避のリスクに対する一般消| 費者への情報開示が不十分であったばかりか業界及び文化庁が終始ごまかしとリスクの過小 評価のみに徹した欺瞞的な姿勢を取り続けたこと、日本経団連が合意に際して求めた「時限立 法」と言う条件を文化庁及び(社)日本レコード協会が反故にしたこと、著作権分科会において日 本レコード協会より提出された三菱総合研究所及び文化科学研究所によるデータが極めて信憑 |性の疑わしいものであること 特に、三菱総研のデータは分科会で委員に配布された「要約| 版」とは別の「完全版」が存在することが法案提出後に明らかになっている など、おおよそま ともな手続きに則っていないものを法案にしたのであるから一般国民の理解が得られないのは |当然である。2004 年の推進計画見直しに対するパブリックコメントで還流防止措置に対する反 |対意見が全体の8割以上を占めたことを受けて「施行後の見直し」が追記されたことは評価する| が、三菱総研データの需要予測が達成不可能であると判断された場合や日本国外のレコード会

社(日本に現地法人を設置しているレコード会社を含む)が輸入阻害的行動を取っている事実が認められた場合は、日本レコード協会が2004年6月末に新聞各紙で「万一欧米から洋楽CDの輸入が阻害される場合には、還流防止措置の廃止もやむを得ないと考えています」と表明したことを受けて直ちに還流防止措置を廃止すべきであるし、最初の期限である2009年1月1日を迎えても法律の施行前と比較して法律の制定時に業界が公約したアジア市場での販売目標枚数の達成が絶望的であることが明らかとなった場合も同様である。

なお、ソニー・ミュージックエンタテインメントや東芝 EMI など大手レコード会社の一部は既に前述の表明を反故にし、洋楽ベスト盤の輸入禁止申請を「日本法人が原盤権を保有している」ことを理由に行っている事実が有ることもここで併せて指摘する。文化庁はこのような状態を野放しにせずレコード会社に対して直ちに是正指導を行うべきであり、レコード会社が是正指導を無視したり文化庁が業界と馴れ合ってこのような状態の放置を続けるのであれば「公約違反」は明白であり、還流防止措置は直ちに廃止すべきである。

以上

209 「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

(1)想定されるコンテンツ産業新世界標準に対応した具体戦略の必要性

欧米が加速させているインフラとコンテンツを密接させた 21 世紀型メディア改革が到達するであろう成果の外郭が見えてきています。さほど遠くない将来一定の体制に落ち着くことは疑いないと考えます。この想定される世界主流環境と連続し、経済面文化面での国益を確保しつつ、日本が世界文化発展の役割一端を担う為には、知財推進計画が基盤とうたう「創造・保護・活用」の一環システムを実環境で動かすことは最低条件と言えます。欧米主流の進展に対し既に日本は周回遅れ以上の遅れを取っている現実があり状況は既に背水の陣であると言うべきです。政府は対世界水準での抜本的な行動指針を関係業界に強く示し、依然表層回避策に高じている既存業界体制の着眼改善を強く求める必要があるものと考えます。知財推進計画が件の三項目を打ち出して久しいのですが、残念ながら現実的な進展が遅すぎて世界の速度から刻々引き離されてる状況です。

眼に見えて深刻さが顕著なのが音楽産業です。この領域では世界標準を無視した過剰な権利保護体制が根強い旧体質を脱皮できず温存されており、その結果停滞はコンテンツ流通に留まらず、本来国際競争力で優位にあるはずのハード部門にまでおよび真の実力を発揮できないという事態にあります。最大要因は、著作権管理団体等コンテンツホルダー側が著作権の幅(コンテンツ流通の抵抗値)を大きく見積もりすぎて、「インフラとコンテンツが織りなす総合環境を買う」という世界市場で一般化しているユーザーの要求に答えようという発想が生まれないことです。現在の音楽業界の厳しい現実は、ここ数年来の国際的動きを把握して即刻対応を図れば避けられた可能性があります。インフラとコンテンツの新総合システムに向かう世界規模の改革に対応して、知財推進計画は現在日本の抱える問題の分析と早急対応をお願いします。

(2)音楽著作権管理事業者の総合市場での位置

音楽著作権使用料は文化庁認可の性質上公共料金と判断されますから、使用料の算定基準

や認可プロセス等を細目明らかにし、適正運営されているかを国民が常に監視できるよう体制をとる必要が在りますが、現状これが全く成されておりません。音楽著作物の場合、使用料が利用業種の属す根幹市場枠にも対応して妥当に設定されてこそ著作物活用と創造の最大高率化は成されます。総合市場との関係や競合する業種間のバランスを熟考した結果成される難しい作業と言えます。これを管理事業者の裁量に放任させることは、利用者側が使用料是正を満たす策が著作権管理事業法での裁定以外ない事実と合わせれば、総合環境の活性を阻む要因と言わざるを得ません。こうした現状体制の継続は、個別利用者の不利益はもとより、より広範囲な市場体系への根深いダメージに繋がる危険を内在しています。

現実事例として、音楽著作権違反に絡み少なからぬ零細飲食業経営者が数百万単位での過去利用料清算を迫られており、一部逮捕者を出す事態までが起っています。多〈のケースで著作権法上の問題が利用者側にあるのは事実としても、一般的な判断からはあまりに高額すぎる算定が日本音楽著作権協会側の一方的な算定方法のもと成されている事にも注視しなければ、より重大な側面を見落とすことになります。管理事業者側の料金設定が真に妥当であるかを常に分析し、国民に資料提供し、使用料規程に明かな不備が見い出された場合は改善を指示する外部体制を即刻立ち上げる必要があると考えます。

(3)音楽著作権使用料規程の監視体制

音楽著作権使用料は直接の利用業種はもとより、連鎖する他の経済分野にも影響を与える、 経済上重要な役割を持つものです。

演奏権に関わる飲食業では、録音物・カラオケ・生演奏など利用形態の違い、飲食業としての営業形態、規模など、多重な要素によって異なる条件で課金が決定します。こうした複雑な細分を行う以上、使用料の決定に際しては、全ての区分事に不公平が無いようバランスを整える必要があります。ところが日本音楽著作権協会の現使用料規程はこの使命を満たした結果とは到底思えない内容です。協会は個別の業種代表事に使用料の協議を行うものの、総合環境での一貫性を導く上位の視座を持たず、単に個別業種事に妥結した結果を寄せ集めるという作業しか行っていないかと推測せざるを得ません。発言力が弱い業種が著しく不利な条件を強いられている現状は成るべくして成ったものと言わざるを得ません。

文化庁が経済領域でのプロフェッショナルな着眼で著作権使用料への監督対応する事にはさすがに限界があるのではないかと考えます。よって、著作権の文化的な側面に対しては文化庁は今後も役割を担うものとしつつ、経済の具体側面に深く対応するために、経済産業省、総務省、公正取引委員会ほか、省庁横断的な管理体制網(民間消費者団体との連携を含む)を形成し著作権管理事業者と現実の利用者との適正な調整を行う新たなシステムを早急に形成すべきだと考えます。また、徴収された使用料の分配等を含む経理監査の役割もこのシステムに連動させることが合理的だと考えます。

- 210 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり
 - [. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する
 - 1. ユーザー大国を実現する

(1) IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る

(追加)

(1)-(a) IPベースのユニキャスト放送を検討

現在の動画ポータルサイトに見られるオンデマンドでの動画視聴の需要に応えるため、IPユニキャスト方式によるオンデマンド動画配信について、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにすることを検討する。検討すべき内容としては、別途許諾が要求される「通信」との区別(コピープロテクションなど)、帯域(バックボーンと終端)に対するデータ転送量、負荷分散技術、配信先の拡大にともない増加する権益の一極集中の防止(出演者を含む関係者への利益配分)など()。

- 「3.ビジネス大国を実現する」「(3)著作権に係る課題を解決する」「 マルチユースを想 定した契約を普及し、権利の集中管理を進める」に関係する。
- 2.クリエーター大国を実現する
- (4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う

国内制度を整備する

iii)

(修正)

著作物の保護期間について「延長」ではなく「延長登録制」の導入を検討する。著作物の保護期間の延長は、著作権者の不在(不明)や分散にともない、使用許諾が得にくくなる(得られなくなる)著作物、つまり再利用できない孤児著作物を増加させる懸念がある。一方、著作権者が求める保護の強化に応えるため保護期間を延長するための登録制度の導入を検討する。10 年あるいは 20 年単位で延長できるようにし、登録にかかる費用は管理費用程度(実費)で行う。また、登録制の導入は、諸外国との制度の違いを解消するために、国際的な仕組みとして推奨することも必要である。

(追加)

|iv) クリエーターによる著作者人格権の不行使の明確化

クリエイティブ・コモンズなどに見られる他者の改変を認める著作物の存在を許容する方法を検討する。現在の著作権法は同一性保持権に関して、これを放棄できないと解されているため、クリエーターが他者による改変を認めた場合でも、著作者人格権の不行使契約が無効であるとの見解がある。こうしたクリエーターの意思をも尊重できるよう、著作権法の改正などを検討する。いったん改変を許諾した著作物について、後に改変を禁止することは、改変者の創造の権利を損なうため、これを認めないといった措置を講じる必要がある。

v) ウェブコンテンツの保存

検索エンジン用に検討されているキャッシュサーバーの法整備と同じく、ウェブコンテンツの永久保存を実現するための著作権法整備を検討する。後世に出版物の記録を残すための国会図書館に対する納本制度に対応するウェブコンテンツの保存は、現在、管理者が明確に許諾を与えたものだけに限られている。しかし、個人のブログやサイトといった形で蓄積されている情報においついていないのが現状である。検索エンジンと同じレベルで広範な情報の蓄積を目指す(この目的のためには robots.txt による検索場所の限定にしたがう)。

また、この目的以外にも、特定の時点におけるウェブコンテンツの「スナップショット」を保存・証明できる仕組みを検討する。これは、誹謗中傷などの発言やオンラインのみで提示される使用許諾契約など、容易に改変されてしまうウェブ上のコンテンツに一定の証拠能力を与えることを目的とする。時間やアクセス元 IP による変化へ対応するためにはブラウザとの連携についても検討することが望ましい。著作者の権利侵害にならないよう公開範囲についての限定も検討の必要がある。

- 3.ビジネス大国を実現する
- (2)コンテンツを輸出する

音楽レコードの還流防止措置制度を見直す

著作権者への対価が正当に支払われている音楽レコードの還流防止制度について、廃止を含めて見直しを検討する。工業製品やソフトウェアなど他の産業において、国際競争における価格制度の保護が行われているものは多くない。また、インターネットを通じた音楽配信ビジネスが活性化された場合は、音楽レコードの還流のみを防止しても実効を持たなくなる可能性もある。知的財産大国を目指すのであれば、農業のような国際競争力のない分野のように保護を与えるのではなく、むしろ価格を含め公正な国際競争の下に置くべきである。

211 最近、著作権改正への議論が活発化しており、その中に「著作権保護機関の延長」と「著作権 違反の非親告罪化」と言うものがある。

しかし、いずれも著作権保持者並びに運用する側本位、もしくは自己中心的な欲望でしか語ら

れていない部分が多く存在しており、圧倒的に多いであろう「著作物を利用する側」への説明と 議論は未だ置いて行かれたままだ。

著作物と言うものは利用されて始めて機能するものであり「利用する側」の視点を持ってもらわないと著作権の過剰なまでの制限によるコンテンツ産業の衰退と言う最悪の結果を招きかねはしないだろうか?。

212 | 著作権法違反の非親告罪化は見送るべきでございます。

一部報道で、海賊版対策のために著作権法違反の非親告罪化が検討されているという話をうかがいました。趣旨には賛成できますが、非常に問題点が多いために法制化には賛成する事が出来ません。理由については、以下で説明させて頂きます。

第一に、定義が曖昧であり、公権力による恣意的な運営を招きかねません。

例えば盗作の問題があげられます。今まで盗作かどうかの判断は盗作されたと主張する側が訴訟という手段で提起する事によって判断されてきました。しかし非親告罪化に伴い、捜査機関が判断する事が可能になり、類似した著作物に対し著作権法違反で摘発する事が可能になってしまうという懸念がございます。また、そうなると創作活動に公権力の介入を招き、創作活動を萎縮させてしまいます。運用する側の濫用により本来の趣旨である海賊版の取り締まり以外にも適用されかねません。

第二に、海外の著作権法との兼ね合いの問題がある事です。

インターネットにおいて、海外にサーバーが設置されている場合の著作権法の適用は、サーバーが設置されている国とそのウェブページが対象としている国の著作権法が適用されます。 つまり、アメリカ合衆国にサーバーを置き、(ほとんどが日本語で書かれているなど)日本人を対象にして作られたページはアメリカ合衆国法と日本国法の両方が適用されると解釈されています。

アメリカ合衆国法では日本では現在認められていないフェアユースが認められています。日本でも絶版図書などをデータベース化する際に許諾を不要にするという動きがあるとうかがっておりますが、現状では日本においてフェアユースは認められていません。

つまり現状のまま著作権法違反の非親告罪化が実施されると、海外法において合法化にアップロードされている著作物を日本人が閲覧する事が違法になってしまいます。 具体的に申し上げますと、例えば著作物が現地法の下で合法的にアップロードされている海外サイトの閲覧が犯罪となり身柄を拘束される可能性が懸念されます。

また、現在日本国内に自動的にコピーする仕組みの検索サーバーを設置する事を認められるように法改正が検討されていますが、現状では Google などの検索サイトも違法と見なされかねません。 極端な場合、検索機能を使う事そのものが著作権侵害となりかねません。(なお、Google は米国において検索機能の中身の一部が著作権侵害に当たるとして訴訟が行われているそうです)

海外と日本で著作権法が異なる事による問題であり、それが何らかの形で解消されない限り 著作権法違反の非親告罪化は断固として見送る事です。

第三に、著作者人格権侵害の非親告罪化により人の内心に公権力が介入する恐れがある事

です。恐ら〈可能性は低いと思われますが、著作者人格権侵害の非親告罪化は人間の内心に 公権力が介入する事になり、非常に大きな問題があります。

例えば、原作付きのドラマにおいて原作に改変が加えられた場合、原作者の意にかかわらず 摘発する事が可能になってしまいます。

名誉毀損罪は親告罪です。また、名誉毀損は一般的に民事訴訟によって争われる物であり、 刑事により争う事はあまりありません。よって著作者人格権侵害の非親告罪化は公権力により 人間の内心を恣意的に判断する事につながりかねず、賛成する事が出来ません。

他にも様々な理由により、曖昧でいくらでも拡大解釈ができ、海賊版撲滅という目的を逸脱した 恣意的な運用が行われる危険性が存在する以上は、著作権法違反の非親告罪化などに賛成 する事は出来ません。また、もし私や他の方々の考えが誤解であるのであれば、報道機関やホ ームページ等を通じて反論して頂きたいと思います。

今までに、表現の自由に対する脅威だと懸念される法案がいくつか出ています。一昨年に一部で話題になった人権擁護法案や組織犯罪処罰法改正案(いわゆる共謀罪)などがあげられます。表現の自由にとって重要な要素であるはずの著作権が恣意的に濫用されることなく豊かな創作活動が行われる社会を望みます。

213 著作権法違反の非親告化に関してですが、当事者以外の者がそれを犯罪だと決める明確な基準となる指標はあるのでしょうか。

DVD·CDのデジタルコピー等は100%同じである為理解は出来ますが曖昧さの入ってしまうものに関しては判断基準が各々異なるものだと思われ 当事者本人の判断が重要だと思われます。

また、映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)を設置するとのことですが こちらも調査する者によって摘発基準が変わる曖昧さが存在し 調査を行う人の裁量に左右されてしまう可能性があり こちらも前述の非親告化と合わせて明確な基準は作れるのでしょうか。

最後に、著作権自体の保護期間の延長ですが、素晴らしい事だと思います 50年程まで保護するべきだと思います ただし、既に保護する期間が定まっているものを、

改めて延長する必要はないと思いますが。

214 青少年の健全育成の名の下に、公権力がコンテンツの規制をしたり、自主規制を促すような圧力を加えることは、絶対に認めてはなりません。

これを主張する理由として、まず日本国憲法に掲げられている、言論の自由・表現の自由・思想の自由を侵す可能性が非常に高いからです。また、有害情報の定義が恣意的に解釈され、公権力に都合の悪い情報も有害とされるおそれがあること、公権力が業界の自主的な取り組みを促進することは事実上の規制であること、さらには、規制・圧力によってコンテンツ制作者が萎縮してしまい、コンテンツの質や多様性が失われる可能性が高いことも理由です。

215 著作権を非親告罪にする動きがあるらしいが、違反の取り締まりを何処が行うのか、管理保護を行う為の資金の捻出はどうするのか、という、無駄な問題ばかりが山積してしまうのではないかと思う。

現行において、著作権の取り締まりを強化した JASRAC において、権利保護の概念が硬直化し、著作権の本来の所有者ですら、自らの著作物の使用許可を恣意にできないと云う問題が発生している。

権利を「誰が」「どのように」管理するかもあいまいなままで、権利強化のみに突っ走るような著 作権法改悪は、断固阻止されるべきであると考える。

- 216 | 1.音楽喫茶・ライブハウスの存続を可能にするため、 収入に応じた音楽著作権使用料の算定を請願いたします。
 - 2.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して、 音楽著作権使用料算定額についての利用者への明確な説明を請願いたします。
 - 3.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の経営状況と 音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。
- 217 著作権延長問題は、単に日本を国際基準にあわせるということだけではなく、きちんと国民全体で考えるような形にするまでは、結論すべきではない。

私的録音補償金問題については、ユーザーも、クリエイターも制度に満足できるような形を構築すべきで、そのためにも現状の制度を一度崩す必要がある。クリエイターにきちんと対価がいくように。

海賊版対策、著作権法違反の非親告罪化についても、一歩間違えば、悪意のないユーザーが ダウンロードするだけで訴えられることにも繋がるので、これについても、広〈国民に問う形をとっ てから審議進めるべき。

218 国内の著作権違反を取り締まるのは良いが、日本国外の違反を取り締まれないだろうから意味が無い!!むしろ日本の発展に逆効果だと思う。

第一に、今の日本は『アニメ、漫画』産業を世界に輸出する国であって、その流れを断ち切るような法改正は競争力を失ったり、人材を失う危険がある。きっと中国や韓国やアメリカに負けるだろう。

第二に、著作権違反は悪い事だが、それによって他国より芸術分野で進歩したりしている。『アニメ、漫画』のトップクラスの人になる人材はパロディーやオマージュなどの行為によって今の技術力を付けて前線で活躍している。しかしこの法案だとパロディーやオマージュなど何もかもが違反になってしまうのではないか?そうなってしまうと外国のオマージュなどは許されるのに日本ではできな〈なり、その結果他国のクリエイターは力を付け日本のクリエイターは力を失い、行

〈末は『アニメ、漫画』の輸入状態ばかりになってしまい、将来の国民の財産を失うのではないか と。

第三に、今の子供に『鉄腕アトム』や『マジンガーZ』などの古い作品を見せたところでその良さは余り伝わらず、上記の作品を見て育った世代は『魔法先生ネギま!』や『ワンピース』を見てもその良さは分からず。つまり何が言いたいかと言う【今の世代の好む作品は今の世代しか作れない】という事です。もちろん『ドラえもん』や『ガンダム』等の幅広い世代に好かれる作品もありますが・・・。しかしココで例えるとすると『松本零士』の様な大物は昔は良い作品を沢山作り売れましたが、今では昔の作品ばかりで新しいものを生産しようとしない...いや出来ない!!なぜなら今の世代に合わないからです。

しかしこの法案により過去の世代の作家ばかり保護されるが、今の世代は保護される前に芽を 潰されるかもしれません。そうなってはもう終わりです。

以上より言いたい事は、『一方向からの巨大勢力からの圧力により法案改正するのではな〈、時 代の流れ、消費者、若手クリエイター、外国の規制具合を判断して法改正を』という事です。 このままでは某著作権団体等の利益ばかり潤い、日本国民としての利益は損なわれるだろう。

219 昔から日本の文化は他国、あるいは他人の技術を模範とすることによって進化してきました。よってもしこの計画が採用された場合は漫画やアニメを含む日本の様々な文化の進化の可能性を根こそぎ刈り取ってしまう事になるでしょう。

ゆえに、私はこの計画に断固反対します。

220「著作権延長反対」

221 反対です。

不正コピーは由々しき問題で、何かしら手を打たなければならないのは、事実ですが、ご〈個人が楽しむ範囲のモノも対象に入ってしまっては、『創作その物(野球をする時、有名選手の真似をしたいみたいと思う感覚で、人は真似をし、似たモノを作りあげるのです)』の妨げになり、『知的財産を推進』させる事よりも『知的財産枯らす法案』になってしまう恐れがあるからです。

222「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

1.デジタルアーカイブ化による作品公開と支援を推進し、著作権の保護期間に関する議論に際 しては「次世代への文化の継承」の観点を重視すべきである

前年の推進計画改訂に際して、それまで断片的にしか言及されて来なかった誰もがアクセス可能なアーカイブ構築に向けた取り組みが、第4章I-1(4)「アーカイブ化を促進し、その活用を図る」として明確化されたことを歓迎する。アーカイブ構築により一般国民が多種多様な作品に接することは個々人の創作意欲を刺激し、新たな感性による作品の創出に資する点から極めて有

益であると考えられ、今後は「アーカイブの構築と支援」に必要な施策を本項の方針に基づき具体化・体系化し、来年度の推進計画に反映させることを積極的に検討されたい。

また、本項で名前の挙がっている東京国立近代美術館フィルムセンターや NHK アーカイブス のみならず、明治期に刊行された貴重書をインターネット上で公開している国立国会図書館近 |代デジタルライブラリー、民間では「青空文庫」(*1)「プロジェクト杉田玄白」(*2)など一般国民が 多種多様な著作権保護期間を満了した作品に接する機会を創出するプロジェクトは官民を問わ |ず進められているところである。 殊に、 青空文庫が草の根レベルで行っている活動は外国人の 日本語学習や視覚障碍者の読書支援に活用され、近現代の日本語の変遷の研究にも活用さ れるなどその量・質とも国内外から極めて高い評価を受けており、アーカイブ構築の規範として 特筆されるべきものであるが、文化審議会著作権分科会において新設された「過去の著作物の 保護と活用に関する小委員会」ではこうした民間アーカイブ活動を実践している者が分科会委員 または専門委員に任用されず、後述する通り著作権保護期間の長期化により最も顕著な実害を 受ける者が小委員会の意思決定に関与することが出来ない状況となっていることは極めて遺憾 であると評せざるを得ない。審議会事務局に対しては、こうした草の根レベルの活動を過小評価| すること無〈、中途であってもこうした活動を実践している者を小委員会の意思決定に明確な関 与が出来る形で分科会委員または専門委員に任用することを切に希望する。延長に賛成してい |る権利者団体代表が大挙して名を連ねているにも関わらず「ガス抜き」のような形で 1 回程度ヒ |アリングを行うだけなどと言う扱いは絶対に許されない。 同時に、コンテンツ専門調査会におい| |ても推進計画第4章|-1(5)「コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する」にお |いて「自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエーターを支援し、他人の作品や 保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す」と明示されている方針に基づいて民間の アーカイブ事業関係者を招き、その活動を今後の新たなコンテンツ創作に直結させる具体策に ついて、真摯に検討されるよう要望する。

一方、音楽に関しては昨年8月18日付の日本経済新聞記事で政府・与党による民間のアーカイブ構築事業を支援する方針が伝えられているが、著作権保護期間の満了したレコード盤は国立国会図書館東京本館音声・映像資料室においても相当枚数がコレクションされているところであり、今後はその音源を同館近代デジタルライブラリーで取り扱うことを含め、放送に関しては英国でBBC が計画しているデジタルアーカイブ公開などの取り組みも参考にしつつ NHK アーカイブスをインターネット上で公開することや民間放送局が保有する番組資産の公開支援を引き続き検討すべきである。

また、アーカイブの構築に際しては著作者の死後もしくは公表後、権利所在が不明となっている著作物が相当数にのぼる実情に鑑み、文化庁長官による裁定制度の利用を促進すると共に、必要な手続きの簡素化を推進すべきである。

なお、前述の小委員会では今後、平成 17 年 1 月 24 日公表の「著作権法に関する今後の検討課題」や日米年次改革要望書におけるアメリカ合衆国政府からの要望事項、国内外の権利者団体からの度重なる要望並びに推進計画第 4 章 I-7-(2)や第 4 章 I-2(1) iii)等の記述を受けて著作権保護期間の見直しを議論すると言うことであるが、公表される著作物全体の中でご〈少数に過ぎない長期間にわたり高い商業的価値を有する著作物のために、それ以外の圧倒的多数に属する長い年月を経て商業的価値の逓減した著作物及び、学術的価値など商業的価値以外の価

値が高い著作物の公開が著作権の保護期間を無条件に延長することにより妨げられるのは、権利者による「金を生まない」著作物の死蔵や権利所在が不明となる著作物の増加と言う看過し難い負の側面を有しており、オーストラリアが 2004 年に著作権保護期間を延長した結果、民間のアーカイブ事業「Project Gutenberg of Australia」が向こう 20 年間、大幅な活動規模の縮小を余儀無くされた事例などに代表される通り、アーカイブの構築が著しく阻害されることになる。にも関わらず、現在の著作権保護期間延長を要求する議論はそのような重大な負の側面に全く目を向けないばかりか、権利保有者によるコンテンツの死蔵とそれに伴う散逸を「競合するコンテンツの排除」と言う観点から積極的に肯定するような、おおよそ著作権法第 1 条に掲げられた「文化の発展に寄与する」目的からは乖離しているとしか評し得ない意見すら表明されていることに対しては驚きと失望を禁じ得ない。

著作権保護期間延長に賛成する意見は、ほんかど全てが延長を「国際的な傾向」と位置付け ているが、例えば 2004 年 7 月に欧州委員会は「商業用レコードの著作隣接権を現行の『発行後 50 年』以上に延長すべきではない」と答申(*3)しているし、昨年 12 月に英国で公表された「知的 |財産制度に関するガウアーズ報告書」(*4)においても、やはり同様の理由で著作隣接権の延長 を有害無益であると断じている。その理由として挙げられている「ご〈少数のベストセラーによっ て売上を確保する傾向に拍車がかかり、新規の創作や、新たなる投資への意欲を減ずることに なる」と言う指摘は著作権に対してもそのまま当てはまるのではないのか(当てはまらないと言う のであれば、その理由を明示すべきである)。また、年次改革要望書を通じて我が国に著作権 保護期間を「死後 70 年・公表後 95 年」に延長するよう再三にわたり要求している米国において も、本年1月に議会図書館著作権局が公表した「Report on Orphan Works」(*5)と題する報告書 が大きな波紋を呼んでおり、同報告書においては著作権延長のおびただしい弊害を指摘したう えで早急に議会が対処することを強く求めている。このような欧米における動向の変化は、いず れも「商業的価値観のみに基づ〈安易な著作権保護期間の延長には重大な負の側面が存在す る」と言う認識に基づいた行動に他成らず、もはや「欧米並み」が我が国において著作権保護期 間を延長する理由には成らないことの証左であると言えるのではないだろうか。少なくとも、欧米 でこうした新しい観点からの議論が生じたことこそ重視されるべきであり、その弊害を人為的か つ大量にに発生させることが明白な著作権保護期間の延長は絶対に行うべきではないと考え る。

また、文化庁及び文化審議会事務局に対しては重ねて小委員会で「利害関係者」たる青空文庫に代表される民間のアーカイブ事業関係者を分科会ないし小委員会の意志決定に関与可能な委員ないし専門委員として任用すると共に、小委員会の議論が民間のアーカイブ事業関係者を排除したまま「始めに結論ありき」の議論に堕することの無いよう強〈要望する。

```
*1 http://www.aozora.gr.jp/
```

*3

http://europa.eu.int/comm/internal_market/copyright/docs/review/sec-2004-995_en.pdf

*4 http://www.hm-treasury.gov.uk/media/583/91/pbr06_gowers_report_755.pdf

*5 http://www.copyright.gov/orphan/orphan-report-full.pdf

^{*2} http://www.genpaku.org/

2.商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める

推進計画においては 2004 年度より第 4 章 I-1(3)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」項目が創設され、本年 2 月の調査会報告書においては商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針が明確に示されたにも関わらず、後に実施された意見募集においては関係業界により再販制度護持を要求する同一文面の組織票と疑われる意見が大量に投下された等の事情から「ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、2006 年度において、音楽用 CD については再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する」と当初の明確な方針から大幅に後退した表現に留まったことは極めて遺憾である。また、推進計画決定までの間、当事項を所管する公正取引委員会が主に新聞業に係る特殊指定の存廃に関する議論を優先する事務総局の方針に基づいてか、調査会デジタルコンテンツワーキンググループにおいて商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を勧告する方針が打ち出されてからも終始一貫して消極的・非協力的な姿勢を取り続けたことも極めて遺憾と言わざるを得ない。公正取引委員会においては、推進計画第 4章 I-1(3)の方針を受けて毎年 9 月に実施している「音楽用 CD等の流通に関する懇談会」開催など順次、商業用レコードの再販売価格維持制度廃止に向けた取り組みを今後は一層、強化されるよう切に希望する。

平成 16 年、多数の音楽ファンやアーティスト等の反対にも関わらず著作権法による商業用レコ ードの還流防止措置が成立しており、両制度とも同一商品の小売価格に作用する点に変わりは 無いうえ、本措置の導入に当たって「諸外国も同様の制度を実施している」と主張したのに対し、 今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加 |えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全〈例の無い過剰保 |護と言わざるを得ない。 このことは、 デジタルコンテンツワーキンググループの出席者からも指摘| された通り欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が 1.5 倍~2 倍程度も高 額であると言う状況に拍車をかける一因となっている。 また、 欧米各国では「iTunes Music| Store」を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を |博しているのに対し、日本ではレコード会社が再販制度を前提とした旧態依然の流通形態に拘| 泥する余り、今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信に対しても特定レコード会社が 「iTunesStore」への参入拒否を続けていることや、既に参入しているレコード会社でも欧米で配 信している楽曲を日本の同一サービスには提供しないなど極めて消極的な姿勢であり、技術革 新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開がレコー ド会社の方針で妨げられていると言う本末転倒な状況となっている。再販制度を擁護する意見 |には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり、未整備| |地域の解消と言う政治の役割を棚上げしての制度擁護は本末転倒との謗りを免れ得ないもの| であると強く指摘する。

かかる状況を是正し、文化の発展と言う目的を実現する為にも第4章I-1(3)に示された方向性に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきである。

なお、新聞・書籍・雑誌に関しては現状では商業用レコードと比して代替的供給手段が確立さ

れているとまでは言えず、今後の国内外における環境変化や技術革新の動向を見極めながら、 本項の基本姿勢をベースに中長期的な検討課題とすべきである。

3.映画の盗撮防止に関する取り組みは著作権法の適用除外規定に対する形骸化の恐れに留 意したうえで行うべきである

推進計画第2章 II-3.(4)に示された劇場施設等における映画盗撮行為の防止に対する取り組み強化の方針については、大筋で賛同するものである。但し、立法に際しては盗撮行為を著作権法第30条の適用除外と定めるのではなく、行為自体を施設や他の観衆に対する迷惑行為と定義し、著作権法において定められている適用除外の主旨が特別立法によって損なわれ、形骸化する前例となることの無いよう、特段の配慮が必要であると考える。

また、施設管理者を始めとする業界関係者に対しては、盗撮防止に対する努力義務のみを課すよりも、盗撮行為を発見した場合の館内からの排除権限(所轄警察署への通報を含む)を付与すべきである。

4.「産業遺産」の保全と次世代へのコンテンツ継承に必要な施策の実施を求める

平成 12 年に成立し、昨年 4 月 1 日より施行された電気用品安全法(PSE 法)の対象品目には我が国の商工業発展を支えて来た貴重な「産業遺産」と言うべき品々や電子楽器類や映写機・テープレコーダー・ビデオテープレコーダー・レコードプレーヤーなどの録音・録画及び再生機器、電子応用遊戯器具などの我が国における近現代の文化史上、極めて大きな意義を有する品々も含まれており、PSE 法の施行に伴い平成 13 年以前に生産された PSE マークの無いこれらの電気用品が商品価値を失い、散逸の危機に瀕していることに対して多くの音楽家を始めとするアーティストや一般国民から深い憂慮が示されているところである。かかる混乱の一因は、旧・電気用品取締法から PSE 法への改正に至る議論に際して「産業遺産」と言う概念が欠落していたことと無関係ではないはずである。

コンテンツを次世代へ継承するに当たり、旧型の再生機器をより完全な形で保存し、必要に応じて現行の再生機器に対応する形への複製(エミュレート)する技術の開発や、再生機器の入手が困難なコンテンツの保存・再生を目的とする場合の著作権法・不正競争防止法の適用除外規定を整備する等の施策を執ることが可能かどうか、コンテンツ専門調査会や産業構造審議会、文化審議会においても真摯に検討されたい。前項においても指摘した通り、ご〈少数の長期間にわたり高い商業的価値を有するコンテンツの為にそれ以外の圧倒的多数に属する商業的価値の失われたコンテンツや学術的価値など商業的価値以外の価値を有するコンテンツが権利保有者の手によって死蔵され、埋没・散逸することに伴う損失は極めて膨大であることを正し〈認識し、次世代のコンテンツ創作のみならず商工業発展に寄与する「産業遺産の保全と継承」が知的財産戦略の重要な柱であることを政府として確認すると共に、本年度の推進計画改訂に際しても明記すべきであると考える。

5.既に実行された政策の検証を、不断に継続することを求める

推進計画の参考資料として附されている「知的財産戦略の進捗状況」では、一昨年に多数の音楽ファンやアーティストの反対にも関わらず成立を強行した音楽レコードの還流防止措置について「2005 年の 1 年間で 641 タイトルがアジア諸国にライセンスされた」と説明されているが、この数値だけでは日本レコード協会が主張していた「アジア市場への積極進出」に繋がっているかどうかの判断材料としては説得力に欠ける感が否めない。効果の有無を検証するのであれば、最低でもタイトル数だけでな〈国・地域別の生産・出荷枚数や法施行前の 2004 年との比較数値を挙げるべきではないのか。また、レコード協会は法案審議に当たって再三「洋楽は対象外」と主張し続けて来たにも関わらず洋楽アーティストであっても日本法人が企画・編集し原盤権を保有しているとの理由で当該措置の申請を行い、受理されているケースが多数報告されている。これは法律上、可能であるとしても法案に反対した音楽ファンの信頼を著し〈損なう行為であり、レコード協会及び会員企業に対しては徹底した再発防止を指導すべきではないか。同時に、平成21 年に最初の適用期限を迎えてもレコード協会が法案審議に際して提示した目標数値を達成する目処が立たない場合は、直ちに著作権法第 113 条 5 項を廃止すべきである。

また、昨今の報道で大き〈取り上げられ話題となっている「ローマの休日」訴訟に代表される「1953 年問題」に関連するが、平成 15 年改正において著作権保護期間が延長された映画作品のうち、現在もなお DVD の販売やレンタル、放送やインターネットを通じた配信により視聴が可能となっているものは、特に平成 15 年改正が無ければパブリックドメインに帰していたはずの1953 年から 1956 年に公開された全ての映画作品中何タイトルで1タイトル当たりの平均収益は平成 15 年改正によりどの程度増加ないし全〈利用されず保管コストの負担に伴う支出により減少したのか検証を行うよう、強〈要求する。その検証により顕著な経済効果が認められなかったうえ、映画会社が黒澤・小津作品と同時期に公開されながら視聴に供されることも無〈死蔵され続けているおびただしい量の作品を今後も公開する意志が無いのであれば、前述の通り著作権法の目的である「文化の発展」に反するコンテンツの死蔵・散逸に行政と立法が手を貸したとの批判を後世に受けるのは必定である。自身、立法府の一員として平成 15 年改正に賛成した立場であるが、それ故にこの検証を行わずして「欧米並み」と言うフレーズに乗せられる形で全ての著作権保護期間を現行の死後または公表後 50 年から延長することは絶対に行うべきではないと認識しており、その見解を改めて表明するものである。

6.終わりに

本年 1 月 22 日にコンテンツ専門調査会企画ワーキンググループが公表した「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」では「(国民が携帯電話、パソコンなど多様な媒体から、時間と場所を選ばずに、豊かなコンテンツを楽しむとともに、自らも創作活動をすることができる。」「業界の内外から多様な人材がコンテンツ産業に流入し、互いに切磋琢磨する。」「日本のコンテンツが世界中で評価され、受け入れられるとともに、海外のコンテンツが日本で自由に紹介される。」等の将来像が謳われているが、知的財産制度は文化的・技術的所産の生産・提供者のみを優遇することとイコールでは無く、時にはその権利を制限することによって享受者がより多くの恩恵に預かることが可能になり、その中から将来の良き生産者が生まれるのである。この「文化

的・技術的所産の公正な利用」の観点こそ今後のコンテンツ発展において重視すべきであり、その観点に基づいた施策を無軌道な権利強化を求める国内外の声に躊躇すること無く、大胆かつ着実に実行されるよう希望する。

以上

223 著作権等に対する意見

私は、全ての創作物は作り手と見る側が共存して初めて存在できるものだと思います。そのため絵画や映画、漫画といった創作物には、ある程度の公共性が存在すると思います。発表直後の丸ごとの複写は作者の不利益になる可能性がありますが、その作品に登場する人物や世界観は社会全体の共有財産として認識されるべきです。しかし現在の著作権法は作り手や産業の視点のみが重視されており、見る側の作品を楽しむ権利があまり考慮されていません。

著作権の期限はもっと短くてもいいと私は考えています。また作品そのものに対する著作権は作者の死後もある程度存続するにしても、そこに登場する人物や世界観などはそれよりも早く、作品発表後数年で著作権から開放されるべきだと思います。また著作権を親告罪から変更させることは他者による作品に対する介入と同じであると考えられるので、適当ではありません。

私は著作権の保護機関の延長、および著作権法違反の親告罪の変更には反対です。

224 今回の著作権延長には反対する。

今回の著作権延長はそもそも著作権は保護され、保護期間があるのかといった著作権の意図 から逸脱している。

保護される理由のひとつは著作者の人格的利益を保護すること。

もう一つは著作物の独占的利用権を与えることによって、著作者に正当な利益が分配されることを促し、その結果として創作活動へのインセンティブを高めること。

しかし著作物が著作者の独力で創作されることはな〈、先人の業績に何らかの形で依拠して創作されるのが常である。

ところが著作権を永続的なものとすると、その著作物を利用することで可能となる新たな創作活動が困難となり、文化の発展が阻害される結果を招く恐れが強い。

そのことから新しく創作された著作物であっても自由に利用できる状態に置くことで新たな創作 へ礎とし、文化の発展に寄与するよう保護期間を設定している。

そこで、著作者に著作物の独占的利用権を与えることによる著作者の利益(私益)の保護と、著作物の利用促進による社会的利益(公益)の保護の均衡を図るために、著作権の保護期間は適切な期間に調整されるべきであるとして死後50年と決まった訳だが、今回の延長は以下の理由によるとうてい賛成出来ない。

1. 追加延長保護においては、創作者本人が死亡しているという前提であるが、今回の追加延長 保護がその死んでいる本人の「創作活動を奨励する」と主張している。

これはおかしい。

このようなおかしな理由に基づき導入する事は容認できない。

2. このような延長により利益を得る相手が著作者本人ではなく、少数の著作者以外の第3者でしかなく、大多数の国民にとっては利益以上に損失が大き過ぎる。

以上。

225 1個人のわがままで多くの人たちが困るなんて厭だ!! そんな一個人のわがままだけを保障していい気になっているような 著作権法の改悪...文化を破壊するだけです

そんな著作権とかどうのこうの行ってないで、みんなでいろいろな作品を 共有してこそいいのではないでしょうか?

- 226 1.音楽喫茶・ライブハウスの存続を可能にするため、 収入に応じた音楽著作権使用料の算定を請願いたします。
 - 2.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して、 音楽著作権使用料算定額についての利用者への明確な説明を請願いたします。
 - 3.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の経営状況と 音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。
- 227 優越技術による劣等特許失効の理論

特許制度の本旨は、他の追随を許さない高度な技術的思想の創作を公に公開する代償として、一定期間の独占権を与えることにある。しかし、特許技術は、得てしてその技術の効果を上回る他の技術によって、同等以上の効果を実現される場合がある。そのような劣等技術は、しかしながら、なおも他者の技術革新を阻害するために悪用される場合が多い。これは特に構成部品の互換性が技術的な優劣よりも重要なファクターとなるような場面で起こりうる悪影響である(特にソフトウェア特許の場合には顕著に起こりやすい)。

特許法の本旨は、互換技術の阻害のためにあるのではなく、あくまで独占に値する高度な技術を保護するために存在しているのであるから、他の技術(その技術が特許権の対象となっているかどうかによらない)によってその技術的優位性がもはや存在しない場合には、もはや独占権を与える意味がないだけでなく、他者を正当化されない理由で競争から阻害する点で有害であるから、その特許権を失効させるべきである。

著作権保護期間に関する政策

以下にまとめる理由により、著作権保護期間は、現在よりも合理的な期間にまで短縮することが 妥当であると考える。

- * 経済学者はほぼ例外な〈死後数十年も存続する著作権保護には意味がないことを教科 書等で指摘している。
 - * 保護期間延長派の主張には何ら適切な理由が無い。
- * 70 年前に著作権大国でなかった日本にとって、現在保護期間を延長することは国益に反する。
- * 著作権を延長することによって、日本以上に知的財産発展途上にあった国家にとっては、保護期間の延長によって相対的に不利になる。延長論は、著作権途上国の利益を犠牲に、 著作権大国(日本はここに含まれない)の利益を図る、モラルの低い主張である。

具体的に著作権保護期間を短縮するにあたっては、まずこれを阻害しているベルヌ条約の改廃が行われなければならない。そのため、まずはベルヌ条約の改廃を目指し、同目的に基づいて 諸外国に条約改正を呼びかけることを目的とする基本法を成立させる必要があると思われる。

コンテンツの権利保護制度について

著作権制度は本来的に古典的な芸術保護のための法制度であったが、現在の著作権法はコンテンツ保護という全〈本来的でない用途に用いられており、その法律としての正当性が危ぶまれている。現実の著作権法違反で問題になるのは、専らコンテンツを著作物と扱う事例がほとんどであり、著作権侵害が発生する主要な理由が、その法律としての正当性に対する不信にあることは疑いない。従って、コンテンツの権利保護を著作権法から切り離し、別個の法制度として確立させることが、法制度への信頼の回復のための急務である。

登録制度と非親告罪化について

このコンテンツ権利保護制度は、以下で示す設計とその設計思想に基づいて考えれば、登録制 であるべきである。

コンテンツの権利保護制度の下では、以下に列挙する理由によって、速やかな権利処理が可能 となり、結果的にコンテンツ取引量の拡大に繋がる。

- * 著作権法では理論的に不可能な、権利侵害の非親告罪化
- * 著作権法では理論的に不可能な、高度な権利情報検索

まず、なぜ著作権法の非親告罪化が理論的に不可能であるかを説明し、続いて、なぜそれが登録に基づくコンテンツ権利保護制度では可能になるのかを説明する。

- * 著作権法は無方式主義に基づいている。すなわち、その著作物について著作者が権利を行使し利用を禁止する旨明示的に意思表示されていない。人間は日々創作的な表現をおこなっており、それらのいちいちについて権利侵害を主張することは、人間がご〈自然に他人と会話することすらも、相手に権利侵害の可能性をもたらす迷惑な行為となってしまうことになり、結果的に人間は他人と会話しな〈なる。
- * 一方、登録制度を利用する人間は、その制度に「乗る」ことによって、自ら権利行使の意思があることを表明していると言えるのである。もっとも、登録実務においては、登録者の意向を重視して、非親告罪化の対象とするかしないかを選択できるようにし、不必要に登録を躊躇させてはならない。

権利情報データベースは、全てインターネット時代に相応しい API(アプリケーション プログラミングインターフェース)を通じて公開され、Amazon や楽天のように個人の Web サイトのレベルに至るまで幅広〈活用できるようにすることが、制度の実利性の向上のために、望ましいだけでなく本質的に必要である。

コンテンツの保護期間について

一方で、登録対象はコンテンツであって芸術作品ではないから、その要保護期間は芸術作品のそれよりも短い(コンテンツの使用料回収率は、たとえば音楽コンテンツであれば発売後の数週間でほぼ全てが決定される)。従って、コンテンツ登録から 5 年・10 年程度の保護期間の後は、登録の更新を図らない限りは権利が失効し、公有に帰するものとしなければならない。長期にわたって利益が見込める著作物は、相当対価を支払って登録更新することで延長することが出来るようにするのが望ましい(登録更新するということは、利益が出ているはずであるから、特許登録料と同様、逓増が適切である)。

これもまた権利情報データベースの有用性に著しく貢献するものである。すなわち、権利失効情報が公開されることによって、それら権利失効コンテンツを活用した派生著作物の創作に問題がないことが容易に確認でき、より多大なコンテンツの創作が可能になるのである。(登録期間満了後に著作権法に基づく保護に戻すことは、芸術作品の保護を本旨とする著作権法の趣旨に馴染まない点で妥当でないのみならず、この活用可能性を根本的に阻害し、よって本制度の存在意義を失わせることにも繋がる)。

本制度の対象となる創作

登録は、創作が芸術作品かコンテンツかを科学的に判断する手法が現時点で確立されていない以上、著作者本人の意思に基づいて行うのが妥当であると考える。

公正使用の明文規定化

昨今のWeb検索エンジンに関する議論などをふまえて考えれば、もはや公正使用に関する規定の不存在は、情報大公開プロジェクトをはじめとする国策としてのIT 立国を危うくしている。公正

使用規定の導入は 21 世紀の情報化社会においては必要不可欠であり、公正使用規定の導入 に対して反対する立場で合理的な説明をすることは不可能に近いと考える。

公正使用規定の必要性については、著作権法学者だけでなく民法学者からも指摘されている。 (たとえば、吉田邦彦 北海道大学教授の「民法解釈と揺れ動く所有論」475 頁)

なお、公正使用に関する規定は、上記コンテンツ保護制度ではなく著作権法に馴染むものである。公正使用の対象たるべき創作が、登録されている著作物に限られるとする理由は何ら存在しない。ただし、非親告罪化という大きなインパクトをもつコンテンツ保護制度の特性に合わせて、従来の著作権法に含まれていない権利の制限条項を追加することは、必要であれば行うべきものと考える。

著作権法の営利教育の排除と理論教育の充実

近年、著作権教育が浸透してきたためか、著作権について語る人が多くなってきた。しかし残念ながら、まだ適切で十分な教育を受けてきたという印象は無く、ただ著作権の主張のノウハウばかりを寄せ集めたような低品質な理解しか見られない。いま必要とされているのは、著作権はあれもこれもカバーする、ということしか教えない金儲け教育ではない。著作権教育において求められているのは、現在国民の多くに欠けている、著作権法が学芸や芸術を適切に保護し文化の発展を図るものであるという本来の目的、権利について説明する場合はなぜそれらの権利が必要となったのかという理由、著作権がどのような範囲でどのような理由で認められない場合があるか、ということを「規範的に」考える能力の養成である。

その他の諸問題について

- * 著作権管理事業は不健全な独占市場状態が続いており、その弊害はかつての通信業界のそれよりも著しい。通信行政において行われていたようなドミナント規制を導入し、並行して不公正な取引方法の規制を大幅に強化し、契約関係解消後の一定期間再契約拒絶条項などを違法なものとして取り締まる必要がある。
- * 営利行為と連動して行われるが本質的に営業利益と無関係である著作物の利用を、営利目的ではないとみなす規定が必要である。少な〈とも「著作物の利用が営業利益の向上に繋がっていること」は、権利侵害主張者の立証事項とすべきである。
- * 刑事法は著作権団体の遊び道具ではない。これまで行われてきたような、各種著作権法 違反に対する刑罰の強化は、刑法その他諸法との刑のバランスを考えることな〈行っては、決し てならないものであると考える。

228 昨今の情報規制の動きには一様に不信感を拭えない。

新設された「ホットラインセンター」では、通報があったサイトのうち、通報数はご〈僅かな「まんが子どもポルノ」なるサイトだけは全て「関係 NGO」に通報するという措置を取っている。

実在の児童をモデルとしない、つまり現実の被害者をもたない性的フィクションについては、規制することに対する反対論も多く、現在の児童ポルノ規制法では規制対象とされていない。 にもかかわらず、「ホットラインセンター」がその規制に近い活動を行うことは、行政の独断であり納得できない。

また現在、「現実の被害者をもたない性的フィクションであっても、それを見た人間が触発されて 犯罪におよぶ例があるから有害であり、規制しなければならない」といった論調をよく見かける。 しかし、「フィクションに触発された」という事例の多くは、善悪の判断力が育っていない子どもで ある。

「子どもがそうしたフィクションに触発されるから、性的描写を含むフィクションそのものをなくすべきだ」という議論は、いわば社会や家庭が「判断力の育っていない子どもには過度の性的フィクションは見せないようにする」という努力を怠けるために、一律の表現規制を行おうとすうもので、とうてい認められるものではない。

まず「平均的な子どもが、善悪の判断力をある程度身につけるのは何歳〈らいからなのか」という点を研究し、その年齢に達しない子どもには、過度の性的フィクションを見られないようにする システムを考えるべきである。

なお、成人が「フィクションに触発された」とされている事例も稀にはあるが、これは一種の口実も しくは責任転嫁であると考える。

一部で言われる「性的フィクションが性犯罪を増加させる」ことを証明するデータは存在しない。 現在、児童を扱った性的フィクションを厳しく規制している国は存在するが、他に比べて児童性 犯罪が少ないという結果にはなっていない。つまり、児童を対象とした性犯罪に興味をもつ人間 は、そうしたフィクションがあろうとなかろうと、児童がいる限りそうした方向に興味を抱くものだと 考えられる。

つまり、性的フィクションを規制しても性犯罪が減る可能性は低いにもかかわらず、そうした規制 が表現の自由を侵害する危険性はきわめて高い。よって、このような規制は絶対に認められない。

また、著作権法違反の非親告罪化というのも非常に問題が多い。

そもそも、著作権侵害が罪になるのは、公共の利益を害したからではなく、著作権者の権利を侵害したからである。つまり、著作権者がその「著作権侵害」行為を、自分にとって悪いものだと判断しなければ、被害者は存在しないことになる(著作権者を明確に表示しているなど、著作権者にとって良い宣伝広告となるケースも少なくない)。それを一律に、しかも著作権者以外の人間が著作権法違反として訴えることができるようにするというのは、利用料や和解金などを稼ぐことを目的として訴えが乱用されるおそれもあり、問題である。

著作権者が不明確で、誰も著作権法違反の訴えが起こせない等の事例があったために、このような非親告罪化の話が持ち上がったと聞いているが、それはそもそも権利関係を不明確にしていた権利者の側に問題があるのであって、法改正をしてまで手厚〈保護する必要はないと考える。

229 模倣で描画技術を磨き、真似で作者のセンスを感じ、パロディで自分のセンスを見出します。模倣、真似、パロディは創作文化の一つだと考えます。

海賊版の取締りには賛成ですが、よほど海賊版に近いものでない限り、模倣品の取締りには反 対です。

230 [P化という視点(が極めて限定的ではないか)

通信のIP化が与えた知的財産(コンテンツ)産業への影響は極めて大きいものであります。何故ならばマルティメディアといわれた 1980 年代にも同様なコンテンツ論議が起こったと記憶しておりますが、その折にボトルネックとなったのが通信コストであり、通信設備の有限性であり、コンテンツを2次加工できる端末装置が高価格なことにより個人ではクリエイター活動が制御され、企業資本に組みされる機会がなければビジネスとしての機会にいきつけなかった。つまり通信コストなどを総合するとCDなどの媒体を買っても同じだったという時代が予想以上にあったのだと思います。その結果、こうして成長してきた企業群、web2.0 以前の中小コンテンツ企業はデジタルコンテンツを扱いつつもビジネスモデルそのものはアナログのままであったということが現在の禍根になっていると思います。禍根というのは既存のパッケージ価格価値を守るためにDRM技術ばかりが論点となり、地上デジタル放送でもコピーワンスという整理が、利用者の利便性を優先したままでなされてきたと思えることを指しております。

IPマルチキャストなどの語句を散見いたしますが、それより遥かに大きな影響を持つものが通信費用、設備、映像機器、PCなどの編集機器がサラリーマンの月収でも買えるようになった低価格化であり、ユーチューブなどの web2.0 企業はそういった世代がネットサービスの革新を行うようになったことを意味していると捉えれます。それにより既存企業が形成しようとする高価格市場以外の取引が消費者のニーズに高まって起こってきたものがP2P、ウイニーなどのサービス形態であります。

このように web2.0 の流れを見ると今後は消費者主導力が高まり、より低価格でよりオープンな市場形成を進めていくということが必然です。行政とおそらく一時的に苦痛を伴うでしょうが企業には求められていくと思います。良い例がアップル社の1 \$ 音楽配信でありまして、このサービスの普及により違法ファイル交換の利用が減少傾向にあることは消費者は妥当であると思った取引には対価を喜んで払うということを示唆していると思われるからです。

長くなりましたが、今後さらにIP化が普及した近い将来はコンテンツを作成し、それを配信し、 消費する形態は低価格化と多様化という面から大きく変わります。利便性が高まると同時に違 法行為も増加するでしょうが、この新しい時代の情報通信基盤を危険と見ずに機会としてコンテンツなどが高付加価値な経済活動として更なる発展ができるようになることが重要と考えてます。

上記の意味でIP化がコンテンツの流通構造を変える、さらにネットならではのコンテンツも出来るようになる ようはビジネスモデルが変わるがそれを乗り越える といった視点を加えたらいかがとコメント申し上げます

次世代の産業化という視点(が不足してはないか)

クリエイター大国という言葉に違和感を覚えます。なぜならば小職などの親交のあるアニメクリエイターというものは、ホワイトカラーになっていれば十分な年収を得ていただろうと思われる方々が月収10万強で6畳のアパートとスタジオの往復の生活。親からは「もう年だから早く国に帰ってまともな仕事につけ」と言われ、今最もしたいことは寝ること答えるといった方です。これは極端な例なのかもしれませんがクリエイター大国という号令でこのような人が何万人も増殖することを想像すると、良い世の中になるのかなと疑問を感じるからです。

適正な報酬という言葉もありますが、エンターティメント系のコンテンツ制作(映画など)は投機性が高く、リターンが確約出来ない。今最も欠如しているのは企業体として発展できるようなマネジメントであるという声を良く聞きます。クリエーターやプロデューサー以外にも多くのスタッフやマネージャーが産業として成立していくためには求められているのではないでしょうか

231 著作権の保護期間延長に賛成します。

反対している人たちの意見として見えるのが「お金を払いた〈ない」 ということのようです。

そういう人たちは、「創作すること」がどれほどのエネルギーを 必要とする行為であるかがまった〈わかっていないのではないでしょうか。

創作者への労苦に対する敬意を表現する手段としては、 対価を払って使わせてもらうことなのではないかと思います。 某大臣が「水道水を飲んでいる人はいない」と発言しているように、 特別なもの(彼の場合は水)に対して、人はそれに見合った 対価を払うものなのです。

著作物は間違いなく財産ですから、それを使わせてもらうには それ相応の対価を払って使うべき。

「保護期間が切れてタダになるから(あるいはなったから)使う」 というのは、その著作物の必要性を感じていない、 別にその著作物でなくても良いということの裏返しのような気がします。

232 【模倣品・海賊版取り締まりから見た著作・商標・意匠・権等侵害の非申告化、ならびに個人に対する取り締まりについて】

まず海賊版についてですが、一般人は精巧に作られた海賊版を見分ける事なんか出来ません。 なぜなら、その品に対して深い知識を持ってる一般人はいないからです。

だから売主に「これは本物」と言われたら、素直に信じるしかないのが現実です。

|次に模倣品についてですが、こっちなんかもっと判りませんよ。

「その道の達人」って言われてる人でさえ、時として模造・模倣品を掴ませられる事がありますから。

ましてや一般人や警察じゃ余計区別できないでしょう。

これに関連した2次創作についてもです。

そもそも。素人や、ファンが愛情こめて作った物を無料・それなりの値段で頒布するのは認める べきではないでしょうか。

彼等は「著作権者が作ろうとしないから」自力で作ってるという点もあるのです。 ただでさえ、今の著作権者の権利は独禁法スレスレなんですから、このぐらいの権利制限は著 作権者に対し強要する事も必要です。

というか、「個人所有禁止」って事は、例えそれが自分、または自チームで作った ものといえども全て禁止ですか?

子供が自分のコップにアンパンマンの絵を書いたら、即座に破棄しなければ犯罪者って・・・・・ なんて愚かな法だ・・・・・・・

あっ!そういえば警察庁(生活安全課って聞いたけど、どこまでホントか・・苦笑)が裏で動いてるといわれる共謀罪もあったんだ!

という事は、コップを買った時点で事情聴取か!(子供+(金を出す)親+コップを売る店員=3人)

これは一般市民だけの問題じゃないよ。

鹿児島県警による中山信一元県議の選挙違反捏造の件もあるから、普段から政府にたてついてる出版社・放送局は「著作権法違反共謀の容疑」でしょっちゅう事情聴取・家宅捜索されたりしてね・・・

それでも、警察に裁量権を与えるんですか?

・・・・やめましょうよ、こんな事。

【総論3.第2期 世界最先端の知的財産立国を目指す

アプローチ: 7つの重点事項、5つの視点

)知的財産文化を国内志向から国際志向に変える

大学、企業、法曹界、政府などすべての知財関係者が、知財文化の変革を自らの競争力の問題として捉え、国際化を進める必要がある。

について

無理です。

日本と、ユダヤ教系統みたいな一神教の文化とでは「感性」が全〈違います。

匿名掲示板に、海外生活の長い人がこんなレスをつけてました。

- > 西欧の精神世界、哲学の大きな柱である「聖書」の書き出しが
- >「はじめに言葉ありき。」
- > であり、日本人の精神世界に最も共鳴する哲学(敢えて宗教とは呼ばない)
- > 禅宗の大前提が
- >「不立文字」(文字にしても伝えることができない。 この()内は私がつけ足しました。)
- > である「溝」でしょーね。

そして

- > 米国のトップニュースはテロだったり戦争だったりするのに
- > 日本は桜の開花宣言がトップニュースってどういうことよ!!!
- >ってメリケン人が切れてたの思い出したw

とも。

外国の客は、良くも悪くも「日本らしさ」、つまり「侘び・寂び・萌え 」を求めて日本の知的財産を買うん

です。

他文化·他文明に迎合した、もっといえば「西半球文化のデッドコピー」なんて、 彼等は絶対買いませんよ。

それ以前に、「どのような思想だろうと神は神」で、来る神来る神どんどん受け入れていってとうとう

八百万柱も神がひしめ〈結果となった日本文化を、「神は絶対神のみ。その他の神は邪神、すなわち悪魔。」と

土着の神・文化・人を完膚なきまで焼き払ったユダヤ教系文化に合わせる事は不可能です。

それとも、 インターネット·ホットラインセンターが法で禁止されてない「実在しない 18 歳 未満のポル

ノ」を、何の権限も与えられてないのに独自の基準で「違法相当の情報」 として取り扱い、それを外国の

NGO団体に連絡、それを受けたNGO団体がインターネット団体に苦情を申し出るという

自 作 自 演

しているようですが、この項目はそのような

検 閲

行為を法的に保証させる為に作ったんですか?

国がやったら 憲法違反 と叩かれるから、一応民間団体のホットラインセンターにやらせるって?

それで正解ならば、貴方方は 実に唾棄すべき卑怯者 ですな!

【私的録音録画補償金について】

ハードディスクみたいな物理的記録媒体にしろ、RAMディスクみたいな仮想的記録媒体にしろ、 自作物の保存・利用のみに使用することを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を著 作権の管理

団体の係員に見せなければなりません。

そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、現に一人しか居ないじゃないです か。

私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。

【コピーコントロール・バックアップについて】

再生機械も記録媒体も、形あるのものはいつか必ず壊れる物です。

しかもメーカーは自己の利益のみを主張して、消費者に対する 供給保証の義務 を果たして いません。

壊れるたびに中の著作権物を新しく買わせる事、すなわち著作権利用料を徴収する事は「権利の乱用」

そのものであり、消費者の権利を不当に侵害しています。

再生機器の消滅、記録媒体の破損による著作物の消失を防ぐ為のバックアップは消費者の権 利を守る為

の「正当防衛行為」です。

よって消費者側の複製権、デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製権の拡大、そして

これらを保証するためにコピーコントロールの禁止を要求します。

【継続的に生産・サポートされていない、またはその知的財産が基礎的な存在になった為にパブ リックドメイン化

する事が求められる知的財産の出願取下・放棄制度について】

権利者っていうのは、一度手に入れた権利は絶対に手放なそうとはしません。

そんな連中に権利放棄をさせるためには、「登録料を返す」よりも、五年ごとに再 登録させ、そして再登録

のたびに登録料を値上げ(それも 10 倍、100 倍単位で)する方が効果的です。

それと同時に、パブリックドメイン化しているモノ、またはパブリックドメインとして認識されている モノ(モナー・交通安全・ の日・地名等)を、私的な知的財産として登録する事を全面禁止す るの

も必要です。

【著作権の保護期間延長】

今から 50 年前の著作物で、今でも商品価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう? 今から 50 年前の著作物で、今でも文化的な価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう?

その前に、原稿・原版の生存率ってどの〈らいなんでしょう?

著作権を主張できる期間は、発表後、または最終刊発行後 10 年に引き下げた方が宜しいかと。

【青少年健全育成】

「青少年等に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準をコンテンツ制作者以外の政府や

第三者が策定し、国民に半ば強制するというようなことは、民主主義国家が絶対必要とし、 日本国

憲法第 21 条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 を真っ向か

ら否定する行為です。

そして、政府関係者や与党議員が「野党の××議員の出版物・WEB サイトでの主張は青少年等に及ぼす

影響への配慮に欠けてており、青少年に対し非常に有害である。謝罪と発言の撤回を要求する。

などという主張を連日〈りかえし、与党政府関係者の印象操作に躍らされたマスメディアが「無配 盧議員

問題」を連日報道し、議員が袋叩きになって落選するというような状況が発生する可能性もあり ます。

「青少年等に及ぼす影響」についてあたかも「共通の判断基準の合意」がある得るかのような思想は排除

すべきです。

それ以前に、子供が悪事を学ぶ対象は、地元の実力者や宗教家、政治家や大企業とその幹 部。

子供の教育をどうにかしろという前に、地位の高い者が低い者に対し虚偽報告や隠蔽、収奪や 抑圧する

のを止めよ!

子供はちゃんと見てますぞ!!

でも一番いいのは、子供のうち(遅くても小学校入学前まで)に、『最低限の善悪の判断』をつけられ

るように教育することですな。

そうすれば授業中に教室で走り回ったり、給食を投げて遊んだり(これは欧州の祭りの真似かも)、

車道に飛び出す子供は皆無となるでしょう。

【独禁法を厳格に適用させて、不当な権利行使を取り締まる】

公取委がんばれ、超頑張れ!

ジャスラックによる恐喝事件は2度と引き起こすな!!

オリジナル曲のみ、たった二回コンサートをしただけで 18ヶ月分、180万弱を徴収された歌声喫茶「銀河のほとり」

(現在、音楽活動休止中)

ttp://plaza.rakuten.co.jp/ginganohotori/diary/200406300000/

(ジャスに対し)ライブも、年数回で、ほとんどが、著作権に関らないオリジナルだと説明して、使用した曲については、

支払したいと伝えたのですが、

『飲食店には、そのような扱いはできません。裁判で、立証することは、困難でしょう?裁判に は、お金がかかるんです

よ。そのような、ぜんれいもありますから。払う気がなっかったら、法的手段に出ます。1週間時間をあげますから、

契約書に印鑑を押して、返送するように』と電話を、切られました。(引用ここまで)

・・・・・でもこれは、

組織犯罪防止法

刑法第二百二十三条、強要

刑法第二百三十三条、信用毀損及び業務妨害

刑法第二百三十四条、威力業務妨害

刑法第二百四十九条、恐喝

の範疇かな?

この件に関し、公正取引委員会、または総務省がジャスラックを国会に 証 人 喚 問して

徹底追求する事を要求します!

そして上記の件を考慮した結果、「非常に危なっかしい。ジャスラックが何仕込むか判らない。 」という事で、

著作権の集中管理にも反対します!

- 233 | 1.音楽喫茶・ライブハウスの存続を可能にするため、 収入に応じた音楽著作権使用料の算定を請願いたします。
 - 2.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して、 音楽著作権使用料算定額についての利用者への明確な説明を請願いたします。
 - 3.社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の経営状況と 音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。

音楽著作権は知財の一面もありますが、万民の楽しみであり心の糧であると考えます。JASRACほぼ独占の音楽著作権管理は、他国に比しても異常に高額な使用料で、徴収も部分的に苛烈を極めています。公共料金である以上公平性・公明性・情報開示は当然の事と考えます。使用料規程改正に際しての意見聴取もおざなりです。例えば現行使用料規程コンサートでは「総入場算定額の5%でその額が2500円を下回る場合は2500円とする。」とあります。小規模なコンサート20名1000円でも2500円となります。音楽文化振興の観点から、極小規模のコンサート及びライブハウスの使用料は免除するべきと考えます。根底部分の荒廃はやがて生まれるかもしれない知財権の芽を踏み潰すことになると思います。以上

234 (1) 「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」について

>第 4 章.1 (5)i

>知的財産推進計画 2006(H18.6.8)

>「一部のコンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、

>2006 年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議を(仮称)」を設置するなど、 有害なコンテンツから >青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する」 「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」の設立に反対する。

そもそも「一部コンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているとの指摘」は、昨年 警察庁において設立された『バーチャル社会の弊害から子どもを守る研究会』が発端と考えられ るが、この席上でもその指摘を裏付ける客観的な証拠・データの類は一切提示されなかった。

暴力や性を扱ったコンテンツは青少年に有害であるという主張は古くからなされて来たが、近年 アメリカなどでそれを覆す研究結果も出ている。

『暴力的な T V ゲーム、殺人につながらない = 米調査』

殺人シーンなどが含まれる暴力的なテレビゲームと子供の行動との因果関係については未だは っきり結論づけられてはないが、

暴力的なゲームが子供を人に駆り立てるのではない、という研究結果が明らかになった。 ttp://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20070304-00000611-reu-int

また凶悪犯罪発生率に関しても、メディアの発達していない時代の方が高いなど、「一部コンテンツが青少年に悪影響」という指摘には大きな疑問がある。

しかし客観的な研究やしっかりとした裏づけ調査無しにこうした有害論が一人歩きし、自主規制要請機関が作られると、最終的には『青少年の健全育成』などの名目で表現の自由が制限されるなど、大きな問題が発生する危険がある。

現実に韓国での青少年保護法やアメリカでのコミックコードなどの規制法がそれにあたるが、それらが施行された結果、全てコンテンツ産業を衰退させる結果になった。

まずメディアと犯罪の相関関係を探る研究をするべきである。

(2)著作権法の改正について

知的財産戦略本部では海賊版対策として著作権法の非親告罪化を検討しているとの事だが、 その際は完全なコピー商品のみを対象にするなど可能な限り適用範囲を限定すべきである。

なぜなら著作権法が非親告罪となると著作者の意思を無視して、著作権違反者を警察が一方 的に逮捕できるようになり表現狩り、コンテンツ狩りにつながる恐れが高いからである。

そもそも著作権違反というのはどこから違反なのか曖昧な面が非常に大きい。

ところが非親告罪の適用範囲が広いと、海賊版だけでなく、アマチュアがファン活動の一環として作った二次創作同人誌はもちろん、似た作風・似た内容・似たアイディアの作品(例:『宇宙戦艦ヤマト』を模倣した松本零士氏の『大ヤマト』)といったものまで、あらゆる創作、表現活動が摘発対象になる恐れがある。

理論上A作品のキャラがB作品のキャラに似ている、故にA作品はB作品は著作権違反である、 という判断で逮捕もできるのである。

流行の画風やキャラ造形、デザインをしていれば、なおさらその危険は大いに高まり、表現活動への取締りが警察の点数稼ぎの手段に変質する危険が大きい。

こうした環境下ではコンテンツ産業が潰れてしまうのは容易に予想できる。

慎重な検討を望む。

235 意見を申し述べさせて頂きます。

個人的には、著作権の保護期間延長、及び非親告罪化には強く反対致します。

理由としては、著作権は既に十分保護されている事があります。作者の死後50年以上も商業的利益を出し続ける著作物等はご〈僅かであり、その他の大多数は公にされてから数年で忘れ去られるのが現状です。そのような「大多数の著作物」はむしろオープンソースとして広〈開放した方が、文化の発展に寄与すると考える次第です。

また、非親告罪化については、オマージュ作品などへの扱いがどうなるのか微妙であり、同様 に賛同できません。

また、違法複製物は確かに問題ですが、ネットでのダウンロードを全面違法化にするというのは、インターネットの現状を考えるに危険が大きすぎると考えます。

手短ではありますが、ご一考下されば幸いです。

236 著作権法違反の非親告罪化に反対です。

この改正が行われると、警察等の捜査機関による曖昧な基準での恣意的な摘発が行われ、文化基盤が破壊される可能性が高いと思われます。既存のコンテンツホルダーにとっては短期的には有利に働く事になると思いますが、文化に新たなフローが無くなり、中長期的に見るとクリエイターの枯渇といったマイナスの影響の方がはるかに大きいのではないかと思います。

確かに現状、コンテンツホルダーの意思を無視した著作権違反の二次創作物などは目に余るものがありますが、それらに対してはコンテンツホルダーとの間にゆるやかな協定が結ばれるべきであると思います。二次創作物のクリエイターは出版社などに抱えられれば一変して一次創作物のクリエイターともなるため、彼らの芽をつむのは文化のフローを減少させる事になると思うからです。

文化もキャッシュとフローという観点から見る事が出来ると思いますが、近年の傾向としてはキャッシュよりもフローの一時的な盛り上がりが企業利益の主体となっている様です。キャッシュを重んじるあまりフローを抑制する事になれば、企業の利益は恐らく減少し、新規投資も減り、長い目で見た時の文化的資産・ひいては国益を減ずる事になるのではないかと危惧します。

また、同様の視点から著作権保護期間の延長にも反対します。

これは経済学的にも負の影響が正の影響よりも遥かに大きいと証明されています。

既存の権利者におもねる事で一部の人間は甘い汁を吸う事は出来ますが、共同体全体として は崩壊に近づきます。採用してしまうのは政府・官僚として恥です。どうか考え直して下さい。

237 |【著作権法違反の非親告罪化】は絶対に行うべきではない「有害」な改悪と考えます。

現代における小説や映画・アニメーション・コミック・絵本・楽曲まで日本人のクリエイティブな表現文化は

出版社が発行する雑誌から、アマチュア作家個人のホームページ等でのWEB媒体や自費出版まで、

発表の規模の大小はあれど経済・産業的にも多くの価値を持った海外の方にも評価される素晴らしい表現文化です

そして創作物における「作品の盗作」か「アイデアの偶然の一致」かの判断がいかに難しい事か は現在話題となっている漫画家松本氏の件一つとってもお分かり頂けると思います。 【著作権違反の非親告罪化】ついてはこれにより後続する日本の芸術家や作家達の表現の自由と独創性の妨げとなる事は確実です。

また権利者団体による「使用料の徴収」という案も出ていますが

それについても同様です。多額の金銭を支払ってまでクリエイティブな活動を維持出来るアマチュアの作家が果たしてどれだけいるのでしょうか。これによりアマのクリエイターの数は激減するでしょう。

そうして今まで積み重ねられてきた日本の表現・創造の文化の伝統が根絶やしにされる危険を 確実に孕んでいます。

今回の[著作権違反の非親告罪化]や[著作権 70 年延長]など「文化の発展」を謳いながら実際は日本の創作文化や民間の事情をまった〈考えていないということが伺え、文化の衰退を促すような有害な法案ばかりなのは現在の政府に対して失望せざるをえません

- 238 私がご意見させていただきたいのは以下のものについてです。
 - 1. 著作権法違反の非親告罪化について
 - 2. 違法複製物のダウンロード全面禁止について
 - 3.外部の意見を取り入れる場合について
 - 4.マスメディアの偏向報道について

まず、「著作権法違反の非親告罪化」ですが、最も望ましいのはそれ自体を 見送っていただ〈ことですが、どうしても導入したいのであれば、その条件は 厳格かつ明確に限定しなければならないと思います。

何故なら、単なるファン活動の域を出ないものさえ阻む恐れがあるからです。 私が考えるに、その条件は

- (1) 違法複製物・無断転載・盗作であることが明らかである場合
- (2)著作権法に抵触する作品を売って得られた利益を他の犯罪に利用した場合または利用しようとした場合
- (3)暴力団など過去に特定の犯罪を犯し、再犯の恐れがある個人・団体である場合(特定の犯罪とは、ここでは殺人・強姦・強盗・放火全般と、窃盗・ 詐欺・傷害・暴行・強制猥褻のうち一定以上の基準を満たす悪質なもの)

に限定するべきだと思います。

これでも組織犯罪のための資金獲得を防ぐ目的は果たせると思います。

次に、「違法複製物のダウンロード全面禁止」ですが、これは不可抗力による ものや過失によるものまで取り締まられる可能性があり、また、冤罪の要因に なりうると思われるので、これも見送っていただくのが最も望ましいと考えます。 しかし、どうしても導入したいのであれば、行政指導によりそれらを強制的に 削除・アンインストールさせることができるに留めるべきかと思われます。 また、貴計画におかれまして「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の報告を参考にすることを考えていらっしゃるのであれば、それは問題があるのではないかと思われますので申し上げておきます。

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」とは漫画・アニメ・ ゲームなどの性表現・暴力表現やインターネット・携帯電話の存在が犯罪の 増減に及ぼす影響の如何を明らかにし、それへの対応を考えるという建前で 警察庁生活安全局において発足した研究会です。

しかし、この研究会は統計などの客観的事実を私情抜きで受け入れるという 態度に欠けており、構成委員の大半が漫画・アニメ・ゲームやインターネット・ 携帯電話に対する嫌悪感情のみからこれらを犯罪の元凶と決めつけ、法規制 すべしという結論ありきで話を進めようとしており、自分の主張に反する 事実にはだんまりを決め込んでおります。

勿論、それがすべてではなく、そういった主張に真っ向から反論してくださる 良心的な委員もおりますが、全体の傾向として、この研究会は思想的にかなり 偏っており、この研究会の報告は貴計画の参考にするには問題があるのでは ないかと思われるのはそのためです。

最後に、「マスメディアの偏向報道について」ですが、マスメディアの中には 思想に関係なく、自分たちの気に入らない相手や見下している相手に対し、 それを見た者が彼らに対しよからぬ印象を抱くような報道のし方をする ケースが見受けられます。

表現の自由は最大限守らなければなりませんが、実在の人物を侮辱したり、 事実ではないことを(フィクションとしてならともかく)あたかも事実であるかの ように報道することは問題があるのではないかと私は個人的に思います。 法規制は絶対にすべきではありませんが、間違いの訂正や反論や批判が 公然と行われるような仕組みは必要だと思います。

以上、長〈なりましたが、ご一考いただけると幸いです。

239 「知的財産推進計画2006」を全部は読みきれずにコメントしております。既に記載済でしたらご勘弁〈ださい。

携帯電話アプリケーションの標準化団体の役員と携帯電話関連のいくつかの特許プールへの参加、および携帯電話メーカとしての知財処理の実務経験から意見を出させていただきます。
・MPEG 特許プールほかではウォール街の弁護士(Sallivan&Cromwell の Garrard Beeney 氏)がルールとなる契約書を作成し、新プールの設立の裏方なども担当しています。
例えが悪いですが、賭博場の親分のようなもので、技術の売買をするプールの運営で利益を出しています。このような分野は、まだ国内の弁護士は担当できていないように感じます。何らかの推進策がないと、米国による市場ルールが伸びていくと思われ

ます。ルールを作った国が当分の間は最も利益を得られるのではないかと考えます。 特許関連の訴訟では、オランダ、ドイツなど、英国を除〈欧州勢の弁護士が強いと感じます。その理由は、特許訴訟に関して裁判所、裁判官が経験を持っており、審議が速いため、訴訟の場として好まれているのだと思います。訴訟が常に良い解決方法かについては議論のあるところですが、日本での訴訟が避けられていくと、経験の蓄積も遅れると危惧します。

短い意見ですが、よろしくお願いいたします。

社内調整ができておりませんので、個人意見として提出いたします。

240 『告訴なしでも立件 著作権法改定案検討』について

これは著作権法違反の非親告罪化(特に、二次創作を対象に含めないことが明示されておらず捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性について全く考慮されていないが問題。

現在の内容では

この法を警察に過大解釈され、著作権法が親告罪でなく、 もし著作権法が非親告罪として改悪されると、著作者の意思を無視して、 著作権違反者を警察が一方的に逮捕できるようになります。

これは「漫画、アニメ」のクリエイターの礎、基礎となる二次創作活動(同人誌製作)などをこの著作権法改悪で同人誌制作が全面違法化とし、潰す要因となります。

政府は『世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する。』『クリエーター大国を実現する。』 などとうたっておりますが、

『漫画、アニメ』を海外に『文化』として売り込もうと考えていながら 漫画業界の将来を担う人材を潰していく気でいながらもう呆れて物が言えません。

またこの著作権法改悪が、表現活動への取締りを警察の点数稼ぎの手段に変質する危険するあります。

近年の警察は点数取りのみを前面に押し出している為、これは危惧では済まされません。

これは表現狩りに等しい行為です。

『バーチャル社会の弊害から子どもを守る研究会』について

この研究会の最終報告がされましたが全〈の茶番、漫画、アニメ、ネットをただただ規制させたい魂胆が見え隠れしております。

そもそも規制側の根拠のない感情まかせの発言、何の信憑性もないデータ提示(ゲーム脳など)等については呆れ返る思いです。

規制派はゲーム脳などや近年漫画、アニメ、ゲームにより凶悪犯罪が多発すると発言しており、全くその信憑性がありません。

ゲーム脳は学会や専門教授によって全くのでたらめとされており、近年の凶悪犯罪多発意見 は

正しい知識を持っている方なら分かりますが、漫画、アニメ、ゲームが数多く氾濫している現在より漫画、アニメ、ゲームがなかった(もしくはほとんど出回ってなかった)過去の時代の方が現在と比べるなく凶悪なほど多発しており、全く信憑性がありません。

これにより研究会の、特に規制派のデタラメさ加減が良く分かります。これに税金を無駄に使われているなんて腸煮えくり返る思いです。

またホットラインセンターが目論むネット二次元規制の危険があり

漫画、アニメの『現実に存在しない絵等上にしか存在しない』ものにたいして、さも児童ポルノだ と発言し

『まんが子どもポルノ』などと呼び、海外から批判が多いまんが子どもポルノについては、 国際 NGO 関連団体に 12 件提供等しております。

『ホットラインセンターはそもそもガイドライン適用外である、漫画やアニメ、ゲームなどの二次 元性表現を

国際 NGO 団体(恐ら〈エクパット東京)に通報していたという実態が明らかになりました 報告書は、ゲームの暴力シーンについて、コンピューターグラフィックスの高度化で現実感が 高まっており、

子どもたちが影響を受けて暴力行為を行う危険が高まったと指摘。

さらに暴力シーンで子どもがトラウマ(心的外傷)を受ける危険があり、

暴力に慣れることで身近でいじめを目撃しても助けるような気持ちになりに〈〈なる危険もあると した。

また、子どもを性行為などの対象とする内容を含むコミックの影響について、 実際に性犯罪が起きている例を紹介した。

等と決め付けております。

なおこれら規制派には当時の東京都副知事でありこのバーチャル研究会を主催している警察 庁安全局局長、竹花豊氏がおります。 これらの漫画やゲーム、アニメにおける未成年の性描写への規制を提案したのは警察庁生活 安全局局長の竹花豊氏

日本国憲法に準じ公正である警察がこのような行為をおこないます。

貴重なコンテンツを、なぜ何のデータもなくただの嫌悪感情のみ屁理屈により政府は潰そうとするのでしょうか。

マスコミの事実を事実として報道しない体質。

視聴率だけ狙いセンセーショナルな内容(捏造)に仕立て上げる体質。

- 241 (5)安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する
 - i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006 年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。(警察庁、文部科学省、経済産業省)
 - ii) 2006 年度中にゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等に向けた取組 を促進する。(経済産業省)
 - iii) インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2006 年度も引き続き、サイト利用者の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。(総務省)

未だに、悪影響や有害性などの文言が残っているとは思いませんでした。 以下を理由として上記の項目を削除ねがいます。

- > コンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘
- > 有害なコンテンツから青少年を守るため

特定のメディアに、悪影響や有害性があるという客観的根拠は全くありません。

暴力表現、性表現を見た者が暴力犯罪、性犯罪を繰り返したという事実は無い。

また暴力表現、性表現に人間の精神や人格を犯罪者に変えてしまえる程の有害な効果効能は無い、仮にそんな効果効能があったとしたら、この世は犯罪者で溢れてしまう。

> 業界による自主的な取組を促進する。

公的機関が自主規制を促した時点で業界は萎縮し、自主性は失われ取組の強制になります。 客観的根拠の無い有害悪影響論を基に、自主規制の強制をする事があってはならない。 > ゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及 ゲームのレーティング制度は既に普及しています、この項目は必要ありません。

- > インターネット上の違法情報の増大に対処するため、サイト利用者の是非を閲覧者が
- > 事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマーク
- >として表示する仕組みの実用化

分かり難くかったので文章を分解させて頂きました。

違法情報は警察が取り締まる対象であり、表現レベルマークの問題ではありません。

それとも違法情報発信者という犯罪者が「このサイトには違法情報があります」などと自らが事 前告知して〈れるとでも思っているのですか。

- > インターネット上の有害情報の増大に対処するため、サイト利用者の是非を閲覧者が
- > 事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマーク
- >として表示する仕組みの実用化

事前告知をする事は重要です、だが有害性の客観的根拠や、有害情報の明確な定義が存在しません、人によって表現の受け取り方も様々です。

一定の基準を設け表現レベルマークという仕組みを実用化する事など不可能です。

それとも、ゼロから主観に基づき定義や基準を作成しろとでも言うのでしょうか。

18 禁サイト、18 禁通販サイト、出会い系サイト、自殺サイトなどはフィルタリングソフトを使えば閲覧できなくなります、むしろフィルタリングソフトの広報に力を入れるべきではないでしょうか。

> 民間の自主的な取組を支援する。

先にも申し上げましたが、公的機関が自主規制を促した時点で業界は萎縮し、自主性は失われ 取組の強制になります。

ましてや、明確な定義や基準が存在しない事に取り組めなどと言われても情報発信者が混乱す るだけです、何をすれば良いのかも分からないでしょう。

これは、前にあったコンテンツ安心マークが形を変えたモノと見受けられるが、そもそもコンテンツというものは閲覧者個人がそれぞれの感性に基づき判断するものであり、他者が設けたマーク制度などで判断できるものではありません、情報発信者でさえ閲覧者にとっては感性の異なる他者なのです。

できる事と言えば、サイト入り口にコンテンツの概要を詳しく告知する事くらいです。

これらの項目を削除しただけでは、知的財産推進の妨げになる根拠の無い規制論を無〈す事は できません。

バーチャル社会がもたらす弊害から子どもを守る研究会について

|知的財産推進計画策定に関わっている警察庁が、独自に表現規制を行おうとしています。

ここでは暴力表現、性表現を見た者は犯罪者になるという根拠の無い迷信をあたかも事実であ るかの様にあつかわれ、「なんとか公的規制ができないものか」という議論がなされていた。

ホットラインセンターについて

アダルトアニメ、成人向マンガを独自の基準や定義によって児童ポル/または子どもポル/と断定しています、だが空想キャラクターを客観的法的に児童と断定する事は不可能です、年齢を 証明する為の公的文書が存在しません。

収集されたアダルトアニメ、成人向マンガの情報は、何故かこれらの表現に批判的な民間団体 に通報されこの団体の政治的活動を支援する形を取っています。

そもそも公的機関であるホットラインセンターが、特定の民間団体の情報収集業務を請け負ったり便宜をはかったりなどの特別扱いが許されるはずがありません、これらは法的根拠やガイドラインから逸脱した運営です。

たしか監督官庁は知的財産推進計画策定に関わっていたはず。

http://www.internethotline.jp/press/20070130-press.html

こちらのページはホットラインセンターの運用状況と思われます。

なぜ「思われます」なのかと言いますと、サイト内に上記のページへのリンクが見つからないので す。

見落としでなければこれはいわゆる隠しページというモノかもしれません、何故ホットラインセンターはこんな違法サイト紛いの事をしているのでしょうか、自分達が逸脱行為をしているという自 覚があるのでは。

運用状況に甚だしい勘違いをしている部分があったので一つ記しておきます。

今後の課題 2-3 にガイドライン対象外の通報をした者の期待に十分に応え切れていないとあるが、違法情報を収集し通報するのがホットラインセンターの業務であり、通報者の期待に応える事が業務では無い。

そもそも対象外の情報を通報するという事は、合法情報をも規制するという事でありホットライン センター自らが憲法違反をする事になる。

前にも言いましたが、

公権力による個人の内面、価値観への介入は避ける。

道をあけること、可能な限り自由にやらせること。

世の中は多様性により成り立っている、人の趣味、価値観も多様である。

これらの保証がなければコンテンツの発展などありえない。

242 1.「著作権保護期間の延長」について

「著作権保護期間の延長」は、行うべきではない。したがって、知的財産推進計画の改定にあたっては、本件に関する施策は削除するよう求める。

なお、本件施策に関する検討を行うのであれば、その前に、「戦時加算」の撤廃および様々な

種類の著作物および著作隣接権に関する情報を横断的に検索可能なデータベースの構築に関する具体的な施策を推進し、その成果を得る必要があり、まずはこれらについての施策を計画に追加すべきである。

そもそも、著作権の保護期間延長は、本来の著作者の保護による保護には直結せず、著作物の流通業者を保護する効果しか有しない。そのうえ、長すぎる保護期間による著作物および著作物に係る権利者情報の散逸といった事態を招き、かつ、無償利用可能な著作物が減少することによって、知的財産の創造、保護、および活用のサイクルが破壊されると考えられる。わが国に先立って著作権の保護期間を延長した欧州および米国においても、たとえば、欧州においては著作隣接権の延長が明確に否定され、米国では孤児著作物(orphan works)に関する深刻な問題が議論されていることにみられるように、著作権の延長による弊害が認識されている。また、そもそも、米国の延長論の根拠となった欧州における延長は、欧州共同体加盟国間の法制面での調和を図る際に、最長の保護期間を有する国を基準とせざるを得なかったという特別な事情があることを忘れてはならない。

また、著作権保護期間の延長を主張する権利者およびその団体は、著作権保護期間の延長とともにいわゆる「戦時加算」を撤廃すること、および権利情報の確認を容易にするためのデータベースを構築することを主張している。これらはいずれもその実現可能性がきわめて疑問視されるもので、戦時加算の問題はもちろんだが、データベース構築に関しても、文化庁を中心として10年以上にわたりその必要性が説かれてきたにもかかわらず、各権利者団体間の考え方の相違等の根本的な問題により事実上構想は瓦解した状況にあるといえる。権利者およびその団体が保護期間の延長が認められた場合にこれらを実現することを約すというのであれば、逆に、これらの問題を解決し、その後にはじめて検討を行うことが適当と考える。

|2.「音楽レコードの還流防止措置」(レコード輸入権)の見直しについて

知的財産戦略本部、知的財産戦略推進事務局、および関係府省は、2004 年 6 月の著作権法改正案に係る附帯決議六および八にもとづき、既に「レコード輸入権」に関する著作権法改正から 2 年以上が経過した本年から、「レコード輸入権」導入時にレコード協会等が約束した各種の取り組み(サービス向上、価格引き下げ、海外市場拡大等)が適切に行われているか否か、具体的に検証する作業を開始すべきである。従って、知的財産推進計画の改定にあたっては、これら作業の実施に関する施策を追加すべきである。

3. 「違法複製されたコンテンツの個人による複製」について

「コンテンツ専門調査会企画ワーキンググループ報告書」10ページに「違法複製されたコンテンツの個人による複製」についての記載がある。著作権者等の権利者の許諾を得ることなく提供されているコンテンツをそれと知りながら利用する行為が望ましくないことは当然である。しかしながら、提供されているコンテンツの合法、違法の区別は必ずしも明瞭ではないことも多いと考えられるところ、これを安易に私的使用のための複製の範囲から除外し、違法とすることは、利用者を過度に萎縮させる効果を有する。さらに、著作権法上の刑事罰の非親告罪化も検討されようとしていることとあわせて考えた場合にはその影響は計り知れない。本件の検討は、諸外国の事例も詳細に検証しながら、慎重の上にも慎重に行うべきである。

243 著作権法違反の非親告罪化に反対します。特に二次創作を対象に含めないことが明示されておらず捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性が全く考慮されていないからです・違法複製物のダウンロードは全面禁止すべきではない、最悪キャプチャー画像の有るサイトを見た瞬間に逮捕され捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性が全く考慮されていないからです

·著作権延長反対、短縮を国際的に働きかけよ 定期刊行物の宅配に対しては再販制度は廃止さるべき

- 244 著作権の非親告罪化への反対及びに第三者機関の慎重な運用姿勢を願います。まず当事者以外の告訴を可能にするのは、恣意的な運用を可能にするものであり、これは作者と作品を護る趣旨に反するばかりか作者の意志表示の瑕疵及びに作者にとっての作品越えの言葉の無力化を合理化するようなものでこのまま新法化しても後進的と言わざるを得ません。
- 245 著作権法の改定についてですが私としては、大反対で、管理団体が著作権料を一般の人から取ることになれば、好きなマンガなどを紹介したり二次創作(パロディ)を描いたりできなくなり、マンガなどを楽しめなくなる世の中になってしまいますので私としては、大反対なのです。もし、著作権法を改定するのでしたら、二次創作とかに関しては在る程度は自由なフランスの著作権法を参考にして、急ぎすぎない様に色々と、オタクの人とかと論議してなどをして、2、3年程度に著作権法の改定をした方が良いと私は思うのです。もし早めに著作権法を改定したら、返って、反発が起きかねないものになりそうなので大反対なのです。 あと、最近、著作権というものが金もうけの対象に、なっていまして、著作権法が改定されると、JASRACの著作権料の取り立てが一般にも及んできて、自由にアニメを見たり出来なくなるので、著作権法の改定より著作権自体の問題から話した方が良いと思うので著作権法の改定には大反対なのです。
- 246「知的財産推進計画2007」に対する提案

1.テーマ

都道府県庁に知的財産を冠した知事直轄の専門組織の設置を奨励する。

2.要約

都道府県庁に知的財産を冠した知事直轄の専門組織(例えば知的財産局)を設け、地方自治体における知的財産に関する政策業務、条例の制定、窓口を一本化する。当該組織のミッションとしては、地元企業の知的財産関連の問い合わせ対応も受けるし、地域ブランド振興を推進するのは勿論、関連する条例の制定の他に中長期的に下記内容欄に記載した機能が視野に入る可能性があることを提言したい。そして、当該専門組織が地域一体となった知的財産政策を推進し、国民の知的財産に対する意識向上を目指すことになる。

3.内容

知的財産基本法が成立してから4年が経過しているが、地域知財本部が順次開設されているものの、地方自治体(都道府県庁レベル)では知的財産を冠した組織がなかなか見当たらない。 一部愛知県〈らいだろうか。また、知的財産基本法を受けて、各自治体における知的財産への 取組方法は現状ばらばらに見える。北海道は、科学 IT 振興局 科学技術振興課内のホームペ ージ内に、北海道経済産業局と共同で北海道知的財産戦略本部ホームページを設けているのに対して、秋田県では学術国際部の担当者が専用のホームページを開設している。一方、東京都庁ではホームページから業務内容で知的財産を検索しても出てこない。管轄として産業労働局商工部創業支援課が該当するが、産業労働局は厚生労働省系統の業務が大半で、失礼ながら正面から知的財産に取り組んでいるようには見えない。その他、地方の県庁においては商工労働部や農林水産局が個別に取り組んでいたり、観光推進等の地域振興部門が担当している等、一貫した知的財産政策が推進できているとは思えない。

知的財産基本法成立から 5 年となる今年は、知財政策を第二段階に進めなければならない。 既に知的財産を生業としている国民や企業への施策は知的財産推進計画において順次採用されている。しかし、今後は全〈知財に対する意識が軽薄であるか、知財知識のない国民に対する啓発が重要と考えるが、経済産業省或いは特許庁、地域地財本部と国民の間の距離は遠すぎる。知財センターが各地にあるが、あ〈までも中小企業を対象とした特許流通のサポート部隊であり、知財政策全体を推進する組織ではない。また、一般的には「弁理士」と聞いても何をしているのかわからない人も多いだろうし、地方によっては弁理士の数が極端に少ない地域もあるので、弁理士ばかりに依存するわけにはいかない。

地方自治体の知的財産専門組織が国(政府)と国民のパイプ役となって知的財産政策を推進していかなければ、真の知財立国は実現できない。地方自治体では、一般的に知的財産を「産業の問題」として捉えられているようだが、実際には知財政策は複数の領域に跨ることが想定されるので、知財専門組織が都道府県知事直轄組織として設置されるべきである。また都道府県民にもわかりやすいように組織名称に「知的財産」を入れることを奨励し、中長期的には下記の機能も視野に入れたい。また、知事は知的財産担当の責任者(副知事クラスが望ましい)を任命し、各地方経済産業局と協力して知的財産政策目標を策定させる。

尚、対応にあたっては、経産省(特許庁)の職員が短期的に出向したり、逆に地方自治体から経 産省または特許庁に受入出向させる、民間の専門家を非常勤で雇用する等で積極的な人材交 流を図り、地域格差のない知財政策の推進が望まれる。

地方自治体の知的財産専門組織に中長期的に取り入れたい機能

(1)地域の知財教育推進の中心機能

各都道府県内の小・中・高において、文科省や教育委員会と共同で知財教育を実践し、知的 財産に対する啓発活動を行う。最初から難しいものではなく、いわゆる発明コンテストやデザイ ンコンテスト等で知的財産に対する意識を持ってもらうことから始めれば良いと考える。

ところで、今日のようなデジタル社会において現在の著作権法はかなりの時代遅れとなっており、早くデジタル社会に相応しい著作権制度(デジタル著作権法)、アーカイブ制度を別途構築すべきである。現状は、コピーワンス問題、私的録音録画補償金制度問題等を見ればわかるように社会が混乱している状態である。とはいえ、コンテンツのユーザは若者が大半を占めるだろうから、正しいコンテンツの使い方を教育する場があってもいいのではないだろうか。是非知財教育の一環として取り入れてほしい内容である。

(2)地域ブランドに関するコンサルティング業務

商標分野において、地域団体商標の取得は既に推奨されているが、取得後のフォローができ

ていない。実際、どのようにブランドの付加価値を向上させていくのか、どのようにビジネスとして活用していくのか、場合によってブランドやマーケティングの専門家(コンサルタント)を招聘し、 関連する地域団体にコンサルティングをしないと、宝の持ち腐れになるだけである。

(3)実用新案権の出願窓口機能

実用新案権は年々出願件数が減っており、保護対象の見直しは別途検討しなければならない。ただ、人気がないので改善しやすいと考える。例えば、方式審査を採用しているので、実用新案法を思い切って改正し、一次窓口として地方自治体(都道府県レベル)での出願も認めてはどうだろうか。各都道府県の考案出願件数を毎年公表して競争させることで、国民の知的財産に対する意識が自然と浸透していくものと考える。地方自治体が専門の出願窓口を設けることによって、特許庁に直接確認したり出願するのは敷居が高い、いきなり弁理士に相談するのは費用が高そうだという素朴な悩みも解消できる。やや安直な考えだが、地域レベルで出願方法に関する教室を定期的に開催し、地元の主婦や企業を定年退職した団塊世代等を巻き込めば、出願件数が増えるかもしれない。

手続的には、方式に対する補正命令を知事も出せるようにするが、考案の先願審査は二次審査の特許庁で行うものとし、特許庁の負荷軽減によって更なる早期審査を実現させたい。一次審査を都道府県に権限委譲することで、特許庁としては、より重要な特許の審査業務に工数シフトできるのではないだろうか。

(1)テーマ

|知的財産教育者育成課程の創設と知的財産教育について

(2)要約

知財立国を目指す上で知財教育は必須である。知財教育とは知財専門家の育成だけでなく、一般の国民に対し一定レベルの知的財産に対する意識を植え付けることも並行して行わなければならない。そのために、知財教育者を育成するための課程を創設し、教育者を育成した上で、初等、中等、高等教育で段階的に知財教育を行う必要があると考える。カリキュラムの中に知財教育を組み込むことが不可能な場合は、総合的な学習の時間、大学の教養科目等を利用し、上記知財教育者を派遣して知財教育を実践していくことが効果的と考える。

(3)内容

知財立国を目指す上で最も重要な課題は、知財人材の育成である。ここで知財人材とは、知的財産を専門的に扱う立場にある職業の人材だけでなく、広く一般の国民を指し、すべての国民が知的財産に対して一定レベル、もしくは最低限の知識を保有するレベルに引き上げることを目的とすべきであると考える。

著作物のコピー問題、模倣品問題、農産物の苗木の流出問題等は、国民に知的財産が一般的な知識となっていれば減少すると思われる。例えば、「他人の物を盗んではならない」ということは誰でも理解しており、知った上で行う犯罪者のみを摘発すればよい状況にある。これに対し、知的財産に関しては、そもそも知的財産は何であるのかが一般化されておらず、言葉は知っていても自分には全く関係ないと思っている国民が大半である。

この「知的財産は自分には関係ない」という考え方が、我が国における知的財産の一般化を阻んでいると思われる。なぜこのような状況であるのかについて考えると、「知的財産 = 理系」という図式がどこかで定着してしまったように感じる。しかし、企業の経営者の多くは文系出身者であり、また、1億総クリエーター時代にあっては、理系も文系も関係なく、すべての国民が保有すべき知識として位置づけなければならないと思われる。

これまでも知財教育を推進してきているが、即戦力を求めるあまり、知的財産専門家の育成に 主眼が置かれてきたように感じる。専門家の育成は重要な課題であるが、これと並行して知的 財産の一般知識化も促進しなければならない課題と考える。こういった状況を打開するために、 以下の対策を提案する。

知的財産教育課程の創設

知的財産を一般的な知識として国民に理解させるためには、教育の中に組み込むことが重要である。「知的財産推進計画2006」では、国民に対し知的財産を啓発していこうという姿勢が打ち出されており、また、知的財産の教育者の育成、知財教育の教材・教育ツールの開発といった、さらに具体的な啓発活動の一端が見てとれる。しかし、誰がどのように知的財産教育を行うかについては、依然として明確でないと言えるであろう。

知的財産に関する知識を一般化して国民に理解させるためには、同じ基準で同じレベルの知識を伝えなければならないと考える。つまり、知的財産教育の枠組み、目指す方向性、教育手段などを示したスタンダードな教育プログラムを構築し、これを知財教育を行う教育者に学ばせた上で、学校で教育を行うような方式をとることが望ましいと思われる。専門的な知識や実践的な知識を学ぶにあたっては、さまざまで具体的な意見を取り入れるべきであると考えるが、国民が一般的な知識を学ぶ際は、スタンダードな知識で基礎固めをすべきであると考える。例えば、職務発明については、産業界と発明者では考え方に一部食い違う点もあるが、どちらの考え方になるかは、学ぶ者が今後の社会生活において自分自身で判断すべきであると考えるため、ベースとなる一般知識を学校教育で学ぶ場を与えることが必要であると思われる。

このために、学校教育を行う教員養成の課程をモデルとして、知的財産教育を行う教育者の 養成課程を創設し、この課程の履修者に資格を与えて、学校教育の場で知的財産教育を行うこ とができるようにすべきではないかと考える。教員養成課程をモデルとするとは言っても、あくま でもモデルとして挙げたのみであり、必ずしも高等教育機関において課程を創設しなくてもよい。 例えば、厚生労働省が養成を推進しているキャリア・コンサルタントは、民間の複数の養成機関 が教育を実施し、受講後に行う資格審査を経てキャリア・コンサルタント資格を取得する形式をと っており、これをモデルとしてもよいと思われる。

一度知的財産の教育者としての資格を取得しただけでは、継続的に学習せず、教育者のレベルが一定水準を下回ることや、刻々と変化する知的財産の情勢に対応できないといった状況を危惧するのであれば、継続学習制度を資格更新の必須要件とすることや、教育者としての段階的資格制度(上級課程修了など)を設置することで回避できると考える。

このように、ある一定の基準の中で知的財産教育を学んだ人材を知的財産教育者として世に送り出し、知的財産という我が国にとって重要な知識を国民に伝えていくことで、国民に最低限の知的財産の知識を植え付けることが可能になると思われる。

初等・中等教育における知的財産教育

知的財産教育の最も重要な鍵は、早期段階での教育である。我が国が「知財立国」を国家戦

略として位置づけたのであれば、教育に知的財産を取り入れなければならないと考える。

初等・中等教育において、それぞれの段階に応じて知的財産を推進すべきであるが、初等・中等教育のカリキュラムの中に知的財産教育を組み込むことが可能となれば、上記 で記載したとおり、一定水準の知的財産教育課程を学んだ人材を、初等・中等教育機関に派遣し、教育を行うことが可能となる。また、カリキュラムには組み込むことはできない場合でも、「総合的学習の時間」等を活用し、年間数回の知的財産教育を実施することで、知的財産教育を推進することが可能となる。

高等教育における知的財産教育

現在、大阪工業大学には知的財産学部が設置され、また、知的財産専門職大学院や法科大学院における知的財産教育が推進されているが、国民への知的財産知識の一般化を考えた際に、大学の教養科目の中に知的財産教育を取り込むべきであると考える。この場合も上記の人材が講義を担当し、あるいは専門家チームによるオムニバス形式の授業等も考えられる。

さらに、知的財産に関する民間資格等を就職支援対策の一環として課外講座等を実施している 大学を増加させ、知的財産の知名度を高めてい〈必要があると考える。現在、民間資格試験対 策講座は弁理士等が実施しているが、教養科目同様に、上記 の人材に行わせることも視野に 入れることができる。

このような知的財産教育を推進する高等教育機関に対する補助金等による助成を掲げることで、各大学は補助金獲得のために知的財産教育を取り込み、結果として高等教育機関における知的財産教育が推進されると思われる。

【参考】

(3)- 知的財産教育課程の創設

キャリア・コンサルタント養成の現状

厚生労働省では、個人の主体的なキャリア形成や求人と求職の効果的なマッチングを支援するため、キャリア・コンサルティングを担う人材(キャリア・コンサルタント)の養成を推進している。 支援として、キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)を支給しており、対象として指定した民間機関によるキャリア・コンサルタント能力評価試験は11種類存在する。この制度によるキャリア・コンサルタントがハローワークや教育機関でキャリア支援を行っている。

このような資格は、継続学習制度を資格更新の必須要件としており、日々変化する就労環境に対応しようとしている。上記対象である GCDF-Japan の資格更新の際には、3年間で 45 時間の継続学習の証明が必要となっている。継続学習には一定の制約があり、講師・ファシリテータ・スーパーバイザーとして指導をする、キャリアに関する相談・カウンセリング行為自体・キャリアに関するガイダンスを行う活動時間は継続学習とは認められず、「学習」しなければ更新要件を満たさないように制度設計されている。

|(3)- 初等・中等教育における知的財産教育

高等学校における付帯教育の現状

高等学校では、各大学や専門学校の担当者を招いて進学相談会を実施するだけでなく、大学・専門学校の担当者から学部での学びの内容や、大学生活、就職等の説明を受ける機会を生徒に与えている。例えば、英米文学で著名な大学の担当者を招き、その大学の説明はさせず、一般的な英米文学の学びの現状や大学生活等について説明をさせており、これを複数の大学・専

門学校を招いて生徒の進路希望に合わせて選択させて参加させる企画を実施している。

大学は生き残りをかけ独自の企画を高等学校に提供しており、今後はさまざまな企画を高等学校に対して実施していくものと思われる。このような大学担当者の企画や、これまでも行われてきた大学教員による出張授業等を活用することにより、高等学校においては、知的財産教育を実施することが可能となると考えられる。

テーマ

国民の知的財産意識の向上のために、就業支援に関する資源を活用する。

~ キッザニア東京に特許庁を~

要約

知的財産推進計画2006において、「人材の育成と国民意識の向上」は重点施策として掲げられています。その中の「児童・生徒から実務者まで広〈知財の重要性を普及・啓発させる」ための手段や方法として、労働施策推進のために整備されてきた施設や人材等の資源を活用するべきではないかと考えます。

内容

知的財産推進計画2006の第5章には、国民の知的財産意識を向上させるための施策が盛り込まれています。啓発映像等の制作・提供や地域の知的財産に関するセミナーを開催し、より多くの人々に知財を身近に感じ、理解してもらうことは大変重要なことです。知財を学ぶ者として、ニーズにあったプログラム等を作成し、専門家や機関をコーディネートする役割を担っていかなければならないと思います。

さて、この意識向上のための事業の中に、学校における知財教育の具体的手法の研究開発 などの教育事業の実施というものがあります。

昨今の教育(現場)問題についての報道に対する不安感とともに、「児童・生徒、大学生、社会人一般、実務家」という記述の中で、何か抜け落ちているような感覚にとらわれていました。そこをスタートに考えたいと思います。

昨年末の総務省の発表において、日本の総人口は、2004年12月をピークに、既に減少に転じており、出生数も106万人に留まったというものです。少子化の急速な進行は、国の基本にかかわる重要な問題であり、社会、経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがしかねない問題であるといわれ続けています。当然のことですが、この基盤の中には、「無形財産の創造を経済活動の基盤に据えることにより我が国の経済、社会の新たな発展を図る」という知的財産を取り巻く環境や活動も含まれるわけです。

2004年の労働白書に、ニート(15歳から34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練などをおこなっていないものと定義されました。)という言葉が登場しました。労働経済白書においても、高校中退、中卒ほどニートになる割合が高い傾向にある。学校を離れたら就労支援は受けにくいので、在学中からキャリア教育が大切であるとされています。

また、この頃(2004年11月)に出版された村上龍氏の「13歳のハローワーク」は、働く意識を 形成することに焦点をあて、514の職業を紹介したもので、120万部を超えるベストセラーです が、村上氏は「子どもが好奇心を大切にして、好きな学問や技術、職業などをできるだけ早い時期に選ぶことができれば、アドバンテージ(有利性)が生まれる。」と語っています。

2002年から本格的にスタートした「総合的な学習教科」という枠にとらわれないで各学校が創意工夫して自由に学習内容を決定できる時間がつくられました。インターネットで「職業教育」というキーワードで検索すると、この教科と「職業教育の実施」についての話題(苦労話)を多く目にすることができます。

その中で、「福祉」や「環境」といったテーマを数回取り上げても、子どもたちは食いついてこない、また、教師も専門家ではないので深〈掘り下げることができないという意見がありました。そのテーマの羅列の中に、「知財」が入ってはいけないとまず感じました。

更に、「一生の仕事を探そうという意識がない、仕事が見つかっても長続きしない。ずっとフリーターでもいいと思っている。働くことの大切さを教える必要がある。」「普段何気な〈利用しているお店、病院、製品などの影には、必ず働いている人がいる。職業体験をした生徒は決して忘れない。」という教師の言葉もありました。

働くことは有形そして無形の資産を創造する原点のひとつと考えます。その大切さを教えること やお店、製品などに関わる知的財産を一緒に考えることは当然のことであり、自然なことだと意 識的に組み込んでいく仕掛けが必要なのだと考えます。

団塊世代の大量退職の問題という課題からも、ものづくりに関する啓発や意識醸成についての 施策が展開されています。

このような背景を受け、ものづくり体験施設、セミナー、出前講座、就業相談機関、コーディネーター等の人材育成など、国や自治体の実施する支援策はここ数年でかなり充実しています。

是非その施策や整備されてきている施設を利用し、知的財産を一緒に考える機会を確保すべ 〈、厚生労働省と連携が図れるよう、また、地方自治体にも積極的に事業を組み込むよう提示し てほしいと考えます。

知財を取り巻〈環境や制度は、大き〈、そして急速に変化をしています。よって、迅速で効率的、 効果的な事業の展開を図らなければならない。そのためには既存の施設や事業を取り入れ、利 用する。官官連携の施策をアピールすることが大切ではないかと考えています。

最後に、昨年10月に江東区にオープンした子ども向けの職業体験型テーマパークである「キッザニア東京」。パイロットや画家など約70種の職業が体験できるというところです。この施設では、「働〈こと」というテーマとともに、金融教育や食育といった今、教育の場で求められている様々な課題についても学べる場であろうと思っています。

その中に、 知的財産を創り、守り、活用するために働く人たちがいる ということを強くアピール するブース 子ども発明家と特許庁長官 を造るなど、多くの子どもたちが楽しく知財の大切さを 学び、理解していく場を提供する機会ができればよいと考えています。

1 テーマ 「知的財産を活用して地域の活性化を図る」

2 要約

地域における知的財産に対する関心は2003年の知的財産推進計画の決定以降、徐々に

高まりを見せ、知的財産戦略政策の策定を行った都道府県の数も増加し、また未策定の所においても今後策定を予定しているところが多い。特に特許などの発明の分野においては、大学発のベンチャーや、産学官の連携による研究開発なども進み、地域における知的財産のネットワークづくりも広がりを見せている。

これからは、発明や研究開発などの分野以外でも、業種の壁などを越え、地域を共通のキーワードとした連携が重要となってくる。地域ブランドの創出においては、地元の事業者はもちるん、芸術系の大学や、住民との協同も重要な意味を持つこととなり、これらの業種を超えた連携は、新たな地域ブランドの創出に有益となるであろう。また、知的財産を利用した新たな事業が生まれる可能性をも秘めている。

これらの新たな連携のためには、地方自治体の知的財産担当者が地域における知的財産の資源を正確に把握し、連携の場を提供することは勿論、知的財産の権利者自身どうしが、身近にあるお互いの資源を知ることも重要な鍵となる。そして、お互いを知り、新たな知的財産を活用も促進することができる。

また、将来における知的財産の創出のための、子どもたちへの「ものづくり」への興味を抱かせるような、地域の産業を利用した実践的な教育を行い、人材や環境といった土壌造りも行ことも重要となる。

3 内容

(1)知的財産情報を活用し地域の資源の掘り起こしを図る

特許電子図書館における情報検索ツールに、「地域」をキーワードとして、発明者や出願者の住所地から検索を可能にする。これにより、それまで知ることのなかった身近な企業の知的財産情報のなかで、活用できる資源や、自社の研究開発の解決策を発見することができ、そしてその地域で技術の種類を超えての連携が生まれ、新たな事業の創出の可能性を図る。

地方公共団体の知的財産の担当職員、「地域」をキーワードに検索した情報を元にマップの作成を行い、その地域の資源の傾向等を正確に把握する。こうした実情に即した情報は、知的財産政策を策定することだけでなく、他の施策の策定にも利用をすることを奨励する。

(2)地域における知的財産創出のための基盤づくりのための教育の充実

将来の知的財産創出を担う子どもたちの教育のために、地域の企業から社員を講師として学校に招き体験談等を語ってもらうことや、実際に地元の企業へ行っての「ものづくり」の授業やワークショップ等の体験を通し、交流を図ることにより、「ものづくり」と地域の産業に興味を持たるような授業を行う。理論的で机上だけでの話しではなく、実践的な授業を行うことにより、「ものづくり」の面白さを知って興味を抱かせると同時に理科系離れも防ぎ、また創造性を育むことを図る。

地域の美術館や音楽観などで、単に芸術を鑑賞するだけでなく、子ども達への、ワークショップなどの創作活動や体験的学習の提供を行い、創造力の強化を促し、将来における知的 財産の創出の基盤となる人材の輩出を図る。

(3)地域ブランドによる地域の活性化

新しい地域ブランドの創作の場に、企業や行政の担当者だけでなく、大学や専門学校|

の学生等のアイディアを取り入れられるよう、授業の一環として参加して貰うなど、地域住民との協同を行うことにより、地域の連携と地域の活性化を図る。

学生等のアマチュアによる芸術やコンテンツの創作・発表・発信の場の提供を行い、企業側が、新しい発想を取り入れる機会を設ける。

地域の名産や、地元住民の創作した商品等を、その地域の駅前や駅中など、人の集中する場で販売できる店舗の開設を促す。東京23区内の人の集まる駅前や駅中などで、地方の都道府県のアンテナショップなど、地域の名産等を販売する店舗の設置を奨励し、それぞれの地域の物産の知名度を上げ、地域ブランドの創出につながるようにする。

テーマ

医薬品に関する用途特許の発生開始時期の変更と期間延長制度の廃止

要約

特許期間の開始日を製品の発売日とし、最大5年間の期間延長を認める制度は廃止する。 新薬開発では、薬の安全性と効能を確かめ市場に投入(上市)出来るようになるまでに約 10-15 年必要であり、上市する頃には特許の有効期間は残り数年の足らずしかない。その数年内にこれまでの研究開発費を回収し、加えて利益を出す必要がある為、結果として価格が高水準になってしまう。

権利延長期間は、安全性の確保などを目的とする法律の規定による許可、その他の処分であって、政令所定のものを受けるために、特許発明の実施が出来なかった場合、5年を限度として延長登録の出願により認められているが、新薬の特許期間を充分に保護する事により同制度は不要と考えられ廃止する。

効果

平成 15 年度の国民医療費は 31 兆 5375 億円、前年度の 30 兆 9,507 億円に比べ 5,868 億円、1.9%の増加となっている。国民一人当たりの医療費は 24 万 7,100 円、前年度の 24 万 2,900 円に比べ 1.8%増加している。

平成6年に高齢化率が14~21%を超え、平成22年度には同21%以上という超高齢化社会を迎える日本にとって、医療費の抑制、削減は重要課題である。これまで薬価改定等により国民医療費における薬剤費は抑えられており、薬剤比率も約20%と10年前より10%ほど減少した。

一方 1 つの新薬の開発のコストは探索研究から、動物による前臨床試験、臨床試験、承認申請、商業化費用等を合計すると、実に 1,900 億円が必要といわれている。

各社は研究開発期間の短縮を至上命題とし、生産性の向上や上述の開発プロセスにおけるコストをアウトソーシング等により削減しているが、現在のように短期間で投入費用を回収せざるを得ない為、結果として価格が高水準になってしまう。

適切な保護期間により製薬会社は、開発費を回収すると共に、社会に要求される価格で患者に 薬を供給することが可能となる。

|発展途上国等から声が上がっている薬価の高止まりの懸念については、開発費のコストダウン

努力を常に行い、次の新薬開発費とのバランスも必要となってくる点は課題であろう。

また世界を覆う病気の状況は悲観的で、アフリカの南半分では、HIV/エイズ、マラリア、結核等の感染症が蔓延し、開発途上国では糖尿病、喘息が増加し始めているという。

こうした 1\$/日以下で生活する人々は"マーケット"として見られない事により、治療薬そのものの開発が行われなくなる可能性がある。実際、現在の主流は癌や生活習慣病が中心である。薬が実際に必要としている人の手に届かないものとなってしまわないよう、製薬会社は無償提供や適切な知財保護期間で回収された利益の一部を、難病に費やす事が出来る。輸入する国々は無償提供される薬には関税を掛けない事や臨床試験に協力する等、政府としての取り組みと支援策を講じる事も必要である。こうした事で粗悪な模倣品も排除できる点も知財政策的に重要である。

さらに適切な知財保護は研究者の意欲を高める上で非常に重要である。病気で苦しむ人々に 貢献し、望みを失っていた患者や家族に希望を与えることは言葉に表せない程の価値がある。 しかし研究開発コストの高沸に伴い、画期的新薬の創出数は減少している。類似作用や効能の 集中による新薬開発ばかりでなく、製薬会社が新薬を発表し続けられる環境が知財保護政策よ り必要である。患者は値段よりも価値や効能に目を向けるであろう。

5-10 年経過するだけで後発品(ジェネリック)により同じ製品の値段が 75%以上も下がってしまうのは、患者にとってはプラスだが、発明者の意欲をそぐことなくより多くのイノベーションを誘発し、知的財産を産出して世界に貢献するためには、特許保護により奨励策が不可欠である。

なおジェネリックについては、市場に参入出来る時期が遅れるが、先発メーカーとは異なり研究開発費は最小限で済み、市販後の副作用による回収、設備投資等挙げればきりがない多くのリスクを背負う必要が無く、市場規模も効果も安全性分かっている市場に製品を投入出来る事からある過渡期は苦しくなるが受け入れるべきである。先発品メーカーからの訴訟に対する費用負担も減らせるのも大きい。

先発メーカーも充分に保護期間を得るのであるから、ジェネリックメーカーに製造技術情報をオープンにするように義務付けたい。実際に先発メーカーの製法には特許にて公開されている以上にノウハウの蓄積があり、成分が同じものであっても不純物のプロファイルが厳密には違う為、ジェネリック品とは 100%先発品と同じものでは無い。ジェネリックが参入する薬剤分野は全世界で長期間、安全に膨大な数の処方がされたものであるから、安全性は非常に高いはずだが、このルールにより患者がより安全に安心して処方を受けることが出来る。先入観な〈ジェネリック品が欧米並みかそれ以上の普及率を達成することも可能である。

このような知財政策が、単に先発メーカーの利権を守る事にならず、安全で効能のある新薬開 発にプラスに働〈事を期待する。

テーマ

日本の産業界がとる国際標準化戦略

要約

|日本の産業界は、国際標準化戦略において欧米に遅れをとっている。 そこで、日本の産業界が

いろいろな分野で国際標準化を成功する為には、どのような戦略が必要かを考えてみました。 まず、国際標準化機関である世界電気通信連合(ITU)、国際標準化機構(ISO)や国際電気標準 会議(IEC)への積極的な参加が求められる。一部の企業は日本の企業の中には、これらの会長 に就任したりしているが、それだけでなく、専門委員会(TC)や分科委員会(SC)への積極的に参 加する事により、日本企業の意見が通りやすくなる。

次に必要なのが、日本企業の協調である。日本の産業界の特徴として、企業の数がたくさんあることが挙げられる。標準化戦力において、国内の企業同士で争うということが多々見られる。 それでは、海外の企業に漁夫の利を得られてしまう危険性が高いので、せめて国内の同じ産業界の企業を協調して、国際標準化を勝ち取る事が必要であると考えます。

この二つがうま〈いけば、今後躍進して〈る中国にも欧米にも負けない国際標準化大国に成長すると思います。

内容

日本の産業界は、国際標準化戦略において欧米に遅れをとっている、また、今後躍進してくるであるう、中国も国を挙げて国際標準化戦略を行ってくる。そういった、海外の列強を押しのけて、日本が国際標準化において勝ち残るには、どのような戦略が必要であるかを考えてみました。まず、国際標準化機関である世界電気通信連合(ITU)、国際標準化機構(ISO)や国際電気標準会議(IEC)への積極的な参加が求められる。日本の企業の重役の中には、これらの会長に就任したりしているが、それだけでなく、専門委員会(TC)や分科委員会(SC)への積極的に参加する事により、根回しが行え、日本企業の意見が通りやすくなると考えられる。現状では、日本企業からも参加はしているが、海外に多く滞在する必要があり、1,2年で人事交代が行われてしまう為、他国のTCやSCの人達との信頼関係を築く前に人が変わってしまい、いくら良い技術を日本の企業が提案しても、多数決で最終的には決めるので、根回しをしたい意見が通りやすく、日本の企業が負けることが多々見られる。そのためにも、日本の企業には、長期に海外赴任する為の人員の育成、福利厚生の充実や待遇の優遇などが必要である。

次に必要なのが、国内企業の協調である。日本の産業界の特徴として、企業の数がたくさんあることが挙げられる。米国を例に取れば、米国の自動車業界は、有名なのは、GM やフォード、クライスラーと三社しかない、それに比べ日本は、トヨタ、ホンダ、日産、三菱、いすゞ、マツダ、ダイハツ等多数ある。電機メーカーも同様に多数ある。このように、日本の産業界は、一つの業界に多数の企業があるせいか、国内の企業同士で標準化戦略を争うことが多々見られる。例を挙げるならば、DVD 産業がある。この技術は、ビデオテープの時代から、DVD、次世代 DVD と必ずといって、標準化争いが行われている。これでは、争いに負けた企業が疲弊するだけであり、日本の産業界全体にとって何の得も価値もない。現在の産業界は、特許を取り、特許公報や、製品化のめどが立ってから大々的発表する為、似たような研究開発を行っていたところとの置換性を高めるのに、また余分な研究開発費が必要になってしまうので、特許争いや標準化争いに発展してしまう。これを打開する為にも、各企業の知財部等が、自社の研究開発の提案の時点から、他の知財部と綿密な連絡を取り、共同研究などの道を選ぶなり、最初からお互いの技術の置換性を高めた製品化を行うなどをすることが必要であると考えます。

特許や標準化には、勝てれば莫大な利益を生むが、負けたときには、莫大な損害を被る事を考える必要があると思います。日本の同種の産業界が、その前段階から協調し共に国際標準化

戦略を行えば、欧米に負けない活躍ができると考えています。

しかし、いくら協調といっても、独禁法の問題もあるので、独禁法に触れない協調である必要が あります。

これを実現するのは、特許の性質上大変難しいとは思いますが、知財部同士の会話を公平に判断する人を仲介において行うなどして、秘密が漏洩したときの対処法にするなどの、ガイドラインを策定すれば、実現も難し〈ないと思います。

この二つの事が実現するだけで、日本の産業界は、今後躍進して〈る中国にも欧米にも負けない国際標準化大国に成長すると思います。

以上が、自分が考える知的財産推進計画2007への提案です。

テーマ:私の望むアート大国マニフェスト2007 要約:

ジャパンブランドを受け継ぐ若者の養成

若者の中で「あのロックバンドカッコいい」と言う者はあっても、「あの雅楽奏者かっこいい」と言う者はあまりない。その原因は2つあると考える。1つは、若者文化の中に日本の伝統芸能を楽しめるだけのハードとソフトが少ない点。2つ目は、若者文化の中に「日本のものは古い、横文字が入っているとカッコいい」という先入観がある点。これらの問題や誤解を解消し、ジャパンブランドをして日本人の誇りを取り戻せるようにしたい。

ホームエンタテインメントを育てる

芸術のうち特に古典芸術は、存在すること・残っていることに価値を見出しがちである。しかし、現代の芸術はホームエンタテインメントとして庶民に利用されることに意味がある。伝統芸能も現代の芸術とともに、家庭の中で愛され使い込まれる道を探るべきである。そのためには、知的財産をユーザーフレンドリーなものにしなければならない。

内容:

(ア)ジャパンブランド特区を建設する

東京・原宿や大阪・心斎橋などにジャパンブランドの拠点を置く。そこに国や自治体がインキュベーションオフィスを設置し、日本風のファッション・雑貨などを扱う店を格安で入居させ、若者が日本風のデザインをあしらったものに触れるチャンスを増やす。また、一等地で営業できるとなれば、その要件であるジャパンブランドを熱心に研究し製作するアパレル関係者もこぞって増えるだろう。

(イ)日本の祭りを奨励し、宗教的道徳観を涵養する

祭は子供にとって、日本の伝統文化を、神輿などのハード面でも、慣習などのソフト面でも、ジャパンブランドが心に焼きつく大切なものである。「いただきます」や「お辞儀」の徹底、潅仏会などの宗教的歳時記を子供たちに勧めていく。これに小中学校を挙げて参加できるよう、憲法の宗教教育禁止規定を緩くしていかなければならない。文化や芸術は宗教的背景を持ち、宗教は知的財産である。

(ウ)宗教・雅楽・舞踊に関する高等専門学校を新設する

日本の思想・芸術が古めかしいという先入観があるほかに、修練を重ねても食べていけない

現実がある。しかし、本マニフェストにあるように、特区と宗教教育のほか後述の新法人制度もあるので、新しいブームへの希望が持てる。そこで、伝統芸術に興味を持った子供が本格的に学べるように、ジャパンブランド専門の高専はどうだろうか。伝統芸能は一朝一夕で身に付くものではないので、5年が入門として適当である。ちなみに、日本の工業化の初期に高専設立ラッシュがあったのだから、ジャパンブランド高専設立のタイミングは今が適当である。

(エ)芸術音楽系大学・都市計画系大学での知財教育を推進する

就職後に知財のセンスが必要になるアートやまちづくりを教える大学でも、知的財産の講義は申し訳程度にしかない。クリエイターが政策・経営・法律の知識を得て、初めから「知財的にはどうか」の判断が下せるようになるべきでは。

(オ)特定地域ブランド法人(LBO)制度の新設

人材を育てた後は、ジャパン・地域ブランドに関するベンチャーが増えるだろう。こうした企業は、愛郷心を持って公共的な仕事をするので、NPO 法人の一形態「LBO」として優遇すべきである。同時に、彼らが必要な商標は、地名と普通名称によるものが予想され、地域団体商標の範疇になる。しかし、彼らは起業したばかりで周知性がない。そこで、後になって地域団体商標の要件に「LBO」を認めるという、法的テクニックとしても使える。

(カ)地域政党を育てる

政治の分野では、街のブランド化のために地域政党が頑張っている。地域政党は政治資金規正法の政党要件を満たしていないので、厳密にはサークルである。しかし、彼らはまちづくりの為に真摯に働いており、政策に直接的な影響力を持っているのだから、地域ブランドに関するものを積極的に支援していくべきだ。

(キ)アワードで称える

以上を実行したら、PDCA サイクルのチェックのためにも、新しい人材のインセンティブのためにも、人材と知財立国の宣伝のためにも、賞を与える。

(ア)DIYの普及促進を図る・ハンドメイドを讃える

文化の定着には日曜大工(ドゥ・イット・ユアセルフ)の精神が必要である。体験しなければ机上の空論であり、体験してみれば素材の良さや活用の仕方を無限に発見できる。例えば、祭で浴衣を捲り上げ、ミニスカート風の着方をする若者がいるが、「服装の乱れは心の乱れ」と捉えずに、ジャパンプランドを若者なりに咀嚼して、良い部分を自分の洋服に取り入れたと考えるべきである。

(イ)コピーワンスではなくワンファミリー

CDやHDTVなどを通じてアートがデジタルで家庭に届くようになり、安易なコピーが心配されている。そのため、コピーワンスが提唱されたがどうだろうか。コピーを紛失したらもうコピーができないのはもちろん、何の悪意もない家族間の音楽の共有すらできない。顧客満足のためにも、私的複製は保証すべきだ。また、私的複製は口コミマーケティングの一形態と考えられないだろうか。そこで、コピーは1回という厳格なルールではなく、1つの媒体を4(平均的な家族数)台程度の再生機で共有できるという技術があれば望ましい。

(ウ)サブカルチャーを支える者の著作権法違反を阻却する

カラオケ喫茶・ユーチューブ・同人コミック本などが著作権法違反として取り沙汰されている。しかし、これらはファンが、悪意無〈愛情表現として行っていることが多い。実際にユーチューブやカラオケ喫茶は質が本物より劣り、試聴機と同じとして楽観的に捉えるべきである。また、同人コ

ミック本やカラオケ喫茶は、特定作品の仲間内の忠誠心を高める効果があり、こうした場を楽しむために正規の作品と付き合っている者も多いのが実情ではないか。

(エ)プロパティーフリーマークをつくりブランド化する

以上のように、アートは使われてナンボである。その度に、誰かの権利を侵していないか心配するのでは、誰のための保護かわからない。アマチュアの作り手に優しい環境が必要である。アマチュア映画製作だけ見ても、音楽・パロディー・公園・鉄道・ニュースソースなどフリーは少ない。創作を面倒にさせる要因があっては、隠れたクリエイターがなかなか表に出ない。そこで、文化面で CSR を果たしたい企業・自治体は、あらゆるものにフリーマークを貼り、アマチュアに開放してはどうか。別の面では、小中学生が公民館で発表するために作る絵画・工作・服飾は既存の漫画・意匠・商標をそのまま盗用したものが多い。そこでも、むしろ小中学生の勉強のためなら下手に書かれても本望だという意匠等製作者がフリーマークを貼れば、学校教育に貢献していることになるのではないか。

(オ)アワードで称える

これからはアートを使い倒すことが肝心だという前提で議論を進めてきた。そこで、本当にアートを使い倒し、遊び倒し、文化を創った者も、賞の対象にする。

テーマ: 行政に再度「日本食=知的財産」という認識を!!

要約

「食」は人を幸福にするものである。

私は、美味しい料理を食べるたび感動し、幸福を感じる。大袈裟ではなく、「食」にはその様な力があると思う。人は、素晴らしい映画や絵画を観た時と同様に、素晴らしい「料理」に出会った時、感動するのだ。そんな「料理」は「芸術」である。

最近になって特に思うのだが、「食」の中でも「和食」の芸術性の高さは群を抜いている。味の繊細さ、食器との調和した見た目の美しさ、心遣い、手間隙、挙げればきりが無い。「和食」は日本が世界に誇れる「知的財産」なのだ。

そこで、私は知財政策の提案として「日本食」に限らず「料理」全般を「知的財産」と捉え、知的 財産法によって保護しようとする試みについて述べたい。

主として「レシピ」ではなく「料理」自体を著作物と捉え著作権法によって保護し、副次的に商標法を一部改正することにより、商標として「味」の登録を認め商標法によって「料理」を保護しようとするものである。

内容

著2条1項1号は、著作権法上の保護対象である「著作物」について定義しており、著作物の要件として「思想又は感情」、「創作的に表現したもの」、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」を挙げている。更に、「当落予想表事件」においてより明確な定義付けがなされている。東京高判昭62.2.19「当落予想表事件」

「思想又は感情」とは、人間の精神活動全般を指し、「創作的に表現したもの」とは、厳格な意

味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、「思想又は感情」の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現れていれば足り、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すもの解する。

(角田政芳編「知的財産権六法 2006」587 頁)

また、『事実や、データなどだけで成り立っているものについても、そのような事実やデータの表現の仕方が、表現者の思想や感情によって加工されていれば著作物となる』(北村行夫著「判例から学ぶ著作権」46頁)と解されている。

以上から、「レシピ」も十分に著 10 条 1 項 1 号「言語の著作物」として著作権法上の保護を与えることが可能であると言える。レストランの厨房や料理教室等において、著作者に無断でレシピを複製したり、口述で伝達したりする行為を規制可能である。しかし、表現のみが保護されるのであって、書かれている内容、技術、理論等は著作権法上の保護対象とはならないため、レストランにおいて著作者に無断でレシピ通りに料理が再現されたとしても、また、レシピでな〈味が盗まれてしまった場合を含み、法的には何ら問題はないこととなる。つまり、「料理」については「レシピ」を著作物として保護してもあまり意味がない。

そこで、「料理」自体を著作物として保護することにすべきである。新しいアイディアとしてのレシピを考え出すことは「人間の精神活動」に含まれ、そのアイディアを料理として表現することは「思想又は感情の外部的表現」に著作者の個性を現しているといえ、「料理」こそが、ジョエル・ロビュション氏の言う通り、芸術であり、知的、文化的精神活動の所産である、と捉える解釈は可能なのではないか。また、ここでいう「料理として表現する」とは、盛り付け等の見た目のことだけではなく、「作り上げた味を表現として捉えよう!」という提案である。

この様に、「料理」自体を著作物として保護すれば、各レストランのレシピの固有性が保護されるだけでなく、「日本食」が海外へ進出する際、「料理」のライセンス等のビジネスが新たに生じ「日本食」が経済的に正しく評価され、また、間違った「日本食」が輸入されることがなくなるのではないか。

「料理」を「知的財産」と捉えた場合、著作権法で保護する以外に、商標法による保護も有効であると考えられる。

現行の『商標法において、「商標」とは、文字、図形、記号もしくは立体的形状もしくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合(標章)であって、業として商品を生産し、証明し、または譲渡する者がその商品について使用をするもの(商品商標)、または、業として役務を提供し、もしくは証明する者がその役務について使用をするもの(役務商標)をいう』(堤卓著「弁理士試験代々木塾式スタンダード商標法」3頁)と定義される(商2条1項)。

従って、現行法においては「視覚に訴えるもの」のみが商標として登録可能である。それを、「聴覚や嗅覚、味覚に訴えるもの」、つまり「音」や「匂い」、「味」をも商標として登録できる様に法改正してみてはどうであろうか。実際、アメリカでは、「音」や「匂い」が既に商標として認められており、ハーレーダビッドソンのエンジン音が音符として登録されている。「音」や「匂い」についてはアメリカを参考にし、「味」については成分表示を商標として登録可能にする等によって、視覚に訴えるもののみならず、聴覚や嗅覚、味覚に訴えるものについても商標法の保護対象とすべきである。

この様に、「味」を商標として捉えることができれば、「甲レストランといえば乙料理!」という看板 メニューを排他独占的に保護することが可能となり、延いては、和食における「出汁」、フレンチで あれば「フォン」等の様な当該レストランの全ての料理の核となるものの排他的独占が可能となるのではないか。

そして、商標法による保護が可能となれば、不正競争防止法によっても保護可能となり、更に保 護が厚くなることは言うまでもない。

以上

(重要テーマ) 模倣品、海賊版対策の再考

(理由と要約)

高級消費財ブランドメーカー各社(いわゆる宝飾品や鞄、時計等)、並びに各分野の消費財メーカー各社(家電製品、AV製品等)が製造する製品を模倣した商品は、国内外にて大規模な取引が行われており、これらの取引が急速な IT 技術の普及により「インターネットオークション」等で我々の身近にもなりつつあるのは周知の通りである。

インターネットオークションには高級消費財ブランド品が数多く出品されている。時計、宝飾品、 鞄、時計等、最も人気の高いオークション出品物のひとつとである。更に、高級ブランド品のみな らず一般の白物家電品から AV デジタル機器まで幅広い品揃えを誇っている。しかし、その中に は「高級ブランドメーカー品」、「某有名メーカー製造品」と紹介されていても、実際に購入してみ ると、ブランド商品の模造品であったという苦情も少なくない。2005 年に公表された、フランスの 高級ブランド権利団体:有限責任中間法人ユニオン・デ・ファブリカンによる、日本のオークション 事業者に対し行った模造品・海賊版削除要請は平成 14 年の約7万件から平成 16 年には 23 万 件と急増していると結果であった。

2005年からのインターネットオークション業者間での自主規制や、2006年公表の「電子商取引等に関する準則」の周知徹底や、改正不正競争防止法によって多少なりともインターネット上でのこれら模造品等の取引件数は減少するのかもしれないが、対策としては未だ不十分であると言わざるを得ない。こういった取引は組織的に行われているケースも多い中で、個人で海外から輸入等行った上で継続的に行われているケースもある。

高級ブランド品メーカーを震撼させたケースとして、2004年の米国ティファニー社による eBay 社への提訴である。同年、米国インターネットオークションの最大手である eBay を被告として民事訴訟を提起。同社のサイトで販売されている多くの貴金属はティファニー社の模倣品であり、eBay 社は、ティファニー社の模倣品の販売によって利益を得ていると主張。「eBay のサイトを検索した結果、ティファニーの貴金属の出品物のうち 73パーセントが偽造品で、本物は、5パーセントしかなく、残りの22パーセントが灰色商品で、ティファニーと称して販売されているかどうかが不明であつた」とのことだ。この訴訟で、米国ティファニー社は、eBay 社のサイトで販売されている偽造品 1 個に対して百万ドルの損害賠償を請求している。eBay の主張は、「1 日に eBay のオークションに出品される商品は、25万個であり、それらの出品物について、それぞれ、本物か偽造品かを確認することは不可能である。また、たとえ、eBay の従業員がそれらの商品をチェックしたとしても本物とニセモノの区別が出来ない。むしろ、専門家であるのはティファニーである」と主張し、損害賠償は認められないとしている。

あくまでこの米国ティファニー社の訴訟は米国内での案件ではあるが、そもそもこういったことが急速に散見されるようになる「商業のボーダレス化」の可能性は、製造メーカーサイドも行政サイドも予想を遥かに超えていたということである。内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」結果については、例えば 2006 年 8 月速報の asahi.com では、「偽ブランド品購入、成人の45%が容認…内閣府調査」であった。これは消費財メーカー各社からすると、日本市場の販売ポテンシャルから将来を鑑みると恐ろしい数字であり、また「こういった傾向に歯止めをかけるコスト」、「模倣品、海賊品対策の宣伝広告費」、「模倣品、海賊品対策の社内でのコスト(税関との協業による摘発等、実際にアフターサービスにて持ち込まれた場合の対応人員コスト等)」はかなりの金額になりながらも各企業が負担しているのが現状である。

このような由々しき状況は製造業の根幹を揺るがすだけでなく、商業全般を否定するだろう看過できざるものであり、これらの温床であり原因のひとつとも思われる、「模倣品、海賊品の個人輸入」に関して、以下の通り、提言を行う。

(内容)

現行の法律下では、模倣品、海賊品の個人輸入、個人所持による国外からの輸入行為、国内での(実際の)流通行為は認められている。経路としては「外国から」、「水際」、「インターネット」、が挙げられる。これら流通経路毎の課題に対して政策がこの数年検討されているが、決定打に欠ける感がある。

特許法、商標法、著作権法の改正を行い、模倣品や海賊品の個人輸入を取り締まる 旨を定めるべきである

これは、特許法、商標法、著作権法ともに非常に大きな改正が必要である為、慎重な議論を要する。

若しくは新法を制定して、個人輸入を違法とすることを検討する

関税法の「輸入を業とする、しない」の観点からではな〈、「模倣品、海賊品が社会悪である」という観点から待った区別の視点で立法化する。

「模倣品、海賊品は社会悪である」というキャンペーンを国家的に実施するべく、消費財製造メーカーや商社(日本国内の総代理店)より任意で費用を徴収し、一大キャンペーンを行う。

これは行政だけでなく、メーカーサイドでも今一度行政と一体となった動きが必要であると思われる。 費用徴収は売上若しくは各企業の納税額から、各社平等に行われるべきである。

以上

中学生・高校生の知財教育政策

* 要約

知的財産分野における人材不足が深刻な問題となっている。その問題を解決する政策として、中学生・高校生の段階から知財教育を行うことを提案する。そこで、その知財教育の内容としては、知的創造サイクルを形成する、創造・保護・活用の観点から教育する必要がある。また、中学生・高校生の生徒たちを教育する教職員に対する知財教育やその指導方法等の整備も必要である。

1.知財教育の重要性

現在、知的財産に対する重要性が高まっている中、知的財産分野における人材不足が深刻な問題となっている。弁護士や弁理士などの知的財産の専門家が不足しているだけでなく、知的財産の創出、権利化、保護、活用、そして紛争などに対応するための人材が企業の内外において不足している。この問題を解決するための1つの政策として、中学生・高校生の段階から知財教育を行うことを提案する。つまり、若い時から知的財産への関心やその重要性を認識させ、そして、知的財産の分野に将来的にできるだけ多くの人材を導くことができると考えられる。

2. 知財教育の内容

知的活動を産業の競争力に結びつけていくためには、新しい知的財産を創造し、他人の悪用から権利として適切に保護され、新しい経済的価値を生み出すために活用され、さらにそれが新しい知的財産の創造に結びつくという知的創造サイクルを確立することである。しかしながら、知的創造サイクルを形成している創造・保護・活用の各分野において知財人材が不足しているがために、権利化の遅れや、発明が活用されずに埋もれてしまっているといった諸問題が生じている。そこで、知財教育においても、知財創造サイクルの創造、保護、活用の3つの観点から教育する必要があると考える。

3.知的財産創造のための教育

知的財産創造のための教育の目的は、創造性に富み、知的好奇心や探究心が旺盛な子供を育成することである。そのため、中学生・高校生に対して、幅広〈教育を行い、知的好奇心や探究心を刺激して、本来持っている才能を引き伸ばすような教育が必要である。そこで、以下のような政策が考えられる。

現在、算数(数学)・国語・理科・社会・英語が音楽・美術等のような授業数よりも比重が高い。 そこで、音楽や美術等の授業数の比重を増やし、各生徒が持つさまざまな才能の可能性を引き 出す。

高校や大学の入学試験科目に音楽や美術等の入試科目を選択教科とする。これにより、音楽や美術の分野に詳しい法律の専門家等も輩出できる。

音楽や美術、又は、小説、アニメーション、発明等のコンテストを積極的に開催する。

興味ある分野について集中的に学ぶことができるような音楽専門高校や美術専門高校等を 設立して、高校生の段階からその才能を集中的に伸ばすような教育を行う。

上記のコンテストや専門高校における優秀な人材に対して、海外留学や海外研修などの教育 支援を行政や民間が行う。

4.知的財産保護のための教育

知的財産の保護については、迅速な権利の付与、模倣品、海賊版を含めた権利侵害事案に対する取締等の対策の強化等が課題となっている。そこで、中学生・高校生に対しては、以下のようにモラルを遵守するような知財教育政策が考えられる。

他人が苦労して作成した文書や音楽、工夫などのオリジナリティーを、人の個性または人の 創造物として尊重し、そのことが当然のモラルであるとして中学生・高校生に教育をする。

模倣品や海賊版による深刻な被害について授業等で取り上げる。

権利化の重要性について教育する。

5. 知的財産活用のための教育

知的財産活用のための教育では、我々の身近な製品や職業と知的財産との密接な関係について授業の中で取り上げ、知的財産が産業の中でどのように活用されているか教育する。そこで、以下のような政策が考えられる。

我々が普段何気な〈使用しているような製品(パソコン、自動車、デジタルカメラ等)に含まれている知的財産について簡単に紹介する。

作家、漫画家、作曲家など我々に馴染みのある職業について、その仕事内容や収入の仕組み等について紹介する。

個人が発明したものが商品化され市場まで出回った場合のシミュレーションや事例等につい て紹介する。

6. 知財教育ができる教職員の整備

教職員は、生徒に正しい知識と正確な理解を伝えることが必要不可欠であるため、教職員側に知的財産制度に関する知識が求められるが、知的財産制度は教職員にとって扱いの難しい題材である。そこで、現役の教職員及び教職員を目指している大学生への知財教育が必要であるため、以下のような政策が考えられる。

知的財産の指導内容や指導方法、指導体制等のマニュアルを整備する。

現役教職員の育成プログラムを作成して実行する。

弁理士や特許庁職員等の専門化による教職員に対する指導や講義を各学校で行う。

教職員を目指す大学生のための大学学部内における知的財産の指導カリキュラムを作成する。

参考資料:知財政策講義資料

以上

1.テーマ:中小企業・ベンチャー企業の知的財産戦略に対する支援

2.要約

経済のグローバル化に伴い日本の中小企業は、従来の大企業の下請け型経営における低価格競争に埋没しかねない情況にある。これからの中小企業、ベンチャー企業には、独自の専門的知恵、蓄積されたノウハウから生まれた製品、サービスに高い付加価値を持たせ、差別化を図ることのできる経営が必要である。

世界は「工業社会」から「知識社会」へ変わりつつあり、中小企業、ベンチャー企業においても知的財産戦略が重要となってきている。しかし、大企業と違い、人材、資金力に限界がある中小企業、ベンチャー企業には、

- ・知的財産活用に必要な知識、経験が少ない。
- ・他社や大学などが保有する知的財産の活用が難しい
- ・知的財産の事業化が進まない。
- ・知的財産の侵害対策が足りない。

といった問題があり、国や自治体が行っている中小企業に対する支援は、特許を中心とした知的財産に関する知識や活用法の教示が主体である。

ところが、中小企業、ベンチャー企業の経営者は自社の技術に精通し、また、知的財産についての認識を有していても、企業活動の場となる「知識社会」の本質を理解している場合が少ない。各企業の経営者に「知識社会」で成長する企業あるいは企業経営を理解させる教育や経営指導員の養成が欠けている。知的財産は、「知識社会」で企業が生き抜くための手段であるのだが、「知識社会」よりも知的財産に関する情報の流通量が大きすぎる嫌いがある。まず最初に、各企業の経営者に今までの古い常識を捨てさせ、「知識社会」の実体を理解させた上で、従来からの知的財産の知識、創造、保護、活用に関する支援を行うのが、将来の経営計画立案おいて有効である。

また、中小企業、ベンチャー企業の知的財産を経営資源として有効に活用するためには、大企業の知的財産管理システムをそのまま持ってくるのではなく、各中小企業、各ベンチャー企業の経営実態に適合した知的財産戦略の立案を支援できる体制、すなわち中小企業の経営と知的財産業務に精通したプロフェッショナル集団の構築が必要である。

中小企業、ベンチャー企業おける経営に関する意思決定の権限と責任は経営者に集中しており、よって、その知的財産戦略は、各経営者の「知識社会」に対する意識改革にかかっているのである。

3.提案

(1)中小企業経営者等に対する「知識社会」に関する研修等の開催

従来も中小企業、ベンチャー企業の経営者に対する知的財産の知識、創造、 保護、活用に関する啓蒙活動は行われてきたが、その前提となる「知識社会」 に関する理解が不十分である。「知識社会」とは何なのか、「知識社会」に必要な人材、「知識社会」で成功する事業等について、経営者が今後の経営計画立案する際の基本となる新しい常識を養えるような講義・研修を自治体や商工会議所などで開催する。

(2)知的財産業務経験者を活用した経営指導組織の充実

大企業等の知的財産業務経験者を自治体や商工会議所の中小企業経営相談員として採用し、 従来の経営指導員である中小企業診断士と一体となって中小企業の知的財産戦略立案を支援 できる体制を構築する。2006年度では、中小企業診断士をはじめとする経営指導員に対する 知的財産教育を行っているが、知識だけでな〈経験を有する人材こそが、中小企業、ベンチャー 企業の経営指導には必要である。

(3)有望な知的財産を所有する中小企業をモデルケースとしての徹底支援

事業として有望な知的財産を所有していると判断できる企業を選定し、経 営計画作成、知的財産の権利化、研究開発、事業化等に対して、人的支援や 資金助成を一貫して行える管理体制を確立する。中小企業、ベンチャー企業 における知的財産戦略のモデルケースとしての規範を創出し、他の企業経営 者の意識改革の礎とする。

(4)知的財産担当者養成支援

中小企業、ベンチャー企業における経営者を含む従業員を対象とした知的 財産に関する法律、権利化手続等の知識を高める研修を継続して行うと共に、その意識付けとして知的財産検定資格取得を奨励し、その経費補助を行う。企業内に知的財産に関する専任者を養成し、知的財産戦略の実現力を高める。

1. テーマ「知的財産の活用を促進する政策」

2. 要約

知的財産を活用して産業競争力を増大するには、知的創造サイクルを早く大きく回すことが求められている。知的創造サイクルの中でも、「知的財産の活用」は最終的に市場からのリターンを引き出す部分であり、知的財産の創造、保護の局面でも、活用の局面を想定した政策が必要である。

「知的財産の活用」を的確に行うためには、活用に強い知的財産権の形成が必要である。そこで(1)知的財産の活用を強化する特許制度の整備として、 審査請求制度の廃止することで、早期に先延ばしを許さない制度に変えるとともに、 権利付与後の拡張補正制度の導入することで、 「活用」局面で強い権利の形成ができる制度に変えることを提案する。

また、知的財産の取引に関する過剰な課税は、「知的財産の活用」を抑制方向に働く懸念がある。「知的財産の活用」のメリットを制度によって引き上げ、企業経営の面から知的財産の取引を積極的に実行してゆくことを推進する税制措置を講じてゆく必要がある。そこで、(2)知的財産の活用を強化する税制措置の導入として、知的財産の取引に関する優遇税制措置を導入するとともに、知的財産権の保有に関する課税措置を導入することで、企業経営の面からの知的財産の積極的な実行を推進することを提案する。

3. 提案内容

(1)知的財産の活用を強化する特許制度の整備する

「知的財産の活用」を的確に行うためには、活用に強い知的財産権の形成が必要である。特に 特許権は審査を経て登録によって権利が発生するため、権利発生の時期、権利の範囲が「活 用」の局面での権利の効力に大きな影響を与える。

審査請求制度の廃止する

知的財産推進計画 2006 では、「知的財産の保護を強化する」方策として、「特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する」ことを挙げている。具体的には、2005 年度末における特許審査の順番待ち件数が約 79 万件にまで拡大し、特許審査の順番待ち期間が約 26 ヶ月に伸びている点を課題として、中期目標(2008 年):29 ヶ月台、長期計画(2013 年):11 ヶ月を目標に掲げている。しかし、出願から権利確定までの期間では、アメリカ約 3 年、ヨーロッパ約 6年、日本約 9 年であって、審査請求期間が 3 年で、特許審査の順番待ち期間が長期計画(2013年):11 ヶ月が達成されても、約 4 年程度までしか到達できない。当然、アメリカ、ヨーロッパの審査期間も短縮されてくると考えられる。審査請求期間 3 年を与えているということは、定常的に 3年もの間、審査の先延ばしを許すことになり、日本での特許活用の価値を低下させ、産業競争力の保護に対して後向きに働く懸念がある。

審査請求制度を廃止し、早期に先延ばしを許さない制度に変えるべきである。出願されたものはすべて審査対象として、一律、出願料に現行の審査請求料を加えて、出願時から厳選することを促す。その上で、現在の審査待ちとなっている出願については、有用な出願を優先して審査してゆくように、早期審査の利用を促すとともに、定期に取下げの判断を促し、審査期間の短縮を図ってゆくべきである。

権利付与後の拡張補正制度の導入する

現行の審査制度では、審査時点の技術動向、事業動向から判断して権利範囲を確定しなければならず、基本特許となる発明であるほど、将来に渡って適切な権利範囲を決定するのは困難であり、優れた発明が出願明細書に含まれていても、十分に有効な権利範囲を確保することができない場合がある。また、特許審査の迅速化によって出願から権利確定までの期間を短縮してゆくと、この問題は拡大して行くことが想定される。

現行の権利付与後の補正の制限では、審査時点の状況に左右された不適切な権利範囲にて確定してしまった場合でも、権利付与後に権利範囲を拡張して補正することができず、本来、出願時の状況から認めてもよい権利範囲に見直す機会が与えられていない。アメリカ特許制度では、「再発行出願」制度があり、権利範囲を拡張することも認めており、このような制度について考慮してゆく必要がある。

広くて強い権利を実現するために、権利付与後に権利範囲を拡張補正することができる制度の導入すべきである。特許の流通、休眠特許の活用等では、必要に応じて保護されている権利範囲を確認し、それが十分なものであるのかを見直し権利範囲を補正することができれば、特許権の権利範囲の解釈において、議論が振れる均等論によることなく、文言上の侵害を問うことが可能となり、「活用」局面で強い権利の形成ができる。「知的財産の活用」では、敵対的な相手に対しても、ライセンス契約条件の合意を勝ち取る必要があり、文言上の侵害を問うことができれば、有利な交渉を進めることができる。

|(2)知的財産の活用を強化する税制措置の導入する

近年、移転価格税制による大型の追従課税が増えているが、これは無形資産から得られる所得の算定方法を巡る税務当局との見解の相違を原因としている。知的財産の取引に関する過剰な課税は、「知的財産の活用」を抑制方向の圧力になる懸念がある。「知的財産の活用」では、敵対的な相手に対してもライセンス契約条件の合意を勝ち取る交渉や係争が必要であり、これには多大な労力と費用を要するため、企業の資力に応じて、その収入と支出によっては、有

効な知的財産であっても、その活用を断念せざるを得ない場合がある。「知的財産の活用」のメリットを制度によって引き上げ、企業経営の面から知的財産の取引を積極的に実行してゆくことを推進する税制措置を講じてゆく必要がある。

知的財産の取引に関する優遇税制措置を導入する

知的財産(知的財産権以外の技術/ウハウ等も含む)の譲渡側と投資側との双方に対して優遇税制を導入することが考えられる。知的財産の譲渡側としての問題は、知的財産の簿価がゼロであることから、譲渡益による法人税の課税負担が大きいことにある。知的財産の譲渡益、ロイヤリティ収入に対する課税税率の軽減や課税の繰延べによって、知的財産の活用のメリットを引き上げるべきである。

一方、投資側に対する優遇税制も、投資益への課税の軽減や投資損の繰延べを認める方法 や、投資額の全部もしくは一部を税額控除の対象とする方法によって、知的財産の活用のメリットを引き上げるべきである。

知的財産権の保有に関する課税措置を導入する

日本の企業の多くが防衛的な出願をしてきており、多くの休眠特許を抱えて保有権利の整理がなされていない状況にあり、知的財産権によって、プラスのキャッシュフローを生み出すことができていない。前項の知的財産の取引に関する優遇税制と合わせて、逆に利用されていない知的財産権の保有に対して追加的な課税を行うことで、知的財産の活用のメリットを引き上げ、企業の保有権利の整理を促し、休眠特許の開放を促すべきである。

1.テーマ 知的財産の活用

標準化した知的財産マネジメントシステムの導入により知財活用型企業を作り上げる。

2.要約

- |(1)標準化した知的財産の事業活動を要求事項としたマネジメントシステム(以下、知財マネジ | |メントシステムという)を定める。
- (2) 第三者機関等による認証制度を設けた知財マネジメントシステムとする。
- (3)認証取得企業を知財活用型企業とし、知財活用型企業へは明確なメリットを与える。

3.内容

企業の事業活動において知的財産の創造や保護は徐々に浸透してきているが知的財産の活用に関してはまだまだ検討の余地が多々あると私は考えている。そこで、本提案は、昨年発行された「知的財産推進計画2006」の本編第3章に"知的財産の活用"を更に向上させる政策案として以下のとおり考えてみた。

技術を発明した時や、製品が完成した時、更には商品名を考える時、最悪なことに模造品が流通した時などは多くの企業において知財問題を検討するが、その他の各業務プロセスにおいては十分に知財問題を検討しきれていない企業がまだ多いと考えている。(知財問題を戦略として具体化している企業にはお詫びします。)そこで、各業務プロセス中に知財の要素を包含させた

マネジメントシステムが構築できている企業を知財活用型企業と仮定し、この知財活用型企業を作り上げる制度が本提案である。本提案は、まず知的財産マネジメントを標準化し、次に標準化した中から要求事項を定め、その要求事項を含み各社独自の知財マネジメントシステムを構築した知的財産活用型企業を作り上げるものであり、これにより日本を知的財産活用国家に築き上げることができると考えている。

標準化した知的財産の事業活動を要求事項とした"知財マネジメントシステム"の制度は、既にISO9001の品質マネジメントシステムとJISQ9005(質マネジメントシステムー持続可能な成長の指針)やJISQ9006(質マネジメントシステムー自己評価の指針)を応用することにより制度化が可能であると考えた。品質マネジメントシステムとは各企業のサービスを含んだモノづくりの事業活動をプロセスに置き換え、各プロセスをPDCAサイクルにより価値向上をめざすシステムであり、JISQ9005及び9006の質マネジメントシステムの指針とは先の品質マネジメントシステムの"品質"の概念を拡大させ"質"に置き換えたマネジメントシステムに関する規格である。これらの規格を利用し"品質"や"質"を"知財"に置換したマネジメントシステムが知財マネジメントシステムのベースにすると、全ての活動プロセスの計画時(PDCAのP段階)に知財を明確にすることとなる。各業務プロセスの計画段階に知財の要素を組み込むことが知財活用に最も重要であると私は考えている。尚、先の3つの規格には「必要事項を明確にした計画を立て実行する」という教育訓練に関する要求事項が含まれているので、経営者、経営幹部、全社員を対象とした"知的財産の人材育成"にも相関してくることを強調しておく。

続いて知財マネジメントシステムの認証制度について論じるとする。先のISO9001品質マネジメントシステムは第三者機関による認証制度を設けている。認証制度を設けることで活動の成果がある一定レベルを達していることが客観的に証明され、この証が企業間取引や消費者への訴えに繋がると考えられる。この認証制度を知財マネジメントシステムにも導入し、認証の証とした番号やマークで表示することで同様な効果を得ることが可能になると考えた。また、知的財産権のライセンス契約においてライセンサーが認証を得ていればライセンシーはサイセンサーの知財管理体制について一定レベルを客観的に確認することができ、ライセンサーもライセンシーに管理体制を明確に伝えることができることとなる。尚、第三者機関が特許庁管轄になれば認証の客観性があがり各企業は導入しやすくなると考えた。

更に認証企業へのメリットについて論じていく。先のとおり認証企業は、知的財産権のライセンス戦略に有効な一つの要素になることがいえる。しかし、これは契約時の1要素に過ぎず知的財産の担当者や責任者には有益であっても経営者をうなずかせるほどのメリットにはまだ遠いと考えられる。やはり経営者には費用などの数字でわかるメリットを与えることが必要と考え、認証企業に租税特別控除や知的財産権の出願時や年金など印紙代の一部控除などを設けられることが望ましいといえよう。また、認証企業には特許権や実用新案権などの侵害品や不正競争防止法に揚げる行為を組成する物品の輸入禁止を規制した関税定率法第21条1項9号,10号の適用除外にするなどもグローバル化が進む昨今において大きな効果を生むメリットとなるため検討事項に値すると提案したい。このようなメリットを付加し、認証企業を"知的財産活用型企業"として位置づければ株主に対しても大きな説得性を与えることが可能になるのではないかと考えら

れる。また、"知的財産活用型企業"をマーキングにすることで企業はもちろんのこと、政府の知的財産戦略本部も活動が消費者である国民に視覚で訴えることが可能となり意味あることになるといえよう。

最後に本提案の問題点をあげておく、第三者認証制度とした場合の認証機関の認証員に求められる人材像(力量)は、知的財産専門人材の5つの人材像に挙がられた"融合人材"に相当すると考えられるため、認証機関は人材を確保が課題となる。また、認証機関の運用維持費や人件費などの多額の費用負担が発生する。認証を受ける企業からの負担だけでは賄いきれないと想定できるので国家の支援も必要になることも考えなければならない。

テーマ:知的財産の関連人材の育成

要約

知的財産人材としては、弁護士や弁理士といった専門職の他、民間企業等において知的財産関連業務を担当する者、大学で技術移転や産学連携といった業務に従事する者、行政や司法において知的財産を担当する者、先行技術文献を調査する者(サーチャー)など多種多様な人材が挙げられる。こうした知的財産人材には、法律、技術、経営、芸術といった多様なバックグランドが求められる。また、知的財産の重要性が高まり、知的財産に関連する業務が拡大するにつれて、これまで知的財産との関わりが少なかった研究・開発・営業・企画・経営等の分野においても、知的財産の知識や実務的な能力が必要となり始めている。加えて、経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産を巡る問題も国際的な色彩を一層強めていることから、知的財産人材には、広い視野を持って国際的に活躍できる知識や能力が求められている。このため、知的財産人材については、その量的な拡大や資質の向上を図るとともに、知的財産に関する知識や実務的な能力を提供するための施策を推進していく必要がある。

提案

(1)中小・ベンチャー企業における知的財産教育

昨今、経済活動における知的財産問題の広がりに伴い、大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業においても知的財産に関するきめ細かい対応が求められている。そのため、弁護士、弁理士、大企業の知的財産関連業務を担当する者等の知財専門人材の活用を積極的に行い、企業内での知的財産教育を充実させる。

|(2)理系大学における知的財産教育を充実させる

将来、発明者と成り得る理系大学(理工学部、工学部、薬学部、農学部等)の学生に知的財産 に関する教育を行う。基礎的な法律知識や、弁理士、民間の知的財産の専門家を活用した明細 書作成等の実務的な講義までも行う。

また、全国の大学が創出した研究成果や知的財産の展示や産学官連携の新しい取り組みの 紹介等を行い、他大学との知的財産に関する新しい接点を見出す場を提供する。 具体的には、 大学から知的財産事業報告をするとともに、大学で技術移転や産学連携といった業務に従事する者によるディスカッションを行なう。

(3) 食品産業、農業関係者に対する知的財産教育

食品産業と農業の連携による高付加価値食品の供給への取組を支援する。具体的には、食品企業や農業関係者を対象に企業の技術開発成果の知的財産化及び地域ブランド食品の保護のためのセミナーを行い、食品産業・農業・関連業種による連携構築、地域ブランド食品の普及及び供給、地域の食品企業の技術開発・知的財産の利活用に係る環境整備を充実させる。

(4)知財関連の資格制度の充実

知的財産人材について、その量的な拡大や資質の向上を図るために、学生、社会人等対象別 に知財学習意欲促進を狙いとした資格制度を導入する。例えば、知的財産関連の翻訳、情報検 索等に関する資格を充実させる。

(5)企業内教育等への e-learning コンテンツの提供

時間的制約の厳しい社会人への学習機会を提供するため、各種コンテンツの整備と提供を、民間教育機関等と連携し政策・提供していく。この e-learning コンテンツと(4)で提示した知財関連の資格制度を関連させ知財学習意欲の向上を目指す。

(6)経営系研究者・学会における知財マネジメント研究の促進

現在、知財と経営の関係を研究している研究者は少数であるが、産業競争力強化のため経営 学関係の大学教員や研究者に知財教育を行う。例えば、経営と関連する各種学会と連携して講 演を行ったり、学会誌の特集を組み、知財経営関係の研究奨励を促進する。

(7)初等・中等教育に知財教育を導入する

知財民度を高めるために、初等、中等教育において、生徒への知財教育を展開する。例えば、 生徒たちに知的財産を身近に感じてもらうことを第一の狙いとし、発明や模倣品とは何か説明す ることにより、生徒の想像力を養い、創造したものを守る世の中の仕組みを理解させる。

|(8)地域への知財教育を強化

知財立国実現のためには、各地域レベルでの知財認識が重要となる。自治体の産業政策、科学技術政策等への知財教育を加速させる他、地域の産業(中小企業から農林水産業まで)を指導する立場である商工会議所や中小企業コンサルタント等の知財理解を促進させる。

(9) コンテンツプロデューサーの育成

制作に際しての資金調達方法やコンテンツの利用方法が多様化する現在、コンテンツビジネスにおける著作権に関する知識の重要性が高まっている。また、我が国の魅力的なコンテンツを国際展開するためには、海外市場を視野に入れた制作・流通戦略を練ることが必要であり、国際的に戦える作品をプロデュースできる人材が求められている。そのため、産学が連携した大学等での知的財産教育や海外留学・海外研修の支援、世界的なプロデューサーやクリエーター

等によるセミナーの開催、制作現場における実践的な実習支援などを行う。

(10) 融合型教育による新しい知財人材の育成

従来型の知財人材だけの増加だけでは、知財立国に資するに限界がある。そのため、新しい知財人材の育成が必要となる。例えば、弁理士、審判官、企業の知財部員が集まり、それぞれの専門知識を学び習得する融合型教育の実施を行う。他にも、新しい知財マネジメントに必要な融合領域の教育プログラムの開発、教材の開発を行う。

テーマ:より多数の人間に「知的財産」の概念を提供することは出来ないか

要約:物事というのは、大きなコミュニティとして浸透してこそ意味がある。国民の知らないところで進められた物事に対し、我々は、その存在を感得することは出来ても理解することは難しい。そのため、より一層、庶民的かつ広範に、概念だけでも国民に教授し、「誰もが知っている」状況を作り出すことが大切である。故に、それを多数に対して教授できる状況 すなわち、共通する学習環境を創設することを提案する。

そもそも、知的財産、という単語を聞いて、それが具体的にどんなものであるか、判断することが出来る人間というのは、そうしたことに興味を持って勉強をしている人間のみだろう。そのために、「専門分野」という位置づけをされていることになる。なぜ、知財の概念が国民の間に浸透していないのか。当然のごとく、誰も教えないからである。数学や英語などといったものは、知っていて当然の「学問」として人々の間で認知されている。しかし、こういった知識 いわゆる、「知らなくても、実生活では特に影響はない」知識に対し、あまりにも現状は無力である。多くの人々が知っているのは、せいぜいが特許や著作権の中の一部程度のもので、それ以外の知識に関しては、全く知らないか、名前のみを聞いたことがある、程度のものではないだろうか。

政策として進める以上、それがお上だけのものではあってはならないと考える。お上の決定することは、すなわち、いずれは下に下っていくものだからだ。故に、その、享受すべき人間たちに、享受し、なおかつ理解するだけの器が必要であることが求められると言っていい。経済問題などは、直に自分たちの生活に影響するなど、すでに下地としての器ができあがっているから、政府の決定する政策に、皆、注目する。だが、知的財産に関しては、それこそ、専門家のみが知っていればいいという知識に、現状はすぎない。これでは問題であると思う。知財立国としての方針を、先の内閣が打ち出したと言うこともあるが、我々、一般の国民の間にも、それは浸透して然るべきものだからである。企業活動のみに限定されず、一般市民の庶民的活動にもそれは影響を与えている。これはもはや、当たり前の概念に近いが、「無知は罪」である。知らなかった、ですますことの出来ない問題に直面してからでは遅いのだ。そして、知的財産を重視した政策を、今後も推し進めていく以上、絶対に必要なのが、その下地である。すなわち、それをダイレクトに扱うことになるであろう、国民の存在だ。

だが、上に書いたことを徹底する必要があるのは、それを専門的に扱う人間のみで充分であると、私は考える。一般市民が、たとえ知的財産のみにジャンルを絞ったとしても、自らの手で、そ

れに関する書類を作成したりすることは稀である。ほぼないと言っていいだろう。だからこそ、そこで国民に求められるのは、専門性の高い学術分野を完全に理解する必要はなく、さりとて「知らなかった」ではすまされない程度の知識を蓄えることである。これを満たすのは、やはり、初等教育、中等教育の両方において、多少の知識を教え込むことではないだろうか。要するに、新しい教育カリキュラムを制定して、その中に、触りだけであっても重要と見られる部分においての学習を施すのである。義務教育である以上、それを学ばないことになる人間はいない。そして、特に年若い子供の間の学習能力は驚異的であり、その段階で教え込んだ知識は、必ず下地となって残る。発展的学習を施す必要はない、基礎的学習で充分である。これをしたらダメ、こういう制度がある、程度の認識で充分ではないだろうか。そういった基礎知識があるのとないのとでは、やはり、物事の理解度には決定的な違いが出てくる。そうした下地をあらかじめ作っておけば、今後の政策運営においても、経済活動その他においても、大きな違いが出てくることになるだろう。一部の人が知っているにすぎない知識を、ある程度とはいえ、大衆が知るに至る知識に昇華させれば、国家としての習熟度がワンランク上がるのではないだろうか。

これを実行するには、教育カリキュラムの改訂や学習指導要綱の変更など、知財学習の分野以上のに手を加える必要があるが、私の意見としては、是非とも、新しい学習の形として盛り込んで欲しいと思う。知財立国としての方針を掲げているというのに、国民のほとんどが、その知的財産そのものに無関心という状況は、まずいかがなものかとも思われる。今ひとつ、知的財産の政策そのものにぱっとしないものが目立つのはこのためではないだろうか。下地のない場所に、いきなり物事を創設しようとするから、どうしても踏み込んだ感じのものが出来ず、詰めの甘さを残している そう考えることは出来ないだろうか。物事を効果的かつ効率的に進めるのに必要なのは、何よりも下地である。その下地を醸成していくことが、今の知財制度に必要なことではないだろうか。

総括すると、まず、

- 1:知的財産制度について教育を施せる人材を育成するための修学システムの創設
- 2:学習指導要綱の改訂
- |3:教育カリキュラムの編集

という形になるだろうか。

何よりも、まず最初にやるべきことは、これからどんなことが行われるか、それを推測することが出来るだけの知識を国民の間に浸透させ、根付かせていく周知作業であり、知的財産の概念を共通の知識とすることである。たとえ、それをやらずに政府主導で行動を起こしたとしても、果たして、本来の効果が出るかどうかは不透明であり、むしろ予想以下の結果しか出てこないのではないかという想像すら出来てしまう。そこで、専門的知識を知らない人間にもわかりやすく、知的財産とは何なのか、それを教えていくことが、知財政策の第一歩であると思う。そのための先の提案であり、理由がある。

以上をもって、今後の知財政策に必要なものは、すなわち、「国民全体への周知の徹底・学習制度の充実化」であると考える。そのために、初等・中等教育への新たな授業科目の創設などを中心として、「誰もが知りうる、もしくは、学ぶことの出来る環境作り」が可能な制度の新設を望むものである。

テーマ:日本人による日本文化の再認識力を高める

要約

イノベーションとは伝統文化の尊重(= Classic)に裏打ちされた新しさ(= Modernity)の追求であると考える。日本文化を資源として国際的な競争力を確立するためには、1)国民全体が日本文化を正しく理解すること、2)企業が日本文化に対して社会的責任を持つこと、3)公共の場へ日本文化を積極的に取り入れアピールすること、が必要であろう。

内容

1) 国民による日本文化の更なる理解を

日本文化を外貨獲得の資源とし、その魅力を諸外国の人々に理解してもらうためには、日本国民自体が自国の伝統文化について十分に理解し、愛着を持っていなければならない。我々日本人が自国の文化に無関心のまま情報発信のみ続ければ、日本文化の担い手の多くが外国人となり、最悪の場合、その権利関係まで先取されてしまう事態も想像に難くない。また、真に上質な「ジャパン・ブランド」を日本のソフトパワーとするためにも、「本物」の日本文化を日本人自らが見極める力を持つ必要がある。

イノベーションとは、クラシカルの尊重に根ざしたモダニティの追求であると考える。従って、日本文化を資源とするにはまず国民自身が日本文化を正し〈理解し尊重すること、そしてその文化こそが知的財産であると啓蒙することが重要であり、永続的に取組むべき課題だろう。この点で、知的財産推進計画は新教育基本法に基づ〈文部科学省主導の取り組みと密接にリンクさせながら、日本文化の再考を試みる必要があるだろう。

2) CSRとしての「伝統文化の再評価」の奨励

企業においても日本独自の伝統文化を再評価することは重要である。この取組みは既にいわゆる「新日本様式」として過去の計画においても提唱されているが、この活動がより本格的に企業に浸透されるためには、活動自体に対する一定の評価材料があるとよい。

その具体的アプローチとしては、CSR活動としての奨励が挙げられる。日本企業におけるCSRの目的は企業の持続的発展であり、従来その手段は、主に環境や地域社会への配慮といった形で実行されてきた。しかし「環境」も、地域社会を構成する「人間」の今も、全て過去の歴史の上に成立しているものであって、未来に繋がるものである。故に、伝統文化の評価とは新たに「時間」軸 即ち、脈々と日本人が築き上げてきた歴史 に対して企業が如何に社会的責任を負い、それを如何に将来に繋げるか、という視点であり、従来の考え方を一歩進化させた視点である。民間企業が日本の伝統文化や生活様式を見直し、かつ社会に向けて積極的にアピールしていくことで、知的財産たる日本文化に対する意識が企業・社会相互に研磨されるのではないだろうか。

3) 「日本的なるもの」の公共の場への取り入れ

「知的財産推進計画 2006」では、海外へ日本の魅力を伝える手段として国際空港における日本産品の販売や情報発信の強化等が奨励されている。しかし、例えば諸外国を訪れて「その国に来た」と感じるのは、飛行機から一歩降りて空港に足を踏み入れた途端広がる空港全体の空間デザインによって演出される、期待を裏切らない雰囲気であって、単に免税店エリアで商品を陳

列するだけでは他国の空港で陳列しているのと変わらない。

従って、企業の協力やデザイナーを積極的に登用しながら、空港全体の空間デザインや包装品、職員のユニフォーム等にも日本的スタイルを多く取り入れる総合演出によって、「日本で買った」という付加価値や日本ブランドへの興味へと繋がる販売促進効果を生じさせることが望ましい。そして、これは空港だけでなく、多くの人が訪れる日常の公共の場(駅やホールなど)や街づくりについても取り入れることで国内外の観光客を楽しませ、しいては我々自身も日本文化を楽しむ生活様式を見直していくことが必要ではないだろうか。

テーマ: 「日本の漫画・アニメーション産業の促進」

要約

国が進めるコンテンツ推進計画は、世界的評価の高い日本の漫画・アニメーション文化の国際競争力を底上げすることにある。コンテンツビジネスとして成立させることも重要であるが、日本の漫画・アニメ文化はコミック誌に源泉があり、創作者の世界観と、それを支持するエンドユーザーを何よりも大事にしなければならない。その背策として「クリエーターの創作環境の改善」、「日本的コンテンツシステムの維持」、「著作権分野の専門家養成」、「資金援助、税制優遇制度の検討」、「メディア規制の見直し」を掲げたい。

提案

(1)クリエーターの創作環境の改善

|最近、漫画・アニメーション文化を支える漫画家、アニメーターの仕事内容や待遇の実情につい て紹介されることが多くなりました。アニメーターは完全出来高制で動画1枚あたり150円、月に |300枚描いて月収4万5千円。アニメ制作会社に入社して1年続くのは10人に1人いるかどう| |かが現実である。さらに、そのうちの1割が作画経験20年で作画監督になれたとしても、月収2 |0~30万円だそうである。漫画家の場合も個人事業者であり、アシスタント待遇も決して恵まれ ているとは言える世界ではなく、夢だけでやっていける業種ではない。これでは、技術を磨くこと |もままならず、優秀な人材も育たない。日本のアニメーションはテレビ放映される30分もので、 |本来、制作費用1.300万円必要とされるのに対して、実際支払われる額は500~700万円程| 度が相場だそうである。この金額は欧米に比べて、1 / 5の予算であり、しわ寄せはアニメータ-|に来ている。これでは、クリエーター自身への利益還元への配慮を欠くものである。2次使用に ついてもコンテンツホルダーが手持ちのコンテンツのみで利益を得るものでしかなく、本来の著 |作権制度によって保護されるべき、クリエーターへのインセンティブを確保するべきである。その| |ためには、クリエーターの労働環境の改善と利益配分の透明性を高めることにある。 具体的に |は制作費用の適正化を図った上で、クリエーターの正社員化、 保険等の労働条件を改善するべ |きである。 また、 漫画文化やアニメーションの専門著作権管理団体設立を検討することも1つの 方法と思われる。

(2)日本的コンテンツシステムの維持

日本の漫画、アニメが数あるコンテンツ産業の中で、最も強い分野であることができる理由は、キャラクターやストーリーの細かい描写、表現力が他国のコンテンツとは比較にならないほどの高い世界観を創り上げていること。さらに、それがエンドユーザーから強い支持を受けていることにほかならない。

しかし、現在、新古書店・漫画喫茶の台頭により、単行本の著作権が還元されないため、新人作家が育たないと言われているといわれるが、疑問である。たしかに、新人作家の原稿料はアシスタント台や諸経費を除くとほとんど残らず、単行本の売上げで生活しているのも現実であり、要因のひとつととらえることもできる。しかし若い作家を育てているのは、「少年ジャンプ」などの安価に出回っているコミック週刊誌である。これらは500ページ、300円前後で市場に供給されており、他の雑誌と比較しても破格である。これらがエンドユーザーに手軽に供給されるシステムが確立されていたからこそ、日本の漫画文化が広く根付き、新人作家を発掘してきたといえる。しかしながらそれと同時に、漫画を読み捨てるという文化も根付いてしまったとも考えられる。今後は少子化と趣向の多様化が進み、消費層が減少していくなか、漫画も文学作品と同格の風格を身に着けなければ更なる文化発展は望めず、バランス感覚が大切である。

また、いたずらに著作権の保護を強化することは、エンドユーザーへの供給を妨げる恐れがある。エンドユーザーが多くの作品に触れることこそが、将来の優秀なクリエーターが生まれることにつながることを忘れてはいけないと思われる。

(2)著作権分野の専門家養成

弁護士、弁理士ともに著作権法を専門にする人材は限定されている。著作権に特化した資格は 民間資格であるビジネス著作権検定のみであり、専門家を養成するのに国家資格の整備が必 要と考える。これまで弁理士においては、資格試験の出題範囲にはあるものの、著作権が無方 式主義であるため、これまで業務の関与度合いは少なかった。

コスプレ喫茶等の運営も例に挙げられるが、最近では、特定作品の世界観を売り物にしてビジネスを行うことが増えている。このような場合は著作権に対して十分な配慮が必要であり、コンサルティング業務としての活躍分野も広がっている。また、漫画やアニメのビジネスでは、二次使用に関する著作権訴訟も増えており、コンテンツ産業においては、著作権に熟知した人材が不可欠になっている。今後は、弁理士の積極的な関与が必要と考える。

|(3)資金援助、税制優遇制度の検討

最近は、アニメーション作成などのコンテンツ事業に対して信託銀行からのファンド設立環境が 促進している。しかしながら多くの場合が大手制作プロダクションを相手にしており、新規事業参 入やベンチャー企業には、資金調達が厳しいものがあるようである。このような新規立ち上げ者 に対しても、参入できるファンド設立や税制面での優遇措置をぜひ検討するべきである。

(4)メディア規制の見直し

日本の漫画、アニメ、ゲーム等は海外の子供向けコンテツンツ産業に〈らべて、幅広い層をマーケットとしているため、成人を対象とした独特の市場も形成している。このため、性表現や暴力表現が氾濫しているのも事実であるが、このことが競争力を生み出していることまた事実である。青少年健全育成基本法案等による性表現や暴力表現の過度の規制は国際競争力の低下

をまねくことも考えられ、見直すべきである。現在、取りざたされている青少年の行き過ぎた問題 行動の多くは、青少年自身や家庭環境などに起因する部分が大きく、成人向けコンテンツに安 易に結びつける考え方をあらためるべきと思われる。

江戸時代にも「春画」という浮世絵技法を用いた現代で言うところのアダルトイラスト(成人向け漫画)に値する文化が存在していた。かの葛飾北斎も手がけており、現代においては、芸術作品として社会的に高〈評価されており、猥褻出版物としての扱いは受けていない。日本のみならず、海外でのコレクターも少な〈ない。過度の表現規制はこのような優れた文化の芽をつむことにもなりかねない。

テーマ:特許・論文統合検索システムへの提案

要約

知的財産推進計画2006で掲げる「特許・論文統合検索システム」の活用価値を高めるため、 以下の提案をする。

- (1)特許・論文に関する技術の進歩過程に沿って調査できる(学べる)システムにする
- (2)技術とそれを利用する市場製品の関係が見えるシステムにする

これにより、以下の効果が期待できる。

- ・ 質の高い特許出願を促す
- 特許審査の質が向上する
- ・ 知的財産教育に活用できる
- 企業の特許ライセンス、技術提携、M&A等に活用できる

内容

(1)特許・論文に関する技術の進歩過程に沿って調査できる(学べる)システムにする 現在の知的財産情報データベースIPDLは、知的財産権情報を管理し、ユーザーは各種検索キーやキーワード等を指定して情報を検索することができる。さらに知的財産推進戦略2006では、これに論文情報を併せて扱えるようにし、情報には固定リンクを付与する「特許・論文情報統合検索システム」を整備予定である。

しかし、これらは特定の特許・論文情報を調査するには便利であるが、技術進歩の進歩過程を 俯瞰することには向いていない。たとえば、特許情報は特許明細書にて参考文献は示すもの の、当該特許を参考にした特許情報との関連は明示していないからである。

そこで、各特許・各論文の相互の参照関係を示すことで、技術の進歩過程に沿って調査できるようなシステムを提案する。(例として、当該特許を参考文献としている特許情報に簡単にアクセスできるようリンクを付与する。(参考文献と被参考文献の相互リンク))

技術の進歩過程に沿って特許、論文情報を調査しやすくなると、次のような効果が期待できる。

・ 質の高い特許出願を促す

企業は、過去の技術の進歩過程を調査することにより今後の技術動向を予想しやすくなり、進 歩性の高い特許出願を促すことができる。

特許審査の質が向上する

特許審査官が技術動向を予測しやすくなり適切な進歩性判断を行えるなど、審査の質が向上する。

知的財産教育に活用できる ある技術分野の進歩過程を学ぶことができるので、学校の知的財産教育に活用できる。

(2)技術とそれを利用する市場製品の関係が見えるシステムにする

現在のIPDLでは、特許が実際の市場においてどのように利用されているか見ることができない。知的財産推進計画2006で掲げる「特許・論文情報統合検索システム」では、特許情報に固定リンクを付与するため、企業のホームページなど別ページからシステムへリンクが可能となるが、さらに、システムの特許情報から、その特許を利用する市場製品が見えるようにする。(例として、特許情報から製品ページへのリンクを付与する。)

これによる波及効果は次のとおりである。

- ・ 企業の特許ライセンス、技術提携、M & A 等に活用できる 特許の市場利用価値の判断材料となるため、企業の特許ライセンス、技術提携、M & A 等に システムを活用することができる。
- ・ 知的財産教育に活用できる

上記提案(技術の進歩過程に沿って学べるようにする)とあわせて、技術進歩と共に市場においてどのように利用されてきたかを知ることができれば、学校の知的財産教育において、理解しやす〈興味深い教材として活用することができる。

1.テーマ:社会人の再教育機会を確保するための制度整備について

2.要約

知識社会への移行により、我が国産業の国際競争力の強化や持続的な発展のためには、高度な知識水準を有する人材育成が不可欠である。

しかし、情報インフラ等の発展に伴う内外の経済的環境の変化は著しく、数年毎に新しい知識を 体系的に習得する機会が必要となるため、就業以前の高等教育課程や企業における OJT のみ では、十分な研修教育機会が確保されているとは言いがたい状況にある。

また、昨今の雇用システムの構造的な変化や人材の流動化により、企業の人事システムは個人の能力や仕事の成果に基づくものへ変化している。従業者側においても、終身雇用制度の揺らぎや就業形態の多様化により、自己のキャリア形成に関する意識の変化がみられる。

これらのことから、高度な知識水準を有する人材育成のためには、より多くの社会人再教育機 会の提供と個々人の自発的取組みへの支援が必要であると考えられる。

よって、高等教育課程と職業能力開発関連施策の連携を強化し、社会人再教育の機会確保と 個々人の自発的取組みを支援するために必要な制度の整備・改善を行う。

3.内容

(1)社会人大学院生等に対する意識調査及び企業等の支援状況に関する調査を実施する。

大学院における社会人学生は年々増加傾向にある。平成18年5月時点で4万8千人を超えており、全大学院学生数の18.6%を占めるに至っていることから、社会人の就学意欲が高まっていると考えられる。社会人大学院生の年齢別入学者数の統計は取られていないが、社会人大学院生が全体の4割以上を占める専門職過程の統計結果から、社会人大学院生のうち半数以上が30歳代であることが推測される。

30歳代は、多くの企業組織において中間層を占め、近い将来組織を牽引してく年代である。30歳代を中心とした社会人大学院生の意識調査を行い、彼らの目的意識や問題意識を把握することは、今後の産業界等の方向性や企業の将来像を見据える上で有益である。また、企業側の動向についても調査を行い、両者の意識の乖離状況等を適切に把握するとともに、必要な制度整備について検討を行う。

(2) 労働者等が自発的に行う能力開発に対する支援を強化する。

職業能力開発に関しては、雇用の安定や再就職の促進を目的とする制度が中心であるが、今後の知識社会において必要な人材育成面を強化した制度の見直しを行い、必要に応じて制度を新設する。

具体的には、教育訓練給付制度における大学院修士課程講座や、弁護士・弁理士等の高度職業人にかかる資格取得対策講座を中心に給付金額を拡充する。公務員や自営業者などの雇用保険非加入者に対しても、教育訓練給付制度に該当する制度を新設し、社会全体の意識向上を図る。

(3) 育児休業、介護休業に準じた職業能力開発のための休暇制度の導入を促進する。

研修制度の一環として国内外の大学院に従業員を派遣している企業や、サバティカル制度を 導入している大学等が存在する。しかし、これらの制度を有する組織は一部であり、制度の対象 者が一部職種に限定されている。今後我が国の産業がより発展して〈ために必要とされるだけ の知識人材を確保するには、不十分な規模であると言わざるをえない。

より多くの者に高水準な知識を取得できる機会を確保するため、1 ~ 2年長期間の休暇制度や部分休暇制度の導入を促進する。また、新たな知識を習得した者がより生産性の高い知識活動が行えるような人事制度や組織体制のあり方を検討する。既に同制度を導入している国内外の企業等の取組み事例をとりまとめ、公表する。

このような休暇制度の導入は、育児休業等の取得者と非取得者間の不公平感を解消して育児 休業等の取得を促進するとともに、休暇取得期間中の代替要員確保による就業機会の拡大が 期待できる。

(補足)

先日、労働政策審議会において「日本版ホワイトカラー・エクゼンプション」制度に関する報告書がまとめられた。本制度が導入されると、制度が適用される一定の要件を満たすホワイトカラーの労働者は、時間に対する裁量権が増す代わりに、生み出した成果が評価対象となる。成果をあげるための能力は数ヶ月間の研修等により短期間で身につけられるものではない。個人にと

っては、長期的な各人のキャリアデザインに沿った研修や自己啓発が、ますます重要となる。一方、企業組織側にとっては、長期休暇制度等の導入は一時的に競争力の低下をもたらす可能性は否定できないが、労使の均衡を保ち、優秀な人材の流出防止や従業員のモチベーション向上に寄与すると考えられるので、積極的に取組むことが望まれる。

(4) 社会人大学生に配慮した受入れ体制を整備する。

社会人大学院においては、入学試験日の設定や所属機関の同意書提出等の手続き、授業時間割、履修期間等について、社会人学生の個別事情に配慮した柔軟な対応や受入れ体制の整備を心がける。

(5) 準学位認定制度(仮称)の導入を検討する。

各個人が、大学等の科目履修や各種ビジネススクール、社内研修等において習得した知識や 取得資格を体系化し、学位取得に必要な知識に匹敵する研修等を修了していることを証明でき る制度の導入を検討する。

1.テーマ:映像コンテンツを含む著作物の流通の促進を活発にするための権利処理の簡易化

2. 要約

著作権者や実演家の死亡や権利者である組織の解散や会社の倒産によって権利処理が困難なものそしてバラエティーショーやドキュメンタリーにおける一般人の写り込みで権利処理が行えず流通させることができない著作物や映像コンテンツについて、特許法における裁定通常実施権のような制度を著作権の利用許諾に援用し実際の権利処理を行わずに同等の処理を行ったものとして見なせる制度を実現する。

3. 提案

著作物は、公表が要件となっているため必ずしも特許や商標のように権利者を特定することは不可能である。過去のテレビ番組など著作権者自体が不明確なものや権利者の所在が不明なことや権利者の死亡や会社組織等の解散や倒産によって権利処理が通常の方法で行うことができずコンテンツの流通が困難になる場合がある。特に古い放送番組などのコンテンツの二次利用を行うものが、ポータルサイトを通じての告知を経て供託金を納めることにより、権利者が不明な部分の権利処理を行ったものとしてみなせる制度である。

この提案を実現には、コンテンツIDやメタデータなどのコンテンツの二次利用を円滑に行うためのコンテンツ情報を提供する公的機関によるポータルサイトの設置が前提となる。更にこのポータルサイトの存在について国が公報や刊行物、テレビのCMなどを通じて幅広〈国民に告知されていることも必要である。

(1)インフラストラクチャーの整備

ポータルサイトに権利者が不明なコンテンツや実演家・脚本家・原作者の権利処理が 実施できない旨を一定期間告知するページを作成。 公的機関は、権利処理が通常の方法で行えない権利者や所在のわからない権利者が、万が一、二次利用されて初めて自分自身の肖像が使われたことが発覚した場合に、公的機関が、それらの権利者に補償が行えるよう供託金制度を創設する。

著作権・著作隣接権の制限規定として本ポータルサイトにおいて映像若しくは写真を掲載し告知を行う場合は、必要最低限の箇所においては、著作権の制限規定を適用できるようにする。

(2)権利処理方法の確立

権利処理を行うものは、告知ページにパッケージメディアの製作、ブロードバンド配信など二次利用の方法を明記した上で、当該二次利用予定のコンテンツにおいて権利処理が実施できない部分(実演家、脚本家や原作者の名称)を放送日、公開日など明確になっているメタデータと共に告知する。二次利用を実施する者は、告知と同時にポータルサイトを運営する公的機関に二次利用の種類に応じて一定の金額を供託金として納める。

一定期間の間に権利者が明確になった場合

公的機関を通じて、二次利用を行う者に告知し、権利処理を直接実施させる。供託金は、この時点で二次利用実施者に返還(一部手数料を控除)

一定期間の間に権利者が明確にならなかった場合

この場合は、供託金を公的機関に預け、二次利用実施者は、当該権利者に権利処理を行ったものとして、その他の権利処理が完了していれば、二次利用を行うことができる。

「」の場合で、二次利用が行われた後に権利者が明確になった場合

権利者は、公的機関に補償を申し入れ、供託金の一部を補償金として受け取る。但し、権利者は、正当な権利者若しくは継承者であることを示す書類等を提出しなければならない。一方、二次利用を実施する者は、当初の告知期間より延長して当該コンテンツを利用する場合や告知を行った以外の方法でコンテンツを利用する場合は、当該権利者に対して適切な権利処理を実施しなければならない。

*ポータルサイトの運営者は、 で明確になった権利者及び で権利者が明確にならなかったという情報をメタデータとして蓄積する。

*実演家以外の一般の素人などが移り込んでいる部分については、当該コンテンツが報道素 材等である場合を除き、告知のみで権利処理が行われたものとする。

(3)本提案の目指すもの

本提案により、映像コンテンツの二次利用を行うにあたって権利処理を行う必要がある場合、当該権利者が然るべき権利者団体に所属している場合を除き、権利者を捜すことは困難であり、権利者組織の解散や権利者の死亡により更にその可能性は殆どなくなることも考えられる。そうした中、国民に浸透しているポータルサイトにおいて、簡易権利処理を実施することは、権利処理の実務が大幅に軽減され、更には、コンテンツの二次利用の促進への一助となる。更に、不明確となっていた情報も収集できメタデータ作成のための情報収集ともなりうる。

著作権者や著作隣接権者の意向は、重視しなければならない。しかしながら、著作権は、特許権と違い絶対的独占権ではな〈方式主義を取らない相対的な権利である。従って、特許権等と違い確実に権利者を特定することもできない多々ある。著作権の存続期間が50年であることを考え合わせれば、膨大な著作物や実演家に関する完全なメタデータも存在しない中では、完全

な権利処理を行うことは不可能に近い。更に、正当な権利の所在を巡って係争も起こることも予想される。従って、公的機関が積極的に関与しなければ、様々な利害の対立をまとめることは不可能である。また、この提案を公的機関が実施するとしても、国の知財政策におけるコンテンツの流通促進という大儀があるために産業政策的な見地からも十分に議論の余地があると考える。

テーマ: 次世代に向けての知的財産創造の真の意味での保存と創作体験化要約:

日本が今後、更に発展を遂げるにあたって、知的財産の効果的な創造と高度化不可欠であり、 現状そのテーマにおいて最も不足しているのが知的財産創造における「暗黙知」の経験の場と 時間である。

そこで次世代へ向けて、自らの創造した知的財産を実体験する場の提供を、創造を行った自らが推進し、経験の場を作り出すとともに、小・中学校教育において実際に知的財産の創造を経験する機会を設け、少しでも早い段階で実体験に基づ〈経験を積むことにより、更なる高度な価値創造を生み出す礎を築〈。

内容:

< 1 - 背景 >

日本はこれまで官民によらず多くの知的財産を創造し、使用する事で技術的な競争力を身に付け、大きな発展を遂げてきた。これまで知的財産を創造する「現場」は無から有を生み出す開拓的立場であり、知的財産の創造が効果的に、かつ今より質、量ともに高度なレベルに到達するためにはこれまでの立場に加えてニーズを自ら生み出す発信的立場になることが必要であると考える。

知的財産が創造されるのは「現場」であることは言うまでも無い。これまで「現場」は概して、新しい価値創造を追い求める事に邁進するあまり、創造されたものだけを知的財産と解釈して重宝した。しかしそれはあくまで結果としての知的財産であり、実際に結果としての知的財産を創造するに至ったサイクルやプロセス、経験も含めることで初めて知的財産の完全な形となるのである。

知的創造の原点は「必要」であり、また、"必要は発明の母"の言葉の通り、いわゆるニーズ、要求をクリアする事から発明が創造されるのであり、そこには「何故」「どうして」から「どのように」といった道筋が経験的裏づけとして残されている。

今、創造の「現場」でもっとも必要と叫ばれているのが、こうした知的財産創造のサイクルやプロセス、経験といったいわゆる「暗黙知」をいかに次世代に伝えるかということである。「暗黙知」に関わる部分は経験に勝るものは無い。そして「暗黙知」をすこしでも早い段階で知識としてだけでなく実体験に基づく経験を積むことは、更なる高度な価値創造を生み出す上で非常に重要である。にもかかわらず、そういった経験の場や時間が絶対的な不足がこの状況を困難なものにしている。

< 2 - 施策 >

1) 自らの創造した知的財産を実体験する場の提供推進(あるいは義務化)

自らの持つ知的財産の実体だけでなく、それがいかなるニーズのもとに、どういったサイクルやプロセス、経験を経て創造されたのかを、実際に体験することの出来る場を提供することで知的財産の真の意味での保存を推進し、次世代へ継ぐ社会的責任を果たす。

知的財産の公開の仕方については、公開する側の事情に合わせ自由に任す。

やり方によっては自らのファンを生み出し、自らの発展を励起して創造サイクルの向上にも繋がる。

その一方で、公開の状況については国の指定した第三者委員会等による数値化、格付け化 を実施する(より体験に重きを置いた見せ方、交通の便、施設等)

推進にかかる費用については税法上の優遇措置等の形をとる。

上記の数値、格付けによって優遇割合を変動させることも有効である。

- 2)小・中学校教育に「知的財産創造体験」を導入
- 1)で提供された場への定期的な体験実施によって知的財産創造の「暗黙知」に関わる部分を体感し、そして「暗黙知」を少しでも早い段階で実体験に基づく経験を積むことで、更なる高度な価値創造を生み出す礎とする。

テーマ: クリエイション環境の充実

要約

「知的財産推進計画 2006 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」において提言されている "クリエーター大国の実現"に必要な人材確保のために、創作の種が蒔かれている社会環境を整える。

内容

19 世紀、フランス海軍士として来日したデンマーク人のエドゥアルド・スエンソンは著書『江戸幕末滞在記』において、「日本人は子供の楽しむものの開発に抜きん出ている。大人でさえ何時間も楽しむことができる」と記している。この状況は現在の日本のコンテンツの特徴とも言えることであり、目指すところでもあるのではないだろうか。そのため、高いレベルで幅広いユーザーが楽しめるものを創り出すクリエーターを育てるには、常にクリエーターに刺激となるものが身近にある環境が必要になって〈る。

そこで 2006 年度の知的財産推進計画に示された「コンテンツ分野における人材育成を図る」上で、クリエーターが社会生活の中でインスピレーションを受けやすく、創作活動を活発に行える環境作りの必要性があると考え、« クリエーターの創作促進を目的とした美術館・博物館・各劇場などの施設開放及び企画運営企業に対する支援 »を知財政策の1つとして盛り込むことを提案したい。クリエーターのビジネス上の慣例を把握することや、契約・流通に関する実態調査、それに基づく制度環境を整えることも必要であるが、同時にクリエーターが日本において創作活動していく上で、精神面でも意欲を持ち続けられる環境がなければ、ビジネスの対象となるものも確保されていかない、と考えたからである。

具体案として以下の4つを挙げる。

- 1. 美術館や博物館などの常設展·企画展を問わず、自由にスケッチなどが行える環境を整備する。
- 2. 国公立美術館・博物館の常設展の充実を図ると共に、国内で美術・デザインの勉強をしていると証明ができる者に対して入場料の免除、もしくは相応の割引を行う。
- 3. 劇場で行われる各演目に、ある一定数の低価格席を設ける。
- 4. これらの制度を設ける美術館·博物館·劇場並びに、それらで行われる催し物の企画 運営を行う企業への税制的優遇を設ける。

文科省が示す文化政策の特徴の中に、「芸術文化の振興については、あくまでも文化人や芸術家の自主性を尊重し、その活動がより自由に活発に行われるよう側面から支援することを基本としている」とある。しかし、未だ日本において、クリエーターの地位が確保されている印象は薄く、活動の自由さに対しては妨げになっていることがあるように感じる。特に全ての文化的要素に接する機会は平等とは言えず、若い芸術家や文化人、クリエーターにとって、一流のものに刺激を受ける機会は限られてしまっている傾向にある。例えば、舞台芸術を多種多様に見ようとする時、高い値段を払える者でないと見ることが出来ない。また美術館や博物館で素晴らしい作品に遭遇した際にその場で倣うことも許されない。欧州では国によって写真撮影が制限されていることはあるが、目の前の作品をスケッチする者や、インスピレーションを受けてその場で何かデザインをしている者を見かけることが多い。またバレエやオペラなどの舞台芸術に対しても、座席によって値段がピンからキリまで設定されており、映画を見ると同じくらいの値段で一流の作品に触れることが出来る。

これらはクリエーターにとって、それらが他分野であっても、インスピレーションを受ける環境であるといえる。そこには意外な分野からの創作物が刺激となり、新たなものが生み出される可能性が含まれている。この場合、クリエーターはユーザーとなるのだが、現在、明確な線引きが両者の間に出来ないのが現状であり、むしろクリエーターがユーザーとして多くのコンテンツに触れる機会こそが有益なのだと考える。

これは決して文化的側面で活躍する(しようとする)クリエーターにだけ言えるのではな〈、技術的クリエイションに携わる人間にも刺激となることは間違いがない。新しいもの、美しいもの、刺激的なものを障害な〈見聞きできる環境においてこそ、クリエーターは多〈育つのだと考える。

1.テーマ:メディア芸術の促進のための政策を提案する。

2.要約

メディア芸術の促進のための政策を提案する。主な内容としては、メディア芸術作品の制作機会の提供、メディア芸術作品の発表機会の充実、メディア芸術祭の充実、この3本を柱に提案する。メディア芸術とは、明確な定義がなされているものではないが、文化庁メディア芸術プラザの Web サイトでは四方幸子氏により「アートや科学、技術などを横断した視点で、コンピュータをはじめとする先端的なメディアを駆使したインタラクティヴな作品」と説明されている。

にのメディア芸術を発展させることは、文化の発展により生活を豊かにすることはもちろん、科学

技術を目に見える形で楽しむことにより子供の理系離れの防止につながると考えられるため、必要であると考える。そこで、メディア芸術の発展のための政策を提案するが、その方法として多くの人々に対し、メディア芸術の存在を周知させることが必要であると私は考えている。そのために、メディア芸術に触れる機会を増やすこと、また、メディア芸術作品そのものを増やすことが必要となるだろう。そこで、 については、独立行政法人科学技術振興機構で行われている戦略的創造研究推進事業の普及を核に提案し、 については、メディアアート専門スペースを有する美術館等の設立をはじめとする発表の場の提供、 については、メディア芸術祭への来場者の増加のための政策を提案していく。

3. 具体的政策

3 - 1.メディア芸術作品制作の機会の提供

まず、独立行政法人科学技術振興機構で行われている戦略的創造研究推進事業「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」を促進しメディア芸術のための技術開発を促進すること、さらにその技術の利用機会を提供し、メディアアートを周知させることを提案する。本事業では、これまで見られなかったエンジニアとアーティストの共同作業とういうユニークな方法を取っているとしているが、アーティストの参加が不足しているように思う。そこで、このような技術研究が行われている事をアーティストへの周知の徹底を提案する。特に、メディア芸術促進の底上げのためにも芸術系の学生に対し周知させる事を目指す。例えば、技術を芸術に移転することをテーマとした研究発表の場を設けることを提案する。

3 - 2 .メディア芸術作品の発表機会の充実。

これは、昨年のメディア芸術祭で行われたデバイスアートシンポジウムにおいて筑波大学の岩田洋夫教授が指摘していたことであるが、現在日本ではメディア芸術作品の発表の機会が少ない。文化庁メディア芸術プラザの Web サイトから日本の美術館、アートセンターとしてリンクされている美術館はわずか 13 施設にすぎず、このうち関東地方に 10 の施設が集中している。メディア芸術の一つの特徴として挙げられるのは、鑑賞者が作品に触れることで作品が完成されるものも多いということである。そのため、作品を発表しその作品に触れられる場がなくてはならない。そこで、関東地方以外にも広〈メディア芸術に触れられる場を設けることが必要となるだろう。そして、これもまた学生のような若いアーティストが作品を発表できる場を作る必要があるだろう。例えば、学生のみを対象としたコンペティションの開催などが考えられる。ここでは、知的財産推進計画 2006 でも指摘されているように、ビジネスとのマッチングのチャンスも提供すべきであろう。

|3 - 3.メディア芸術祭の充実

メディア芸術祭の充実は、知的財産推進計画 2006 でも指摘されていることであるが、メディア芸術祭を充実させる方法として、開催期間の延長、開催地の増加、シンポジウム等のインターネットでの配信を提案する。メディア芸術祭は文化庁が主催しているものであるが、2006 年度のメディア芸術祭では受賞作品等の展示は東京都写真美術館において2月24日から3月5日までわずか約二週間開催されたのみであった。開催期間中、休日が4日しかなかったために休日の

混雑は著しく、作品に触れて楽しむことが困難であった。混雑解消のために木曜日と金曜日は開館時間を 20 時まで延長していたが、休日の混雑解消にまでは効果をもたらさなかったと言わざるを得ないだろう。先にも述べたとおり、メディア芸術は作品に触れることが必要である。そこで、まずメディア芸術祭の展示期間を休日をより多く含んだ日程で延長し、幅広い世代の来場を期待できるように変更する事を提案する。

さらに、東京のみの開催ではなく、地方での開催も提案する。先にも述べたとおりメディア芸術のための美術館は関東地方に集中しており、地方ではなかなかメディア芸術作品に触れる機会がない。そこで、メディア芸術祭の展示を地方の美術館などで行う。

最後に、メディア芸術祭期間中に行われたシンポジウムをインターネットで配信する事を提案する。シンポジウムの開催が平日に多いこと、開催時間が昼間であり、東京のみで行われていることから参加者が限られてしまうためである。現在は、シンポジウムの内容がテキストで Webサイトに掲載されているが、より深〈理解するためには動画を配信した方がよいであろう。

メディア芸術促進のために、以上の3点を提案する。

テーマ:『知的財産マネジメント人材の地域振興への活用』

要約:知的財産推進計画 2006 では、知的財産を活用して地域を振興するための施策の一つとして、地域における弁護士や弁理士といった専門家の活用が挙げられている。しかし、地域における知的財産戦略草創期とも言える今日においては、弁護士や弁理士などの高度の専門性を備えた人材活用の前に、知的財産分野の知識と、経営やプロデュースなど他分野の両方(または複数)の知識・キャリアを備えた知的財産マネジメント人材を活用し、その基礎固めを行うことが得策であると考えられる。知的財産マネジメント人材の活用推進のため、知的財産マネジメント人材のネットワーク化、活用モデルの開発を進め、さらに、資格制度などを利用した知的財産マネジメント人材のスキルレベルの基準明確化を進めていくことを提案する。

内容:

1. 知的財産マネジメント人材の地域振興への活用

地域における専門家の活用の第一段階として、弁理士など知的財産専門人材ではな〈、知的財産マネジメント人材を活用した、地域の知的財産戦略レベルのボトムアップを促進する。

知的財産戦略推進事務局が 2005 年 12 月にまとめた「知的財産人材育成総合戦略(案)」のなかで、知的財産人材の量的な不足の事例として知的財産人材の地域的な偏在という問題を挙げられている。ここではその解決策として「大都市であれば、化学系の特許専門、電気系の特許専門、意匠専門、商標専門など、主とする専門分野が分かれているが、地域では専門性を持つことも難しい状態にある。知的財産人材の少ない地域にまで人材を行き渡らせかつ専門的なハイレベルのサービスを提供するためにも、知的財産人材の絶対数の増加が望まれる。」としている。知的財産戦略本部では知的財産人材を、「知的財産専門人材」(狭義の知的財産人材)、「知的財産創出・マネジメント人材」(広義の知的財産人材)、「裾野人材」の3種類に分類している。そして、「知的財産創出・マネジメント人材」にあたる人材を、知的財産を創造する人材、知的財産を活かした経営を行う人材と位置づけている。このうち、知的財産を生かした経営を行う人

材とされる「知的財産マネジメント人材」には、経営者のみならず、コンテンツプロデューサーや、 新製品の開発プロデューサーなどもその対象とされている。

現段階で、「地域」での知財人材の絶対数の増加という課題を考えた場合、活用すべきは、この 「知的財産マネジメント人材」であると考える。

その理由の一つに、人材育成に要する時間ということが上げられる。知的財産戦略本部も指摘するように、知的財産人材の育成は一朝一夕に行えるものではなく、育成された人材が実際に社会で活躍するまでにはかなりの期間を要する。特に知的財産専門人材の育成には時間を要する。また裾野人材の拡大、ボトムアップにも長期的な取り組みが必要となる。3 種に分類された知的財産人材のうち、知的財産マネジメント人材については、他に比してみれば育成に要する時間は若干ではあるが短い。

さらにもう一つの理由として、知的財産戦略草創期といえる現在、「地域」が高度の専門性を備えた人材を活用するのは難しいと考えられる。各地域が知的財産をいかに活用し、それを地域振興に結びつけることができるか検討段階にある今、知的財産分野だけでなく、経営やプロデュースといった他分野との融合人材であるといえる知的財産マネジメント人材が必要であると考えられる。

そして、知的財産マネジメント人材の育成は、近年積極的に図られている。東京理科大学を始めとした専門職大学院が開設されたほか、知的財産権に関する授業科目を開設している大学の学部数が2004年には2001年に比べ137%増加している(文部科学省ホームページより)などの例が挙げられる。これらの人材育成の取り組みの成果として、徐々に生まれつつ、かつ増えつつある知的財産マネジメント人材を、いかに地域振興のために生かすことができるか、その仕組みづくりを行っていく時期に到達してきていると考えられる。

知的財産を地域の振興にまで繋げていくには、知的財産以外にも、ビジネスセンスなどの幅広いマネジメント能力と、他分野との連携が必要となる。そのために知的財産マネジメント人材を活用することを提案する。

2.知的財産マネジメント人材のネットワーク化の促進

人材を「地域」が活用するための仕組みつくりが必要となる。そのための人材プールの設立や、 地域を対象としたコンサルタントファームなど、知的財産マネジメント人材の活用モデルの開発を 促進する。

しかしながら、知的財産専門人材(弁理士)のうちの約8割が東京、大阪、愛知の3都府県で勤務しているという実態同様、知的財産系の専門職大学院が設置されているのは2006年度で東京・京都・大阪に限られているなど、知的財産マネジメント人材育成の場においても、地域的な偏在という実態がある。この問題をクリアする策としては、人材育成の場そのものを全国的に増やしていくことももちろん考えられるが、都市部で育成された人材を、各地域が活用する仕組みづくりをすることも有効だと考えられる。地域が求める人材に容易にアクセスできるシステム作りも必要であり、同時に、知的財産マネジメント人材が自発的に地域の知的財産活用の可能性を提案できるよう、各地域情報にアクセスできる情報ネットワーク作りも重要となる。そして、これらの第一世代ともいえる知的財産マンジメント人材を地域が活用することで、第2、第3の世代を各地域の中で育成していくこと、さらには、裾野人材の育成の基礎作りになるとも考えられる。

3.知的財産マネジメント人材のスキルレベルの基準明確化

実際の人材活用を考えた際に問題になってくるのが、知的財産マネジメント人材のスキルであ

る。知的財産マネジメント人材の活用を促進していくためにはその人材のスキル(またはレベル)を明確にする基準が必要となってくる。現在知的財産権についての資格・検定制度として、国家資格である弁理士試験のほか、知的財産検定、ビジネス著作権検定などが実施されている。しかしこれらの検定試験は民間検定であり、「受検者の知的財産に関する能力(知識等)の尺度を図るもの」との位置づけにとどまる。このために検定制度の信頼性向上を促進するか、または新たな検定・資格制度の設置を検討する。

同時に、知的財産専門人材よりも広義なものとはなるが、知的財産マネジメント人材にもある程度の専門性によるセグメントが必要となる。知的財産分野の知識のほかに有するスキルによって、専門分野をセグメントし、その専門分野ごとのスキルを明確化するための登録制度の整備を図る。

テーマ:「模倣品対策の追加案」

要約

模倣品問題の一番の対策は消費者が購買意欲を失う様な情報を科学的証拠が取れた上で提供していくことである。

- ・ 世界で起こっている模倣品の健康被害状況を把握すること
- 模倣医薬品対策に対する厚生労働省の参加協力
- · 模倣品アパレルと人体被害をリンクさせた PR 活動

以上3つを模倣品対策の追加案(特に啓発活動)として盛り込んでもらいたい。

内容

(1)消費者の安全を考えた模倣品対策

模倣品とは、特許権・実用新案権、意匠権及び商標権を侵害する製品のことである。近年、益々深刻になってきている模倣品問題。私が考える一番の対策方法はやはり消費者それぞれが買わないことである。消費者の購買意欲を失わせるためにはどうしたら良いか。中でも、日本の特許庁が掲げている理由が以下の4つである。

- 1.ブラックマーケット(組織犯罪・テロ組織)への資金流出防止
- 2.日本の産業発展を阻むため
- 3.安全性の確保
- 4. ホンモノの価値がない

確かにこれらが大切な理由であることに間違いない。しかし、一般の消費者達がブラックマーケットの存在や日本の産業発展を考えているだろうか疑問であるし、いくらホンモノの価値が無いとは言っても、アパレルブランドに限って見てみると模倣品と理解しながらも買うケースが殆どである。という事になると、3項目の安全性の確保が消費者に一番訴え掛けられるのではないだろうか。

これについては、知的財産推進計画2006の P67の(3)「模倣品·海賊版に関する国民への啓 発活動を強化する」の内容に近いものではあるが、消費者の健康·安全という文言を是非明記し てもらいたい。

(2)消費者の健康に被害をもたらす模倣品の実態

ここからは、世界で発生している被害の実態についてまとめたものである。日本では考えられないような事例を把握しておくことによって、模倣品に対してより強い拒否反応を示すことができるのではないかと思う。

・アメリカ合衆国

1973年5月から1996年4月の間に、模造の部品による航空機事故が174件も発生し、17名 が死亡、39名が負傷している。

・ 中国

医薬品の半分、あるいはそれ以上がニセモノ医薬品である。2001年にはこれらの医薬品によって、19万人の生命が奪われている。

山東省などにおいては少な〈とも200人の乳児がニセモノの粉ミルクによって死亡した。(栄養 失調や脳損傷によって)

その他

アフリカで流通している医薬品のうち、25%~50%が無許可のニセモノ医薬品で占められ、それらは何の薬効もないものである。

ニセモノの抗腫瘍薬は内出血を引き起こす。

模倣品の抗生物質は内耳や外耳の重篤な感染症を発症させる。

HIV や癌の模倣治療薬は、殺菌処理をしていない。

子供たちに有害な含鉛ペイントを使って塗装したおもちゃによる被害。

(3)具体的な対策案

これらの事例は模倣品被害の中でもほんのわずかなものである。上記にまとめたものを見ると 二つの事が見えてくる。

一つはやはり、模倣品の中でも消費者に一番被害を与える分野が医薬品であるということ。それも通常の腹痛や下痢という程度ではなく、重症や死につながってくる恐ろしいものである。このような模倣品薬の実態を詳細に調査し分析でき、人々の健康を守ることができる省庁は厚生労働省である。しかし、知的財産推進計画2006の「模倣品・海賊版対策を強化する」にはどの項目においても厚生労働省は入っていないためはっきりと明記するべきである。

二つ目は、有害な含鉛ペイントを使って塗装したおもちゃという事例から、全ての模倣品アパレルには人体に有害な物が使われている可能性があるという概念をもっと PR するべきである。例えば、模倣品の代表格であるルイ・ヴィトンのバッグに使われているペイント原料が人体に有害であると分かれば購入者は今よりもおそら〈減少傾向になるだろう。

このように、模倣品 = 人体に有害という考えを全面にアピールすることができれば、消費者の購買意欲も更に低下していくといえる。しかし、このアピールという部分が難しく、これまでも模倣品の危険性についての指摘は再三されてきたはずである。しかし、各省庁でいくら PR 活動をしても義務教育のような場で学ぶ機会を設けない限りは国民全体に啓発することは難しいだろう。政府が知財教育に力を入れるという事ならば、社会や公民の時間にでも科学技術政策や知的財産について触れる時間があっても良いのではないだろうか。このようなことは知的財産推進計画2006の中にも盛り込まれているため2007では早期実現できる具体案が盛り込まれるように願う。

テーマ:「知財教育」

要約

- (1)知財教育の専門家の育成の推進
- (2)小・中学校での知財基礎教育システムの構築
- (3)高等教育での高水準の知財教育の徹底
- (4)社会人教育の拡充

内容

近年、知的財産の重要性が認識され、知財保護や知的財産法遵守叫ばれているが、その一方で知財に対する見識もなく、また知財についての教育を受ける機会が全くない人々が数多く存在する。広く国民に知財教育を受けさせるため、教育の場を拡充することが必要であるが、現在その教育のための教育者の数や教育機関の数が十分であるとはいえない。そこでまず、弁理士等の知財専門家とは別に、一般大衆の知財に対する見識を深めるための専門家、つまり知財専門の教育者が必要であり、教育者を育成するための教育機関が必要であると考えられる。知財専門の教育者は知財に対する知識のみならず、教育学も学び、知財に対する無知が原因となって起こりうる問題についても学ぶ必要がある。国による教育機関の設立や企業への支援などが必要となり、弁理士とは異なる資格や称号が与えられるなどの特典により志願者を多く募ることが必要である。

教育者の育成が進んでも、教育の場がなければ知財教育は進まない。まず、小・中学校での知財基礎教育を行い、また高等教育においては高い水準での知財教育を行うことが有効であると考えられる。早期及び高度に教育を受けることにより、自ら知財を創造する喜び及び模倣される悲しみ、技術のみならず文化・芸術との知財との関係などを習得させる。一人一人に知財創造及び保護の意識を植付けることにより、知財創造の促進及び侵害・模倣事件の減少を目指す。

社会人に対する教育を推進することも重要である。企業の社員教育や地元密着型教育を奨励し、社会全体の知財に対する意識の底上げが必要である。企業による教育への投資を奨励することはもちろんであるが、自社で社員教育を行うことができない場合や、自営業者、高齢者又は専業主婦など、教育を受ける機会がない住民を対象とした教育を地方自治体が行うことに対する支援・助成が有効であると考えられる。

知財の問題を一部の専門家が扱う問題とするのではなく、広く国民に知らしめ、一人一人に知財創造及び保護の意識を徹底させることが、産業の発展・文化の発達にとても重要な役割を果たすと考えられる。

1. テーマ

知財に係る教育・活用・保護活動に係る人材の確保は急務でかつ将来的な人材育成が要される。 知財政策の広報による知財人材底辺の拡大と人材育成。

2. 要約

知財推進課題の対象はすでに多岐に亘っている。政策の遂行には、あらゆる関連分野の階層 |を通じて、政策認識度に温度差をなくす必要がある。たとえば、国際標準化についていえば、国| |際標準組織にリーダー的立場として積極的に関与することは産業界の強く要望していた事項で| あり、知財推進計画 2006 での重点課題としても挙げられていた。 しかし、 2006 年 11 月 ITU の 3 局長選挙で JISC は敗退した。一方、この時の ITU の 2 局長選挙で中国は勝利している。中 |国はこの選挙運動として国連における外交的根回しが新聞でも伝えられ、それ以前にも、通信| |方式で独自の標準をITU-R 標準化に成功しているから、中国が国際標準化を国家政策として強| |力に推進していることはすでに明らかになっている。さらに、欧米の取り組みおよび国際発言力 |は周知のとおり強力である。日本は、技術的に高度で、かつ国際支援として多額の国費を拠出| しているにも拘らず、国際機関におけるリーダー的立場のとれない要因は、他国と対比して、民 |の活動に対する官(政・行政)の援護的機能が果たされてないのではないだろうか。 国際標準化 の問題も、産業界の緊迫感が官にはいまだ浸透しておらず、官民間に温度差があって、外交的 |支援が弱いのではないかと推測される。 そもそも、国民全体的に、知財の語の理解は、未だ-部のもので、普遍的とはいえない。立法府中心に関連する機関の教育だけでなく、知財対象の 拡大に伴い、地方行政、さらに一般市民にも、まず、知財に対する認識を広く浸透させるための |広報が急務であろう。広報により、知財人口の底辺を拡げることができる。

3. 内容

i) 教育機関

知財が、農作物、地域ブランド戦略などまで多様化すると、かつての企業戦略とは無縁であった地方でも条約との関係での教育が必要になっている。知財戦略をバックアップする地方の機関は乏しい。そこで、各地方にある国公立法人大学で知財講座(開放)を開講し、大学を地方での知財広報活動の窓口として利用する。

ii) 教材

従来の行政指導型を日本特有の国のあり方とするならば、世界市場に対する行政の対応の 立遅れは許されない。知財本部または機能組織は、複数の関連機関の横串となる機能を果た し、産業界・教育界・地方を先導する形で支援する広報教材を配布する。広報教材は、負の知財 (違法製品)、日本の誇るべき知財の例、国際組織における日本の地位など、教育目的・分野に 応じて必要により画像を用い、知財を理解するための分かりやすい教材を配布する。

iii) 創生教育

知財創生の基礎となる義務教育における基礎学力の強化、五感教育(情操)の充実を図る。 義務教育の特に低学年の基礎学力は、知財人口の底辺を拡げる背景であるから、理解力のな さによる理科離れを生まないために、教師の目の届〈範囲の少人数(25人程度)のクラス編成 または40人クラスなら二人担任制にしてここでの落こぼれを出さない。

幼年時の刷り込み教育は必要であり、少な〈とも九九ができるまでは進級させない制度にする。

同時に、モノづくりに必要な五感を養う情操教育として、生きている良い現実を見せ、聞かせ、

百聞は一見に如かず教育を行う。上級生ないし中学生は、その地域で可能なモノづ〈りの現場 を見せる。

iv) 文化

年代を問わず、日本の知財(文化)に触れ、温故知新で、自国文化を自己で評価し、誇りとする日本文化の啓蒙教育が望まれる。その一環として、公立の博物館は無料入館日を設け(たとえばルーブル美術館)、学生に限らず、広く一般市民も文化に親しめる環境をつくる。

また、一般新聞などの日常表現は、当用漢字制限をやめ、漢字表記ならではの速解力を取り戻す。

v) 人材の活用

人材の活用には正当な評価が必要である。単一機関の内部評価よりも内外別々の方が評価に偏りを生じにくいであるう。特に、知財分野において、成果物の作出者(著作者、発明者、現実の研究者)を明確にすれば、作出者の正当な評価に近づく。たとえば研究論文は、通常、教授名併記であり、評価されるべき者が誰か曖昧である。同様に、行政府はサービス機関であるにも拘らず、担当者評価には外部評価が反映されるか否か不透明な内部評価である。外部からは責任の所在が不明瞭に映る。知財推進計画でも、関連府省の列挙はあっても署名はない。外部との緊密な連携を図るには担当者署名が望まれる。この点について、特許庁の審査システムは、民との接点が良好なモデルケースとして挙げられる。行政担当者(審査官)の明記により、行政側の顔が見え、齟齬のない行政処分を得ることが可能となっている。知財戦略を国際的に推進する組織は複数機関の連合となる場合も多いため、各機関の代表者の顔が互いに見える実務担当者レベルで責任組織を形成すれば、それが各組織の横串機能を果たして連合組織は機能するのではないだろうか。その組織での評価は、各機関の閉鎖的な内部評価に留まらないので、担当者間の相互関係が緊密化すれば、人材ネットワークが形成され、官民に埋もれる(単に知名度だけではない)その現場に有用な人材を掘り起こし、適材適所に活用可能となるであるう。

|テーマ:特許における技術的思想解釈について実態調査の実施と結果の公表

要約:

知的財産推進計画の特に特許制度に於いて、特許審査制度、出願の充実に関しては様々方策が採られているが、発明を産み出す発明者及びそれに関わる実務者の立場において、特許それ自体をどのようなものと捉えているのかについては必ずしも統一が取れていはいないと考える。

特に、特許における技術的思想の解釈については、その理想と現実の相違というものが、様々な局面での効率低下の一因となっていることが予想され、それを明確にするためにも、技術的思想という言葉をどのように捉えているかに関する実態調査の実施を提案する。ここで、行政側の理想と、実務者の現実との間の相違が大きいことがデータとして明らかになった場合には、強制的に両者の方向性を修正していくための制度を整えていく。

内容:

知的財産推進計画 2003 から 2005 の第1期での知財改革の成果を踏まえて、2006 年から 2008 年までを第2期と捉えて次の3つの方針が挙げられている。

知的財産立国の実効を上げる

知的財産を活用した国際競争力強化

新たな課題に対応した制度整備

このように、特に国内での成果を国外に広げていくためにも、特許権における技術的思想(アイデア)のあり方と言った根本的な意味を、国として、行政として示すと同時にその実体を把握することが重要である。

ここで、技術的思想のあり方に関して、昨年の4月にあった神戸大教授のデータ捏造事件が一例として多く取り上げられるが、これに関して企業側、その中でも実務に携わっている者にとっては、理想と現実のギャップという違和感を非常に大きく感じる事件として見なされているようである。

言い換えると、企業側(と一括りにした表現は必ずしも正確ではないが、権利を産み出し活用する実務者の属するものとして)には、その事件自体の問題の所在が伝わらないのが現実ではないか。昔と比べて技術、スピード、コスト全ての面で厳しい開発競争の中で、特許に関しても、請求項の内容、すなわち権利範囲を確保するための特許出願が日常として行われ、一旦それが行われると、競争に取り残されないためにもそのような行為が全体に広まるって行く。このように、権利を実際に活用している者たちの技術的思想の考え方が実は大多数かもしれないということは現実として認識すべきである。また、このことが審査効率の低下を含めて、あらゆる局面での効率の低下の原因になっていることは各方面ですでに述べられているため、現実は現実として認識した上で何らかの手を打たなければならない。

更に、発明者の置かれた環境によりデータ捏造と言われたり言われなかったりというのもおかしな事である。発明者の置かれた環境というのを簡潔に言うと、特許庁での審査以外に何らかのチェック機構の働く立場にいる者と、そうではない者という区分けではないか(割合で言うとチェック機構の働かない立場の者の方が多数であろう)。この場合、研究開発という同じ業務に携わりながら技術的思想についてのあり方が同じでないという統一性のないものになり、特許制度の存在自体の問題と考えることもできる。

定められた制度に対して、それを上手〈解釈して企業活動に活用するのは当然の流れとは言え、特許権と言う知的財産権をまるでマネーゲームか何かのように扱うような流れは止めるべきである。最近では、外国出願だからと言って国内出願と異なる扱いをするとは限らず、更に、この流れは、日本国内での権利確保競争だけでなく、おそら〈BRICS などの国々が特許権について本当に力を入れてきたときにも、その国の企業が権利確保競争のための出願というものを仕掛けて〈る可能性は高いと思われる。

このように特許制度の理想に対する課題抽出・対策という政策よりもむしろ、理想と現実のアンバランスを抱えている現在の制度という問題が本当にあるのであれば、それを認めた上で、更に制度上の課題を抽出し解決していくのが知財国家を創り出すための本筋ではないかと考える。

この問題は、競争社会の中での、発明者、知財担当者及び代理人のモラルにも及ぶため非常 に根深いものであり解決策がすぐに見つかるものではない。従って、長期的には、知財推進計 画にも挙げられているようなモラル向上のため啓蒙活動のための政策はもちろんのことであるが、まずは企業への実態調査、或いは情報管理には十分に注意した上でのWEB上での記名式の調査、或いは回答者を選別した上での無記名式の調査等を実施し実体を定量的に把握してそれを公表する。それと同時に、行政側から見た技術的思想というもののあり方を示すと共に、もし実体とのずれがあるならばそれを強制的に是正できるような制度にしていく必要がある。制度として定めない限り、啓蒙活動だけではこの解釈のずれは絶対に小さくならないと考える。

1.テーマ:日本における料理の保護のあり方について

2.要約

古来から、食事は人々の生活に欠かせない生きるための手段であったが、現在では食事のための料理法は、味覚、触覚、嗅覚、視覚、聴覚の全ての感覚を満足させる芸術作品といえるほど洗練されている。

(1)ここで、料理人が試行錯誤を重ねて完成させた料理(レシピなど)は、無形ではあるが創作者にとっては血と汗の結晶といえる貴重な財産であり、これを他人が自由に利用して(させて)良いのかということは以前から疑問に思っていた。もちろん製法特許を取得しているもの(例えばケンタッキーフライドチキンの製法など)やノウハウとして開示拒否しているものもあるが、大抵の料理人は自分の自信作を多くの人々に知って欲しいという気持ちが先行し、喜んで料理を提供した結果模倣されることが多いと思う。具体的には、フランスでは、リヨンのレストランのオーナーシェフが、数年間共に仕事をし現在は独立しているボルドーのシェフに対して「レシピの盗作、模倣をしている。今後は自分の個性に合った料理を出すように」という内容の文面を送り、正式に抗議を行った例がある。よって、独創的な料理をどのように保護できるかについて考えてみたい。

(2)また、グローバルな流通網を通じて材料や情報が入手可能な今日では、世界の有名な料理方法が各国各地で提供されており、更に異国の料理を母国風にアレンジすることも頻繁に行われている。日本でも中華料理、イタリア料理、フランス料理、インド料理などが食べたいときにすぐに行ける所で振る舞われている。一方、日本料理も世界中に知れわたるようになり、欧米人が生の魚を食べられるようになっており、スーパーでもパック詰めの寿司が売られている。アメリカでは1992年に3051軒あった日本レストランが2003年には8099軒と2.5倍以上に増加している。これは、日本食がヘルシーであることやクールジャパンと呼ばれる日本文化の人気が影響しているものと考えられる。

農水省を始めとする日本政府は、ソフトパワーを確立させるためか日本料理の海外進出を推奨しているようであるが、我々は将来起こりうる以下のようなリスクも考慮しておく必要があると思う。

3.内容

(1)国内での料理の保護

まず、料理を保護するにあたり、料理をレシピ、創作形態、感覚パラメータ、名称の4つの対象 に分けて考える。 レシピは、上述のように製法特許などで保護可能であるので、創作者が留意するように関係団体等が啓蒙活動を行う。また、ノウハウとしてお〈必要があるときに備え、不競法の営業秘密が担保されるように努めることも促す。

創作形態は、食材の切り方、盛付け方法、配色などが想定できるが、食品は時間の経過により腐食や変色することがあるので、写真などのデータ登録制度を設ける。また、食器や包装容器などと組み合わせた状態を保護する制度を設ける。

感覚パラメータは、例えば、味覚であれば料理及び材料の糖度、塩分、脂質などの比率を登録できる制度を設ける。触感であれば、歯ごたえの硬度、粘性などの登録制度を設ける。

名称は、料理そのものの名前の他、「~風」などのようにアレンジされた場合に用いられる名前 も含めて、後発者の使用が規制される制度を設ける。

以上のような保護制度は、法律の整備や管理が複雑すぎて、かえって料理の進歩を阻害してしまうことも危惧される。また創作者も面倒がって利用しないかもしれないので、当面はメニューやカタログにオリジナルを明記することを義務づけるなど利用者の倫理観に委ねる方法が妥当であるのかもしれない。

なお、いずれの制度にしても個人的・家庭的な使用は除外されるようにする。

(2)日本料理の海外進出について

日本料理が世界各国で食べられることは世界の人々に日本を知ってもらうためにも大変有効であると思われる。但し、日本料理は生物を材料に用いるものも多く、食料は体内に摂取されるものであるから安全を第一に考えなければならない。また、日本にしかない食材を輸入して使用するとコスト高になるため現地で調達可能な類似の食材を使用することもあり得ると思う。このようなことに鑑みて、代替材料の許容範囲を料理ごとにリストアップしたデータベースを用意しておくことが考えられる。また、安全性、品質チェックを行うための日本料理Gメンを派遣して、当該国と連携することも考えられる。

以上

テーマ:知的財産教育・啓蒙の整備および向上

要約

2007 年度も引き続き、知的財産人材育成の為の教育機関の環境を整備、向上を図る。国を上げて専門機関である法科大学院や知的財産専門職大学院、企業等において、IT を活用して知財人材の育成や普及を奨励、支援し、その為の環境を整備させる。

知的財産立国実現を目指す上では、日本の産業構造上、中小・ベンチャー企業対策が重要である。これらの企業の知財経営を積極的に支援、向上させる。

内容

我が国におけるインターネット人口普及率は年々増加し、現在、世帯普及率は 6 割近〈に上る。 地域ごとに多少の差は見られるが、人口の多い主要都市は高い傾向にある。さらに携帯電話の 普及で幅広い年齢層にインターネットは利用されていると考えられる。個人単位で言えばネット ユーザーは今後も増え続ける事は確実視できる。この事から、知的財産人材の育成の為のツー ルとしてE - ラーニング等の IT は非常に適している。

かねてから IT の必要性が叫ばれてきた背景から、各教育機関のネット環境は急速に整いつつある。E - ラーニングは教育機関が率先して行うべきである。特に、専門職大学院や法科大学院は社会人向けのシステムが採られているので、早い導入が望まれる。一部の大学受験予備校に見られる様に、各教育機関が授業を記録媒体に保存しての有料での貸し出しや、ネット配信が可能になれば教育環境の充実につながる。即ち、放送大学の様な知財専門の通信教育機関が増えれば、知財人材育成を促進させる事ができるはずである。

しかし、ここで重要なのは国が権利保護にも同時に努めることである。各法人の講義やセミナーは言わば無形の資産、つまりは「知的財産」である。それらの活用が社会貢献につながると同時に、氾濫することで盗用等の犯罪行為の発生の可能性も十分に考えられる。各法人への説得力を持たせる為には、「You Tube」に代表される無法放送媒体への誠意ある対応を普段から示す必要がある。

企業のインターネット普及率は約 7 割と言われている。多くの企業内でネット環境は充実してお |ヴ、E‐ラーニングの充実が企業内の人材育成や確保に非常に有用となっている。 ただ、普及率| を海外と比較すると、先進諸国の平均9割を大き〈下回っている。これは小規模・零細企業への 普及が滞っている為である。国全体で景気が回復しているとはいえ、企業間の格差は深刻化し ている。また、企業の規模を問わず、多くの企業が知的財産権を保有し、何らかの侵害トラブル に巻き込まれた経験があるが、社内に知財の管理部門がある企業はそれに対しご〈少数であ る。小規模企業ほど知財権の管理体制が脆弱であるのが内情でもある。ネット環境だけでなく、 知財権管理の重要性を公に強く訴える必要がある。その為には、まず人材育成の必要性を企業 |に説いていくべきともいえる。 事実、人材育成などで方策を講じている企業では、そうでない企業 と比べ、社員へのインセンティブの拡充や大学との共同研究の認識が強く、知財活用・保護の面 でリードしている。そして、リードする企業とは人材や資金面で有利に立つ大規模企業である。 中小・ベンチャー企業が知財経営を行う上での阻害要因は、「人材」「費用」「情報」の不足であ る。公的機関から様々な支援策が講じられてはいるが、既存の支援策の認知度や利用頻度が |非常に少ないのも又事実である。公的支援策についての情報を広く周知にさせてい〈事が必要| となってくる。知的財産立国を実現する上で、日本の産業構造上からもこれらの企業への支援 対策は欠かせない。今後は大企業と中小・ベンチャー企業との「産産連携」が脚光を浴びると期 待されている。大企業の事業化されない技術や休眠特許を中小・ベンチャー企業に移転し、イノ ベーションの創出や新規事業の立ち上げ、スピンオフベンチャーの創業促進を狙う目的がある。 これは大企業側にも少なからずメリットはあり、企業間で WIN-WIN の関係を達成でき、産業の発l 展につながる。

また、過去においては産産連携の指揮する機関や組織が狭い範囲だけで活動し、実際の連携活動を制限しがちであった。例えば大企業から中小・ベンチャー企業への技術移転を支援する機関の多くは、その大企業に付属していたり大企業自身が運営している場合が殆どである。独立した第三者立場の支援機関については規模が限定されており、技術評価やベンチャー支援などに個々の機能は持っていてもワン・ストップ・サービスを提供できるような機関は少なかった。NPO 法人や公的機関がワン・ストップ・サービス提供を含む総合的な支援を促進していくべきである。

コンテンツをいかした文化創造国家づくりと知財教育

< 要約 >

「知財財産推進計画2006」においてコンテンツをいかした文化創造国家と知的財産人材の育成と国民意識の向上が取り上げられている。それぞれの充実を図ることはもちろんであるが、これからは文化的創造と知財教育を別々に行うのではなく、それらを包括的に推進していく必要があると考える。

< 内容 >

「知財財産推進計画2006」においてメディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供するとともに、国内外の制作者によるシンポジウムの開催、新しいメディア芸術表現を追究した作品展示を行い、人材育成の機会を充実すること、また、コンテンツ人材とビジネスとのマッチングを行う場として、学生作品を対象としたコンテストの開催を行うなどの取組を進めることが提案されている。また、日本の魅力を海外に伝えるため、在外公館において、日本プランドの発信に貢献する民間企業等に対し、ファッションショー、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、政府自らも日本プランドの発信を推進することも提案されている。

一方、知財教育では知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発することが提案されている。初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、2006年度も引き続き、最新かつ実践的な教育プログラムに関する研究やその成果について積極的に情報提供するとともに、集中的な研修を通じ指導者・講師を養成すること、また特許権や著作権などを統一した知財教育のプログラムを策定するとともに、学校での知財教育を支援するため、初等中等教育向けの統一した教材の作成・提供や手引書の作成、学校における知財教育の具体的手法の研究開発など、知財に関する教育事業を実施することなどである。また、知的財産人材育成機関を整備することも重要な課題とされている。大学等の工学部、理学部、農学部、医学部、歯学部、薬学部等の理系学部や法学部、芸術学部、経営学部といった、将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、それぞれの専攻に即した知財教育を展開することを促すとともに、教員に対し知財教育の研修を行うことを促すことが大切である。また、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家をも活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行うとともに、地域の実情に応じた積極的な活用を促進する。また、国民から募ったキャッチフレーズのキャンペーンを行うなど普及・啓発事業を充実させることも提案されている。

これらの活動を引き続き継続していくことはもちろん必要であるが、それと同時に文化の振興と 知財教育を同時に行うことが重要だと考える。

「知財財産推進計画2006」においても、知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を行うことが提案されている。情報学や環境学の発達によって、情報産業や環境関連産業が発達したことにかんがみ、科学技術、コンテンツ、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、知財に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進することが必要なのである。

知財教育が現在の日本において必要とされているのは誰もが認めることであるが、ただ法律

や知的財産について教えていくだけでは何の意味もなさないと思う。

新しいコンテンツを生み出すこと、また日本の伝統文化を見直し活用していくこと、最新の研究 成果や技術、そのような中身があって始めて知的財産というものが成り立つのであるから、知財 教育と同時に本物の文化や最新の技術を同時に体感してもらうことが必要だと思う。

そのためには知的財産の専門家と一緒に一流の芸術家や科学者、ビジネスマンの話を聞けるセミナーを開いていくべきだと思う。守るべき知的財産の中身の素晴らしさを知った上で、どうして、どのようにそれらを守っていかなければいけないのかを知ることが重要だと思う。そうすることで自然と多角的な視点で知的財産について考え、また新しいアイディアが生み出せる人材が育っていくのではないかと考える。

特に児童・生徒、大学生にはそのような機会を与えることで将来の進むべき道が見つかるきっかけが与えられるのではないかと思う。教育というのは種をまくようなもので、すぐに結果が表れるものではないと思う。

|私は大学、大学院でシェイクスピアを専攻していたが、私が始めてシェイクスピアに触れたのは| 高校の授業だった。その時はなんて難しくて退屈なのかと思っていたが、大学で受けた授業がき っかけとなり思いがけずシェイクスピアを勉強することになった。大学、大学院の教育を通して、 いかにシェイクスピアが鋭い観察眼と深い思慮を持った作家であるかが分かるようになった。卒 業して仕事に終われる日々が続いたが、先日ソネットの33番を再び読み、シェイクスピアはなん と美し〈言葉を操るのかと深〈感動した。 それは朝日が山々や牧草地を金色に染める様子を詠っ た一節だ。そしてそれは単にシェイクスピアを一語一語勉強したからではないことに気づいた。 中学生の時、本当にこの詩の様な朝焼けを学校の牧草地で見たことがあったからだ。あのとき |の風景を思い出すことで、いかにシェイクスピアがいかに的確に朝の美しさを表現しているかが| |手に取るように分かるのだ。 教育とは受けてすぐ身につくこともあるが、 もっと時間がたってから |別の形で花を咲かせ実をつけることがある。 学校で朝焼けを見たことも、 シェイクスピアを読んだ| ことも、思わぬ形で私に感動を与えてくれた。そして、私をその感動へと導いてくれたものは、素「 |晴らしい作品と先生との出会いであった。けれど、一方でシェイクスピアの素晴らしさを知らない| 人が多く、そのために素晴らしいものが活かされていないことも感じていた、事実、シェイクスピ アの作品を日本で上演していた劇場がつぶれてしまったのだ。どんなに素晴らしいものでも、そ の価値を見抜く目が育たなければ、それを守っていくことはできないことを知り、知的財産の活 用と教育に興味を持つようになった。

私自身がそうであったように、少しでも多くの子供たちに素晴らしい文化、技術、学問、先生に出 会い、そのすばらしさを知った上で知的財産について考えてほしいと願っている。

そのためにはやはり子供のころから何でも一流の本物を見せていくことが大切だと思う。

テーマ: 農林水産分野: 品種登録出願における審査期間の短縮化

要約

現在のわが国における品種登録出願件数は、H17 について見て見ると、出願件数だけで 1385件、品種登録件数については 1110 件という現状がある。また、出願から公表までが平均で 7 ヶ

月、出願から登録までが平均3.2年といったところである。農林水産省知的財産戦略本部のホームページによれば、H20までにこの審査期間を世界最高水準の約2.5年に短縮するとの目標がでている。そのためには、審査員の増強、審査方法の効率化、また法制度の整備が必要である。

内容

審査員の増強について

現在の植物育種に関わる教育機関(農業高校、農学部等)においては品種保護に関する講座の開設等が進んでいないという現状がある。また、応用生物科学科出身の自分の経験からいってもどちらかというと研究室における知財への関心といったものは研究に比べてあまり高くないといった印象すらある。しかし、研究と並行して、ちょっとした意識の持ち方次第で、今自分の着手している研究成果の価値を高め、またより大きな視点でみれば品種保護等がわが国を支える大きな力となることに気付くことはそう難しいことではないと思う。いっそうのこと日本が知財立国を掲げている今こそ、学部 1 年の授業のなかに必修授業として現場の審査官を呼ぶ等して学生の意識を高めるようにしてはどうだろうか。

またそのような取り組みが審査官補制度をより効率的なものにすると信じている。コンテンツの 人材と同じように早い段階でこのような世界を知ることで目的意識の高い審査官を生み出すこと が大切で、専門知識に長けたそのようなものがリーダーシップをとることによってさらに多くの審 査官を拡大量生産できると考える。

・審査方法の効率化

現在の鑑定方法は外観による特性比較、比較栽培、DNA 品種識別が主なものである。このうち、最も有効であるものは DNA 品種識別であるが、植物の種類、品種が限定的であり、鑑定のための技術開発も途上といった問題点がある。とくに DNA マーカーの開発については、公的研究機関で行われている品種については比較的進んでいるが、民間育成のものについては遅れているといった現状がある。そのためにこのような品種を守ることも大きな問題であるといえよう。このような問題にたいしては、やはり産学が連携して事を進めていく必要があると思う。具体的には、研究機関が多くの品種に対応した DNA マーカーを作成し、DNA 品種識別サービスを行う機関を増やしていくことが有効であるう。そのためには、それを行うためのガイドラインの設定、また誰でも簡便に実行できるようなマニュアルの作成が望まれる。

その他

そもそも侵害行為が少なくなれば、審査に関わる手間は少なくなるはずだと考える。そのためには、国内及び国外にたいして侵害行為に対するモラルの普及に努めるべきだと考える。また、意図せざる侵害に対してはやはり、種苗法に対する意識の問題の欠如と考えることもできるため、やはりまだまだ、ポスターやホームページ、各種研修等を通じておおくの人々に種苗法を知ってもらう必要があると思う。

1.テーマ:コンピュータープログラムの特許分類の提案

2.要約

オペレーティングシステムや製作ツールなどのコンピュータープログラム自体を特許法などで保護できないか、もしくは著作権法ではないコンピュータープログラムに関する新規な法律を作り、 ソースコード等の公開を義務付けられないか。

3.内容

以前、特許は産業上の発展に寄与するもの、著作権は文化の発展に寄与するもの、という明確な区別がされていたが、近年のコンピュータープログラムの保護について、この両者が曖昧になってきていると感じる。

コンピュータープログラムは現在、アルゴリズムが方法の特許として保護され、プログラム本体は著作物として、著作権で保護されている。特許での保護は出願から20年であり、著作権では法人ならば公開から50年、自然人は死後50年であり、両者は出願をするか、しないか、また権利期間の点で大き〈差がある。著作権でのプログラム保護は権利が強すぎるとの反発もあるようである。

ところで、プログラムにはいわゆるコンテンツと呼ばれるソフトウェアと、そうではない製作ツールであるソフトウェアがある。後者は例えばコンピュータのOS(オペレーティングシステム)、ミドルウェアや、応用ソフトの中でもワードプロセッサや表計算、CADのプログラムといったような、単体では著作権にある感情を表現したものを含まないものと思われ、製作ツールや道具となるものである。これら両者を一括りにして、プログラム、ソフトウェアとして著作物にしてしまうのは少々疑問に思う。

例えば、コンピュータにはウィンドウズなどの05(オペレーティングシステム・基本プログラム)というプログラムがある。以前はハードウェアに共に組み込まれていたものであった。自動車にしてもエンジンの制御に05は組み込まれているし、数値によって細かく機器を制御するなど、れっきとした技術の一部であるといえる。このプログラムは特にハードウェアの一部という側面が強く、また、無ければコンピュータをまともに動かすことができない。

OSはユーザーに共通のプラットフォームを提供するものであり、操作方法を共通化する、ソフトウェアや仕様を共通化する、等の機能がある。OSのプログラム自身が実行して、人を楽しませるなどのものではなく、OSを使った上で応用プログラムやワード文書などの製品が作られるわけであるし、コンテンツなどの媒体を再生する再生装置になる。また、現在はハードウェア自体(パーソナルコンピューター)が汎用的に可能な限り機能を盛り込むだけなものである一方、ソフトウェアに独自性をもたせてハードウェアを機能させるという使い方がなされるのであり、ソフトウェアのほうが、技術的な部分を占めることも多い。

一方で0 Sもプログラムであり、0 と1 の記号の集まりでしかなく、媒体を必要としないため、無尽蔵にコピーでき、インターネットで配布することもできるものである。プログラムなのであるから著作権での保護となるのであるが、0 S などは文化に寄与するものではなく、寧ろ産業上に不可欠なものであり、著作権で保護するのはおかしいと思える。

製品として出来上がっているものであるし、一般の特許における「物」と異なり、オリジナルを大量に複製できてしまうものなので、著作権が妥当ともいえるが、このような議論はOSだけでなく、ワードプロセッサプログラム等にも言えて、産業に寄与する物であるのに、著作物として(約)50年の保護を得ているのは何となくおかしいような気がする。

消費者から見ればこうしたソフトウェアは共通のプラットフォームや、文書などの共通のフォーマットも提供するものであり、進歩の早い分野であるため、5年で時代遅れのソフトウェアとなるくらいであるから、古くなったソフトウェアは無料で公開などにしてほしいと思うことも多いし、著作権の50年という長い保護期間は必要ないのではと思うのである。

それゆえ、特許法などで保護したほうが良いのではないかと思うわけである。コンピュータープログラムはコンテンツとごちゃまぜになっているものもあるが、意匠法のように絵と意匠を棲み分けることはデジタルの世界でもできると思うし、種苗法などのように特許法ではないが似た制度を作りプログラムを保護してみるのもよいと思う。

また、OSやそれこそプログラム言語など、特定のプラットフォームを作るソフトウェアなど、デジタル環境をデザインするような場合を、特許法など特定の法律で保護することはできないのだろうかと思う。ウィンドウズなど、多くの人が使う、デジタル環境なのであるから、できる限りソースコードも公開されるべきではないかと思う。現時点では著作権者が古いOSにしか対応しないソフトウェアをバージョンアップする義務は無いわけであるが、その場合に第3者に改良できるようにできないものか、と思う。

1.テーマ:古本(漫画本)の一定期間における売買禁止について

2.要約

漫画本の古本売買を一定期間禁止させ、それによって現在損なわれている漫画家の利益を確保し、日本のコンテンツビジネスの中核を担う『漫画』の作者である『漫画家』の権利保護を強化し、さらに『漫画家』の育成を促す。

3.内容

日本と漫画

現在、日本において漫画はコンテンツ大国の中核を担う1つになっている。その証拠に日本の漫画を代表する『キャプテン翼』や『ドラゴンボール』等は海外でも人気があり多くの人に知られている。逆に、海外から日本に入って来た漫画は皆無と言っていいほどである。

つまり、日本人は漫画を書くことにおいては優れた能力を持った人種であると言えるのではない かと思われる。

漫画家の減少

一般的な漫画家の収入は、漫画を書きその漫画本の販売による印税によるものである。

しかし、発売されたばかりの漫画であっても中古漫画の売買によって、本来得られるはずの漫画 家の所得が搾取されている状況である。

つまり、日本のコンテンツビジネスを今後も支えていくだろうと期待される漫画ではあるが、漫画家にとって日本は住みやすい国でないのが現状である。実際に漫画家として生活していけるのは、ヒット作を当てた少数人であり、その他多くは収入が少なく漫画家としての夢を途中で閉ざしてしまう人さえいる。

これによって、優秀な能力を持つ人材が能力を発揮できないまま漫画業界から去るのは日本に とっても大きな痛手であり、このような現状を打破する政策が必要であると考える。

対応策

漫画家の収入を確保する為には、古本の売買を一律に禁止させるのが一番手っ取り早いのだが、それは無理があると思う。なぜならば、古本業界にとっても大きな痛手であり、また読者である消費者の利益も損なわれることから、このような政策は非経済的であるからだ。

また、古本によって安価な値段で購入できることは、読者にはもちろんメリットはあるが、漫画家にもメリットはあるのではないかと思う。それは、漫画家とは作品である漫画を描きそれを読んでもらわなければならないが、古本によって旧作を読むことによって新作漫画の購入層へと拡大する効果が期待できるからである。

つまり、古本の売買全てを禁止することは全ての利益を損なうことに繋がる。

ここで問題にしたいのは、発売されて間もない単行本が売りに出されているという現状である。 実際の古本屋に通ってみると発売されて間もない単行本が売りに出されているケースが見受けられる。このような場合、普段であれば新刊を購入する人であっても、少しでも安価な古本を購入する可能性が考えられる。つまり、本来であれば得られたはずの漫画家の収入の機会が失われているのである。

そこで、古本の売買を一律に禁止にするのではな〈、『発売日(初版)から一定期間に限って古本 の売買を禁止することにし、それ以降の売買は認めることにする。』という政策を提案する。

最後に

今回は、中古品による売買を漫画に焦点を当てたが、似たような性質を持つゲーム等の分野に 関しても私は同じような意見を持つ。

さらにこの政策の副効果として、売買を目的とした万引き等の抑止にも繋がるのではないかと思 う。

【テーマ】環境技術関連の知的財産に対する新たな取り扱いと報奨制度

【要約】

昨今のグローバル化によって、地球規模での環境悪化が懸念されている。地球温暖化や大気 汚染対策や水資源の確保といった問題は、今や世界の喫緊の問題となっている。我が国は世 界に冠たる高度の環境技術を多数有しているが、国民に十分理解されていないような印象があ る。国際的な環境への取組みに於ける目標達成の為にも、優れた環境技術に関する扱いに知 的財産権取得以外の道も開き、それと並行して知的財産を生み出した者への報償制度等を設 置すべきと考える。

|国を挙げて環境技術の向上に励み世界的問題の解決に寄与する姿勢は、 経済大国の一員とし

ての我が国の社会的責任(以下 SR)を全うするものでもあり、先進国のみならず、途上国から も高い評価と深い理解を得られるであろう。

【提案内容】

90 年代からのグローバリゼーションは、今までにない規模やスピードで広まっていることから、 従来のものとはその性質を異にすると言われている。また、グローバリゼーションの負の側面から生ずる世界的諸問題が表面化し始めたことから、国連等を中心とした国際的な場で、様々な提言・提案・目標設定がなされてきた。国連グローバル・コンパクト(以下 CG) 及びミレニアム宣言 や京都議定書 で言及されている原則や目標達成を力強〈後押しする為にも、優れた環境技術に関する知的財産を生み出した者への報償制度を設置すべきではないかと考える。

我が国では自動車業界を始めとした民間企業を中心に、世界に誇る高度の環境技術が生み出されている。そうした技術に対する知的財産権の一番大きな意義は、他の技術同様に創出者に独占的排他権を与えることである。しかし、その環境技術が日本国民及び世界人類に対して大きな貢献をすることが自明であるのならば、他の技術と同じ扱いにするのではなく、技術の創出者に対し知的財産権に基づく独占的排他権以外の様々なインセンティブを与えるべきではないだろうか。例えば特に優れた環境技術の場合には、 創出者や知財権利者に対し正当と見做される額の報奨金を国家が与え、報奨金と引き換えに安価なライセンス料で積極的且つ広範囲(国内のみならず、途上国を含めた世界各国)にライセンスをさせる 国民栄誉賞のように、貢献度に応じた名誉も与える、といった制度も考えられると思う。技術の問題解決への貢献度に応じた複数且つ段階的なインセンティブの選択肢がある方が、管理は難しくても情報財を活用しやすくなる筈である。「利益よりも名誉」を望む者もあれば、「名誉よりも利益」を優先する者もいる筈で、その双方に対応可能なインセンティブの設計を国家、民間、市民団体を巻き込んでなされていくのが望ましい。

知的財産法は属地主義であり、短期間且つ狭い範囲での国益を考えれば、環境技術に対して特別の配慮は必要ないかもしれない。しかし、地図や地球儀に国境のボーダーが引かれていても、現実には環境問題はボーダレスな問題であり、地球上の全ての国や人類は、一連托生の運命にある。一国や一部の者の利益を重視するよりも公共の利益を優先することの方が、結果として、その環境技術を生み出した者に対しても一番の利益となるであろう。また、そうした形で世界に対して貢献することが、国際社会における我が国のリーダーシップを発揮する良い契機ともなる筈である。

2002年の小泉前首相の施政方針演説では、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、 戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」との宣言 があった。もちろん短いスパンでの利益も無視することは出来ないが、長期的かつ地球公共財 的な視点からの戦略的な権利保護や活動に励むことにより、最終的には様々な立場や視点か ら当該技術の価値をはかり、時代や状況に応じた臨機応変な活用を政府主導で行っていくこと も、大切な国家 SR のひとつではないだろうか。現在我が国の知的財産法下に於いては、特許法 の93条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)のような規定が設けられてはいるが、 同条2項に基づく裁定が発動されたことは過去にはない。

国家、企業、個人の各レベルの SR が、世界的な問題解決の場で論じられるようになってきている現在、利益が他の価値観を凌ぐ時にグローバリゼーションについての議論が白熱していることを考慮すると、知的財産に関する政策にも利益以外の価値をより尊重する姿勢が求められてい

るように思う。

以上

テーマ:特許の法定通常実施権の見直しについて

要約

特許権には、専用実施権や通常実施権の登録制度が存在するが、実際のビジネスでは有効に機能していないのが現状である。その理由は、法制度が予定していることと、実務のギャップが激しいことが大きな理由のひとつであると思われる。そのため、わが国のビジネス上、頻繁に利用される不動産取引における登記制度と対比しながら、現行の特許に関する登録制度の欠陥を検討し、あるべき姿を考えたい。

内容

ライセンサーが、自らの権利(以下、特許権が前提)を他者に使用させるには、専用実施権(特77条)と通常実施権(特78条)の二種類がある。専用実施権は排他性があり効力要件としての登録も必要であることから、通常のビジネスにおいて、特許に関するライセンス契約は、その大半が通常実施権をベースにしているものと思われる。

	効力要件	対抗要件	特許権者の登録協力義務
専用実施権	登録が必要		あり
	(特98条1項2号)		
通常実施権	契約による	登録	なし
		(特 99 条)	(判例による)

以上を前提に、特許ライセンス契約において、契約当事者が変更した場合の問題について検討 する。

1.特許権者が倒産した場合

原則、ライセンサーが倒産した場合には、破産管財人がライセンシーに対して契約解除することができる。ただし、ライセンシーがその権利について対抗要件を具備していた場合には、継続して権利行使することが可能である。(破産法 53/56 条)

ライセンシーは、特許権者が倒産した場合には、実施権を確実に維持する術がない。

2.特許権移転(譲渡等)の場合

契約主体が変更しても、ライセンシーは継続して権利行使できるようにする必要があるが、それ には次のような方法がある。

対抗要件の具備

契約内容で手当て

現実には難しい。

以上から、ライセンス契約において、ライセンシーは非常に不安定な状況で契約締結せざ

るを得ない。このように、通常実施権を登録できる制度が存在するにも関わらず、実務ではあまり使われていない理由は、次のような問題があるからだと思われる。

通常、ラインセンス契約においてはライセンサーが有利な立場であることが圧倒的に多いが、 特許権者に登録の義務や利点がない以上、現実的には特許権者の協力は期待できない。

登録事項は公に開示されることになるが、両当事者側で秘密にしたい事項(価格、内容、契約締結している事実等)が多い。

クロスライセンス契約では、将来の特許や特許番号を特定しないで契約することが多いが、そ の場合には、登録したくてもできない。

ライセンス契約は欧米法に準拠した契約が多々存在すると思われるが、欧米には通常実施権の登録のような制度はなく、国際取引においては通常実施権の登録を前提とした契約交渉は 現実的ではない。

ここで、特許の登録制度と不動産の賃貸借取引における登記制度と比較した場合、通常、賃借人が賃貸人に対して賃借登記を要求できないという実務上の実態を考慮して、借地借家法により容易に対抗要件を具備できるようにして取引の活性化と弱者の保護が図られているが、特許の登録制度については、制度と取引実態のバランスがとれていないことが分かる。

不動産の権利の例

	効力要件	対抗要件	備考
地上権(物権)	契約による	登記	
	(例外あり)		
賃借権(債権)	契約による	登記	借地権と建物賃借権に
			ついて特則あり

特許権

	効力要件	対抗要件	備考
専用実施権(物権的効力)	登録	登録	
通常実施権(債権的効力)	契約による	登録	特則なし

不動産取引においては、基本的には民法の適用を受けることになるが、民法の規定は、契約当事者には形式的な平等しか保障されない。しかし、現実の賃貸借契約においては、貸主と借主の力関係には差がある。そのため、両当事者の実質的な平等を保障し、一般に弱い立場に置かれがちである借主の保護を図ったのが借地借家法である。

通常実施権についても、単に包括ライセンスの登録制度を創設するだけではなく、現実のライセンス契約の実態を精査し、ライセンサーとライセンシー、両当事者の実質的な平等を保障できるような登録制度の検討を行う必要があるものと思われる。

テーマ: 知的財産の戦略的活用促進のための特許電子図書館(IPDL)データーベースの活用

要約: 知的財産の戦略的活用を促進すべく、例えば独立行政法人工業所有権情報・研修館の運営する特許電子図書館(IPDL)データーベースを活用したオークション制度を構築する等、特許庁側から率先して知的財産流通業務の活性化を図る働きかけをおこなうことを提案する。

内容: 現在、登録特許や登録意匠の活用率が低いことが問題となっている。せっかく高い手続費用を支払って独占排他権を獲得してもその権利を活用しないのであれば、権利者にとって損であるばかりでなく、国内の産業の発達を阻害することとなり、特許法、意匠法の目的(産業の発達に寄与することを目的とする)から逸脱するものである。従って、登録特許や登録意匠(中でも、不使用の登録特許や登録意匠)の流通・技術移転を促進することは、権利者に直接的な収益(ライセンス料や売買益)をもたらす意味でも、出願人にインセンティブを与える意味でも、産業界の活性化の意味でも非常に重要であると考える。

一方、現在の知的財産権流通業界には、更なる発展の余地があるようである。知的財産推進計画2006の中に「・・・知的財産権取引業の育成支援を実施する。・・・優秀な人材の参入を奨励する。(71 🖫)」との記載があるが、知的財産権取引業は無体財産の譲渡やライセンス契約という特殊な取引であり且つ取引金額も莫大となる可能性があるにもかかわらず、民間の人材に任せようとすることは荷が重過ぎるのでは?と感じる。国として、より具体的な知的財産取引システムの構築を行い国家政策的に知的財産の活用を図ることがあっても良いのではないかと考える。

とはいえ、知的財産権取引業の難しいところは、知的財産の価値評価の難しさであると考える。知的財産推進計画2006の中でも知的財産の評価手法について「民間において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知的財産の活用の目的に応じた評価実務が行われるよう奨励する(69 🖫)」との記載がある。すなわち、ものの価値は買う人間の嗜好、時間軸による変化(流行のようなもの)等に大きな影響を受ける傾向にあり、特に原材料価格という概念がなく(特許出願までに経費が幾らかかったのかがわかりにくい)、譲渡を受けた側の使いようでその価値が大きく変化する特許権や意匠権の取引においては、絶対評価的な価値決め(定価円)を行うことは、非常に難しいことであると考える。

そこで、絶対評価的手法ではなく、売りたい者と買いたい者が互いに交渉して金額を決める制度、中でも公開で競り合い落札価格を決めるインターネットオークション制度を知的財産権の流通に活用することは非常に有効であると考える。オークション制度を活用すると、 公開での競り合いであるため交渉内容の透明性が高い 少なくとも売りたい者と買いたい者にとってその時に納得した取引となるといった利点がある。また、現在の特許権及び意匠権は書面主義を採っているので、書面から建前上は権利の全てが把握可能となっているため取引しやすい。

現在、例えば Yahoo オークションの利用者は特に多いが、これはポータルサイトの代表的存在である Yahoo グループ(ソフトバンクグループ)が管理運営しているので Yahoo グループという信用の上でオークション取引が成り立っている面が大きいと考える。そこで、同様に、国という信用の上で知的財産権の取引が行われるようなオークション制度が設立されれば、利用者は安心して知的財産の取引を行うことができるのではないかと考える。具体的には、独立行政法人工業所有権情報・研修館の運営する、特許電子図書館(IPDL)の特許・意匠データーベースに「取引の意思あり」「特許権者はこの特許権を譲渡する気はないがライセンスなら応じる。」「希望ライセンス価格は 円。」「その他。」等の情報を加え、入札者を待つといった具合である。

このようなシステムが特許庁と連携した形で運営されれば、例えば、特許庁への特許査定通

知後の登録料納付時に、上記のような掲載を希望するかどうか、チェックボックス等で意思を示してもらうことで、特許電子図書館(IPDL)の特許・意匠データーベースに反映させ、その後の具体的な契約のやり取りは、個人間の責任で行うといったシステムが運営されれば、国の信用のもと知的財産権の活用は飛躍的に広がるのではないかと考える。例えば、中小企業で生まれたアイディアに基づく特許や、大学・ベンチャーによる基本技術の特許を大企業が譲り受けて応用研究をすすめたり事業化につなげたりといった活用法が考えられる。

このようなシステムで知的財産権流通を促進するとした場合でも「信頼性の高い価値評価手法による評価」は知的財産権流通の肝となると考える。そこで、例えば特許庁の「判定制度」を利用することができるのではと考える。オークションシステムに判定制度を融合することで、利用者により信用度の高いサービスが提供できるのではないかと考える。具体的に「判定制度」をどのように利用するかというと、特許公報Aを見ていたら商品Aを思いついたaさんは、特許権Aの権利取得を思い立ち「私は商品Aの製造販売を考えておりますが、その場合、特許Aの技術的範囲に入りますか?」といった内容の判定請求書を特許庁へ提出し、本当に商品Aの製造販売を特許Aで保護することができることを確認してから特許権Aのライセンス契約等を行うことができるというようなことを想定している。なお、「判定制度」とは、ある製品、方法などが特許発明の技術的範囲に入るか否かの鑑定を特許庁に対して求める制度であり、3名の審査官が書面審理を行って判断を下すものである。判定そのものには法的拘束力はないのであくまでもオークションを利用し入札を希望する者が参考資料として判定制度を利用するという位置づけである。更に、特許査定通知書に「特許査定の理由」が具体的に記載されていれば、その内容も入札希望者にとって有用な情報となると考える。

国の信用のもと上述のようなオークションシステムが管理運営されれば、出願人のインセンティブとなり得るだけでなく、企業の「知的資産」の活用を重視した経営への取り組みの飛躍的な 進歩が見込まれると考える。

例えば、企業において現在問題となりつつある、特許維持年金支払いの膨大化に対する対策となる可能性がある。特許維持年金支払いの選択肢の中に「自社権利を維持する」「登録維持年金支払いを行わず、権利を放棄する」だけでな〈「ライセンス契約をして他社に使ってもらっても問題ない」「他社に譲渡しても問題ない」が経費をかけずに済む形で加われば、企業はコストをかけずに登録維持年金の支払い負荷を軽減することが可能であると考える。

さらに、国際標準化活動の拠点となる可能性である。わが国発の技術標準が国際標準として採用されるよう、国内において戦略的に国際標準化活動を進めるにあたり、権利のパッケージ取引を促進したり、パテントプール化を促進したりするベースとして利用可能であると考える。

またさらに、知的財産信託制度と融合したシステムを構築することも可能であると考える。すなわち、ネットオークションの入札者としては、特許権・意匠権の利用を希望するもののみならず、 信託会社等であっても良く、権利者の資金調達の場となっても良いと考える。

ただし、不当な権利行使のために特許権の譲渡を受ける者が発生しないよう、取締り規定を作っておいたり、責任の所在を明確にしておいたり、使いやすさを工夫したりすることが必要であると考える。実際の運営に関しては、同じようなシステムとして、競売物件の入札制度が参考になるのではないかと考える。

以上、「特許電子図書館(IPDL)データーベースを活用した知的財産流通オークション制度」を 導入するという具体的内容を中心に提案をしたが、このシステムに関わらず、特許庁から率先し て知的財産流通業務の活性化を図ることが、知財立国としての牽引力になると考える。

テーマについて

知的財産推進計画2006を見ていると、産官学の連携、TLO の充実、企業内での知的財産権業務に関わるスペシャリストの育成、弁護士および弁理士の質の向上・人数の増加などが盛り込まれているが、これらの全ての根本を成すと言っても過言ではないと思う。昔から言われるように、教育(人材の育成)は国家百年の計、全ては人が成すとも言われる。

知的財産教育の充実から知財立国への変貌を図るためには、知的財産権教育の充実を図るために、現在の教育制度および高校以上の教育体制を見直すことが必要であると考えており、今回のレポートでは、私の理想とする知的財産教育の充実を図る為の方策をテーマとし述べることとする。

私が理想とする知的財産に対する教育制度の要約

- 1.中等教育から高等教育までの知的財産教育
- 2. 大学教育以上の知的財産教育
- 3.民間企業・弁理士事務所などの大学生以上の研修受け入れ制度について

上記の重要なポイントの3点の詳細について

1.中等教育から高等教育までの知的財産教育について

現在の日本の中等教育から高等教育の現状について、私が感じていることは、昔からの偏差値教育の流れを受け、相変わらず知識の埋め込みばかりが重要視され、社会での常識やその年の時事問題についての認識不足がとても目立つ。最近、「ゆとり教育」という名前の制度を導入したが、ただ単に授業の日数および時間の削減を行っているだけに過ぎず、教育の中身自体は昔からの知識重視の形であり、ゆとり教育で減った時間は、結局は受験対策のために通う塾などの外部教育機関での勉強に使われているだけである。

このような現状を考えると、ゆとり教育で見直された時間割の空いた時間に知的財産権に関する教育科目をいれることにより、現在の中学生以上の知的財産に関する知識の向上にも繋がり、且つ知的財産教育を通じて多くの社会の現実を知ることにも繋がり、とても良い教育になる。

2.大学教育以上の知的財産教育について

現在の大学教育において、どれだけ知的財産の重要性を認識させる講義および大学生に開放されているセミナーなどを開いている大学があるかといえば、全国でもそれほど多くないと考える。

私の通っていた大学を参考とすると、知的財産に関するセミナーについては、大学内での掲示 は少な〈、掲示されていたとしても掲示板の隅であったり、大学教授の研究室に質問しなければ セミナーの存在さえもわからないという状況であった。

|また、各学部の講義の科目を見ても、工学部および法学部の講義の 1 科目を占めるに留まり、

受講生も余り多くはないという状況であった。

これを受けて私は、知的財産について、上記の工学部と法学部のみの開講で良いのかといえばそうではなく、文学部であれば文化等を通して、理学部であれば数学や物理などを通してというように、それぞれの学部での関連性は大きく、大学全体での取り組みが必要であり、知的財産の講義を必修科目とするなどして、知的財産の重要性を教えることが必要であり、大学の義務であるとも思う。

また、文系および理系の学生を問わず、知的財産に興味を持った学生には、それぞれの大学の企業や公的機関との関係を活かし、インターンシップの期間を若干長くした程度でも良いので、知的財産権を扱う部署などへ一定期間派遣し、それに対するレポートなどの課題を課す講義を一つ開講するべきである。ただし、この講義を必修とするかに対しては各大学の裁量に委ねるべきである。

そして、私の中で、一番行うと良いと考えているのが、弁理士養成の為の、 法科大学院の創設である。

現在、米国ではフランクリン・ピアースロースクールに知的財産に特化した大学院があり、卒業することにより日本で言う弁理士資格を取得することが可能であり、日本でもそれと同等の大学院の創設と弁理士試験の環境の整備を行う必要があると思う。この制度が実現されれば、知的財産に関する専門家の養成は容易となり、国家にとってはプラス要素となりえる。

3.民間企業・弁理士事務所などの大学生以上の研修受け入れ制度について

上記2で述べたように大学での知的財産専門人材の養成に対して、民間企業や弁理士事務所を今まで以上に門徒を開く必要があると思う。企業や事務所は、それぞれの営業秘密や経営ノウハウなどを持っており、漏洩防止という観点よりインターンシップでも知的財産関連部署への学生の配属を行うことは稀であるが、企業なども社会的貢献(CSR)が求められる中、社会や国家の発展に繋がることについては積極的に実践していく姿勢を持ってほしいと思う。インターンシップと同じように、その中で知的財産に関する知識が豊富で有望な人材がいれば採用することも可能であり、企業にとっても大学生などの受け入れ態勢を構築することはマイナスではないと考える。

このように、産官学の連携が取れてこそ、真の知的財産権の知識を持った人材の育成が可能であり、このような制度の構築を是非とも行ってほしい。

247 特許審査における情報提供促進のための施策案

|提案:有用な情報を提供した者に経済的特典を付与する。

目的:外部能力に動機付けを施すことで、特許審査に有益な情報を外部能力によって収集し、迅速且つ的確な審査を行うと共に、審査コストを削減する。また、知財人材の育成を促し、知財関係者の知財リテラシーを向上させる。

背景

知的財産を重視した経営の浸透、審査対象案件の高度化、審査請求期間の短縮等の要因により、審査待ち案件がかなりの数(約86万件)にのぼり、審査請求から審査着手まで平均して2

8ヶ月かかっている。そして、権利化までには、かなりの時間が要されている。しかし、経営判断には、年々スピードが重視されており、経営における知的財産の重要性もますます高くなってきているため、権利化までの時間は事業展開のためのボトルネックになりかねない状況となっている。特に、経営資源の乏しい中小企業、ベンチャーにとって、特許審査の遅れは死活問題である。

また、特許侵害訴訟では、進歩性が否定され、特許が無効と判断されるケースが多発しており、権利行使を行いにくい状況が生まれつつある。

このような状況下で、特許庁は、先行技術文献の検索のアウトソーシングや、任期付き審査官の採用等で、審査着手件数を増やすとともに、審査の質を確保するために、尽力されているようである。しかしながら、特許庁が有する審査資源(予算、審査官の数など)には限りがあるため、いっそうの審査待ち期間の短縮、審査の質の担保、審査コストの削減のためには、外部能力の更なる活用が必要である。今回の提案はその活用策の一つを提案するものである。

外部能力活用の現状

審査における外部能力の活用としては、現在、先行技術文献の検索を外注している。この施策はある程度機能しており、外注件数も増大傾向にある。しかし、外注先(調査機関)の受注能力が限られていること、調査機関での検索での引例候補となる文献の見落としが散見されるために審査官が検索のやり直しをしていることといったアウトソーシングの限界も認められる。そして、「審査官が追加的に先行技術調査を行う場合には、当該調査機関が調査を行った範囲においてより有意義な先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断される場合を除き、当該調査機関が調査を行った範囲を調査範囲から除外することとする」と、調査機関の調査結果を信頼する方向での審査基準〈第以部審査の進め方)の改正がなされた。そのため、今後、無効理由を内在する特許権の付与が増大する懸念がある。

また、他国での審査結果の利用を促進することも行われつつあり、その方向での審査基準(第 IX 部審査の進め方)の改正もなされた。しかし、他国とでは特許性の判断レベルが一致しておらず、他国の審査結果の利用の際に、この不一致による引例のチェック漏れが生じる可能性もある。

さらに、外部能力の活用としては、情報提供制度が存在する。これは、審査に役立つと思われる情報を特許庁に提供できる制度であるが、約7400件/年(2005年)と十分に活用されているとはいいがたい。ただ、情報提供制度は、第三者が自発的に行うものであるため、有用な情報であれば、審査に役立ち、かつ費用がかからない、提供対象となった案件が注目されているという目印になり審査がより注意探〈行われるといった多〈のメリットを有している。そこで、情報提供がより積極的に行われるようになれば、審査のスピードにも質にも役立つと考えられる。また、情報提供に関して、今回提案する施策以外にも、政府において審査着手時期の第三者への提供といったことが検討中であり、米国では類似の施策としてIBMなどの企業との協力体制でパテント・コミュニティー・レビューが実行されつつある。

提案:有用な情報を提供した者に経済的特典を付与する。

具体的内容:

審査に役立った情報を最初に提供した者に、特典(出願手数料、審査請求料等の特許権取得、維持のための費用の一部減免)を付与する。

現在、非特許文献などの検索は、商用データベース等を用いて行われているが、あらゆる文献がデータベース化されているわけではなく、審査官による先行技術文献の検索には限界がある。また、一太郎裁判にみられるように、進歩性を否定する文献が特許文献以外から提出されることも多い。そして、そのような技術文献は、研究や開発の現場に存在しており、技術者は日常的に利用している。そこで、特許文献だけでなく、このような文献情報の提供を促すことで、特許審査の質の向上を図る。

具体的には、次のような流れの制度である。

先着順による情報提供の受付

担当審査官に提供情報通知

出願人の提供情報を通知

審査官が拒絶理由通知に採用できるか検討

出願人が審査請求取下や自発補正を検討

採用

不採用

請求取下

自発補正

提供者に特典付与 従来の通りの審査へ 滞貨減少 情報提供が拒絶理由一回分に相当 なお、審査官への提供情報への通知の際には、提供者を匿名にして、情報を判断する際にバイアスがかからないようにする必要がある。また、出願人への提供情報への通知の際にも、提供者を匿名にして情報提供者と出願人との関係に配慮する必要もある。

このようにして情報提供に対して特典を提供することで、情報提供という行為に対するインセンティブをもたらすことができる。企業によっては、情報提供によって、権利化を阻止できると、情報提供した従業員に対しで、報奨金を出しているところがあると聞く。このような企業内の制度を特典付与によりバックアップし、より一層の情報提供を促すことができる。従来の情報提供制度では、進歩性が疑わしい出願の権利化を防止できるというメリットが情報提供者に存在しているが、他者出願のウォッチング、提供資料の準備といった労力を要するため、提供者側の負担も大きい。そこで、労力を少しでも埋め合わせることのできるインセンティブを付与することで、上記メリット以上に情報提供へのモチベーションを向上させようとするのである。

また、この提案は公衆審査の役割を担うことができる。公衆審査が有効なことは付与前異議制度下では、異議成立率が平均38%(昭和60年~平成6年)であったことから充分に裏付けられている。そして、今回の活用策は、付与前異議のように迅速な特許権付与への悪影響をもたらすものではなく、審査開始から審査終了までの時間には影響しない。また、公衆審査については、米国でも実施されつつある(パテント・コミュニティー・レビュー)。これらのことから、この活用策は充分に効果が期待できる。

メリット

情報提供者、特許庁、特許出順人それぞれにとっての期待できるメリットは以下のとおりである。

1.情報提供者

- ・権利化を防ぎたい特許出願の安易な権利化を防止できる。
- ·審査に利用された情報を提供すると、特典によって、自分自身の権利化や権利維持のための 費用が軽減される。
- ・インセンティブの設定により、他者の権利化の動向に注意を払うようになり、他者の特許権の 侵書を未然に防止できる。
- ·情報提供の際に、特許に対する各種のリテラシー(検索能力、明細書読解能力)が要求されるので、知財リテラシーが向上する a
- ・知財リテラシーが向上することで、重複研究開発の防止、進歩性のない出願の抑止が期特で きる。

2.特許庁

- ·審査官が新規性·進歩性の判断するという行政の公的な機能を維持したまま、下記のメリットを 享受でき、特許審査制度への信頼性を高めることができる.
- ・審査に利用した情報に対してのみ特典を付与するので、コストパフォーマンスよ〈審査に使える情報を得ることができる。(AMARIプランに明記されている審査コストの削減目標の達成にも寄与するものである。)
- ・審査請求取下げを期待できる。
- ・自発補正を促すことで、オフィスアクションの回数を低減できる。
- ·情報提供をとおして、提供者の特許に対する各種のリテラシー(検索能力、明細書読解能力)が 向上するので、知財人材の育成につながる。
- ·有効な情報提供のある案件を検索外注の発注対象から外すことで、限りある外注枠を効率的に利用できる。
- ・情報提供のある案件の審査において、サーチ負担が軽減される。

3.特許出願人

- ・審査着手前に、提供された情報を得ることで、取下げの検討が行いやすくなる。また、取下げ に至らずとも、自発補正を行うことで早期な権利獲得が可能になる。
- ・他社からのウォッチングを意識することになり、技術流出を恐れて、権利化に適さないノウハウのような内容の出願を抑えるようになる。
- ・無効理由を内在する可能性が低い、つまり法的安定性の高い特許権を成立させることができる。

導入にあたって検討を要する事項

- ・ノイズとなるような情報提供の排除スキーム
- ・多量の情報提供を処理する体制づくり
- ·特典付与による収入の減少(ただし、現行、検索外注では約7万円/件以上費やしていること、有効な情報のみに特典を付与することを考慮すると、検索外注よりも費用対効果が高い水

|準で運用することが可能であり、検素外注の一部代替手段になる可能性すらある。)

なお、上記提案は現行の情報提供制度と同様の情報提供形態を想定しているが、ポイントを 絞って情報を募集するという観点からは、情報提供を促すための掲示板の設置という形態も考 えられる。

これは、審査官が当業者の技術レベルを勘案して、進歩性がなさそうという心証を抱いても、 証拠となる文献等を見つけられなければ、特許査定せざるをえない状祝を改善するためのもの である。そこで、審査官と情報提供者が利用できる掲示板を設置して、審査官が欲する情報に 絞って効果的に募集する。

具体的には次の流れである。

審査官が探している技術文献の内容を掲示板に書き込み、期限付きで情報を募集する。 該当する内容が記載された技術文献を知っている閲覧者が情報を書き込む。 情報が審査に使われた場合には、特典を付与する。

また、今回の提案を実行するにあたっては、先行技術文献の検索を容易にするためのツール を提供することで実効性が高まる。そこで、2014年に公開が予定されている特許庁の特許検 索システムの開放を前倒しで実行するべきである。